

## 決算審査特別委員会

8月28日（水）午後3時27分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
- 3 副委員長の互選について
- 4 その他

○出席委員（11名）

1番	吉本秀二	委員	2番	森一人	委員
3番	大野敏行	委員	4番	長島邦夫	委員
5番	青柳賢治	委員	6番	吉場道雄	委員
7番	河井勝久	委員	8番	川口浩史	委員
10番	松本美子	委員	11番	安藤欣男	委員
12番	渋谷登美子	委員			

○欠席委員（1名）

9番 清水正之 委員

---

○委員外議員

佐久間 孝光 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
主席主査	新井浩二

---

○佐久間孝光議長 それでは、会議を始めさせていただきます。

初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の安藤欣男委員さんに臨時委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

[安藤欣男臨時委員長、委員長席に着席]

○安藤欣男臨時委員長 それでは、最初に申し上げますが、清水委員につきましてはこの席につきましては欠席ということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎開会の宣告

○安藤欣男臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 3時28分)

---

◎委員長の互選

○安藤欣男臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

どうぞ。

○森 一人委員 立候補します。

○安藤欣男臨時委員長 ただいま立候補しますという発言がございました。ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 なしということでございますので、森委員を……

〔「いや、立候補、誰がするか」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 本人から立候補しますという。

ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 異議があれば。立候補しますと言ったのだから。

〔「立候補方式にしますというんじゃないの」〕

と言う人あり]

○安藤欣男臨時委員長 そうではない、立候補しますと言った。よく聞いておいてください。

立候補のご意見がございいますので、これに対しましてご異議がないということでもよろしゅうございいますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、森一人委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました森一人委員長から当選のご挨拶をお願いいたします。

○森 一人委員長 予算も決算も含めまして4回目の特別委員長ということですので、しっかりと私なりに頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。(拍手)

○安藤欣男臨時委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員長を交代いたします。

〔森 一人委員長、委員長席に着席〕

○森 一人委員長 それでは、委員長を交代いたします。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎座席の指定

○森 一人委員長 それでは、座席の指定を行います。

座席は議席番号順に1番から11番といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人委員長 なお、最終番席は委員長席といたします。

ご異議なしと認めます。よって、座席は議席番号順に1番から11番とし、委員長席は最終番席とすることに決しました。

それでは、指定いたします。1番席、吉本秀二委員、2番席、大野敏行委員、3番席、長島邦夫委員、4番席、青柳賢治委員、5番席、吉場道雄委員、6番席、河井勝久委員、7番席、川口浩史委員、8番席、清水正之委員、9番席、松本美子委員、10番

席、安藤欣男委員、11番席、渋谷登美子委員、12番席、私でございます。以上であります。

---

◎副委員長の互選

- 森 一人委員長 これより副委員長の互選を行います。  
どのような方法により行いますか、お諮りいたします。  
長島邦夫委員。
- 長島邦夫委員 指名推選を。
- 森 一人委員長 指名推選の声がありましたが、よろしいでしょうか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 森 一人委員長 では、副委員長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。  
それでは、指名をどうぞ。
- 長島邦夫委員 青柳賢治委員をお願いいたします。
- 森 一人委員長 ただいま青柳賢治委員が副委員長に指名されました。  
ほかにございますか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 森 一人委員長 ただいま指名されました青柳委員を副委員長の当選人と定めること  
にご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 森 一人委員長 ご異議なしと認めます。  
よって、青柳委員が副委員長に当選されました。  
ただいま副委員長に当選されました青柳委員から就任のご挨拶をお願いいたします。
- 青柳賢治副委員長 森委員長がですね、スムーズに進めていただけるようにフォロー  
してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
- 森 一人委員長 ありがとうございます。
- 

◎その他

- 森 一人委員長 次に、決算審査の順序についてお諮りいたします。  
お手元に決算審査特別委員会令和元年決算審査予定表をお配りいたしました。初日

に配っています。審査の順序は、配付した表のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたしたいと思います。

次に、平成30年度事業現地調査の件についてお諮りいたします。平成30年度事業において、現地を確認することが必要な事業等ございましたら、ご意見をお願いいたします。もし今すぐぱっと出てこないようであれば、正副と事務局で話し合います。…

〔「案を出して……」と言う人あり〕

○森 一人委員長 これから決めさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 子ども・子育て支援センターは、今年になるのかしら。健康増進センターの。

〔「30年度の決算です」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 わかりました。

○森 一人委員長 そういうところがでかい事業になるのかもしれないですね。

○渋谷登美子委員 去年ではないですよ。

〔「いや、30年度です」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 開館があれだったのだね。

○森 一人委員長 よろしければ、正副と事務局で話し合いさせていただいて、そういったところも含めながら決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人委員長 それでは、現地調査の場所については、今後正副、事務局で話し合いをさせていただきます。

以上といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○森 一人委員長 これにて委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時36分)

## 決算審査特別委員会

9月6日（金）午前9時00分開議

- 議題1 「平成30年度決算事業現地調査」
- 2 「認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	吉本秀二	委員	2番	大野敏行	委員
3番	長島邦夫	委員	4番	青柳賢治	委員
5番	吉場道雄	委員	6番	河井勝久	委員
7番	川口浩史	委員	8番	清水正之	委員
9番	松本美子	委員	10番	安藤欣男	委員
11番	渋谷登美子	委員	12番	森一人	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

佐久間 孝 光 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	菅 原 浩 行
主 席 主 査	新 井 浩 二

---

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副 町	長
青 木	務	参事兼総務課長
木 村 公 正		総務課庶務・人事担当副課長
清 水 延 昭		総務課財政契約担当副課長
山 岸 堅 護		地域支援課長
青 木 正 志		地域支援課政策創生担当副課長
贄 田 秀 男		地域支援課人権・安全安心担当副課長
村 田 朗		税 務 課 長
馬 橋 透		税務課課税担当副課長
岡 野 富 春		税務課収納対策室長
高 橋 喜 代 美		町 民 課 長（戸籍・住民担当副課長兼）

柳	澤	純	子	町民課戸籍・住民担当主席主査
大	島	行	代	町民課保険・年金担当副課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
大	島	真	弓	会計課会計用度担当副課長
永	島	宣	幸	教 育 長
堀	江	國	明	代表監査委員
畠	山	美	幸	監 査 委 員

---

◎委員長挨拶

○森 一人委員長 皆さん、おはようございます。若干定刻より早いですが、始めさせていただきます。

本日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

現地調査及び審査を本日から行います。よろしく願いいたします。

---

◎議長挨拶

○森 一人委員長 それでは、ここで議長に出席をいただいておりますので、佐久間議長からご挨拶をいただきます。

○佐久間孝光議長 おはようございます。きょうは現地調査ということで、説明員の方々にはいろいろ願いますけれども、ぜひよろしく願います。

また、天候のほうが大変暑くなるような予報も出ておりますので、健康にも注意しながら現地調査のほうを進めていただけたらと思っておりますが、よろしく願います。

○森 一人委員長 ありがとうございます。

---

◎町長挨拶

○森 一人委員長 次に、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

○岩澤 勝町長 おはようございます。きょうから決算審査をいただくわけですが、平成30年度の決算、そして令和元年の決算特別委員会ということでございまして、これからの議会の中でも歴史の中に残る1年の決算になるのではないかと思うのですが、こういう形で時代が変わって令和を迎えたという形になっていくと思っておりますので、職員のほうも一生懸命答弁させていただきますので、よろしく願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○森 一人委員長 ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○森 一人委員長 ただいま出席委員は11名であります。清水委員におかれましては、午前中は欠席で、午後から出席となります。

定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。  
これより開会いたします。

(午前 9時00分)

---

◎開議の宣告

- 森 一人委員長 直ちに本日の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

---

◎委員会開会日の決定

- 森 一人委員長 委員会の開会日につきましてお諮りいたします。  
本委員会の開催は、本日9月6日、9日、10日及び11日の4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 森 一人委員長 ご異議なしと認めます。  
よって、本委員会の開催は、本日9月6日、9日、10日及び11日の4日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

- 森 一人委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件まで及び議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算議案6件及び議案第47号の1件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日より4日間、堀江代表監査委員、畠山監査委員にご出席いただくことになっております。

最後に、今委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長よりの諸般の報告を終わります。

---

#### ◎審査の方法

○森 一人委員長 審査の方法についてお諮りいたします。

申し合わせのとおり、認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付資料を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。その後、認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの審査を順次行いたいと思います。最後に、議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号及び議案第47号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件につきましては、総括質疑をする委員は9月9日月曜日の午後1時までに委員長に届け出てください。

---

#### ◎現地調査

○森 一人委員長 それでは、これより決算審査特別委員会現地調査を行います。よろしく願いいたします。

現地調査 午前 9時03分

現地調査箇所：健康増進センター改修工事

水位表示板設置工事

第1浄水場N○. 1 送水電動弁及び第2浄水場電灯分電盤更新工事

第1浄水場N○. 2、N○. 3 送水電動弁等更新工事

現地調査終了 午前10時30分

休 憩 午前10時30分

---

再 開 午後 1時26分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第1号の質疑

○森 一人委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

初めに、質疑について申し上げます。質疑を行う場合、会議規則第54条第3項、議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないと規定されております。このことを遵守していただきますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。また、質疑をするに当たり、決算書、説明書のページ数がはっきりとわかる場合には先におっしゃってください。質疑の回数は1問につき3回までとしますので、ご了承承願いたします。

次に、説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時27分

---

再 開 午後 1時29分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、

説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

吉本委員。

○吉本秀二委員 それでは、決算書の7ページ、この中で負担金の収入未済額があるのですけれども、これの内容をお願いいたします。

それと、次のページの諸収入の未済額、これの内容をお伺いします。

それと、平成30年度決算における未申告者の数、これをお願いしたいと思います。

それと、非常に徴収率が全てにおいて上がっているわけなのですけれども、大変努力されたのだと思います。どういった点が評価されるか、これをお伺いしたいと思います。

それともう一点は、外国人の納税者数の数を教えていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人委員長 それでは、順次答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 すみません。最初の質問と2つ目の質問、決算書の7ページと9ページ、負担金の収入未済及び諸収入の収入未済ですが、こちらは税務課ではなく…

〔「負担金のほうは子育て支援課」「そうですか、わかりました。失礼いたしました」と言う人あり〕

○村田 朗税務課長 ではございませんので、申しわけございません。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、平成30年度の未申告者数についてお話しいたします。

こちらにつきましては、平成30年度は41人となっております。当初174人未申告者いましたので、こちらのほう勧告しまして、133人の方に申告していただきました。

それから、外国人の納税者につきましては集計が出ていませんので、お答えできません。

以上です。

○森 一人委員長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 私のほうから、徴収率の関係でお答えさせていただきたいと思  
います。

主要な施策の14ページをごらんいただきたいと思います。よろしくお願  
いします。こちらに町税の関係で、現年度分、滞納繰り越し分ということで掲載させてあります。  
一番右が徴収率でございます、各税目ともに平成29年度を上回っている状況でござ  
います。平成30年度は、収納対策室、5名の体制で行いました。そして、県税のほう  
から、県税の在勤型派遣ということで、そのような業務を行っていただきまして、県  
税のご協力もございました。また、収納対策室、嵐山町の職員1名、こちらが研修と  
いうことで県税で4カ月研修業務を行い、税務課のほうへ戻ってまいりました。その  
ような県税の協力、そして県税に研修に行きまして、そのノウハウを持ち帰っていた  
だいて、対策室の職員に影響というか、研修なり進め方等ノウハウを教えて、そうい  
うものが伸びている原因かと思えます。

以上です。

○森 一人委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 そうしますと、まず未申告者の関係ですけれども、最終的にはかなり  
少なくなって、41人までに絞ってこられたと。大体もう41人ぐらいまでに絞ってくる  
と、この後なかなか難しい、実際に徴収できないような、そういう申告していただ  
けるような状況にない人が多いということなのか、それを1点お伺いします。

それと、徴収率の上がった関係で、5名体制でやったと、それと県税派遣をいた  
だいて対応したということなのですからけれども、これは県から派遣いただいたのは1名と  
いうことでよろしいのでしょうか、それをお伺いしたいと思います。

外国人のほうはわからないと。

それと、コンビニとか、あるいは口座等、そういった割合の徴収の状況がわかれば  
教えていただきたいと思えます。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、未申告者の関係をお答えいたします。

こちらにつきましては、1年に2回または3回、未申告者の方に通知を出しまして、  
申告していただけるよう促すこと、それから国民健康保険税の関係もありますので  
けれども、未申告ですと軽減がかからないということもありまして、そういった関係から  
も申告してくださいということで呼びかけをいたしますので、年間最低3回は声かけ

するような形になっております。今現在41名の方が未申告という形なのですが、委員さんおっしゃったとおり、これぐらいになりますとなかなかこちらで促しても申告していただけないというのが現状です。

以上です。

○森 一人委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうは県税の派遣の件でお答えをさせていただきます。

先ほど課長のほうからお話ございましたが、派遣といいましても、実際嵐山町の役場のほうに来て勤務するのではなくて、県税事務所にいながら嵐山町のそういった案件の滞納整理をしていただくという、そういうやり方でやっていただきました。30年度は、先ほども課長からお話があったとおり、町の職員も1人行っていますので、町の職員と、あと県税の職員が一定の案件を持って進めていただいたと、そういったような状況になっています。

以上です。

○森 一人委員長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 コンビニ、口座振替の率の関係でお答えさせていただきます。

まず、全税目でお答えさせていただきますが、窓口、コンビニ、口座振替ということですが、窓口が29%です。コンビニが26%、口座振替が45%、こちらは件数で申し上げました。

以上です。

○森 一人委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 それと、正式にはまだ出ていないかと思うのですが、徴収の状況におきまして、埼玉県内でどういった状況になっているか。これだけ上がったということは、かなり上に上がっているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人委員長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

県での徴収率、この順位ですが、嵐山町は7番目になりました。28年度が12位、29年度が10位、30年度が7位という結果でございました。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 62ページ、63ページでちょっとお尋ねしたいことがあります。

町税還付事業、まず下の表がありまして、固定資産税還付金、延べ件数2件、還付加算金、延べ件数2件、実件数3件となっているのですけれども、この見方はどういう見方をすればよろしいのかと、この固定資産税の中身は何であるか。

もう一つ、63ページ、利益相当額の192万5,900円を延べ件数1件に対してお支払いしたと。中身は何で、何年分の利益相当額に値するのか。

その2点、お尋ねしたいと思います。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、まず初めに還付金、それから還付加算金の表の見方なのですけれども、こちらはまず還付金ということで2件還付しております。還付加算金のほうなのですけれども、こちらの表に出ているのが歳出還付という形になっているものなのですけれども、実際は歳入還付という形もありまして、現年のものを現年中に返す場合は、この表には出てこないものがあります。そちらのほうで1件還付加算金が発生しましたので、そちらで1件とカウントしますので、実件数が3件という形になります。

それから、返還金のほうなのですけれども、こちらにつきましては内容といたしまして、平成12年建築の鉄骨鉄筋コンクリート造の物件なのですけれども、こちらにつきましては評価誤りというものが発覚しましたので、こちらについて還付する際に、地方税法で決められている5年間、こちらを超えた部分につきましては最高10年まで返せるという要綱がありますので、そちらのほうで5年分返したものであります。その5年間の還付金に対して、還付加算金という形では返せませんので、ちょっと名目上利息相当額ということで返還しております。

以上です。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 私は、先の62ページの表が還付金を返す会社なり個人なり2件あって、その2件に対して還付加算金がおかつこれだけ生じてしまったよという見方をしたのですけれども、そうではないのですね。これは、固定資産税ですけれども、中身は何だったのでしょうか。

それと、こちらの平成12年に建てた建物であったということは、この時点でそれが発覚したのはどういう状況で発覚されたのでしょうか。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 発覚した内容なのですけれども、こちらの経緯を簡単にご説明しますと、まず30年度の固定資産税の納付書を発行した際に、審査申し出という形で、こちらのほうに評価がちょっと違っているのではないかとということで審査申し出というものがありました。こちらは、ある物件の所有者が税理士事務所のほうに委託しまして、そちらの税理士のほうからちょっと評価が違うのではないかとということで審査申し出というものがありましたので、内容についてこちらで精査しまして、その内容がほぼ間違っていないということでしたので、さかのぼって評価のやり直しをして、実際は平成12年ですので、その当時でもう17年ぐらいはたっているわけなのですけれども、最高10年間返還できるということで、その10年間分を返還したというものです。

〔「固定資産税の中身」と言う人あり〕

○馬橋 透税務課課税担当副課長 固定資産税の還付の中身なのですけれども、こちらは両方とも評価誤りという形で、今のは固定資産税評価するときの評価が違っていたということで、さかのぼって還付しているという形です。

以上です。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 そういう過去の物件で評価誤りが結構出てきたということで、今後そこに対する対策ということなんかは立てていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 具体的な対策というものは立ててはいないのですけれども、今回の評価誤りにつきましては、非木造建物で大きい物件ですので、当初県税事務所のほうに依頼した物件です。こちらにつきましては、審査申し出があった時点で、過去にお願いした大きい建物については評価誤りがあるかどうかこちらで一応精査しまして、今のところ見つかっていないという状況です。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 平均所得、平成30年度、それと復興税が幾らになったのか。

○森 一人委員長 14ページでよろしいですか。

○川口浩史委員 14ページでも16ページでもいいですけども、復興税がね。

それから、差し押さえ件数と、どのような処理をしたのか。

それから、16ページの法人の関係なのですが、昨年から若干は下がっているのですけれども、昨年並みの額を確保しているわけですよ。事業所は堅調というふうに見えるのか、ちょっと見方を伺いたいのと、事業所的にはどういう事業所が維持してきて、下がってきている、あるいは大きく伸びた、そういう事業所はあるのか伺いたいと思います。

それから、資本金1億円超の会社は何社あるのか伺いたいと思います。

それと、先ほどの63ページの評価誤りなのですが、これちょっとよくわからなかったのですけれども、初め平成12年に鉄骨鉄筋の建物だというふうにおっしゃったのですけれども、後半になって木造で大きい建物だと言ったような気がしたのですけれども、これどっちが正確なのか。

〔「非木造」と言う人あり〕

○川口浩史委員 非木造と言ったのか。「非」が聞こえなかったのだな。では、それはいいです。

具体的に評価の誤りというのは、何を誤ってしまったのか、これはお話しすることできないでしょうか。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、まず平均所得についてお答えいたします。

こちらにつきましては、まず給与所得者、こちらが299万7,000円、営業等所得者318万4,000円、農業所得者216万1,000円、その他所得者174万1,000円、土地等の譲渡所得者、こちらが788万8,000円、合計の平均といたしまして284万6,000円となっております。

それから、復興税ですけども、こちらにつきましては均等割者数が9,147人に対して、1人当たり500円徴収しておりますので、457万3,500円となっております。

〔「すみません、もう一度言ってくれる、総額だけで」と言う人あり〕

○馬橋 透税務課課税担当副課長 総額457万3,500円です。

1つ質問飛ばしまして、法人税の関係をお答えいたします。こちらにつきましては、今川口委員おっしゃったとおり、若干の減はあるのですけれども、相変わらず企業のほうで実績は維持されているのかなという印象ですが、昨年もお答えしたとおり、製造業のほう为好調かと思われます。30年度につきましては、200万円以上の調定額がある企業が16社ありますけれども、そちらの中で製造業が7社、小売り販売業が4社となっております。

それから、資本金1億円を超える法人ですけれども、こちらのほうは58社、その中で法人税割を納めている企業が44社となっております。

続きまして、先ほどの固定資産税の評価誤りの内容なのですけれども、こちらにつきましては鉄骨鉄筋コンクリート造という建物になります。こちらの鉄骨の部分なのですけれども、通常鉄骨造ですと耐火被覆といいまして、鉄骨のほうに何か燃えにくいものを吹きつけるなり巻くなりして、耐火被覆ということを施して火事とかの対策にするわけなのですけれども、鉄骨鉄筋コンクリート造につきましては、鉄骨の周りにコンクリートを固めますので、通常耐火被覆という作業は要らないものなのですけれども、今回の当初の評価が鉄骨鉄筋コンクリート造にもかかわらず、耐火被覆というものを施しているという評価をしていたのです。ですので、耐火被覆というものがすっかり余計な評価になってしまったと。それを結局取り除くということなのですけれども、主体構造部といいまして、建物の一番躯体となるところなので、評価額が非常に高いので、影響額がちょっと大きかったという形になっております。

以上です。

○森 一人委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは差し押さえの件数とその内容につきましてお答えをさせていただきます。

まず、件数の多い順でお答えをさせていただきます。預金の差し押さえが91件、所得税の還付金が23件、給与の差し押さえが11件、生命保険の差し押さえが4件、あと出資金の差し押さえが2件、売掛金の差し押さえが2件、あとは年金ですとか賃料、差し押さえの債権の残余金がそれぞれ1件ということで、合計で136件といったような状況になっております。

あと、処理というご質問があったかと思えますけれども、その流れといたしまして

は、例えば預金の差し押さえであれば、最初に督促状ですとか、そういった催告の通知を送りまして、それでも反応がなかったり納付がなかったりという方については、銀行等の財産の調査をします。その財産の調査に基づいて差し押さえの調書をつくって、近いところであれば臨店して差し押さえをしたり、あるいは郵送でも可能ですので、そういった形で差し押さえをしている状況です。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 平均所得は、昨年よりちょっと上がっているのですか。ちょっと私の計算が間違っていたらあれですけども、これ調定額見ると、昨年より上がっているのか。では、いいです。わかりました。

ちょっと差し押さえの件ですけども、これ年収的にはどうなのですか。例えば300万円程度で差し押さえられてしまうと、なかなか生活というのは大変だと思うのです。年金もこの中で1件あったということですけども、300万円以下で差し押さえをしたという例は、この中にはあるのですか。

○森 一人委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えをさせていただきます。

委員さんのご質問は、300万円以下ということですが、ちょっと300万円以下ですと集計してなくて、収入200万円以下ということで。全体では、先ほど申しましたとおり136件で、実際200万円以下の方というのは28件で、割合で申し上げますと約11.7%といったような状況です。委員さんのご指摘にありましたが、年収の少ない方ですと生活が苦しくなってしまうのではないかというご質問ですけども、仮に給与の場合ですと、差し押さえの禁止額というのがございまして、それに基づいてやっているわけですけども、ほかの預金等についてもそれに基づいてやっておりますので、法律に基づいてやっていますので、生活がそれによってもう立ち行かなくなるとか、そういった状況はないというふうはこちらでは考えております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけなのですけども、今質問が出ていた62ページの固定資産の評価の件ですが、聞いている話によると、恐らく法人かなというふうに思うのですが、

その確認と、その評価というのは職員さんが皆やっているのではないかなというふうに思います。再発防止についてもお聞きはしましたですけれども、その後の対策というのは、ある程度見直しを際どいところはしたのかどうか、その点だけお聞きをしておきたいと思います。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 固定資産税の相手先ですけれども、委員さんおっしゃっている法人でございます。

それから、その後の対策なのですけれども、先ほども申し上げたのですが、非木造の大きい建物につきましては、県税事務所のほうにお願いして評価をしていただいていますので、そちらを鵜呑みにすることなく、こちらでも検証してから課税するという形にかえております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 14ページなのですけれども、法人の未収金が出ているのですけれども、これはどういう理由からなのですか。

それから、同じく次の15ページなのですけれども、特別徴収分と法人町民税分を時効で落としているわけなのですけれども、これはどういう対応をしたのだけれども、納められなくて落とさざるを得なかったという状況があるのでしょうか。

それから、64ページなのですけれども、先ほどコンビニ収納が26%というふうに報告あったのですけれども、指定金融機関と、それからコンビニ収納と手数料が違うと思うのですけれども、手数料はそれぞれどのくらいなのですか。

それから、最後なのですが、町税還付で1,800万円の還付が出ているのですけれども、不用額として283万円残っているのですが、これ還付の部分を見込んだ不用額を残したということなのでしょうか。この不用額、割合からするとそうでもないのですけれども、不用額の額としては随分残っているなという感じがするのですが、その不用額は還付の部分を見込んだ不用額ということになっているのでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 順次答弁を求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうは、まず14ページの徴収実績表の法人の滞納というか、収入未済につきましてお答えをさせていただきます。

まず、上の現年度分の法人の収入未済額ですけれども、これは会社が2社でして、割と小規模な法人になっておりまして、それが2社です。そのうちの1社については、これは5月末時点の数字なのですけれども、6月に入ってから4万5,800円納付がございましたので、今現在現年分の法人の収入未済額については5万円といったような状況でございます。

〔何事か言う人あり〕

○岡野富春税務課収納対策室長 続けて大丈夫ですか。

先ほど1社納付があったということなのですけれども、もう一社も納付があって、現在現年度分の法人の収入未済額についてはゼロといったような状況です。

続きまして、その下の滞納繰り越し分の法人ですけれども、こちらも会社が2社ありまして、この2社とも現在会社の実体がないようなものですので、なかなか回収が難しいかなというふうに考えております。

続きまして、15ページの不納欠損の処分の状況ですけれども、個人町民税の特別徴収分の時効ですけれども、これはいろいろこちらから納付の催告をしたりですとか、そういった整理を進めてきたのですけれども、なかなか回収には至らず5年たってしましまして、これは時効になったものでございます。法人町民税の1件の5万円については、これも会社の実体がなくて、やむを得ず欠損したものでございます。

続きまして、コンビニ収納の手数料ですけれども、これは1件当たり57円に消費税になっています。口座振替の場合は、1件当たり10円に消費税で、銀行とか窓口でお支払いする場合、収納の指定の金融機関であれば、現在は手数料はなしということで対応していただいている状況です。

以上です。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、還付事業の不用額の関係をご説明いたします。

こちらにつきましては、町民税の還付金と数字がちょっと似ているのですけれども、こちらは偶然ということですよ。283万円残ってしまったのですけれども、こちらにつきましては先ほど来ご説明している大きい金額の還付につきまして、30年9月議会で

承認いただきました補正予算のほうで対応しておりますので、こちらにつきましては必ず返さなければいけない金額、その金額を補正させていただきました。そのために、当初から残が幾らかあったわけなのですけれども、還付につきましては、例年そうなのですけれども、いつ発生するかわからない状況というのがありますので、当初予定していた還付金には手をつけずに、必ず返さなければいけないその金額を補正させていただきましたので、結果として280万円残ってしまったという形です。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、現年の町民税は回収できるという認識でいいのですか。

やっぱり法人や特別徴収は、基本的には会社が役場のほうに納入するのだと思いますけれども、どういうふうなルートで納入されるのですか。通常だと、未納なんてあり得ないというふうには思うのですけれども。やっぱり実体がないというのは、もうしようがないのかなというふうには思うのですが、現年をどうやって徴収するかなのだと思うのです。特別徴収なり法人町民税、もう本来は入ってくるのが当然だというふうには思うのですけれども、どういうルートで役場のほうに納入されるのでしょうか。

それから、コンビニ手数料というのはほかの金融機関の手数料から比べると高いのですけれども、何か理由があるのですか。2点だけ。

○森 一人委員長 清水委員、スイッチをお願いします。

○清水正之委員 ああ、ごめんなさい。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 まず、特別徴収と法人町民税の課税の仕方なのですけれども、流れといたしましては、特別徴収につきましてはこちらの課税サイドのほうで会社宛てに、その会社にお勤めしている方の町民税の合計額、そちらのほうを提示しまして、この月に幾ら納めてくださいということで当初お願いします。その納付書を使って会社のほうで納めていただくのですけれども、電子で銀行で納める会社もあれば、金融機関にその納付書を持って行って納めるという会社もあります。それは個々の会社によって納め方はまちまちなのですけれども、仕組みとしては個人の方が町に納めるのと同じような形になります。法人町民税につきましては、法人のほうから申告していただいて、事業年度が法人それぞれ違いますので、こちらで決めるのではなく、法人サイドのほうで事業年度終了しましたら税額決定しますので、それを

納めていただくのですけれども、その際にはこちらのほうから申告書と納付書をお送りして、やっぱり会社のほうで銀行へ納めていただくという形になります。まれに窓口に来てお支払いされる方もいますけれども、そういった形で納めますので、先ほど岡野のほうの説明しましたけれども、会社のほうが実体がわからなくなってしまうたり、後を追えなくなる場合に未納という形になります。

以上です。

○森 一人委員長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 コンビニ納付の関係でお答えさせていただきます。

コンビニ納付は、ほとんど県内の団体、市町村で導入しております。また、日本全国でもかなりの団体が導入しております。この手数料につきましては、これが31年3月現在の全国の手数料、一覧というか表がございますので、そちらを説明させていただきたいと思うのですが、コンビニ収納の導入団体が1,179団体あります。うち一番最少のところは52円となっております。最大のところは108円という1件当たり手数料になっているようです。嵐山町は57円プラス税ということで、全国の206団体の中に入っている状況です。一番多いところが60円から65円の手数料となっております。

コンビニ収納につきましては、平成23年度から導入した経緯がございます、収納率の向上ということで、ベンダーのほうでいろいろと見積もりをいただき、各近隣の市町村は恐らく同額だと思います。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 町民税なのですけれども、特別徴収で時効で落としてしまうというのはもったいないなというふうに思うのです。本人からすれば、給料から天引きで会社のほうに納めているわけですから、本人の責任ではないのだと思うのです。会社のほうがむしろその徴収部分をためて役場のほうに納めないというのが問題なのであって、それを時効で落としてしまう、あるいは滞納をそのままにしておくというのは、もう会社の責任なわけなので、それをこういう形で不納欠損で落としてしまうというのはもったいないなど。本来役場のほうに納められていいはずのものをこういう形で、金額は少なくとも落としてしまうというのはもったいないという気がするのです。それは、もう現年分できちっと納入してもらわないと、滞納でたまってしまうと、さっきの話ではないけれども、実体がわからなくなってしまうというのが出てきて

しまうのかなというふうに思うのです。それをやっぱり現年分できちっと把握して、請求していくという方法をとっていかないと、時効で落としてしまうというのは、むしろ入るべきものが入らないという実態がやっぱりあるというふうに思うのですけれども、それをどうやって現年分の滞納を減らしていくかというのは、徴収というのは私も経験しましたけれども、大変な部分だなというふうに思うのですが、何かあったらご回答ください。

○森 一人委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えをさせていただきます。

委員さんご指摘のとおり、従業員の方から預かったものという位置づけのもので、ほかの税金もそうですけれども、現年度中には回収というのが、それが一番の目標というか、そういうことになりますので、今後のやり方としては、ほかの税同様に、それ以上に厳しく対応して、差し押さえ等できるものがあれば早目に対応して、こういった欠損というふうにならないように対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点お聞きいたします。

説明書の18ページの町たばこ税の関係なのですが、調定額がそこに月別に出ているわけなのですが、それぞれ平均化すれば800万円代、10月だけが1,000万円になっているわけなのですが、その翌月の11月になると、またがたっと減るので、この関係について、10月はなぜ金額がふえたのかどうか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、ただいまのたばこ税の関係をお答えいたします。

こちらにつきましては、平成30年度が10月1日付で税制改正がありまして、旧3級品以外のたばこが値上げするという状況がありましたので、こちらにつきましては値上げ対策ということで買いためをされたのかなということが想像できます。その次の月からはもとに戻っているという状況かと推測されます。

以上です。

○森 一人委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、翌月は買いためがあったために、いわゆる今度は買い控えという形になったということの原因なのですか。ある程度高級たばこが売り上げが伸びたのでしょうか、その辺を聞きたいと思います。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 あくまで想像の見解になってしまうのですが、先ほど申し上げたとおり、やっぱり値上げがありますと、心情的に値上げする前に買っておこうということがあると思いますので、多く買ったものがその月で消費して、次の月ぐらいまでの分は買ってあったというような内容かなと思われます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 36ページです。20款の諸収入の延滞金、加算金及び過料、延滞金の町税延滞金です。件数が1,086件、金額が384万298円。この金額が減っているのは、滞納される額が減っていることになるのでしょうけれども、件数が1,086件ということで、前年から比較すると300件からふえているのです。その辺の背景は、担当課としてはどのように、滞納になってしまうという、ある人たちがふえているというような捉え方ができるのかなと、この内容からは思うのですが、どうなのですか、実際のところは。

○森 一人委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えいたします。

29年度と比べまして30年度の金額が減った理由ですが、29年度は滞納額が大きい方がまとめてお支払い、納税をしていただいた関係もございまして、延滞金の金額自体は30年度のほうが少なくなっているといったような状況です。

件数がふえたということで、滞納者の人数はふえたのではないかというお話ですが、各税目の滞納者の人数を集計しておるのですが、それで30年度と29年度を比べますと、人数的には30年度のほうが減っているので、あと徴収率のほうも上がっていますので、その辺の延滞金の件数がふえた理由というのがちょっと正確にはわからないのですが、少しおくれてしまったりしても延滞金が1,000円ついて

しまったりとか、そういうがあるので、担当課としてはちょっとそこまで把握はしておらない状況です。すみません。

以上です。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 では、その1,086件と、30年の主要の説明書だと781件なのです。300件ふえているわけです。それでも滞納者が減っているということでもいいのかな。

要は、これだけ滞納するという人、延滞金の人がふえるということは、やはりなかなか担税力というか、納められないというような人がふえているのではないかというふうに私は思ったので、ここを聞いたわけなのです。だけれども、今町税だとか個人に係る固定資産税全部含めていくと、延滞になってくる人の件数は減っているということで、30年度の決算はよろしいのですか。

○森 一人委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、お答えをいたします。

件数がふえているというのは、29年度よりも30年度のほうが差し押さえの件数がふえておりまして、普通に納税していただく場合は、延滞金がふえないように本税から順番に納めているのですけれども、差し押さえの場合は、取り立てができる場合には延滞金も含めて取り立てをしておりますので、そういった状況もあって件数がふえているのではないかなというふうに推察をされます。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 もう一度、そのこのところ、前年度よりも滞納者がふえているという、30年度ではないのだということでもいいのですね、そこだけ確認させてください。

○森 一人委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えをいたします。

29年度と比べまして、30年度のほうが滞納者の人数は減っております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時26分

---

再 開 午後 2時38分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 43ページにクリーニング代というのが中ほどにあるのですが、これはどういうことで支出したのか伺いたいと思います。

それから、50ページにエアハン送風機というものを修繕したと。エアハンというのはどういうものなのか伺いたいのと、次のページにチラーユニットガス漏れと空調冷媒漏れ点検があるわけですが、これどういうものなのかと、結果どうだったのか伺いたいと思います。

それから、60ページに入札契約がありますが、町内外の契約、発注状況、結果を伺いたいと思います。

○森 一人委員長 順次答弁を求めます。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、43ページのクリーニング代でございますが、こちらは賀詞交歓会で使用したテーブルクロス、こちらの汚れが発生したものですから、そのクリーニングを行ったというものでございます。

それと、50ページのエアハンの修繕でございます。こちらは、エアハンというエアハンドリングユニットというものの略の名称になっておりまして、大型の空気調和機になりまして、今回の修繕につきましては3階の廊下部分、天井から吹き出す吹き出し口のところなのですが、こちらが全く空気が出ずに、夏場非常に暑くなってしまったということで、その修繕をしたというものでございます。エアハンというのは、エアハンドリングユニットということでございます。

それから、51ページのチラーユニットガス漏れ調査委託でございます。こちらは、

チラーユニットのほうでガスが漏れているという業者さんからのご指摘をいただいて、R22のフロンガスの漏れを調査したものでございます。漏れの箇所が20カ所ほどあったというふうに伺っておりますが、その調査をしまして、漏れている箇所が判明しましたので、それを修繕して改修をしたというようなことでございます。

以上です。

○森 一人委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 私のほうからは、60ページの入札契約の結果について申し上げます。

総数で申し上げますと、発注件数は88件、そのうち町内が28件、町外が60件でございます。予定価格につきましては、合計で9億9,734万5,000円でございます。町内につきましては2億5,856万2,000円、町外につきましては7億3,878万3,000円でございます。そして、落札額につきましては、合計で8億3,132万2,000円でございます。そのうち、町内は2億4,915万5,000円、町外は5億8,216万7,000円でございます。平均の落札率につきましては、町内が93.97%、町外が82.77%、合計で86.33%でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 51ページのチラーユニットガス漏れ、これは今の時期の冷房の関係でガスが漏れていたということなのですか。ちょっとそこを確認しておきたいと思えます。

空調冷媒漏えい点検委託というのは、チラーユニットに関連して点検したということなのですか、ちょっと伺いたいと思えます。

60ページの入札契約なのですが、今聞いたばかりですから、正確なあれはわからないというか、ちょっと町外がかなり多いなという印象を持つのです。町内業者の育成というのがここ数年やっぱり弱まっているなというふうに思うのです。口では町内業者の育成に力を入れているとおっしゃいながら、こういう数字を見ると、金額ではもう3倍ぐらいですよ、発注額。落札で2倍強。そういう金額になると、どうしてこういう結果になったのかとか、どのくらいの努力をしたのか。結果もちょっとおっしゃっていただいて、町内がどうしても無理だったということではなかろうか伺いたいと思えます。

○森 一人委員長 2点になります。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私のほうから、チラーユニットと空調冷媒につきましてお答えをさせていただきます。

チラーユニットのガス漏れ調査でございますが、こちらは庁舎の外にある大きな室外機のようなものでございまして、こちらのところからフロンガスが漏れているということで調査を行ったものでございます。昨年度の夏の暑かった時期に、こちらのフロンガスが漏れているというようなご指摘があったかと思いますが、少なからず冷房がきかなかつたのも、この漏れに関するところがあるのかなというふうに考えております。こちらのほうは、修繕をいたしまして直っております。

それと、その下の空調冷媒の漏れの点検なのですが、こちらは先ほどのチラーユニットとは全く別でして、庁舎の3階にあります和室の部屋の冷房のフロンの漏れの点検でございます。こちらのほうも点検をしまして、その修繕を行って、こちらの4万5,630円というような形になってございます。

以上です。

○森 一人委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 私のほうからは、入札契約の関係についてご説明申し上げます。

30年度におきましては、主な件数としまして、業種別で申し上げますと、工事、委託、物品、コンサル、この4種類でございます。30年度におきましては、工事におきましては町内業者のほう割合としましては72.4%、残りが町外業者で、工事、建設関係につきましては、町内業者のほうかなり上回っている結果となっております。したがって、総数で多いのは、委託、物品、コンサル業、その入札のほう上回っていたということです。物品とコンサルなどは、町内に業者が存在していないものもございまして、その点につきましては町外業者がどうしてもふえてしまったということになっております。それで、30年度は、嵐なびとかの備品購入とか、そういう大きなものがございましたので、結果的に町内業者のない部類のほうが多くなってしまったという結果となっております。改めて申し上げますけれども、工事に関しては町内業者を優先して入札の結果になったということでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 なるほど。室外機の件なのですが、きょう健康増進センターを見てきて、エアコン室外機かえてつけていたわけです。こっちの庁舎の関係で、西にあるやつですよ。これは、まだまだ使えるという判断をしているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、入札契約関係はわかりました。後で先ほどおっしゃった数字、書き漏れ等があるといけませんので、印刷物でちょっといただきたいと思います。要望ですけども、いいですか。

○川口浩史委員 青木参事。

○青木 務参事兼総務課長 では、室外機というか、空調の関係でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

委員さんご案内のとおり、これまで空調に関してはたびたび修繕のほうを行ってきたわけでございます。この役場の庁舎も、こちらに移ってから23年目でしょうか、に入っておるところでございます。そういった経年劣化に伴いまして修繕を行ってきたわけでございます。この庁舎、空調に限らず、いろんな部分で今後修繕あるいは長寿命化を図っていく必要があるというふうに思っております。そういったことを全体的に今後検討して、計画立てて長らえていくと、こういった形で運用を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

46ページになると思いますけれども、職員の育成事業というものが前段のほうにありまして、こちらには内容的には講師の謝礼金や何かが入っていますから、どのような内容で講師をお願いしたのか。その下につきまして、また研修の受講者負担というものがありますけれども、30年度は何人ぐらいの方が講習を受けに行っていて、その内容についてどのようなものだったのかお尋ねをさせていただきます。

それと、51ページになりますけれども、中段ですけれども、電話交換事業というものがありまして、こちらにつきましては、前年度につきましてはお一人が臨時ということのようでした。それで、職員対応ということでしたけれども、30年度につきまし

では1人ふやしまして2人体制で臨時職員さんということになりましたけれども、やっぱり職員さんが電話交換のほうに週何回か入るということは、事業的にも無理が重なったのか、あるいはどのような内容でもとに戻して2人になったのかお尋ねをします。

それと、その下になりますけれども、自動車の公用車の関係で、借り上げの関係ですけれども、前年度よりも2台ふやして30年度は対応しておりますけれども、どのような内容で、車種等はどのようなものか、どのところに配属になったのかお尋ねをさせていただきます。

それから、54ページになりますけれども、中段ですけれども、提案型の団体補助ですが、こちらにつきましては新たにだと思っておりますが、嵐山町の告知委員会というようなものが提案型の補助金対象になっておりますが、こちらにつきましては、申しわけないのですけれども、どのような内容で、どういうことが提案型に入ってきて、何を町のほうに提案をしていかれていたのか。初めてだったと思うのですけれども、内容的に教えていただければというふうに思います。

以上です。

○森 一人委員長 4点になります。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

まず最初に、46ページの職員育成事業についてでございます。こちらに講師謝礼ということで22万7,960円ということでございますが、こちらは2回研修会を実施いたしました。人事評価制度の管理職研修会とハラスメントコンプライアンス研修、この2つの研修を実施いたしまして、それぞれの講師に謝礼を支払ったというものでございます。人事評価研修につきましては1月に実施をいたしまして、講師謝礼8万円、ハラスメントコンプライアンス研修につきましては2月18日に実施をいたしまして、14万7,960円ということで謝礼をお支払いさせていただいております。

それと、研修受講負担金でございます。こちらの内容でございますが、市町村アカデミーに1人、防火管理者研修会に1人、あと刈り払い機の講習会、こちらに8人という形で、それぞれ負担金を支払って研修会に参加をしていただいております。

続きまして、51ページの電話交換事業でございます。こちらにつきましては、29年度につきましては臨時の職員が1人で、月、水、金、週に3日勤務をしていただいております。

おりました。30年度につきましては、月曜日から金曜日まで、それを2人の職員が交代で出ていただきまして、対応に当たっていただいたということでございます。毎日1人の臨時職員さんがいらっしゃって対応しておりますので、何本か同時に外線に電話が入った場合につきましては、総務課の職員のほうで対応をさせていただいております。

あと、その下の公用車管理事業でございます。こちらにつきましては、29年度が38台で、2台ふやしまして30年度は40台という形で借り上げ料ということで計上させていただいておりますが、こちらの2台につきましては、当時の文化スポーツ課と環境課の軽貨物ということで2台増大いたしまして、40台というふうにさせていただいております。

以上です。

○森 一人委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 私のほうからは、54ページの提案型補助金の中の嵐山町告知委員会につきましてご説明申し上げます。

こちらは、平成30年度からこの提案型補助金の対象団体となっております。この団体の実施事業につきましては、嵐山町を広く外に向けて知ってもらうための映像の上映会を行っている団体でございます。平成30年12月8日にヌエックの会議室におきまして上映会を開催しております。当日の参加者は89名でございまして、東松山ケーブルテレビの取材も受けて、広くこの上映会を開催したという実績報告を受けております。

以上でございます。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、再質問をさせていただきます。

そうしますと、46ページの職員さんの育成の関係になりますけれども、こちらにつきましては、1回、2回ということで、管理職の方、あるいはハラスメントの関係ということで、こちらは管理職の方全員が受けられたというふうな理解でよろしいでしょうか。

それと、研修事項ということで、こちらにつきましては市町村のほうの関係に1名ということと、もう一名が行かれたと。それから、刈り払い機というのは、外仕事を持っている担当課の方が特に受けられたということよろしいでしょうか。

それから、電話交換の聞き方が、私のほうが少し悪かったのかわかりませんが、もう一度、すみませんが、お尋ねします。29年度につきましては、臨時職員さんが1人と職員さんがお一人で、足りないところ是对応していたというふうに伺っておりましたと思います。そういう点で、30年度の今の決算につきましてはお二人ということになっていきますので、やはり職員の対応では、仕事の関係で、職員さんがこちらの電話交換のほうに当たってしまいますと仕事が大変になるということで、お一人ふやして2人の対応の臨時職員さんだったのでしょうかと今伺ったつもりだったのですが、もう一度、すみませんが、お答えいただければと思います。

それと、2人にした要因といえますでしょうか、そういうようなものは、今私が質問しているような関係のことでよろしいでしょうか。

その下の自動車借上げの関係はわかりましたので、結構です。

それから、54ページになりますけれども、そちらにつきましては嵐山町の告知委員会というようなものが新たにできたということと、それから1年間の計画で、こちらにつきましては映像の上映会を又エックのほうでやったということのみで団体補助の事業に対応しているということで提案型が通り、こちらを1年のうちに1回のみだったのでしょうか。そのほかにも、何かもう少しやられていたのでしょうか、お尋ねします。

以上です。

○森 一人委員長 3点になります。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、職員育成事業の管理職研修でございますが、こちらは人事評価制度の管理職員、評価者の研修になりますけれども、こちらをほぼ全ての管理職員の方が出席をいただきまして、研修会を受けていただいております。

それと、研修負担金の刈り払い機の関係でございますが、こちらは外の仕事が多い課かということでございますけれども、主にまちづくり整備課ですとか農政課、そういった課が多く職員の希望がございましたので、受講をしていただいておりますが、ボランティアなどでも刈り払い機を使うこともございますし、総務課のほうでも町有地を持っておりますので、希望者につきましては隔たりなく刈り払い機の講習を受けていただいているというようなところでございます。

それと、電話交換の件につきまして、申しわけありませんでした。29年度に比べて1人ふえたということになりますけれども、こちらのほうは去年も少しお話をさせていただいておりますが、1日に大体100件から百数十件代表の電話がかかってきております。そうしますと、例えば5分に1回ですとか、10分に1回ですとか、ちょっと間隔はまちまちになりますけれども、そういったところでその都度職員が出てそれに対応するとなると、やはりそこは正直大変なところがあるのかなというふうに感じますので、専属で臨時の職員をつけていただいて電話の対応をしていただければ、総務課のほうの職員もそれに出ずに仕事に集中ができるというようなところがありますので、30年度につきましては2人雇いまして、1人ずつ交代でほぼ1日電話の対応をしていただいたというところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 54ページの告知委員会につきましてご説明申し上げます。

平成30年度におきましては、提案型補助団体は、こちらにございますように7団体ございました。ほとんどの団体が1年に1度のイベントの開催費用としてこの補助を受けているわけございまして、それぞれの団体が年間を通してそれぞれ活動はされていると思っておりますけれども、この補助金につきましてはその1回行う大きなイベントの費用として補助金を出しているものでございます。したがって、嵐山町告知委員会の30年度の提案型補助金につきましても、この12月8日の上映会のための補助金ということになっております。

以上でございます。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、また46ページの職員の関係に戻らせていただきまして、3回目させていただきます。

そうしますと、やはり大変な刈り払い機、講習に行ったとはいえども、けがとか、いろんなことが、事態が起きてくるかもわかりませんが、特別にこういうものを使う人に対しての保険というか、保険ですね、そういうようなものが組んであるのでしょうか、それとも職員のほうの全体的な保険のみなののでしょうか、それが1点です。

それから、電話交換のほうは、それでは30年度は2人体制でスムーズに実施できたというふうなことのようです。

それと、ダイヤルインのほうに、電話交換の事業を取りやめて、そちらに入りたいのだというようなことでここ何年か来ていると思っておりますけれども、そちらのほうの考え方は30年度はなくて、臨時職員さんを、職員の仕事にさせることでなく、専門で電話交換のほうに、もとに戻したというような感じでいいのですか。インのほうの考え方はなく、臨時職員さんに対応していったということでもよろしいですか。そういう考え方で。

提案型の関係なのですけれども、この6万4,000円というものは、介護の関係は6万2,000円ですけれども、それなので統一した金額の補助金というふうなことだったのですね。私は、この中でイベント関係もやるでしょうけれども、それ以外でももう少しほかに何か提案を町のほうへ出しているのかなというふうな解釈を持っていましたので、年間ではどのようなことをやっているのですかというふうな何ったのですけれども、そういうことは別に余り関係なく、イベントそのものの費用ですよということの理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 3点です。

青木参事。

○青木 務参事兼総務課長 では、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の関係でございますが、刈り払い機の講習会を職員のほうが受けさせていただいたわけでございますが、仮に公務を要因として職員がけが等を負った場合には公務災害、こういった補償というのでしょうか、対応がとれますので、もし何かがあった場合には、そのような形で一定の補償が得られると。また、見舞金という、こういった制度もございますので、そういった部分ではフォローもできるというふうに考えてございます。

それと、2点目の電話交換の臨時職員さんの関係でございます。先ほど副課長からご答弁させていただきましたが、29年度と30年度は若干体制のほうを変えさせていただいたと。その理由については、既に申し上げたとおり、29年1年間やってみて、職員の負担が若干大きかったと、本来やるべき仕事に対して影響があったと。そういっ

たことを鑑みまして、臨時職員さん2人を交代でローテーションを組んで、毎日おいでいただいたということでございます。ただ、臨時職員さんがいるからといって、一度に複数の電話が入ることも多々ございます。そういったときには、正職員のほうも当然電話の対応もさせていただきます。また、逆においでいただいている臨時職員さんの方にも、電話交換以外の仕事も、もし手がすいているようなときがあればお願いして、事務の補助もしていただいていると。こういうような形で1年間やってまいりました。

3点目の提案型の補助金の関係でございますが、先ほどご答弁をさせていただきましたが、30年度の補助対象団体となった内容については、ほぼイベント的なものが多かったというような形でございます。ただ、本来の制度の目的に資する事業を行うということで、補助金等適正化委員会の中で審議をいただいて、決定がされれば補助は当然できます。今回のこの団体の中でも、通年を通して活動している団体さんもございます。例えばらんざんハムネットという団体は、これは例えば地域で行われる防災訓練に参加をいただいて、一緒になって事業をやっていただくとか、あるいは日ごろの活動を通して嵐山町のPRをしていただくとか、こうした活動も行っていきます。そういったものもこの趣旨にかなうということで、補助対象となっているということでございます。

以上です。

○森 一人委員長 ダイヤルインの考え方については、30年度も変わらずダイヤルイン方式というのをやっぱりやっていくかということ。

青木参事。

○青木 務参事兼総務課長 大変申しわけございません。もうダイヤルインを導入してしばらくたつわけでございます。一定程度周知が図られて、かなりご利用いただいているものというふうに思っております。ただ、現実的にはまだまだ、先ほど副課長答弁申し上げましたとおり、100件からダイヤルインでなくて代表電話にかかってくるとこういったことも、それが現実でございます。今後も引き続き直通電話のほう、ダイヤルインのほうをより町民の皆様方をはじめ知っていただき、ご利用いただければ町にとってはよいことなのかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 最初に、決算書のほうで、37ページの財産収入の中で、3万6,000円なのですが、収入未済が出ているのですけれども、これはどういうわけなのですか。

それから、55ページなののですけれども、委託料と負担金と交付金の不用額。委託金であれば年度当初に委託をして、その後は落とせば使える金額かなというふうと思うし、負担金と交付金の不用額は支払うべきものがなかったのか、あるいは負担金を払う団体がなくなったということなのですか。ちょっとお聞きしたいというふう思うのですけれども。

それから、説明書のほうなののですけれども、最初に職員数と臨時職員の人数をお聞きしたいと思うのですけれども。

それから、防犯対策で、嵐山町が把握している防犯に対する団体というのはどのくらいあるのですか。何団体くらいあるか把握はしていますか。

〔「地域支援課」と言う人あり〕

○清水正之委員 ごめんなさい。

では、61ページの下なののですけれども、不当要求等の相談員報酬が払われているのですけれども、何か原因が今年度であったのですか。委員報酬が払われているということは、何か相談事なり何かがあって払ったということなのですか。

それから、ちょっと戻って申しわけないのですけれども、46ページの公務災害で見舞金が払われているのですけれども、この公務災害は何か。見舞金というか、何か災害、事故があったのでしょうか。どういう内容だったのでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 5点になります。

清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 私のほうからは、財産収入の収入未済についてお答え申し上げます。

こちらは、土地賃借料におきまして1件納めていただけなかったところがございます。大変申しわけございませんでした。こちらにつきましては、今年度分と合わせまして納入していただくこととしております。

以上でございます。

○森 一人委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私の方からお答えさせていただきます。

まず最初に、正職員と臨時職員の職員の数でございます。平成30年4月1日現在の職員数でございますが、こちらは140人でございます。臨時職員につきましては、93人でございます。

それとあと、61ページの不当要求相談事業の関係でございますが、こちらは不当要求等相談員を平成31年の1月から雇用しておりまして、報酬毎月18万円ということでお支払いをさせていただいております。1月から3月までの相談の内容というものを実績でいただいております。その中には、さまざまな苦情に関する相談ですとか、暴力団関係の相談ですとか、盗難に関する相談ですとか、不審者の情報の相談ですとか、そういったものがございまして、3カ月の間に10の案件で40回の対応をその相談員にさせていただいております。

それとあと、46ページの公務災害補償事業の関係でございます。職員公務災害等見舞金の内訳ということでございますが、こちらは2万円の支払いをさせていただいております。この内訳は2人の職員に1万円ずつということでございまして、ともに主事の職員でございますが、足を滑らせてしまって骨折をした職員と、あとは作業中に足を負傷してしまって打撲を負ってしまった職員ということでお支払いをさせていただいております。こちらは公務災害見舞金の条例に基づきまして、1カ月を超えて治癒した職員につきまして支払いをしたというものでございます。

先ほどの不用額の件につきましては、今調べておりますので、申しわけありません。以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 土地の問題なのですけれども、町有地を貸したので、料金が発生しているということですね。それは、事前に話し合いの中で、単価、面積もあるのでしょうか。このくらいの金額でという話し合いはされなかったのですか。了承をもらって貸したのではないのですか。そうだとすれば、普通こんな収入未済が発生するような案件ではないのではないかなというふうに思うのですけれども、払ってもらえないという意味がよくわからない。これ了解して貸した分に対する料金が発生しているわけですね。そういうことではないのですか。

それから、公務災害については骨折や打撲ということなのですけれども、見舞金ぐらいしか出ないのですか。骨折だとすると、何カ月も仕事ができない、ここまで来る

にも大変だろうと思うのですけれども、見舞金で済むのかなという気もするのですけれども。

不当要求の相談事業、具体的にはどういう人がこの相談に乗っているのですか。大変な仕事なのだろうなというふうには思うのですけれども。

以上ですが。

○森 一人委員長 とりあえず3点になります。

清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 私のほうから、土地賃借料の関係でご説明申し上げます。

全て町有地におきます土地の賃貸借につきましては、条例で定められた賃貸借料を積算して相手方と必ず契約は結んでおります。こちらに関しましても、平成25、26年ごろには契約をいたしまして、毎年毎年定額を納入していただいているところがございます。昨年につきましては、こちらから毎年1月に納入通知書を送付します。そして、3月末には必ず納入してくださいということで通知申し上げます。ここにしましては、その後3月31日過ぎてから、こちらのほうで確認を怠りまして、このように出納整理期間を過ぎてしまったわけでございます。相手方に確認しましたところ、確かに通知は届いてあって、それで事務手続の関係で納入することができなかったという回答でございました。相手方につきましては、ここの土地は電波塔の使用料ですので、大企業でございます。相手方にもきちんと通知して、今後このようなことがないようにいたしたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 それでは、公務災害の見舞金につきましてお答えをさせていただきます。

こちらは見舞金ですので、その職員の治癒の期間に応じて金額は変わりますが、今回の場合はそれぞれ1週間以上1カ月未満のおげがだということで、それぞれ1万円の見舞金が支払われたというものでございます。それより期間が多くなれば、見舞金の額もそれぞれ変わってまいります。その職員の治療等医療費につきましては、公務災害のほうで補てんをさせていただいて、本人というか病院のほうにも支払いをさせていただいておりますので、本人の負担等はございませんでした。

以上です。

○森 一人委員長 不当要求についてお願いします。

青木参事。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは不当要求と相談員の関係でお答えをさせていただきますというふうに思います。

この相談員さんでございますが、新たな非常勤特別職といたしまして平成31年1月から任命をさせていただいたというものでございます。内容といたしましては、昨今例えば土砂の埋め立て等々、いろんな業者さんからのお話があり、町の指導等に従わないと、こういった例もあると。こういったことから、いろんな行政対象暴力、こういったものに対して町としてしっかり対応していこうと、そういったことを目的に新たにお願いをした方でございます。実際においでいただいている方につきましては、警察で長らくお勤めをいただいた方ということでございまして、こういった関係についてはいろんな経験、知識を持ち合わせている方ということでございます。実際に配属というか、席のほうは環境課のほうにおいでをいただいているということでございまして、環境課からの相談があったり、あるいは町の中のいろんな課から知恵をおかりする、あるいは助言をいただく、こんな形で勤務のほうをいただいているという内容でございます。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 土地の賃貸借の関係なのですけれども、そうすると電波塔ということだと、ずっと引き続いて町の土地を貸しているという見方でいいのかなというふうに思うのですけれども、そういう面では会計の閉鎖期間、6月までですから、十分チェックする期間も職員の中にはあったのだと思うのですけれども、電波塔ということになると相手は企業なのだと思うのですけれども、町は道路占用も含めて新たに財源をつくって取ろうよという中で、こういう事態が、企業に貸しているのに、きっちとお金を取るべきところを取っていないというのは、これ問題なのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺どうなのですか。

○森 一人委員長 とりあえずその1点でいいですね。答弁求めます。

青木参事。

○青木 務参事兼総務課長 私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

ただいまご指摘をいただいた件でございますが、委員さんのおっしゃるとおりだというふうに思っております。総務課の事務手続についても問題があったというふうに思います。今後このようなことのないように、しっかり対応のほうをしたいというふうに思います。大変申しわけございません。

○森 一人委員長 不用額については、今のところまだ回答が来ていないということで、来てから対応していただければと思うので。

青木参事。

○青木 務参事兼総務課長 大変申しわけございませんでした。先ほどご指摘をいただきました決算書の54、55ページの不用額の関係でございます。まず、委託料と負担金補助及び交付金ということで2点ご指摘をいただいたわけでございますが、委託料に関しましては、こちらは地域支援課の関係になりまして、住民税情報システム運用管理事業中の電算委託料に、この額そのものではございませんが、105万8,000円ほど不用額のほうが生じてございます。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、決算書では349万円ほどの不用額ということでございますが、大きいもので申し上げますと、総務課の関係で埼玉県市町村総合事務組合の負担金、これは退職手当に関する負担金でございますが、不用額が300万円ほど出てございます。こちらに関しましては、退職者に係る特別負担金の額が見込んだものと実際に請求があつて支払ったものと、この差が300万円ほどあつたということでございます。確かに額的には、大変大きい額だなというふうに思います。こういった不用額についても、今後精査をしまして、できるだけきちんと予算に反映できるように形で努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 例えば委託料の場合は、契約を年度当初にしますよね。それで、補正減をするというような方法はとらないのでしょうか。1点だけ。負担金も同じようなことが言えるのだと思うのですけれども。

○森 一人委員長 青木参事。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁をさせていただきましたが、この委託料中のほとんどの部分については、地域支援課で担当している電算委託料ということでございますので、具体的に内

容までは把握をしておらないところでございますが、ただ町の基本的な考え方、事務処理の仕方としては、当然契約が成立をすれば、差金が発生をしておるとすれば、それはきちんと補正予算というような形で減額をしていくと、こういった形で財政担当としては各課に対しては通知をしておるところでございます。ただ、額の大きいものについてはそのような形をお願いをしておりますが、額の小さなもの、軽微なものについては、決算で不用額としてあらわすと、こういったこともそれはそれで必要なことだというふうには思っております。今後ご指摘をいただいたこともございますし、各課に対しては、補正予算に間に合うようであればきちんと補正の中で対応してもらうように改めて通知をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 39ページです。町債が千年の苑事業、観光手芸用施設整備事業、いろいろと出ていますけれども、ほぼ借りの年月日が令和元年5月29日というのがずっと21款の土木債まで出ているのですけれども、この中で低利の時代ではあるのですが、同じような契約内容にありながら、0.35であったり、0.32であったり、ちょっとその辺の利率が違っていてもあるのです。担当課としては、できる限り収入をふやしていく意味では検討しているのしょうけれども、その辺のところについては、どのように理解したらよろしいのですか。

○森 一人委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 お答え申し上げます。

こちらの町債につきましては、財政融資資金並びに臨時財政対策債以外の起債につきましては、民間資金として金融機関を指名して入札方式によって借入先を決定しております。令和元年に5月に借り入れているということにつきましては、事業が全て完了した後に起債額を確定させた後、各金融機関にこういう起債があるので、参加してくださいということで通知いたします。そして、入札当日に各金融機関が集まっております。1本1本この事業債はどこ、この事業債はどこということで、一番低利な金融機関に対して借り入れを行っているものでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、この21款町債の土木債の中で、埼玉りそな銀行の東松山支店から、令和元年5月19日に利率が0.35%、それからその下には令和元年5月29日、利率0.32%と。この内容は、償還年数15年、3年据え置きとなっています。これについても、今申し上げられたような入札方式に基づいてやった中で一番低利だったのが、この場合は0.35%であったり、0.32%であったということで、そういう努力はされているということでしょうか。

○森 一人委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 委員さんおっしゃるとおり、各事業債ごとに入札をかけます。一番安いところから借り入れるようにいたしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人委員長 質疑がないようですので、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開時間を3時50分といたします。

休 憩 午後 3時40分

---

再 開 午後 3時49分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

吉本委員。

○吉本秀二委員 では、1点お願いいたします。

説明書の54ページの子育て世帯の転入奨励事業ですけれども、17件で285万円。前に比べて見直しをして、大変予算的にはよかったのではないかなと思っています。それで、予算の範囲内ということなので、17件でこれで終わりだということなのか、その後もまだまだいろいろ申請が来ていたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

す。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

この件数以上の申請はございませんでした。

以上です。

○森 一人委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 それではあと、転入された方の大人の人数と子どもはどのぐらい入ってきたか、どの地域に転入されてきたのか、その辺のところを教えていただきたいと思います。

○森 一人委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

すみません。先ほどの件数なのですが、17件と言いましたが、1件申請がありましたが、該当していないことで、不交付というのはございました。すみませんでした。

それで、17件のうち大人が34名、15歳以下の児童・生徒が25名、計59名でございます。

以上です。

〔「地域は」と言う人あり〕

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 申しわけございませんでした。入ってきた地域であります。菅谷が5世帯、川島1世帯、志賀3世帯、古里2世帯、むさし台2世帯、平澤、勝田、越畑、大蔵が各1世帯でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 2点ほどお尋ねいたします。

49ページ、広報紙発行事業、昨年度全世帯に広報紙を配布するのだというようなことで、当然金額のほうも、部数が多くなってきましたから、上回ってくるのは、それは承知しております。区を通じてアパート等にも配布していただくということなのですが、しっかりとそこらが配布されていて、その効果というか、評価というか、どのような声が上がってきているか、一つそれをお尋ねしたいと思います。

もう一つ、55ページの地域コミュニティ事業、22団体ということで、嵐山には35地

区あるのですけれども、この22団体というのは1地区1団体なのか、1地区複数の団体もあるのか。また、そこに民生委員も入ったりして、多くの若い世代から年寄りの世代まで合わさってのコミュニティ事業をされているのか、そこら辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○森 一人委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 まず、1点目でございます。広報の関係なのですが、区長さんを通じましてなるべく全世帯に配布していただくようお願いしているのですが、なかなか全部のところには行っていないところが現状でございます。ただ、新しいアパート等にも配布していただいていますので、広報に関してはできるだけ配布できていると思っております。

続きまして、コミュニティの関係なのですが、川島地区のみ地区をまたいでコミュニティをやっているところがございます。あとの地区のところは、各地区で1自治としてやっております。また、地区によってコミュニティの事業の内容はさまざまなのですが、お子様と高齢者等の多世代の交流、またそこに民生委員さんが入っていただいて事業はやっていただいております。

以上です。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 広報、なかなか区の協力はいただいても、全世帯には行き渡っていないところもあるよということで、その対策とすれば、郵送でもそこに送る予定があるのか、それはそれで仕方がないよということなのか、その辺はいかがお考えなのでしょうか。

○森 一人委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

広報の配布されていないところは、広報を持って行っていただけるように公共施設と、あとコンビニ等、幅広いところにも置いてございますので、配っていない世帯でも手に取れるようにはなっております。今のところ郵送等はまだ考えておりません。

以上です。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 公共のところとかコンビニ等にも置いてあるということなので、配ってもらっていたお宅、世帯の中でも、これはいいところにあったから持って行って見

てみようということは、自由であるということなのでしょうか。

○森 一人委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 そのとおりでございます。自由に持っていただいて、足りなければ補充している状況でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、お聞きをいたします。

49ページの町政モニターの謝礼なのですけれども、予算では5万円がついていたのですけれども、実際には7,000円と。前にも一般質問したことがあります、こちら辺のお考えをもう一度お聞きいたします。

それと、54ページですけれども、今子育て世帯の転入奨励金の事業について質問がありました、どの地区に入ったというのはわかるのですけれども、どちらのほうから来た人という、そういうふうなあれも質問で答えていただけるのであればお願いしたいなというふうに思います。

それと、55ページの一番下に廣野2区の宝くじ助成事業、非常に金額が大きい250万円ということなのですけれども、どのようなものが助成の対象になったのか、お聞きをできればというふうに思います。

○森 一人委員長 3点になります。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

町政モニターでございますが、昨年度もご質問いただきまして、広報やホームページ等を通じて募集はしているところですが、目標の人数には達していないところが現状でございます。現在の登録者数は、28名でございます。

続きまして、子育て世帯の転入奨励金なのですが、県外が2世帯、県内が15世帯で……

〔すみません、もう一回〕という人あり〕

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 県外が2世帯。

〔「県外」という人あり〕

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 はい。神奈川県、千葉県でございます。県内が15世帯でございます。小川町、滑川町、東松山市、川島町、ときがわ町、鴻巣市、

川越市、坂戸市、日高市でございます。

続きまして、宝くじ助成金の内容なのですが、250万円ですが、こちらは廣野2区のテントの購入、音響セット、テレビ、あと里山活動で一生懸命やっていただきます関係で、樹木の伐採機というのですか、それと木材を運搬する運搬車、チェーンソー等でございます。

以上です。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 町政モニターのことからお聞きをしますが、現在の人数もお聞きをしました。努力をなさっているというふうなことだというふうに思います。5万円にはそれでも随分届いていないのではないかと、予算に対して。どんな努力をなしているのかお聞きをしたいというふうに思います。

それと、54ページの転入奨励金については、県内というのは余り遠くではなくて、この近辺の方が多いというふうに理解しました。それで結構です。

それと、55ページの宝くじについては、非常に多くのものを購入なさっているということで、総額で250万円というふうなことでございます。その中で、里地里山を地区の方がいろいろなさっているということで、私も知っておりますが、そういう中でチェーンソーとかそういうものは大体金額がわかるのですけれども、粉碎機ですか、樹木の伐採機ではなくて、粉碎機では。伐採するというのは、チェーンソーだと思いますけれども、粉碎機だと非常に金額大きいかなと思うのですけれども、そのところをちょっとお聞きできればというふうに思います。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 町政モニターの関係で、支払いが5万円の予算ところ7,000円ということで、昨年度はアンケート調査を行いました。広報紙のリニューアルにつきましてアンケートを行っております。その回答していただいた方に、14名いらっしゃいましたが、地域商品券のほうを発送させていただきました。先ほど言ったように、広報、ホームページ等で広報はしているのですが、なかなか集まっていないところが現状でございます。

また、宝くじなのですが、長島委員おっしゃったとおり粉碎機でございます。申しわけございませんでした。粉碎機、こちらが91万2,600円でございます。

以上です。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 モニターさんの件なのですけれども、努力をなさっているけれども、なかなかモニターさんに応募をいただけないのだという、基本的なことはそういうことではないかなというふうに思うのですけれども、もともと28名であっても少ないので、何かもっと簡単なというか、多くここに応募してくれるような何かいいお考えはないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あとについては了解しましたので、結構です。

○森 一人委員長 答弁求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

モニターのほうなのですが、やはりそのモニターといっても、インターネットでの質問に対しての回答をしていただく登録のモニターですので、どうしてもインターネット通信ができる方がメインになってしまいます。どのように努力していいかというのがこちらのほうも今検討しているところで、なかなかいい案がないところが現状でございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 54ページの一番下の地域活性化事業なのですが、一般質問でも出たわけですけれども、神岡さんのこと、どういうふうに考えというか、感謝しているのか、結果的に出なかったのか、期待していたのに残念だということなのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

それから、次の行政区運営事業なのですが、30年度どんな要望が出てきて、どの程度実現したのか。実現しなかったのはどういう内容で、金額的にはどのぐらいになるかというのはわかりますでしょうか。

○森 一人委員長 2点になります。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

まちおこしディレクター、神岡さんの件ですが、表立っての実績というのですか、

なかなか皆さんにわかるようなのが出ていないというのが現状だと思いますが、やはりまだ2年目、2年目というのがまだというのか、もうというのかちょっとわかりませんが、いろいろなコネクション等を通じまして、さまざまな事業を、あとなかなか目に見えないのですが、CMに携わったり、イベントを開催しております。評価というのが、まだもう1年ございますので、今年も神岡さんといろいろ話し合いながら、どうしたらいいかというのを、今後もう少し考えていきたいと思っております。

また、行政区の要望の件なのですが、今年の要望の数が62件でございます。実際に実施できたものが33件、またこの中で陳情等、県等へ要望したものが9件、一部実施したものが5件、今後検討していくということが7件、あと予算により検討していくというものが8件でございます。予算により検討していくというものは、各担当のほうへ渡しておりますので、金額等はこちらのほうでは把握してございません。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。簡単に、神岡さんの件ですけれども、なかなか結果を出すというのは難しいと思うのです。3年程度で出せるのかというのは。そういうことを考えると、なかなか難しいと思うのです。もっと長期に見ていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、現時点での考え方をちょっと伺えればと思います。

それから、この要望の件なのですが、去年も聞いているのですけれども、昨年年金額的なことで非常に高額なものもあったという、道路、側溝だったか、そういうのはどうしてもお金がかかってしまうので、きちんと予算組んでいかないと難しいのだということ、それはそれでそうだなというふうに思ったのですけれども、実現できそうな予算、先ほど清水委員が質問していましたけれども、今回だって不用額幾らだ、不用額というか余らした方は幾らだったか。何億円ですよ、そのお金を使えば実現できたというものもかなりこの中にあるのではないかなと思うのですけれども、それいかがでしょうか。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

まず、まちおこしディレクターの評価ということでございますが、今までやっていただいた結果が出るのは、すぐに出るものばかりではないと思いますので、長い目で

見ていただきたい部分がございます。ただ、今年度も含めまして、ある程度短期のもので目に見えるもの、評価できるものが実現できたらなどは思っております。

また、行政区のほうなのですが、予算により検討していくもののほとんどが大規模な修繕が必要な道路とか、あと橋りょう、県との協議が必要なものというのが出てきます。また、用地の買収等も含んでいるものがあるというのは聞いておりますので、それが現実的かどうかというのは、こちらのほうでは何ともわからないところが現状でございます。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 要望を具体的におっしゃることでできますか。ちょっとそれ聞かないとわからないなと思いますので。

○森 一人委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

予算により検討していくものの中に、例えば花見台工業団地から吉田、勝田方面に下った道路なのですが、その舗装部分が傷み出しているので、計画的な改修をお願いしますというのが例としての一つでございます。

以上です。

○森 一人委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 先ほど川口委員から、繰越金が2億2,000万円程度出ているので、これを使って何とかできないのだろうかというご質問をいただきました。町の会計については、もうもちろんご存じだと思いますけれども、3月で締まるわけではなくて、4月、5月と出納整理期間があります。その間の歳入と、あと4月、5月の支払い、こういったものが終わって、初めて繰越金が確定するという形になっております。多分これまでの予算の傾向を見ていますと、恐らく3月補正のときに、私税務課長を前年までやっていましたので、例えば法人税の増収があったとか、そういったことで歳入の増額予算を計上したりとか、あとは3月時点で不用になった、もう今後支払いないだろうというような不用額を予算上から落としたりして、そういう結果、積み重なるものが繰越金ということになるかと思えます。では、3月補正で歳出を組めばいいのではないかということになるかと思えますけれども、そうすると3月中の事業完了というのは難しいという地方公共団体独自の会計上の仕組みもありますの

で、一概に2億2,000万円繰越金があるということで、それを使ってということも考えられなくはないと思うのですが、難しい面もあるかなというふうには思います。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

49ページで、先ほど大野委員さんのほうから広報紙の関係の質問等がありましたけれども、答弁の中でも区長対応にして全世帯のほうに配布をしていっているというような答弁だったかなというふうに思います。それに公共施設、あるいはコンビニとか、いろいろなところに置いてありますよというような答弁だったかなと思いますけれども、そうしますと予算上でいきますと、前年度よりもこの30年度になりますと50万円近い金額が減額になっていると思うのです。そうしますと、印刷製本が安かったのか、あるいは世帯全体が町内で減ってきているのか、その辺のことを少しお尋ねさせていただきます。

それから、60ページになりますけれども、中段ですが、人権対策の啓発の看板なのですが、これを設置していただくために1人の方に3,000円の謝礼を出しているということですが、これはどちらのほうに設置するのかお尋ねをします。

これに、もし私の勘違いでしたらあれですけれども、のぼり旗とか、そういうものも入っているのでしょうか。職員さんは、もちろんそれに加わっていたことは覚えています。啓発の看板設置謝礼ということで、何カ所ぐらいとか町全体で……それにしても3,000円だと少し安いのではないかなというふうにいろいろ思っています。その辺をお尋ねします。

それと、需用費ですけれども、消耗品あるいは印刷製本、こちらにつきましては50万円ほどとってあるようですけれども、あらゆる町の行事、いろんな場所について、啓蒙、啓発ですから、出しているということは承知していますけれども、どのくらいの部数をつくって、どのくらい配布等ができて、それが利用できたのかお尋ねします。

以上です。

○森 一人委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

広報紙の関係なのですが、前年が6,950部だったところを6,980部ということで、30部ふやしております。また、昨年ラベンダーのプレオープンもございました。そちらを、

せっかくラベンダーをやるということですので、皆さんにカラーで見たい  
ということで、カラーページも特別に増刷させてもらいました。また、差し込み、広  
報に回覧ではなくて、個々に差し込むチラシがあるのですが、その部数もふえました  
ので、増額となっております。

以上です。

○森 一人委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えいたします。

啓発の謝礼なのですが、これはバイパスのところに看板が設置してありまし  
て、そこに人権尊重宣言の町という文言が書かれた看板がございます。年に1回  
3,000円を支払わせていただいているというものでございます。

次に、消耗品と印刷製本なのですが、消耗品は主に啓発用のポケットティッシュで、  
部数といますか、ちょっとはつきりはあれなのですが、500個入っている箱  
が24箱ぐらいは納品されていると思います。それを図書館、町民課、町の役場、ほか  
の施設で配布をさせていただいております。印刷製本のほうは、人権の標語が入った  
封筒をつくっているのですが、これ会計課のほうで作成していただいております、  
ちょっと部数はわからないのですが、すみません。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 では、再質問させていただきます。

広報紙の関係は、ラベンダーの関係の話が出まして、確かにそのようなものも見て  
いましたので、わかりました。私は、世帯数の関係が減ったか何か、そういうことも  
関係しているのでしょうかとお尋ねしたと思ったのですが、その辺の把握は、  
空き家なんかも結構ふえていますから、そういう関係か、あるいはアパート関係も余  
りとらなかつたりなんかしているから、金額的にもプレオープンの関係ではふえたとい  
うことはわかりますけれども、世帯数の関係でもどうなのだろうかと考えたので  
すが、もしお答えがいただければお願いします。

それから、人権啓発の関係ですが、バイパスのところに確かに立っておりまして、  
私も承知いたしておりました。そこを年に1回が3,000円で、それは毎年取りかえて  
いるわけではないと思うのですが、どのようなことなのでしょう、ちょっとわから  
ないのですが。しっかりしたものが立ててあるので、それの……、ではすみません、

そのところだけもう一回お願いします。

○森 一人委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

世帯数のほうは、配布している世帯はふえております。

以上です。

○森 一人委員長 贄田副課長。

○贄田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 看板なのですけれども、内容は特に  
変えてはございません。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員、さっき年に1回3,000円のというあれを聞いたのですか。

〔「年間……」と言う人あり〕

○森 一人委員長 では、答弁と合っていないですね。

〔「合っている、継続だから」「合っている」

と言う人あり〕

○森 一人委員長 先ほどの質問をもう一回するということですか。

〔「さっきの……いいですか」と言う人あり〕

○森 一人委員長 どうぞ。

〔「さっきのは、年間で3,000円ですかと言っ

たら、年で3,000円ですという答弁でした」

と言う人あり〕

○森 一人委員長 では、3回目を。

松本委員。

○松本美子委員 この、年に3,000円の謝礼をしているということですが、これは  
パイパスのところに確かに立ってありますが、それは取りかえたりなんかをすること  
ではないけれども、掃除とか、あるいは草まわりとか、何かそんなようなことにつ  
いてなのですか、看板の設置とは。場所というか、そういう考え方でよろしいですか。  
違いますか。

○森 一人委員長 贄田副課長。

○贄田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 すみません。ちょっとわからなかつ  
たのですけれども、その看板を立てている土地をお借りしているというのではないの

ですけれども、その土地の……

〔「土地代ですか」と言う人あり〕

○贄田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 土地代というのではないのですけれども、その謝礼です。

以上です。

○森 一人委員長 よろしいですね。ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩というか、入れかえをさせていただきたいなど。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人委員長 前にも問題になっておりますが、予定表にはしっかりと……

〔何事か言う人あり〕

○森 一人委員長 今回も審査の進捗状況により、日時が早まる場合がございますとうたっておりますので、町民課ができるところまで入らせていただこうかなと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

休 憩 午後 4時20分

---

再 開 午後 4時23分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 マイナンバーカードは、30年度で嵐山町は何枚くらいなのか。住民からすると、パーセントではわかりますか。

○森 一人委員長 柳澤主席主査。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当主席主査 お答えします。

マイナンバーカードについてですが、嵐山町の交付枚数は、9月1日現在では

2,466枚になります。嵐山町の率は13.2%です。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 町長が施政方針の中で、ここ数年転入が転出を上回っていると、自然増が多くなってきているというふうに述べているのですけれども、今年はどうなのですか。そういう状況というのは今年も続いているのですか。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

平成30年度におきましては、社会増となっております。これがずっと続くかというところ、ちょっと難しいところではあるかと思いますが、ほかの市町村に比べて嵐山町は人口減を抑制できていると考えております。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 比較として、自然増分がどのくらいになっているのですか。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

平成30年度におきまして、嵐山町の自然増減につきましては、出生が78、死亡が222で、マイナス144。社会増減が、転入が892、転出が731で、合計161。その他もございりますが、合計しまして増が993、減が1,006で、最終的にはマイナスの13人でしたが、平成29年度は12人の増でございましたので、社会減につきましては抑制できていると考えております。

以上です。

〔「今年はふえているということでもいいんですか」と言う人あり〕

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

失礼いたしました。年度で言いますと、人数的には若干の減少がございましたが、社会増減につきましては、転入が平成29年度851に対して892になりますので……。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今ちょっと細かいこと調べていただきますので。

この間お話しした社会増減というのは、27年、28年、ここのところが境目ですよという話をしたのです。それで、27年までは社会増減のほうも減の方向で来たわけなのだけれども、ここのところで細かい会社の関係ですとか、いろんな細かい事業が始まりましたということで、28年度からは社会増減が増のほうに変更してきたと。それも、今ちょっといろいろやっていますけれども、月によってこういうふうにながくんがくくんあるのです。それで、4月はどうだとか、何月からどうしたとかというと、この会社のところががくんと来たり、がくんとなったりでこうなのですけれども、27年と28年からはこういう形で来ていると。それで、ここのところで今年なんかは特に顕著なのですけれども、自然増減のこの影響がすごく大きいのです。自然減がすごく大きいというので、社会増の少しぐらいの増だと、もう食われてしまう状況があります。ですので、全体的には下がったりなんかをしていると。でも、そういう中でも近隣の急勾配のところと比べると、平らなぐらいの形の減り方というような状況が今までの推移でございます。細かい数字は、ちょっと今発表させていただきます。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 大変申しわけございませんでした。自然増減、社会増減につきまして、もう一度正しくお伝えさせていただきたいと思います。

嵐山町の人口が一番多かったときは、平成12年が1万9,544人で一番大きい数字でございました。自然増減につきましては、ここ5年程度で見ますと、平成25年で自然増減はマイナス124、社会増減が68、平成26年は自然増減がマイナス60、社会増減が32、平成27年は自然増減がマイナス100、社会増減がマイナス13、平成28年度は自然増減がマイナス119、社会増減が8、平成29年度は自然増減がマイナス127、社会増減が175、平成30年度は自然増減がマイナス144、社会増減が161でございました。

社会増減につきまして、ここ5年程度で見まして、ずっと社会増が続いているような状況でございますので、ほかの市町村につきましては社会減が続いている町村が多い中、嵐山町では社会増が続いている状況でございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきますけれども、23ページになりますけれども、戸籍の関係なのですが、事務手数料の関係が表に一覧表ということになって歳入になっていますけれども、この中で8土業の方につきましては、他人の戸籍もとれたりするわけですが、この中でそういった方がどの程度ぐらい住民票とか謄本とか抄本とか、そういうものですが、とっていらっしゃるのか。もちろん印鑑証明も、これは車の関係等いろいろ出てくると思うのですが、8土業の方で結構ですが、その方の内訳をお願いできれば、すみませんが、お願いいたします。

それから、78ページと79ページになります。人間ドックの関係になりますけれども、2万円で88の方が受けましたということのようですが、こちらにつきましては全員の方が申し込まれて、全員が受けられたという理解でよろしいでしょうか。

それと、次のページの79ページですが、保養所の利用の関係ですが、こちらにつきましては3,000円で199人ですよということで出ていますが、利用の内容につきましては団体でしょうか、あるいは個人とか、いろいろいると思うのですが、内訳はどんなふうになっているでしょうか、お尋ねします。

以上です。

○森 一人委員長 大きく3点です。答弁を求めます。

柳澤主席主査。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当主席主査 お答えします。

8土業の職務上請求については、戸籍の請求件数が294件、住民票の件数が138件、合計432件になります。

以上です。

○森 一人委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えさせていただきます。

まず初めに、人間ドックの件に関しましては、88人ということで、この88人全員が受診していらっしゃいます。

また、続きまして保養所の関係でございます。内訳を述べさせていただきます。国保のほうにつきましては、大人の男91、女115、男の子ども1、女の子も3、合計で210名の方にご利用いただいております。続きまして、後期につきましては、男が107、女が92、合計199名の方にご利用いただいております。この内訳でございますが、団体でご利用いただいている組数でございます。国保、後期、単独で団

体の利用はともにゼロでございます。国保、後期、混合で団体でご利用いただいている組数が8組ございます。

続きまして、2泊のご利用でございます。2泊の利用の方が国保が46名、後期が42名、合計で88名の方に2泊をご利用いただいております。また、2泊をご利用いただいている中で連泊、2日続けてご利用になられた数でございますけれども、国保が14人、後期が19人、合わせて33人でございます。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、戸籍の関係なのですけれども、取得された8士業の方につきましての件数はわかりました。その中で、それを悪用するというような事例等もありますけれども、どのような形で、水際で、受け付けのところでしっかりと見極めるといふか、指導するといふか、何かそういったようなものを、きちっと書面上であるといふか、何かそんなような方法をとっていると思うのですけれども、どんなふうになっていますか、それと悪用された経緯があるのでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

8士業で請求があった432件につきまして、悪用されたものはございません。また、そうしたことにどのように注意しているかということでございますが、窓口請求に来られた方には必ず身分証明をしていただき、もし代理の方が来た場合には、代理の方の身分証明も必ず見せていただいて、なりすまし等ないよう、必ず確認をしております。

また、職務上請求の請求用紙でございますが、法務局ですとか県から、紛失があった場合には、この番号が紛失の番号なので、気をつけるようにという注意喚起がなされております。そういったものに対応するように、その番号は必ずこちらでも控えておりますので、あわせて職務上請求の番号チェックなどもしまして、不正請求がないかどうかを必ず確認して証明書を出すようにしております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○森 一人委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時42分)

## 決算審査特別委員会

9月9日（月）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	吉本秀二	委員	2番	大野敏行	委員
3番	長島邦夫	委員	4番	青柳賢治	委員
5番	吉場道雄	委員	6番	河井勝久	委員
7番	川口浩史	委員	8番	清水正之	委員
9番	松本美子	委員	10番	安藤欣男	委員
11番	渋谷登美子	委員	12番	森一人	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

佐久間 孝 光 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	菅 原 浩 行
主 席 主 査	新 井 浩 二

---

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副 町	長
前 田 宗 利	子育て支援課長	
菅 原 広 子	子育て支援課児童福祉担当副課長	
根 岸 隆 行	子育て支援課母子保健担当副課長	
近 藤 久 代	健康いきいき課長	
太 田 直 人	健康いきいき課社会福祉担当副課長	
萩 原 政 則	健康いきいき課健康管理担当副課長	
山 下 次 男	長寿生きがい課長	
藤 永 恵 子	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長	
簾 藤 久 史	長寿生きがい課包括支援担当副課長	
内 田 恒 雄	環 境 課 長	

千	野	政	昭	環境課環境担当副課長
柳	下	和	之	技 監
杉	田	哲	男	農 政 課 長（農業委員会事務局長兼）
安	藤	浩	敬	農政課農業振興担当副課長
藤	永	政	昭	企業支援課長
中	村		寧	企業支援課商工・観光担当副課長
小	輪	瀬	一 哉	企業支援課企業誘致推進室長
伊	藤	恵	一 郎	まちづくり整備課長
久	保	雄	一	まちづくり整備課副課長
杉	田		斉	まちづくり整備課道路新設担当調整幹
長	尾	武	士	まちづくり整備課維持・管理担当主席主査 （区画整理担当兼）
安	在	知	大	まちづくり整備課開発担当主席主査
山	下	隆	志	上下水道課長
今	井	良	樹	上下水道課下水道担当副課長
永	島	宣	幸	教 育 長
金	子	政	己	農業委員会事務局次長
堀	江	國	明	代表監査委員
畠	山	美	幸	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○森 一人委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時25分)

---

◎諸般の報告

○森 一人委員長 ここで委員会より報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付をしておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第1号の質疑

○森 一人委員長 認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に町民課に関する部分までの質疑が終了いたしております。

本日は、子育て支援課に関する部分の質疑から行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

吉本委員。

○吉本秀二委員 1点だけお願いいたします。

7ページと21ページにあります分担金及び負担金の70万2,100円のこの内容を教えていただきたいと思います。

[何事か言う人あり]

○吉本秀二委員 失礼しました。決算書の7ページと20ページ、21ページ、こちらにございます負担金、それと分担金の内容です。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、決算書の7ページと21ページの件につきましてお答えさせていただきます。

21ページの分担金及び負担金なのですが、児童福祉費負担金になると思うのですが、そちらにつきましては保育料の負担金になります。負担金の調定額につきましては、過年度分については91万8,200円で、現年度分が6,651万9,820円になりまして、合計しますと調定額が6,743万8,020円になります。収入につきましては、納めていただいたものなのですが、収入につきましては記載のとおりでございます。収入未済については70万2,100円になっていますが、その内訳としましては過年度分の未納分が52万9,200円と現年分の未納分が17万2,900円になりまして、合計70万2,100円となっております。

以上です。

○森 一人委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 内容につきましてはわかりました。29年度の決算を見ますと132万円余り、それから28年度を見ますと154万円、27年にあっては118万円、さらに不納欠損まで55万円出ているのですけれども、今年については随分納めていただいているのだなということで、どうしてこういう例年の倍というか、半分ぐらいの未済額になっているのかなと、どういった努力されたのかなと、どういった傾向なのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

○森 一人委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

それにつきましては、かなり催促をしまして、電話で催促したり、あと訪問して集金に行ったり、あとは児童手当が支給されるので、そのときに現金で納めてもらったりとかして、納めていただいております。

以上です。

○森 一人委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 そうしますと、これで過年度分と当年分の人員的には何人ぐらいいらっしゃるのですか。同じ方が何回もそういう状況にあるというのか、それをお伺いしたいと思います。

○森 一人委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

何人か同じ方がいらっしゃいます。件数でいくと、過年度分が44件で現年度分が7件なので、合計51件になります。世帯数でいうと、過年度分が6世帯で現年度分は2世帯なので、全部で8世帯の滞納になっております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の80ページのこども医療費なのですが、昨年も同じことを聞いたのですけれども、若干人数も減っているし、金額も減っているわけです。皆さんの見方として、流行がなければ大体この程度で、若干人数の減からして減っていくという見通し、そういうふうに見ているのか伺いたいと思います。それだけでいいです。

○森 一人委員長 1点になります。答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

こども医療につきましては、子どもの数も減っておりますので、今後の見通しとしましては年々減っていくという見通しになっております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 では、質問させていただきます。

80から81ページになりますけれども、ひとり親家庭の医療費の給付金なのですけれども、登録者についてはこちらに明記してありますが、これは母子、父子というふうな形になってくると思うのですけれども、人数的には少し減っているかなと思います。その内訳を、すみません、お願いします。

それから、90ページになりますけれども、中段ですが、妊産婦の外出支援タクシーの実施委託ということではありますが、交付者につきましては明記があります。実際にはどのくらいの方が利用なされているのかお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○森 一人委員長 2点になります。

菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

それでは、81ページのひとり親の家庭の母子か父子かという件数だと思うのですけれども、よろしいですか。それにつきましてお答えさせていただきます。母子家庭が145人、父子家庭が3人です。

以上です。

○森 一人委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、妊産婦外出支援タクシー事業についてお答えさせていただきます。

この事業は、タクシー券の有効期限が2年間ございますので、その2年間の間にタクシー券を交付させていただいた人数が198名、うち1度でも利用したことのある方が47名という状況でございます。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、ひとり親家庭なのですけれども、こちらにつきましては人数的にはわかりましたけれども、件数でいきますと何件ぐらいでしょうか。

それから、タクシーの実施の関係なのですけれども、2年間有効だということで、交付は198だということですが、実際利用は47人ということですが、この方につきましては、1人の方がどのくらいの程度に使っていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

ひとり親家庭につきましては、親につきましては1,287件で、児童につきましては268件になります。

以上です。

○森 一人委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、詳細な利用、1人の方がどのくらいということございまして、お答えさせていただきます。

これは特定の方が、ある特定の方がほとんど使い切るとかいうパターンが多いです。これは36枚つづりになっておるのですが、36枚全部使い切っておる方も数人いらっしゃいます。中には、1回、2回という方もいらっしゃるのですけれども、これは紙ベースというか、枚数ベースでいいますと、1冊が36枚つづりになっているのですが、

例えば、このうちの何枚利用したかという利用率でいきますと、実際は5%程度という形になっております。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 ちょっとすみません。もう一度お尋ねしますけれども、ひとり親家庭の給付の関係ですけれども、全体ですと1,287件という答弁だったのでしょうか。そのうちの母子が145人と父子が3人ですか。もう一度、すみません。申しわけないですが、間違っていたら訂正をしていただいて、答弁をいただければというふうに思いますが、母子家庭の145人というのは、件数でいくとどのくらいでしょうか。父子家庭は、これは最初答えていただいたのは人数だというふうに私感じていましたので、件数というふうにお尋ねをさせていただきたかったのですけれども、よろしくお願ひします。

○森 一人委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

母子家庭と父子家庭の人数については、母子が145人で父子が3人ということで間違いございません。利用した親の件数が、全部で母子も父子も含めて1,287件になります。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけお聞きをします。

81ページなのですが、施策の説明書のほうですが、委託料にファミリーサポートの関係の経過が出ております。ある業者さんに委託をしているというふうな感じだと思うのですが、利用者の関係を、延べでも結構ですし、登録なさっている方でも結構ですし、わかる範囲内で教えていただけますでしょうか。

○森 一人委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

ファミリーサポートセンター、ファミリーサポート事業につきましてお答えいたします。提供会員、サポートする方なのですけれども、サポートする方が43人で、サポートをお願いする、依頼する会員さんが171人おります。

以上です。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 43人の方、大変特殊な事業なので、大変だなというふうに思うのですが、利用する方からすれば緊急なことですから、非常に助かったのではないかなというふうに思いますが、171人の方がどのくらい利用しているかというのもわかるのでしょうか。例えば回数だとか、どのくらいの時間帯を利用しているだとか。

○森 一人委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

利用件数がありまして、一番多いのが保育所とか幼稚園とか学童保育室に送迎をお願いする方がほとんどなのです。全体の利用している件数が638件あるのですけれども、そのうちの557件が保育園とか幼稚園とか放課後児童クラブの送迎になっております。

〔「送迎と今おっしゃった」と言う人あり〕

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 送迎に利用されている方がほとんどです。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 決算書の97ページなのですが、社会福祉総務費の不用額の部分なのですが、負担金及び交付金が852万9,000円出ている。これは負担金及び交付金で、説明書の68ページに負担金及び交付金が出ているのですが、決まった金額が、決まった金額というか、既にわかる金額が出ているのか、ツイストされているのかなと思って、不用額がこれだけ出ているというのは、何か理由があるのですか。それが1つ。

それと、児童福祉総務費の115ページの不用額についても200万円からあるのですね。これも説明書からいうと毎年決まった金額が出て、年度末見込みとして不用額をとっておかなくてはならないものというのがあって、両方そうなのですが、年度末に向けて支出をする予定があるということでの不用額が生じているというふうに考えていいのですか。

この2点ですけれども。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

決算書の97ページの社会福祉総務費につきましては、子育て支援課の予算がないので、ちょっとわかりかねるので、お答えできません。

それから、115ページの児童福祉総務費の負担金の205万3,488円の不用額につきましては、こちらにつきましては放課後児童対策事業の補助金の不用額になりまして、平成30年度は父母会の解散によりまして、父母会のほうで積立金とって、退職金とか修繕とか備品とかを積み立てていて、解散に当たりまして、その積立金を取り崩して精算したため、支出が抑えられまして、これだけ不用額が残ってしまったということになります。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 よくわからなかったのですけれども、年度末に向けて支出が予定されていると。返還金が生じているというのは、その部分が返ってきたということなのか。

○森 一人委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうからお答えさせていただきます。

児童福祉費のほうの補助金等につきましては、国の補助金に入っているのですけれども、まず年間の申請で基本額に対しての交付申請をしまして、それが全額一度交付されます。それを年度末に実績報告、年度末といいましても、年度終わってからですけれども、実績報告をしまして、その分で後年度精算ということで翌年度にもらい過ぎた場合には返しますし、少ない場合には追加交付されるというものでございまして、先ほど菅原副課長のほうから答弁がありました学童保育につきましては、当初の交付よりも少なかったということで、翌年度に返還するというので、この額が不用額として残ったということでございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 説明書の20ページの学童保育室の関係なのですから、一般質問の

中でも渋谷議員さんがいろいろと質問してきたわけでありましてけれども、とりわけシダックスに指定管理になってこれまで運営されてきたと。当初指導員をシダックスから派遣されてくるときに、嵐山町で学童が指導員をそれぞれ雇ったというのですか、それで運営されてきたのですけれども、かなり指導員そのものがやめていってしまっているという状況を聞いているわけなのですから、これらの問題で、例えばシダックスから今指導員がほとんど雇われて来ているわけなのですから、これらの問題で、例えばやめたというか、指導員の交代はかなり中で激しくて、かなり高齢者の指導員の人も来ているという話です。それが入れかわり立ちかわり来るといふ形があるということなので、子どもたちにもいろいろな影響が出てくるし、それから外遊びがかなり減っているという話も聞こえてきているのですけれども、そこら辺と、もう一つは、おやつ等がこれまでとは、かなりシダックスになってから少なくなっているというのですか、品質が落ちているという話もお聞きするわけですから、この関係で具体的にはどのくらいのシダックスからのお金が各ところに使われていっているのか、そこら辺は明らかになりますか。

○森 一人委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから学童の指導員のことにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

一般質問でもお答えをさせていただいたのですが、昨年度については始まったばかりで、当初のほうは欠員がというか、足りない分についてはシダックスの本社から派遣をしていたということがございました。現在の状況は、もう既に一般質問でも答弁させていただきましたけれども、指導員の数につきましては足りているということでございます。年齢につきましても、平均年齢をちょっと出させてもらいましたけれども、てんとう虫クラブが高齢者の方が多いというのは承知しています。常勤の方の人数も学童によっては2名、1名というところもございますので、その分についてはシフト制で補充しているということもございますから、そのシフトによって入れかわりがあるというのはあると思います。できれば町のほうとしては、なるべく常勤の職員を対応してもらいたいという話は、シダックスにはしているところでございます。

また、高齢者につきましては、人材の確保ということで、嵐山町だけではなくて、どこの町村の学童保育室にしても、やっぱり指導員の確保は難しいというのは聞いていまして、とあるところでは教員のOBの方も、60歳で定年した方を主に雇っている

というところもあるような話を聞いておりますので、その辺につきましては、年齢というのがありますけれども、質を向上するというほうも力を入れたいなというのは思っています。

以上です。

○森 一人委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

指定管理者のシダックスのほうに指定管理料として支払っている金額が2,573万7,000円で決算があると思うのですが、その内訳としましてはひまわり学童室に759万2,415円、ひまわり第2が566万2,140円、てんとう虫クラブが733万5,045円、子どもの森が514万7,400円で、合計2,573万7,000円になっております。

以上です。

○森 一人委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 すみません。私のほうから答弁漏れがございまして、外遊びの件とおやつ、ちょっと2点ほどお答えさせていただきます。

外遊びにつきましては、基本的には学童保育室は安全に子どもの保育をするということでございますので、今までは父母会のほうでやっていたわけですが、今回町のほうになりましたので、安全面というのは特に気を使って指導をお願いしたいということで指定管理者にお話をしてございます。基本的には、学校の校庭で外遊びというのをするのですが、本来は学校の校庭は使えないのです。ただ、教育委員会とのお話し合いで、安全面に配慮して使わせてくださいということで今やっているわけですが、基本的には室内で安全に子どもの遊びとか、そういったところを指導していくと、親御さんが迎えに来るまで見るというのが基本だと思っております。

また、おやつ、おやつの面につきましては、これは別料金でシダックスさんのほうでおやつ代を取って運営していると思っておりますので、食費につきましては、です、その中でやっていただいていると。こちらにつきましても、当然以前は父母会のほうで手づくりをいろいろやっていたことも承知してはございますけれども、まずは安全面ということで考えていただきたいということをお話しておりますので、全然手づくりがなくなるというわけではございませんけれども、基本的にはまずは安全面を第一に優先をして、運営のほうはお願いしたいというふうにしております。

以上です。

○森 一人委員長 河井委員。

○河井勝久委員 シダックスになりまして、いろんな面で、例えば町のほうからの目が行き届いているのかどうかという問題はあるのだらうと思うのです。聞くところによると、シダックスの経営状態もかなり厳しい状況にあって、そういう面で指導員の雇用や何かの関係も、安定して雇用がされていないような状況の中で、例えばそれぞれ幾つかの指定管理を実際にとっているわけですが、そういう中で例えば嵐山なら嵐山のひまわりなりなんなりが足りなくなったときの、それからシダックスから派遣されてくる人たちが、若干そういう面でかなり違ってきているという話も聞くわけです。そういう関係でいくと、今後シダックスの経営状況というのがかなり厳しい状況になってきたときには、それぞれ嵐山町としては指定管理として入れているわけがありますから、そこら辺が子どもの学童指導や何かの関係でかなりいろんな問題が出てくるのではないかなというふうに考えられるわけでありますが、そこら辺の町とシダックスとの連携というのは、どのくらい進んでやっておられるのでしょうか。

○森 一人委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 河井委員さんのおっしゃるとおり、指定管理者でシダックス株式会社をお願いをしているわけですが、当然指定管理を当初受けるときに、そういった経営状況等は確認させていただいていまして、また随時そういった経営状況、もし問題があれば、当然指定の解除というのもありますので、それについては毎年確認させていただいているというところでございます。

また、4年半が期限でお願いしていますので、4年半たったときに、また再度指定をどうするかという話になりますので、そういった面も含めて、当然シダックスさんのほうにはいろんな面で町のほうとしても状況を把握するようなこととお話をさせてもらっています。学童の運営については、当然毎月月報がありますし、もしその中で苦情等があれば、当然町のほうに報告するよということもございますし、随時必要であれば、町から学童なりシダックスさんをお呼びして事情を、お話を聞いてということで、当然町の事業としてやっていますので、いろんな面で確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 主要な施策の説明書の87ページですけれども、健康増進センターが非常に明るく改修されて、目がきれいな部屋になったなというふうに一瞬、思ったところですよ。

それで、工事の改修が31年3月20日まででしたので、工事が終わったところだという決算になるわけですが、私はちょうどあそこへお邪魔したときに、2階のところに保育士さんが3人ぐらいいました。そういったあそこの運営というか、駅前には嵐丸ひろばもあるわけですし、嵐丸ひろばの広さと比べると、あそこの1階で椅子が置いてあったりしたところの広さも結構あったりして、非常に快適な利用ができるのではないかなと思って戻ってきたところでしたけれども、その辺の嵐丸ひろばと組み合わせた管理運営というのは、どういうふうに関後、今後のことになってしまっているのか、恐縮ですが、進めていくようになるのですか。健康増進センターそのものも含めて、その辺、全般的になるのだけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○森 一人委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えをいたします。

増進センターの今回の改修につきましては、基本的には空調ですとか、そういったいろいろな面も含めての改修ということで考えてございまして、今回子育て世代包括支援センターのオープンもございまして、そういった意味で2階の部分にああいった子育ての支援ができるようなスペースをつくらせてもらいました。今青柳委員さんからお話がありました嵐丸ひろばということが地域子育て支援拠点ということで、1カ所登録をしております。国の方針としては、中学校区で1カ所設置をなささいという話でございまして、嵐山町は菅谷中学校区の嵐丸ひろばに1カ所、玉ノ岡中学校区にないものですから、その辺も見据えて増進センターにそういった子育て支援ができるスペースをつくらせてもらいましたが、ただ何分増進センターの中でもいろいろな健診とかありますので、そのスケジュールもありますので、支援拠点として毎日オープンするというのがどうかということも、昨年度につきましては各場所で、北部交流センターだったり、交流センターだったり、町民ホールだったりということで、出先でやっていたけれども、それが今度は増進センターの2階でやるようなことで考えさせてもらって、ああいったスペースをつくっています。今は北部交流センターだったり、交流センターだったり、町民ホールでやっていたものを、まずはあそこに集約させてやらせてもらっていると。

今後につきましては、そういった意味であそこのセンターの事業とか健診とかもありますので、そういったところのスケジュール調整しながら、常設、常時オープンでできるような方向も今検討しているところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 確かにあそこが開かれるまでは、町民ホールでやったり、ふれあい交流センターに動いたり、北部の交流センターでやっていただくということで、きょうはあっちへ行くのだ、こっちへ行くのだと、お母さんの話も聞いたところでしたけれども、そういった集約効果というようなものは、担当課としても、来てくれているお母さんの声というのは、こういう場所ができて非常に私たちも利用しやすいというような声というのは、どんなふうな声が聞こえてきているのですか。

○森 一人委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

現地調査のときにも少しだけお話をさせていただいたかなと思うのですが、今年度増進センターの2階の子育て広場という形で始めてから、お母さんたち、嵐丸ひろばとの違いというのは、嵐丸ひろばだとあそこに保育士さん、斎藤さんという保育士さんいらっしゃいますけれども、こちらは保育士さんだけでなく保健師、それから母子保健コーディネーターとして今入ってもらっている看護師、それから事務職との兼務になるのですが、管理栄養士もいます。そういった面で、お母さんたち、ただ子どもを遊ばせるだけではなくて、いろんな話を聞いてもらいたいのです。いろいろ悩みがあるので、それが今多岐にわたっていて、子どもの離乳食の話だとか、あとは中には家庭の旦那さんの愚痴とかもいろいろあるのです。そういったものを聞いてもらえる、常に母子保健コーディネーターのレピなんか、広場があるときには、母子保健コーディネーターである看護師が常にあそこに入っている状態にはなっています。子どもだけではなくて、お母さんの話も常に聞いている形にはできていますので、そういった面でお母さんたちからは、増進センターの子育て広場は、常にそういった多職種が目があっていろんな話を聞いてもらえる、相談ができるという面では、すごく助かるという声をいただいています。

以上です。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、今嵐丸ひろばを見ると、非常に目いっぱいというか、遊んでいる姿見ると、結構飽和状態というか、そんなふうにも見えるのです。今回できた場所は、まだゆとりがあるというか、私はそんなふうに見てきたのですけれども、そういった意味では、嵐丸ひろばに来ている人たちも、来てくれているのだろうけれども、近いからとか、そういうのもあるかもしれないけれども、もう少しあそこの状態がバランスよく使われていくというようなことが大事なのかなというふうに思ったりしているのですけれども、常時開設があそこの上でできればいいのだろうけれども、その辺がこれからの課題だと思うのですけれども、できる限りああいう設備ができたんだから、子どもさんを含めて、親にも来てもらって、今言ったようなところをサポートできるということは、町の一つのサービスになると思うので、これは総括でやるつもりでいるのだけれども、その辺については、課長としては常時常設していくところへの難しさもあるのでしょうか、スタッフ含めて、どのようにその点は今捉えていらっしゃるのですか。

○森 一人委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 先ほども答弁させていただいたのですけれども、子ども子育て支援拠点が各中学校区に1カ所ということでございますので、ぜひ増進センターの2階のスペースが子育て支援拠点として運営できるような形で、今後は検討していきたいと思っています。

ただ、先ほどもお話ししましたがけれども、いろんな健診等ありますので、その日数についてはなかなか嵐丸ひろばのようにはいかないかもしれませんが、極力そういった意味では常時オープンして、お母さん、お子さんが見えるような施設にしたいというふうには考えております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑がないようですので、子育て支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入れかえのみです。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時07分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 民生委員についてお尋ねしたいと思います。説明書の68ページになるのですか、民生・児童委員運営事業というようなことで、民生委員は区長さんと同様に、各区にとって、地域にとっては大変重要な仕事をしていただいておりますが、今民生委員をやられている方々の平均的な承って活動している年数といえますか、なかなかかわりの者が見つからないというような話をよく聞くのですけれども、今現状はどのような形になっているのでしょうか。

○森 一人委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

民生委員につきましては、嵐山町では民生・児童委員としては39名、それから主任児童委員2名、計41名を厚生労働大臣より委嘱を受けて活動していただいております。3年に1度の委嘱ということでございまして、前回は平成28年12月1日から今年の11月30日までという形になってございまして、前回約半数が入れかわりをしてございます。手元に委嘱の平均的な年数という資料は持っていませんが、おおむね長い方ですと4期、会長はもっとやっていますけれども、という中で委嘱を受けていらっしゃる。ただ、大野委員ご指摘のとおり、1期3年でやめられてしまう方もいらっしゃいますので、最近の傾向といたしましては、年齢層が基本的には75歳未満、特別な理由で75歳を超えて78歳未満までの方が委嘱を受けることができるのですが、大体70歳前後の方が新規で委嘱を受けてくるということで、頑張っても2期しかできないというような状況でございます。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 各地区で区長さんが民生委員をお願いして歩いていると。なかなか決まらなくて、困ってしまった、困ってしまった、困ってしまったという話をいっぱい聞くのですけれども、任命するのは区長の役目なのではないでしょうか。そこらのところは、

どのような形になっているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○森 一人委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 民生委員の任命、これにつきましては特段決まりがあるわけではございません。ただ、地域の活動をしていただくという点でいきますと、やはり地域の区長さん並びに役員さん等々で、この方が適任ではないかという方をご推薦いただくことが一番望ましいと考えており、毎委嘱ごとに区長さんをお願いしているのが実情でございます。

なお、推薦いただいた候補者の方につきましては、町の推薦委員会を通じまして県のほうに推薦を上げまして、県の推薦委員会で国に上げて委嘱されるという形になってございますので、よろしく申し上げます。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 そうすると、最後にもう一回だけ確認なのですが、区長さんがその地域では、地区では、組織的にはトップということでございまして、区長さんがいろんな方、その地域の有識者だとかということにもお願いをして探しているという形のを今やられているということなののでしょうか、ちょっとその点だけ。

○森 一人委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 そのとおりでございます。

○森 一人委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の88ページの一番上なのですが、基本健康診査を25人受けたということなのなのですが、生活保護の人数というのは、30年度は何人だったのか伺いたいと思います。

それから、その下に検診があるので、いろんな意見があつて、なかなか悪いところを発見できないものがあるのだという意見もあるわけなのですが、私なんかはもちろんそんなことわからないので、これは必要なのかなと思つてはいるのですが、担当課としてはどういうふうに見ているのかと、この検診を受けていながら見落としがあつたということはあつたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、次のページの一番上なのですが、扶助費で高齢者インフルエンザ予防接種費用2人とか、法定外の肺炎球菌2人とかというのは、これはどういうこと出ているのか伺いたいと思います。

○森 一人委員長 3点になります。

萩原副課長。

○萩原政則健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

初めに、基本健康診査、25名の件ですが、こちらは生活保護を受けている方の健康診断が25名受けたということでございます。対象人数が138人いて、25人受診していますので、18.1%の受診率でございました。

次に、がん検診で見つからなかった人がいるのかどうかということですが、ちゃんと検査をしていますので、そういうことはなかったと思います。

最後に、扶助費の関係でございます。高齢者インフルエンザと法定外の肺炎球菌の予防接種の助成2名ずつですが、こちらちょっと上を見ていただきたいのですが、委託の病院が一般社団法人埼玉県医師会と、あと比企の医師会、あと大谷クリニックさんに予防接種をお願いしています。どうしてこの3つに予防接種をお願いしているかというと、まず県の医師会に予防接種をお願いしているのは、インフルエンザの契約でございます。そして、比企の医師会と契約しているのが肺炎球菌の予防接種でございます。プラス町内にある大谷クリニックさんと契約を結んでいます。どうして大谷クリニックさんがここだけ出てくるかというと、大谷クリニックさんは医師会に加盟していない病院でございます。したがって、町内の医療機関全て受けられるように、大谷クリニックもプラス単独で契約をしています。

ということを前提に、まず高齢者インフルエンザですが、高齢者のインフルエンザについては、県の医師会と全て契約を結んでいますので、県の医師会に入っている、イコール比企の医師会に入っている人プラス大谷クリニックで受診ができるわけなのですが、例えば東松山市さんの病院で医師会に入っていない方がインフルエンザの予防接種受けたときは、町内の方1,500円で受けられるのですが、その1,500円で受ける契約をその病院はしていませんので、まず全額を払ってもらって、町のほうに申請をして、1,500円は自己負担ですから、残りの部分、その病院のインフルエンザの値段から1,500円を引いた部分を受けた方に返すという形になっています。

同様に、肺炎球菌につきましても、比企の医師会の中で、例えば松山で医師会に入っていないところで受けた場合、同じように全額を負担してもらって、自己負担分の5,000円だけは自分で負担してもらって、残りの部分を扶助費という形で返しているということで、扶助費のほうはインフルエンザ2名、肺炎球菌のほう2名ということ

で、残りの方は全て契約している医療機関で受けてもらったという形になっています。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか、インフルエンザ、肺炎球菌の件はわかりました。

それから、検診も見落としはないということなので、そうですか、わかりました。

それが一番いいので、わかりました。

生活保護の人数というのは、嵐山町はこの年度全体で138人いると、そういうことでいいのですか。対象人数というのは、全生活保護者数なのではないかなと思うのですけれども、それが138人ということでもいいのですか。

○森 一人委員長 萩原副課長。

○萩原政則健康いきいき課健康管理担当副課長 健康診断を受ける年齢が40歳以上の方というふうになっていますので、40歳以上で社保等に加入していない方が、該当が138人というふうにお答えいたしました。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、生活保護の全体の人数というのは何人なのでしょう。

○森 一人委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 31年3月末現在で西部福祉事務所から報告を受けている人員は、232名でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 69ページになりますけれども、一番上段ですが、障害者の福祉推進理解事業というものが載っていますけれども、こちらにつきましては内容をすみません、最初にお尋ねします。

それから、71ページになりますけれども、障害者生活支援事業ということで、重度の身体障害者の入浴サービス等が行われていると思っています。そういった中で、何名ぐらいの方がこれを利用しているのかお尋ねします。

その下の難病見舞金なのですけれども、年々少しずつ、前年度よりも30年度はふえているのかな、64が70ですから。こちらにつきましては、男女別ということになりますと、どのぐらいの男女別なのでしょう。

それから、86ページです。86ページのやすらぎのトレーニングルームの関係なのですけれども、こちらにつきましては多くの方が利用しながら、健康維持のために実施をしながら、一生懸命通っている姿を私も何度も見ておりますけれども、自分の健康は自分で守りましょうというようなことなのではないかと、こちらは町内、町外というふうな形でトレーニングに来ていると思います。そういった中で、今の割合数的にはどんなふうになっているのでしょうか。

それから、もう一点なのですけれども、88ページのがん検診で、今質問等もちょっと出ていましたけれども、クーポン券の関係につきまして、受診者数は載っておりますが、対象者につきましては何名ぐらいいて、受診者が何名になっているのかということ、何点かありますけれども、クーポン券の関係だけをお願いいたします。

以上です。

○森 一人委員長 5点になります。順次答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

障害者の理解推進事業の内容でございます。大きく2つございまして、1つは障害者週間、あるいは障害者差別解消の関係の啓発品としまして、嵐山まつりにおきまして、こういううちっちゃいあめパックなのですけれども、これを1,000個つくりまして啓発に当たったということでございます。

もう一つが、12月に毎年障害者週間ということで、障害者等の作品展ということで開催をございまして、平成30年度につきましては12月4日から7日に開催をさせていただきます。7日は午前中のみということなのですが、ふれあい交流センターにおきまして、団体としては5団体で64名、個人で2名の方、出展していただきました。それにつきまして、出展した方々に参加の記念品として、町内のB型事業所のほうでつくっておりますお菓子、500円相当なのですけれども、こちらのお菓子詰め合わせを記念品として配付したものでございます。

続きまして、入浴サービスの関係でございます。入浴サービスにつきましては、利用者がお二方ございました。お二方の延べの利用回数は45回でございました。

続きまして、難病患者の方の男女別ということでございます。男性が25名、女性が39名、計64名ということになってございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 萩原副課長。

○萩原政則健康いきいき課健康管理担当副課長 初めに、やすらぎの利用についてお話させていただきます。まず、利用者数ですけれども、平成28年度が延べ利用者数が9,671名、平成29年度が1万761名、平成30年度が1万3,829名と、毎年右肩上がりに増加しております。町外の方の利用者数ということのお話でしたけれども、30年度の町外の利用者8.2%でございました。99名の利用がございました。

もう一点、クーポン券の件ですけれども、子宮がん検診のクーポン券の対象が452名です。乳がん検診のクーポン券の対象が534名、大腸がんが213名でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、障害者の福祉の関係ですけれども、嵐山まつりには配付し、あるいは障害者週間ですか、そういうときに作品展というようなことでしたけれども、これは5団体ということですが、全体的には何団体ぐらい全部ではあるのでしょうか。それから、この団体さんは、嵐山まつりとか、そのほかにもどこかに出展なされているのでしょうか。

それから、難病の関係はわかりましたから結構です。あと入浴も大丈夫です。

それに、やすらぎの関係なのですけれども、これは利用者数もちろん聞きましたけれども、町内、町外の方も聞きました。それと、年間券の関係を聞いたかなと思ったのですけれども、私のほうが漏れていましたでしょうか。年間券を利用している方、あるいは半年券とか、そういった券を買ってあそこを利用している方もかなり今はいらっしゃると思いますが、そういったことについて、1度目でもし聞かなかったのだとしたらお答えは結構ですけれども、大丈夫でしたらお願いします。

それから、クーポン券の関係なのですけれども、ちょっとほかのことを考えていましたので、申しわけなかったのですが、また後でこれは人数的なものは聞かせていただければありがたいですから、結構です。ほかのことで、ちょっとやすらぎのほうを考えてましたので、聞き取りができなかったのですけれども、すみませんでした。今の質問だけで結構です。

○森 一人委員長 やすらぎの年間券と半年券についてですね。答弁求めます。

萩原副課長。

○萩原政則健康いきいき課健康管理担当副課長 やすらぎの施設の収入については、長

寿生きがい課が担当していますので、健康いきいき課のほうでは把握しておりません。

以上でございます。

○森 一人委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

障害者等の作品展、団体ということでございます。出展の団体につきましては、嵐山町の身体障害者福祉会、嵐山郷、フレンズ、デイセンターウィズ、嵐山四季の家、この5団体でございます。

なお、嵐山まつりにおきましても、全ての団体が福祉部会に属して出展をしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 決算書なのですけれども、この間ずっと不用額と交付金の話を聞いているのですけれども、97ページの不用額850万円から残っているのです。これは、補装具の負担金や自立支援医療の負担金があるために残してあるという理解でいいのですか。これ1点目です。

それから、もう一つ、129ページなのですが、この委託料については、何のために400万円近く残っているのですか。例えば予防接種の委託料であれば、年度当初というか、前半で接種が終わってしまうから、補正減できる可能性があるのかなというふうに思うのです。がん検診の関係で年度末まで残してある委託料なのです。この委託料、がん検診もたぶん支出しているのだと思うのですけれども、不用額として残しておく理由がなかなか見つからないかなというふうに思うのですが、どうなのでしょう。2点です。

○森 一人委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

社会福祉総務費、不用額の関係でございますが、清水委員さんご指摘のとおり、補装具給付並びに自立支援医療の給付の分で不用額が多くなっているものでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 予防接種とがん検診の委託料についてお答えいたします。

予防接種につきましては、肺炎球菌の予防接種が通年の接種になっておりますので、年度末まで予算を確保しておく必要がございます。また、がん検診につきましても、個別のがん検診がございまして、こちらのほうは12月末までなのですけれども、医療機関から請求が上がってくるのがおくれることもございますので、そのために予算を残している状況です。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑はないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を結びたいと思います。

暫時休憩いたします。再開時間を10時45分といたします。

休 憩 午前10時34分

---

再 開 午前10時44分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 74ページのシルバー人材センターなのですが、働く先が人気のあるものとないのとがあると思うのです。これは、内部の問題になってきてしまうのか。人気のあるところについて、どのようなサイクルで、何年くらい働いたら次の人に交代とかという、そういう基本的なものはあるのかどうか伺いたいと思います。

それから、せっかくタクシー券いただきまして、前年度からの変化というのはありますか。人数では、申請者では若干ふえています、利用者はちょっと落ちているわけです。そんなに大きな落ち込みではないですけれども、その点は余り大きな変化はないと思うのですが、中心部から外の部分の利用というのはふえてきているのかどう

か、わかったら伺いたいと思います。

それから、ちょっと戻って、73ページの水道直結式冷水専用卓上型給水器というのは、これはどういうものなのですか。ちょっと内容を伺いたいと思います。

○森 一人委員長 3点になります。順次答弁を求めます。

藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 では、私のほうから3番目のご質問の76ページにあります水道直結式冷水専用卓上型給水器についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、やすらぎに置いてありますボタンを押しますとお水が出てきまして、喉が渴いた方がご自由に飲んでいただけるものであります。前から設置しておいたのですけれども、故障してしまったために30年度に入れかえをさせていただいたものです。

以上です。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうから2点についてお答えをさせていただきます。

まず、シルバー人材センターの関係でございますが、働く先が人気のあるもの、ないもの、そういったものについて、どのくらいでの入れかえと申しますか、交代をしているのかということなのですけれども、こちらにつきましては派遣元と申しますか、派遣事業と請負の両方あるのですけれども、あくまでも嵐山のシルバー人材センターのほうで、どういう人を派遣していただくとかということとは決めていただいているので、こちらのほうから、あの人ですかとかいうことは特に言ってございませんで、任期と申しますか、期間についても長寿生きがい課のほうからシルバー人材センターのほうに何年で解くかということとは申し上げていなくて、あくまでもシルバー人材センターのほうでそれは決めていただいているということでございまして、ただ例えば町のほうに苦情ですとか、いろいろなことがありますと、そういったことはシルバー人材センターのほうにお話をさせていただいて、交代をしていただいているというようなことなどはございます。

それから、続きましてタクシー券の関係なのですけれども、ちょっと資料としてお配りをさせていただきましたが、30年度の実績につきましては、ここに配付させてい

ただいたとおりでございますが、なかなか利用が余りないというところの関係につきましても、一番上のほうに網かけがしてあるところが北部地域なのですけれども、こちらのほう、29年は利用していただいたのが64人で、30年度は70人ということで、若干、6人ですか、ふえてございます。それから、一番下の網かけしてある南部地域なのですけれども、こちらにつきましては29年度が36人で、30年度が32人ということで、4人ほど利用した方が減っているということで、これにつきましては以前からも申し上げておりますけれども、そういったタクシーを使わなくても済むような状況というのもある、なかなか利用のほうは伸びていないと。

ただ、全体的に申しますと、これは全体になるのですけれども、687人の方に申請をしていただきましたので、昨年よりは7人ほどふえてございます。全体の利用枚数を見ていただきますと、ちょうど中ぐらいになるのですけれども、3月末の総利用枚数ということでございますが、こちらについては8,695枚ということで、29年度実績より269枚ほどふえております。北部地域も若干はふえているということなのですけれども、南部地域は減っているというような状況がございます。ですから、全体で見ますと、南部、北部ともなかなか伸びていないのですけれども、この事業については全体的に必要なときにご利用していただいているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 73ページの水道直結式の件なのですが、役場1階のロビーにありますあれと同じものがあるということなのですか。卓上ですから、もう少し小さいわけなのですか。大きな問題ではないのですが、故障だということなので、これはわかりました。ちょっと同じなのか、大きさはどうなのか伺いたいと思います。

それから、シルバー人材センターなのですが、そうですか、シルバーさんのほうで就業状況は決めているということなのですか。それだったらしょうがないのですけれども、ちょっと相談がありまして、まだまだ働きたいのだけれども、そこはもうやめてくれということの連絡があったということなので、そういう場合が結構あるのかなというふうに思いまして。ただ、課長のほうではその状況はよくわかっていないということなのですか。人が交代を言われたと、言っていると、言われたとか、そういう実態はつかんではないという、そういうことなのですか。ちょっと伺いたいと思

います。

それから、タクシー券なのですが、タクシーを利用しなくても済んでいる地域だという見方は、私はどうなのだろうなと思うのです。これだけ中心部のところでは利用があるわけですから、それが外へ行ったら、中心から離れたらなくなるというのは、余り私は考えられないのです。やはりタクシー券のあり方が公平性でないというところに私は問題があるというふうに思わざるを得ないのです。当然迎車代が中心部はかからないけれども、呼べば若干かかりますけれども、外へ行けばかかってしまうわけですから、その辺の負担の公平性というものを、もっともっと担当課としては研究していくべきだと思うのです。昨年からそんなに大きな変化がないという状況から見て、ちょっとご意見を、総括的になってしまうので、委員長がいいと言うかどうかかわからないですけれども。

○森 一人委員長 大丈夫です。

○川口浩史委員 以上です。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、私のほうから給水器についてご説明させていただきます。

先ほど76ページと申し上げてしまったのですけれども、73ページの誤りでした。申しわけありませんでした。こちらは役場とは同じタイプではありませんで、もう少し小型のものを設置させていただいております。

以上です。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず初めに、シルバー人材センターの人員といいたいまいしょうか、人選の関係なのですが、こちらについては先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたが、いろいろ町のほうにも苦情といいたいまいしょうか、こういうことがあるよというようなことをいただきますと、それについてはシルバー人材センターのほうにお話をさせていただいて、あくまでも先ほども申し上げましたとおり、最終的にどういうふうな人選をするかというのはシルバー人材センターのほうで決めていただいておりますので、今回そういった交代をというふうなお話があったということなのですけれども、それにつ

いては今申し上げたようなことがあって、シルバー人材センターのほうで、そのような対応をしたというようなことでお話しはお伺いしております。

それから、タクシー券のあり方、公平ではないということなのですが、今の制度につきましては、29年度から現状のような制度に少し見直しをさせていただきましたが、その中で公平性というようなことも考えてさせていただきました。ですから、町なかのそれほど距離を乗らないといいたいでしょうか、730円で乗ってしまうというような範囲の方にも多少の負担をしていただきましょうということで、それについても、もし730円で済んだ場合でも、230円というのは個人の負担をしていただいているというのが、その辺の公平性で、あと先ほど言いました迎車料金の関係でございますが、当然南部地域とか北部地域にタクシーを呼びますと迎車料金がかかってしまいますので、それにつきましては迎車料金をして730円を超えていた場合には、1,500円までの補助をします。普通の方で、超えない方については1,000円までの補助なのですが、1,500円の補助をしますよということで、その辺についても公平性というか、そういうこと等も考えて、今の制度にさせていただいております。

南部地域、北部地域の利用については、前から申し上げていますが、そのような余りタクシーを使わなくても現状足りているといいたいでしょうか、何とか足を確保できて使わないというのが多いのかなと。実際そういった必要があるのに使っていないというような方というのは、それほどいないのではないかと。必要なときには、やっぱり使っているのかなというふうを担当課としては思っておりますので、しばらくはこういった形で、また事業のほうは進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 私もシルバー人材のことで1点だけお尋ねしたいと思います。

民間の人たちが草を刈れなくて、草刈りというとシルバー人材にお願いをして草を刈ってもらおうということなのですが、決算ですから、今年の話をするつもりはないのですが、今年も頼んでも4カ月待ちだと。公的な草刈りの仕事もできちゃったりしているので、そういうことかなと思うのですが、傾向としては草刈り部隊が減ってしまっているような傾向にあるのかなという見方を私はしているの

すけれども、実態はどうなのでしょう。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、シルバー人材センターの草刈りのことについてお答えさせていただきます。

草刈り部隊のほうが平成31年3月時点で19名いらっしゃると伺っておりまして、その前の年の30年3月で20名と、営農の方は11名ご協力をいただいていたと聞いております。その前の年、29年3月は30名いらっしゃったということで、確かに減ってきている状態かと思われまして、30年度の件数を申し上げますと、草刈りのほうは266件行ったということで、29年度が282件でしたので、16件減少している状況だということです。

それからあとは、草刈りの作業のほうの就業の希望の入会者が少ないということも聞いておりまして、会員の高齢化ですとか、あとはご病気やけが、ご家族の介護などということで、延べ人数が不足をしている状態ということで聞いてはおります。

以上でございます。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 草刈り機は、貸与している草刈り機があったり、自分のを持ち込んだりしたりもしているのかなとはいうふうには思うのですけれども、今そういう傾向に來てしまっている。団塊の世代から前に生まれ育った人は、かなり高齢になってもそういう仕事をしたのですけれども、それ以後の人たちがなかなかそういう仕事をしたがらないというような傾向の中にあって、今後そういう現業の仕事の人たちをどのように募集していくのか。それは、ちょっと決算だから違いますね。失礼しました。昨年の実績なんかにしても、指導体制としてはどのような指導をされてきたのかだけお尋ねしたいと思います。

○森 一人委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 指導体制ということですが、農林公園のほうで実施している刈り払い機の作業の講習会というのがございまして、そちらのほうに10月に11名の方が参加をいただいたということです。ほぼ草刈り班の会員さんは、全員の方の受講は終わられているということでは聞いております。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 お聞きします。

74ページに2点ほどあるのですが、まず一番上の老人クラブ連合会の122万4,000円というものが、連合会のほうに一括してお支払いしているのかなというふうに思うのですけれども、連合会の中にも単会があって、最終的にはそこへ行くのかなと思います。単会でもいろいろな事業を最近なさっているみたいで、そういうふうなところまで把握しているのかどうか。各単会の活動についても把握しているのかどうか。把握していないということであれば、その後質問がないのですけれども、把握しているのであればお願いしたいというふうに思います。

それと、一番下の認知症サポーターの上級者育成ということなのですが、私も講習受けたことがございますが、これは一般的なあれで、その上に上級者コースというのがあるのかなと、そんなふうに思うのですが、どのような講座をして、どのような人が対象でこの講座を開いているのかお聞きをしたいと思います。

○森 一人委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 私のほうから、老人クラブの単会の実施状況についてお答えさせていただきます。

30年度の実績ですけれども、ゲートボールを3クラブのほうが実施しておりまして、5月と10月の大会のほうに参加しているということで聞いております。それから、グラウンドゴルフのほうが15クラブございまして、こちらも5月と10月の大会に参加、そのほかには輪投げの大会ということで、6月と12月に参加をしているということで聞いております。

以上でございます。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 では、お答えさせていただきます。

認知症サポーターの上級者育成なのですが、職員2名のほうがキャラバン・メイトといまして、サポーター養成講座の講師の資格を持っております。その講師2名がより上のものを教えられるようにステップアップ講座に申し込みまして、2,000円掛ける2名分の4,000円の講習費になります。

以上です。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 すみません。ちょっと私のほうで補足のほうをさせていただきたいと思いますが、老人クラブ連合会への補助金の関係につきましては、町からは122万4,000円ということで交付のほうさせていただいておりますが、その中で各単組のほうに配付といいますか、交付をしているのが会員の人数割と、それから基本額ということで、基本額については一定の金額と。会員の人数割ということで交付をしているということで、122万4,000円のうち各単組のほうに交付をされているのが77万4,300円ということでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、老人クラブ連合会のほうのことをお聞きするのですけれども、金額がどうこうということを私言っているのではないのです。中のクラブが、今までは自分たちのことだけ考えてやっていけばいいかという、そういうところから、クラブによっては社会貢献をしよう。いわゆるさっき大野委員も話していましたけれども、草刈り、そのようなものを率先的に通学路をやるだとか、そういうふうなことをなさっているのです。そういう傾向が、社会貢献的なことを考える単会も出てきているのです。だから、そういうところのあれを把握していないと、一律にお金を人数分で割るだとか、そういうふうなことだけだと、そういうことがなかなか発生してこないと思うのです。それは孫が困っているだとか、通学路だから困っているだとか、そういうところの発想なので、そういうところもある程度考慮してその予算づけ等を考えていかないと、なかなかいつも同じような活動に、脱皮していかないといけないと思うのですよね。それは私の考えですけれども、そういうところをもう少し把握したほうがいいのかというふうに思うのですけれども、そういうお考えがあるかどうか。クラブのほうにお金を出せば、その先についてはこういう活動をやっているというだけの把握だけなので、指導的なことをやらないのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

それと、認知症サポーターなのですからけれども、これは一般の認知症のサポーターを持っている方を何か特別募って、上級のなものもやっていますよということなのか。そうではなくて……、そういうことなのか。ただ、ごく一般に何も持ってい

ない人を上級ということではなくて、一般に受けて登録している方を、さらに勉強会をやるというふうなことで募ってやっていることなのですか。そのところだけお聞きします。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

サポーターと申しますか、サポーターを養成するために講師の資格を持っている方をキャラバン・メイトと申し上げるのですが、その資格を持つ職員が包括のほうに2名今おります。その2名の職員につきまして、よりレベルが高い事業というか、講座を行うために、自分たちで勉強をして知識を深めるための講習を受けました。委員さんおっしゃるのと違いまして、サポーターの育成というのではなくて、講師のほうの、講師養成のための研修の負担金でございます。

以上です。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

各単組のそれぞれの活動につきましては、その単組、単組によっていろんな考えがあるのかと思いますが、そういった中で委員さんがおっしゃられましたように、草刈りとか、そういったこともしようということになっている、決めているところもあるのかもしれないのですが、こちらのほうにつきましてはそこまでを見込んでこの補助金を出しているというようなことではございませんので、そういったことになりますと地域支援課のほうでやられていますまもり隊でしたか、そういったようなこともありますので、あくまでもこういった何というのでしょうか、娯楽といいましょうか、こちらについてはそういったような活動の中の補助金ということで解釈をしているといいましょうか、そういうことでやらせていただいておりますので、その辺のことについては、先ほど申し上げましたとおりにしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最初に、認知症サポーターのことからお聞きしますけれども、講師の方だとか、そういう状況はわかったのですけれども、その受ける方というのはどういう方が受けているのかなと。一旦サポーターの講習を、一般的なものを受けて、その

方がさらに上級者を目指すという方に講習をしているということなのですか。そのところだけ、そういう方を募っているのですよと言えば、それで結構なのですから。

それと、老人クラブ連合会のことですけれども、奥深くなってしまいますことから、なかなか把握は難しいのかなというふうに思うのですけれども、これから役場がクラブの連合会に補助していくという場合には、各単会の状況等も当然対象にしていかなくてはいけないかなと、当然そういうことはあるのかなというふうに思ったのですけれども、そこまではやっていないということですから、結構です。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 すみません。失礼しました。お答えさせていただきます。

サポーターの上級者育成のほうの資格なのですが、キャラバン・メイトといたしまして、嵐山町で認知症サポーター養成講座を開く場合に、講師をやっていただく方で登録いただいている方が7人か8人いらっしゃいます。すみません、数字がうろ覚えで申しわけないのですが、その方がステップアップ講座のほうに申し込んで、この講習受けることによって、より深い講義ができるようになります。

以上です。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 ちょっと補足させていただきます。

一般の方がサポーター養成講座を受けていただきますと、認知症サポーターということになるのですけれども、そういった方の中で、もっと私も勉強して、例えば今言ったキャラバン・メイトとかになりたいとか、そういったことを言っていただきますと、そういった方に対してもキャラバン・メイトになるような研修のほうも、そういったご案内のほうもさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

やすらぎの関係で、先ほどは大変失礼いたしましたけれども、課を間違えまして、利用の関係でお尋ねを、今回は長寿ですから、させていただきます。年間利用者数はこちらに載っておりますけれども、1日平均もわかります。そういった中で、年間券

とか、それから半年券とかというものが発行されていると思うのですけれども、こちらそれぞれ町内、町外の方が何名ぐらいずつ年間券と半年券を利用しているのでしょうか、それが1点です。

それと、次のページになりますけれども、在宅高齢者の日常生活の支援事業ということなのですけれども、緊急通報のシステム借上げ料というものがあります。これは、何人ぐらいの方が今現在利用されているのでしょうか。また、対象者につきましては、65歳以上だったのか、要支援以上だか以下だかちょっとわかりませんが、その辺もはっきりと教えていただければというふうに思います。

それと、高齢者の運転の自主返納の関係なのですが、75ページです。そちらにつきましては申請をなされた方が54人いたということで、前年度よりもふえているというふうになりますが、実際は半分の24人ぐらいが、半分以下ですか、タクシーのほうの券を利用したということになってくると思います。そうしますと、負担金及び補助というふうに、補助金の関係で交付金になりますけれども、手数料の関係は申請者に対して1,000円だったと思いますが、それを補助として出しているわけだと思います。そういう中で、48件というふうに今年度なっていますが、申請者は54人ですけれども、手数料の補助金は現実的には48件だったということで、この差につきましてはどのようなことが起きて、こういうふうな件数、人数というふうになってきたのでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、私のほうから1番目のご質問のやすらぎの利用についてお答えさせていただきます。

まず、種類が1日券、半年券、1年券がございまして、1日券の町内の利用が6,080件、1日券の町外が920件、半年券の町内が19件、半年券の町外が3件、1年券の町内が119件、1年券の町外が5件、以上の利用がございました。昨年度と比較をいたしますと、半年券が昨年度は8件の購入をされたのですけれども、19件となりまして、11件ふえております。1年券のほうは昨年度は46件購入がありましたけれども、30年度が119件の購入がありましたので、73件の増。1日券につきましては、昨年度が4,333件購入がございまして、30年度が6,080件でしたので、1,747件の増ということで、31年度から料金の改正をさせていただいてございまして、少し料金を上げさせていただいた関係もあるかと思うのですが、結構半年券と1年券の駆け込みでご購入をさ

れた方が多かったようです。

3番目のご質問の自主返納についてもお答えさせていただきます。75ページです。こちらにつきましては、申請者数が54人のところ、運転経歴証明書の交付手数料が48件ということで、この差なのですけれども、申請はされましても、警察に免許証を返納された際に、運転経歴証明書というのは任意で取得をするものなので、経歴証明書の申請を警察でされなかった方もいらっしゃいます。そういった方は、こちらの経歴証明書のほうの交付手数料の申請はされておりませんので、その差になっております。

以上でございます。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、2点目の緊急通報システムについてお答えさせていただきます。

平成30年度の利用者は66件でございます。対象者ですが、60歳以上のひとり暮らしの高齢者で、病弱等で常時注意を要する人、かつ同一敷地内に近親者がいない方になっております。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 やすらぎの利用の関係ですけれども、人数等も随分ふえておりまして、利用している方がかなりできてきて、とてもよいことだなというふうに思いますけれども、1日券の関係ですけれども、それと年間とか半年もかかってくると思いますが、こちらで特に町内の方が6,000件から、1日券ですね、それから町外の方で9,000件というのは随分差があるな、その割には町内は少ないのだなというふうに思いました。それは、年間券と半年券のほうにかかわってきているというふうな理解でよろしいでしょうか。

それから、返納の関係につきましては、これはそうしますと警察のほうへお返ししなくてもよろしいということで、返さない方もいるというふうな理解で大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

それから、ちょっと戻ってしまいますけれども、緊急システムなのですけれども、30年度は66人ということですか。そして、ひとり生活の方で、特に周りに近親者もないというようなことで、この方たちであれば対象になりますよということとだと思いますけれども、これは申請するにつきましては、個人で申請をなされればよろしいのでし

ようか。あるいは、民生委員さんとか、地域の方たち、区長だかわかりませんが、そういったような方たちが手助けをしながら緊急システムのほうにお願いができるというような制度でしょうか、お願いします。

○森 一人委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、まずやすらぎの1日券の町外についてお答えをさせていただきます。

先ほど件数のほうを町外は920件と申し上げたかと思ったのですが、すみません、言い間違えておりましたら申しわけありませんでした。29年度と比較いたしますと、1日券の町外の利用は減っておりまして、28件の減となっております。

続きまして、自主返納のほうでよろしいでしょうか。運転経歴証明書と申しますのは、免許証を返したときに経歴証明書も申し込みますと、警察に申請をされますと、免許証と同じぐらいのサイズのもので運転経歴証明書という、以前免許証を持っていましたよみたいな、身分証明になるようなものを発行していただけるものなのです。ですので、免許証は皆さん警察に返していただいているわけなのですが、経歴証明書というのを申請するかしないかというのは、その方によって異なるということがございます。

以上です。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

すみません。私66件と申し上げまして、大変失礼しました。66人です。

それとあと、申請する際の方なのですが、委員さんおっしゃるように個人の場合もございますし、民生委員さんの場合もございます。それとあと、多いのは遠くに住んでいるお子さんとか、あと実際介護サービスを利用している方はケアマネさんが申請する場合もございます。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 緊急通報の関係なのですが、66人だったということはわかりました。

そういった中で、介護認定ですか、それを受けて介護者のほうからある場合、あるいはケアマネのほうからある場合もあるということですが、介護の関係をもう一回、すみません。

それと、通報の回数ですが、前後してしまいましたけれども、これはどのような内容で、66人の中で同じ方が何回も通報しているということですか。66人というのは、実人数だと思えますから、回数的にはどうなのでしょうかとというふうな聞き方のほうがいいでしょうか。すみません、お願いします。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えします。

まず、通報の回数なのですが、昨年度は通報回数が92件ございました。内容なのですが、実際救急車が出たのが92件中12件ございまして、その12件中4件は実際に救急車で搬送されております。8件につきましては、救急車は向かったのですが、病院のほうには運ばなかったという形になります。それと、間違いとか誤報が13件ございます。あと残りの67件なのですが、新規の場合のテストをしたりとか、あと昨年古いものにつきましては点検を職員のほうで12件実施いたしましたので、点検の際の試験なんかをやっていますので、昨年は試験回数が67件と多くなっております。

もう一点、今の件数の件ですが、同じ人が通報したかどうかというのですが、すみません、その点につきましては把握をしておりません。

あと、介護の関係ですが、ケアマネさんのほうで申請をするのが結構最近は多くなっております。

こういったご回答でよろしいでしょうか。

○森 一人委員長 よろしいですか。答弁漏れということだったら、もう一度どうぞ。

○松本美子委員 すみません。答弁漏れということで、よろしく願いいたします。

緊急通報の関係なのですが、今答弁していただきました。おおむねわかってきましたけれども、再度お願いをして、1人の方がわからないというような返答だったと思うのですが、同じ方が年間のうちには何回か緊急で通報しているのかなというふうにも思ったのですが、その辺の把握はないということなのですが、それは把握はできないというようなものなののでしょうか。

それと、ケアマネの関係からの申請も結構ありますよということでしたけれども、それも人数的なものは把握がされていないというようなことでしょうか。もう一度、すみません。

○森 一人委員長 どうぞ、簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 すみません。答弁漏れ、大変失礼しま

した。

まず、今委員さんがおっしゃいました同じ人が年間で何回通報したという内容と、もう一点、ケアマネさんのほうからの申請なのですが、すみません、この場では把握しておりませんが、集計のほうはできますので、後刻ということよろしいでしょうか。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 1人の方が何回かという、そのご質問についてなのですが、消防署のほうに確認をしますと、何回あったということは教えていただけるのですが、誰が通報したということまでは消防署のほうから教えていただけないのです。ですから、全体の件数はこれだけで、こういう内容でありましたというようなのは教えていただいているので、今答弁をさせていただいたということになります。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑はないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を結びたいと思います。

暫時休憩いたします。入れかえのみです。

休 憩 午前11時32分

---

再 開 午前11時34分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課並びに上下水道課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 95ページの不法投棄の処理についてお尋ねしたいのですが、年々その処理の金額がふえてきてしまうような傾向にあるかなとも思っておりますけれども、昨年度はどこの地域にどんなものが捨てられていたのか、ちょっとそれをお

尋ねたいと思います。

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

通常毎月1回不法投棄の関係で回らせてもらっているのですが、やはり鎌形地域が多いかなというところがあります。何かというと、決まったものではないので、何とも申し上げられないのですが、タイヤですとか、家電ですとか、そういったものが捨てられているのが多く見受けられます。

以上です。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 そういう捨てられる地域がある程度限られてきた場合には、その地域には昨年度どういう対策をとってきたのでしょうか。

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

どういった対策と言われましても、以前もお答えさせていただいたのですが、防犯カメラだとか、そういったものを設置するということは検討したのですが、なかなかそれが有効的な対象にならないものですから、受け身的な対策で申しわけないのですが、捨てられたものを回収すると。当然看板とかは設置するわけなのですが、看板の設置ぐらいしかできていないのが現状であります。

以上です。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 人が見ていないところに不法投棄はされるので、なかなかその対策をするというのも難しいかなとは思っているのですが、やぶであったり、捨てやすいところ、場所が目につくとそこに捨てられるのかなという気がするのですが、そこから少しやぶの部分減らすような対策だとか、そんなことはお考えになったり、そこらのことも少し気を使ってみようとか、そのようなことはされた実績等はあったのでしょうか。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 今大野委員さんおっしゃられたような、やぶを少しでも減らすような対策というのは、現実はできておりません。基本的に今までのやり方というのは、ごみを定期的に回収する。パトロールについては、外に出たときに適宜行うのですが、

夜間のパトロールまではできていないのが現状です。ごみを捨てられるところには、やはりごみをそのままにしておきますと、ごみのごみを呼ぶということになりますので、少しでも早く、一般の方からもご連絡いただいて回収に伺うこともございます。定期的な回収以外にも、そういった形でごみを少しでも少なく、見えるごみを少なくしながら、ごみを呼ばないような形でやっているというのが現状でございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 93ページが一番下のポイ捨て路上喫煙防止対策事業なのですが、これは議会のほうで制定した条例ですけども、どうなのですか。今啓発事業だけですよ。それでも効果があったというふうに言えるのか、何かそれを示せる数字等があれば伺いたいと思います。

それから、94ページの下に水質等調査事業があるわけですけども、花見台の工業団地の調整池、これを水質調査していると。どうだったのか伺いたいと思います。

それで、川袋橋のポンプが壊れて、あそこの水質の状況を教えてほしいということでお話したんですけども、それはここと関係するのか、資料として示すことができるのか、関係するのではないかなと思ったので、関連としてちょっと伺いたいと思います。

それから、課長が1月20日過ぎからいなくなったわけです。その間の課長決済というものは誰がやっていたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、私のほうからポイ捨ての効果の関係と決済の関係、そちらのほうをお答えさせていただきます。

まず、ポイ捨ての関係でございますが、平成30年度中に啓発用ののぼり旗であるとか、看板であるとか、横断幕、それから路上の標示等々、こちらのほうを整備いたしまして、実際にはそれが年度末に全部設置等を行ったものですから、効果としては31年度になってからという形になりますし、またなかなかこれを数字でというのは難しい面もあります。感覚的なもので、これは今年度の話になってしまいますけれども、やはり減っているのかなという感覚を受けますが、昨年度中につきましてはそういった資機材といいますか、整備等、年度末に全て完了したという形になりますので、実際

は効果は今年度になってから徐々に出てきているのかなというようなことになろうかと思えます。

それから、昨年度の課長不在中の決済区分につきましては、副町長が事務心得という形で決済を行うというような形で行っておりました。

それから、川袋橋の関係でございますけれども、水質の関係でございますが、下水道の関係でございまして、環境課サイドのほうでそちらのほうはやっていないということでございますが……

〔何事か言う人あり〕

○内田恒雄環境課長 以上でございます。

それから、花見台の水質の関連は千野副課長から答弁させていただきます。

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

花見台工業団地の水質の調査につきましては、調整池につきましては環境基準が直接当てはまらない水域となるわけでございますけれども、調整池からの合流先である市野川の環境基準と比較して調査を実施いたしました。その結果といたしましては、第1調整池では生物化学的酸素要求量及び亜鉛、こちらのほうが基準値超過と、あとそれから第2調整池では生物化学的酸素要求量、これは同じように環境基準に不適合だったと、そういった結果となっております。また、農業用水の基準と比較いたしまして、農業用水の基準というのが稲作の正常な育成のために望ましいかんがい用水の指標と、そういったものとなっているわけなのですけれども、こちらにつきましては全地点で水素イオン濃度及び電気伝導率が農業用水基準に不適合だったと、そういった結果となっております。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 路上喫煙はわかりました。まだまだこれからのことですので、ぜひ追って行って効果も検証できるようにしていただきたいと思えます。

それで、水質調査がそうですか、いろいろとちょっと全部書き切れなかったのも、ただ基準値を超えているということでもありますので、超えていますよで終わらせてしまっただけは、やっぱりまずいわけです。原因突きとめて、その対策までしていかないと、それはやっているのか。ちょっとそっちの仕事と違うのだということになってし

まうと、ほかの課と力を合わせてやっていかなければいけないと思うのですけれども、ちょっとその考え伺いたいと思うのです。

1つ落としてしまったのだけれども。

○森 一人委員長 それはだめです。

○川口浩史委員 だめなの。では、しょうがないな。

それで、課長決済なのですが、副町長がということで、なかなか環境課の仕事をよく聞かないと決済というのは押せなかったのではないかなと思うのですけれども、十分聞いて決済をしたのかどうか、ちょっとその点だけ伺いたいと思います。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 1月から課長が不在の期間がございました。その間につきましては、環境課長事務取扱という辞令が発せられまして、私はその事務を代行してまいりました。課長の仕事というのは非常に大事でございまして、日々決済をする仕事があったり、困難な問題が発生したときは職員の相談に乗ったり、そういうことが日々あるわけございまして、副課長がちょくちょく副町長のところに来まして相談をしていただいて、私もまたその相談に乗って、それから課のほうにも伺いまして、現状どうなのだと、そういうふうなこともやってまいりました。課長の仕事を全て私がかバてきたかという、不安な面がございましてけれども、この難局を自分なりに対応ができた、このように考えております。

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、花見台の調整池というのは環境基準が直接当てはまらないというところでありまして、湖沼の環境基準が当てはまる水域というのは天然の湖沼及び貯水量が1,000万立米のところということでありますので、直接は環境基準が当てはまらないということではあるのですけれども、あとは農業用水の基準にも適合していないといったことから、農政課等と連携して原因究明に努めてまいりたいと、そういうふう考えております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

まず、93ページの中段ですけれども、外来生物の関係ですが、こちらにつきましてはアライグマ等というふうになっております。86頭だということですから、貸し出し状況をまずはお尋ねします。

それと、次の95ページになりますけれども、生ごみの関係で毎年のようにこれは聞いているのですけれども、今回はなかなか吉見のほうの関連が、中部のほうでもうスムーズにちょっといなくなってきたというような報告等も受けていますけれども、なかなか生ごみも減量といいますけれども、各家庭でしっかりと減量がやっていければいいのですけれども、できないという部分もあると思います。そういった中で、町は生ごみ処理機というものをコンポスト、あるいは電気のほうということで、補助金等も出してくれているわけですけれども、こちらにつきましては、今年は4件ということで、前年度の半分かなというふうに思いますが、ある面ではPR的なものが少なかったのか、なかなか自分のところで処理できず、お願いをして出してしまう人のほうがどうしてもふえてしまっているのか、この辺のところについて、減の関係をどんなふうにお考えなのかお尋ねをします。

それと、一番下段ですけれども、動物の死体処理の業務委託というものが毎年出ています。それで、新埼玉環境センターですけれども、去年に比べますとふえています。随分事業費そのものが1年間のうちにかかるのだなというふうに感じました。そういった中で、内容的には何が一番多いのでしょうか。タヌキだか、犬だか、アライグマだか何だか、いろいろわかりませんが、そういったようなものでどういったようなものを処理していただいて、これだけの費用がかかっているのかお尋ねをします。以上です。

○森 一人委員長 3点になります。答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 私のほうから、生ごみの処理の関係、答弁させていただきます。そのほか2つは、千野副課長から答弁させていただきます。

町のほうでも、町のほうだけではなくて、今ごみの減量化というのは非常に重要な課題でございます。その一翼を担う生ごみ処理機の補助、これは今の制度は平成21年度からずっと行っているわけですけれども、コンポストタイプ、それから電動式タイプと2種類の補助を行っていますが、年度によって申請の数はやっぱり増減、違いが

ございます。希望される方が一定ということではないという状況でございまして、ごみの減量化の一つの町の支援策としての制度です。いろんな啓発も積極的にやっていくとともに、この制度も引き続きやっていきたいということで、それによってごみの減量化、生ごみに限らずなのですけれども、ほかのごみの減量化も含めて、積極的な啓発が行えればなというふうな形で考えております。平成30年度中は、広報の掲載だとかぐらいしかできませんでした。あとは、この生ごみ処理機の補助金という形でやっておりました。それが現状ということでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、私のほうから、まず外来生物の箱わなの貸し出し状況についてご説明させていただきます。

平成30年度末現在で、捕獲従事者の方が126人という形でありまして、箱わなを57基貸し出してたと、そういったことになっております。

それから次に、動物死体処理の委託料がふえていると、そういったことでありましたけれども、この死体処理したものは何かということでございますけれども、平成30年度につきましては、猫58匹、それから鳥獣、アライグマですとか、ハクビシンですとか、そういったものが304匹といった形になっております。

ちなみに、平成29年度につきましては、猫が69匹、鳥獣が322匹と、そういった結果となっております。

単価的には、平日の収集が1匹当たり3,500円、時間外、5時以降の収集が5,000円と、そういった単価で、休日の収集が7,000円、それから小川地区衛生組合のほうに運搬のみということが2,000円という形で契約をさせてもらっているところであります。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 外来の関係で、アライグマの関係ですけれども、そういった中で57基を貸し出し、126人の方だということですが、被害の関係はどういったようなものかどのくらいあったのでしょうか。

それから、生ごみを、私聞き損なったかわからないのですけれども、コンポストと電気だというふうに思っていましたけれども、これは4件だと、どちらがどういふ

うな割合だったのでしょうか、もう一度お尋ねします。

あとは、周知につきましては、啓発としては広報だということですが、そのほかに何かお考えになったけれども、30年度は実施できなかったというようなことがありましたらお尋ねします。

それから、死体処理の関係ですが、すみません、聞き取りがちょっと悪かったのですが、アライグマの関係を再度質問させていただいて、300幾つと言ったと思ったのですが、申しわけないですが、お尋ねをします。

あとのことは、わかりましたから結構です。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 生ごみ処理機の内訳、失礼しました。4件のうち2件が電気式、それからあとの2件がコンポスト式という内訳でございます。

それから、周知の件につきましては、特に目新しいものの予定はしておりませんでした。

以上でございます。

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

アライグマの被害ということですが、件数までは細かく把握はしていないのですが、基本的にアライグマに関しましては家屋被害、それから場合によっては農業被害という形で貸し出しをしております。

以上でございます。

○森 一人委員長 それと、答弁漏れで、先ほど聞き取れなかったということで、アライグマ、あとハクビシンで304匹でよろしいですか。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼いたしました。

平成30年度は猫が58匹、それから鳥獣が304匹という形になっております。

以上です。

○森 一人委員長 鳥獣にはアライグマもハクビシンも含まれているということですね。

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。アライグマとハクビシンも含まれております。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 この被害の関係、アライグマで被害というようなことなのですからけれども、家屋か農業被害かなんてというようなことですからけれども、農業ととっても、かなりお米や何か、あるいはサツマイモだか何か、いろいろなものが出てきて、里芋もあるでしょうし、いろいろなものが出てくると思うのですけれども、被害的には高額ではないから余り把握ができていないということですか、それとも申し出がないということでしょうか、どちらでしょう。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 基本的には、高額であるなしの関係ではなくて、細かい被害内容までは把握していないというのが現状でございます。

○森 一人委員長 ほかに。ほかに吉本さん以外にいますか。

それでは、暫時休憩をいたします。

環境課には、午後も1時半から引き続きお願いいたします。午後の再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

---

再 開 午後 1時22分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をどうぞ。

吉本委員。

○吉本秀二委員 では、私から1点のみ質問をさせていただきます。

説明書の93ページです。事業名は、15の災害廃棄物処理計画策定支援事業でございます。前回の一般質問で、この基本計画に廃棄物の仮置き場、仮置き場はなくてもいいのですけれども、仮置き場の予定地もないということでご指摘させていただいたのですけれども、最近計画を見ますと、ページも2、3ページふえて、ちゃんと中にそういった計画が入っております。どのような対応をされたのか、対応についてお伺いをさせていただきます。

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

一般質問の中で、仮置き場の候補地が載っていないと、そういったことをご指摘を

いただきまして、町内の保有地を中心に、ここは選定できるものかどうかということを検討した結果、計画書の33ページに載っているわけなのですけれども、12カ所の仮置き場となる可能性のある土地ということで載せさせていただきました。

以上です。

○森 一人委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 では、予算面では全く影響なく、職員だけでできたという状況でしょうか。

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 予算の面に関しては変更なく、工期の変更のみで完了いたしました。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 今の関係なのですけれども、災害廃棄物はどのようなものを想定しているのですか。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 災害廃棄物といたしましては、可燃物、柱、角材、コンクリート殻、金属、不燃物と、こういった大きな中身になります。その想定する総量が23万7,092トンという推計といたしますか、その量を処理していくというような計画になっております。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 以前地震があったときに、裏の駐車場に仮設の置き場を、収集の置き場をつくったのですけれども、私心配するのはスレート瓦、かなり嵐山町の中にあつて、ダイオキシンの問題がどう処理していいかわからない家庭が多いかなというふうに思うのです。これ飛散すると人体にも影響が出てくるということもあつて、どう処理をしていくのだろうかというのを心配されるのですけれども、計画の中では処理計画をどうするのかというのは出ているのですか。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

まず、適切に処理しなければならないのは当然でございますが、仮置き場での管理、これにやはり配慮する必要というのは当然出てまいります。それについては、環境対策という項目で、この計画の中でそれぞれ影響項目、大気であるとか、騒音、振動、土壌等、臭気、水質等、こういった形で災害廃棄物への対応における環境対策でという形で示させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 以前埋めることによってできるのだという話をちょっと聞いたのですが、そういう方法がとれるのですか。やっぱりダイオキシンの絡みがあると、処理の方法というのも限られるのかなと思うのですが、その辺はどういうふうな処理を計画の中ではしようとしているのですか。嵐山町の中では、養蚕をやっていたところに、かなり建物そのものも残っている部分があるのではないかなと思うのですが、

〔「ダイオキシんじゃなくて、アスベストでは」  
「ごめんなさい」「質問がちょっと、石綿プレートのことを聞いている」と言う人あり〕

○森 一人委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 アスベストの関係ということなのですが、計画の中では、仮置き場に関してもそうなのですが、有害廃棄物に関してはほかのものと区分して保管して、最終的には埋め立て処分としかうたわれていないので、それ以上のことでもないのですが、計画上は埋め立て処分ということになっております。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 処分につきましては適法な形で処分していくと、やはりそういうやり方が、もうそれしかやりようがないということですので、適法な形での処分をする方向で考えております。

以上です。

○森 一人委員長 安藤副町長、どうぞ。

○安藤 實副町長 アスベストについては、環境問題でこれは国を挙げて処分が問題になりまして、一定の方向が出て、指定処分場での処分ということで、埋め立てはこれ

は禁止されております。したがって、順番待ちで、今各廃棄物の処理業者が指定された処理業者に対して処理を依頼して実施をしていると、こういう状況でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 質問させていただきます。

95ページの不法投棄の点をまず最初に質問します。不法投棄、いろんな不法投棄があるのではないかなというふうに思いますが、先ほど字名が上がって、そこが多いというふうなお話だったのですけれども、どういう関係か、どういうものが多いのか、まずそれをお聞きします。

それと、118ページの除草委託料の中に、蝶の里、また千手堂の小千代山、その下にまた大平山がありますが、この中に業務の一環で伐採業務が入っています。伐採したものを、ほかの課のあれですけれども、平地林事業等の場合はそこに伐採したものを置いていくというふうな傾向がよく見られるのですが、ここの環境課の場合には伐採したものを事業者が持ち帰っているのか、そのままそこに置いているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。そこから始めたいと思いますので。

○森 一人委員長 2点になります。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 では、お答えさせていただきます。

不法投棄の関係で、先ほど鎌形地内が多いという話をさせてもらったのですけれども……

〔「もうちょっと大きい声で」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 鎌形地内というよりは、笛吹峠からの部分も多くございます。

〔「どこの部分ですか」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 將軍澤から笛吹峠のところ、ここは毎月1回収をされていて、常に多く出ているところであって、言い方はあれですけれども、捨てやすいところなのかなというのがあります。鎌形地内につきましては、鎌形野球場のところから鳩山のほうに抜ける、ときがわのほうに抜ける道路が、やはり同じような感じで捨てやすいのかなというところで、ちらほらとやはり回収している状況では

あります。

○森 一人委員長 どういうものがという。

○千野政昭環境課環境担当副課長 特定のもは特にないのですけれども、先ほどは家電だとかがあるという話もしたのですけれども、家電が捨てられるというのはごくまれにあって、多いものとしてはやっぱり空き缶ですとか、廃プラだとか、そういったものが多く捨てられています。

それから、先ほどの伐採業務の中で、その場に置いているかという話があったのですけれども、その中で小千代山地内で刈ったものにつきましては、その後刈ったものをシイタケ材として希望される町民の方に配付していると、そういったことがあります。それは毎年とか、ここ何年か続けてやっている事業でございます。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 すみません、もう一点、蝶の里公園につきましては、伐採した木に虫が卵を産む、例えばクワガタですとか、そういった甲虫類というのでしょうか、えさになったり、そういうすみかになったりと、そういうことで現地に積んであったりとか、昨年度についてはそういう形で、搬出して処分という形はとらずに現地に積んでおくという形をとっておりました。

以上です。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 不法投棄の関係なのですけれども、やはりパトロールをしていて、赤貫通り、非常に多いというふうな印象を持ったのではないかなというふうに思うのですけれども、確かに多いですね。片や同じ鳩山に抜けていく笛吹峠、比べてみても一目瞭然、どちらがいいかというのはよくわかりますよね。將軍澤の奥のほうきれいになっています。そんなに捨てられているような状況見たことないです。やはり汚いところには、汚いものがまた捨てられるのです。赤貫通りのほうは管理が全然ないのです。看板は立っていますけれども、どうぞ捨ててくださいというような状況なのです。片方は、將軍澤のほうはきれいになっています。この委託業務の中にも入っているではないですか。將軍澤の地区の方がやってくれているのではないかなというふうに思うのですけれども、先ほど原因はわからないというふうにおっしゃっていましたが、そうではないというふうに課は思っているのだと思うのです。きれいにしてあげば捨てられないというのは、課が一番よくわかっているのではないか

と思うのです。そこら辺をどう思うか。今私の見解申し上げましたけれども、ちょっとお返事をいただければというふうに思います。

それともう一点、蝶の里のほうの関係、私も見ていて、何でここに置いてあるのかなと、小千代山も確かに置いてあります。ですけれども、その後の使用目的があるわけです。大平山は見えていないですけれども、蝶の里の場合にはそういう目的があるのだと、虫の発生を促す目的があるのだというふうな、今課長がおっしゃったのはそういうことですね。私なんか、よくあそこをボランティアで昔草刈りをしたことがあるのですが、もうちょっとちゃんと積んであれば、草刈りも非常にやりやすいのです。もうちょっと管理をよくしていただいて、そういうのだったら囲いをつくるとかなんとかと、ただその場に置いておくというふうな形ではなくて、もうちょっと処理をよくしたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 ごみの不法投棄の関係は、やはり委員さんおっしゃるとおり、ごみがあるところにはごみを呼ぶというのは、当然どこでも同じような状況になります。ですから、常にきれいになっていけば、ここはちょっと捨てる人も気兼ねするといえますか、ちゅうちょするという形になるのではないかと思います。可能な限りそういった不法投棄の目立つごみについては、我々も出た際には積極的に拾って、少しでもきれいな町にしていきたいというふうな姿勢でやりたいと思っております。

それから、蝶の里公園の関係ですけれども、昨年度は私も4月から課長になりまして、あそこに行って伐採した木が非常に多かったというふうに聞いておりました。なので、今年度の話になりますが、ほかの課でもその木を活用する意向があれば、どうでしょうかというお声がけを庁舎内でもさせていただいたのですが、なかなか使っていこうという、そんな話にはならず、結局先ほど言ったような理由でそのまま積んであるというような形になっておりました。その年によって伐採する量も変わってきますので、なるべく見た目が余り悪くならないように、現地のほうでもちょっと気を使っていただくなり、私のほうもお話をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 今課長おっしゃったとおり、横の連携があつて、困っているというか、

燃料等にする場合は、山の無い方は非常に困るのです、買わなくてはならないですから。そういうところからよく聞かれるのですけれども、ああいうものは持ち帰ることもできるのかと、そういうことを聞かれることもあります。ですから、横の連携で、そういうのが欲しいという方がいるような、課の中の状況でそういうことが考えられる場合は、そういうふうなことがあってもいいのではないかなというふうに思うので、ぜひそういうふうなお答えがあった限りのことであれば、やっていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それと、この赤貫通りの場合は、やっぱり人の通りというか車の通り多いのです。片側が背にしていますブロック塀というか壁でできていますから、嵐山カントリーの壁があるから、どうしても逆側にみんなごみが行ってしまうのです。それで、あそここのところの状況をおわかりなのであれば、少し考えていただいたほうがいいのではないかなと思って、質問は終わらせていただきます。

○森 一人委員長 横の連携についても聞かなくても大丈夫ですか。

〔「それはもう」と言う人あり〕

○森 一人委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人委員長 質疑がないようですので、環境課並びに上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入れかえのみです。

休 憩 午後 1時40分

---

再 開 午後 1時42分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 99ページの千年の苑事業についてなのですが、その下の表から次のページの表のラベンダーの植えかえをかなりしたと思うのですけれども、ここにはその

費用というのは載っているのですか。載っているのでしたら、ここですよというのをちょっと聞きたいと思います。

○森 一人委員長 杉田課長。

○杉田哲男農政課長 千年の苑事業、ラベンダーの植栽に関しましてお答えさせていただきたいと思います。

ラベンダーのほうの植栽、また維持管理、こちらにつきましては千年の苑事業推進協議会、こちらを経由いたしまして、圃場の利用権設定、維持管理につきましては、協議会のメンバーのらんざん営農のほうが担ってございます。そちらのほうに実費分、また作業員等の賃金、それらも含めまして、協議会を経由いたしまして支出をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 それは、何ページのどこになるのですか。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 100ページの19節負担金補助及び交付金の千年の苑事業推進協議会への補助金といたしまして、平成30年度2,635万円、こちらの費用について、全額ではございませんけれども、当協議会のほうに支出をさせていただきまして、その分の植栽管理等の費用に、こちらの協議会かららんざん営農のほうに支出をしているという状況でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 去年の植えかえは何株で、費用はどのくらいかかったのか、ちょっと伺いたいと思うのですが。

○森 一人委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 お答えいたします。

植えかえの費用ということでございますが、大きく申し上げまして昨年購入した量という形でご説明させていただければと思います。昨年度植えかえと新規の植えつけという意味で購入したものが1万5,860株になります。植えつけ費用ということでございますけれども、新規で植えつける場合は大体10アール当たり10万6,000円相当を見ておりまして、2ヘクタールということで約200万円ちょっと、その他枯れて補植をしたというところに関しましては、通常の畑の管理の中で賄っておりますので、除

草作業等の一環として植えつけをしていただいたというのが多くなります。新規というものは、あくまでも2ヘクタール分、200万円ちょっとのほうを計上しているものでございます。

以上になります。

○森 一人委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 では、お聞きをします。

98ページの手芸の施設ができたわけですが、今後の利用が関心があるところですが、今現在思っている利用方法をお聞かせしてください。

それと、毎回聞くことですが、下に農業者のフォローアップ事業がありますが、今年はどうなものが出たか教えてください。

○森 一人委員長 2点になります。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、手芸施設のほうの関係につきましてお答えさせていただきますと思います。

こちらにつきましては、昨年オープンさせていただきました、今年のラベンダーまつりに活動していただきます講師、そういったものの養成講座のほうを一般公募させていただきました。そういった中で、数度にわたりまして外部から講師を呼びまして、講師の養成講座ということをしていただきました。それ以外には、今年度にも利用させていただきましたけれども、子ども大学であったり、そういったもの一般向けの講座、そういったものにもこのお祭り期間中以外の中で利用ができればということで、そちらのほう、施設のほうの利用をさせていただいているという状況でございます。あくまでもラベンダーまつりの期間中に際しましては、今後お祭りの期間中につきましては、手芸体験を、これはイベント広場の中でやっていくことがやっぱり来場者の方へのPRになるのかなというふうに考えてございます。その期間中以外につきましては、そういった中に他の用途も含めまして、お祭り期間中であれば、1つには休憩のスペースであったり、また商工会さん等とお話をさせていただきながら、物品の販売、そういったものも一つの候補として考えられるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 フォローアップ事業につきましてお答えいたします。

30年のフォローアップ事業の内訳でございます。パイプハウスが1棟、管理機4台、4人の方から申請をいただいております。あとは、野菜や米等の保冷库、こちらを1台、1名の方になります。あとは、電気柵、こちらがお二人の方から2つの補助、2個というか2セットという形です。それと、苗と種の導入ということで、生産組合、あとは生産組合の花弁部会から申請をいただいております。続いて、酒米の関係でお二人に、最後に堆肥センターの修繕ということで補助をしております。

以上になります。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最初に、手芸施設のほうですけれども、完成して間もないですから、なかなか利用方法というのはそうそう思いつかないのかなというふうな感じで思いますが、お祭りの期間中、休憩室ですとか、いろんな面に利用されているから、それはそれでいいのかなというふうには思うのですけれども、かかった金額が金額ですから、お祭り最中であっても、外であっても、ほかのものを考えられるかなというふうな感じがするのですけれども、その点を、構想的なものでも結構ですし、今幾らかお聞きしましたですけれども、さらに何かありましたらお聞きをしたいと思います。

それと、フォローアップについてはわかりました。でも、金額的にどのものが大体金額が張っているのか。240万円の中で、これはかなり大きなウエートを占めていますというところがあったら教えていただきたいと思います。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 手芸施設のほうのさらなる利用方法ということでございます。冒頭説明させていただきましたけれども、先日も埼玉新聞の中で子ども大学の石けんの講座であったりということで、オイルの蒸留体験もあわせてさせていただいております。そういった中で、手芸施設のほうの講師といった方々も活動の場というのを求めていますので、お祭り期間以外にはあそこの施設を拠点といたしまして、そういった香りであったりだとか、オイルであったり、そういったもので6次産業ではないですけれども、加工に回せる、そういう体験教室、そういったものができていければなというふうには考えてございます。

また、それ以外でも、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、あその施設、また前の少し広がっているベランダ的なところ、そういったものもあります。そういったところもお祭り期間中もあわせて、さらなる利用方法、今商工会さんのほうが自販機を置いていますけれども、いろんなところであその施設が活用ができれば、どんどん活用していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 フォローアップにつきましてご説明させていただきます。

管理機に関しましては、上限10万円で皆さん使っていただいております。上限が20万円ということで、大きなのがパイプハウスと保冷库になりまして、保冷库は2分の1でして、満額ではないのですが、大き目の金額になります。

それと、予算額が決算額241万1,000円とございます。こちら、もともと200万円の当初予算だったのですが、堆肥センターのほうで修繕が発生をしまして、40万円ほど予算を流用ということで、予備費を頂戴しております。その関係で金額がふえておまして、堆肥センターへの修繕補助ということで112万8,000円ほど支出をしております。

以上になります。

○森 一人委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点についてお聞きいたします。

説明書の102ページですけれども、林業振興事業の中の里山地の刈り込みなのですけれども、これがかなり何カ所もやってきたのだらうと思うのですけれども、延べでこれで何カ所やったのかどうか。

それで、現実には刈り込みをした年だけはきれいになるのです。もう翌年からは、竹だとかなんとかはもとに戻ってしまって、既に1回やったきりでそれきりになっていて、もうどうにもならないような状態になっているところが幾つもあるだらうというふうに思っているのです。当初は、イノシシのすまいだとかなんとかということがあって、そういうところを優先的にやってきたということであつたのですけれども、もとに戻ってしまった関係をいわゆるこの地権者、持ち主にどういう指導をして、そ

のことで維持させていくのか、そこら辺がどういうふうになっているのかを聞いておきたいと思います。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

箇所数につきましては、平成30年度11カ所でございます。民有林、民地の方で59名の方と、この事業を入れさせていただく場合につきましては、事業の趣旨、また5年間はこちらの山林の転用のほうをしないと、またその期間、維持管理をしていただくというところが大前提になっているところでございます。なかなか今里山、山林につきまして、木材の低迷という部分もございます。業としてなりわいが立たないというところで、手が入らないというのが現状かと思えます。そういったところの中で、県といたしましては、初年度、これは自己負担なしで一度荒れたところを、山林に手を、この事業を入れさせていただきまして、その後については地主さんのほうが恒久的に維持管理をしていただくと、5年間は最低やってくださいというふうなところで協定を結ばせていただいているのが現状でございますけれども、町といたしましては、また年に1度は広報の中であったり、また地主さん等にそういった形で協定を結ばせていただいておりますので、適正な維持管理をお願いしたいという文書のほうをお送りさせていただきまして、適正な山林のほうの管理に努めているというところが現状でございます。

竹林に際しましては、イノシシのねぐらという部分が非常に最初多かった部分がございますので、そういったところを優先的にさせていただきまして、昨年度から竹林のほうを、また下から切ってしまうとすぐに生えてきてしまうというところがございまして、農業新聞等々のそういう専門機関紙の中で、やはり1メートルぐらいの高さの中で刈り込みをすれば竹が絶えてしまうのではないかとというところで、昨年始めさせていただいた状況でございます。地主のほうからは、ちょっと中途半端で、またその後の管理がという部分もお話はいただいているところでございますけれども、試験的にそういった形で取り組ませていただいているという状況でございます。

以上です。

○森 一人委員長 河井委員。

○河井勝久委員 今課長の答弁で11カ所、民地で59名の方がこれにかかわってきて、刈り込みや何かをやってきたというお話でありますけれども、この5年間ということの

地主さんでの管理、これはその年もそれで終わっているのです。現実には、全然管理されていないというのが見受けられるわけです。この指導というのは、それは広報や何かを使っているというお話なのですが、なぜ管理できないのか。例えば地主さんが高齢化してしまっていて、もう既にとてもではないけれども、自分ではできないと。あるいは、もう必要ない土地なので、現実にはそんなことをしたってどうしようもないのだという判断でやらないのかどうか、また何年かすれば町でやってくれるのではないのかなというふうな考え方を持っておられるのかどうか、そここのところをお聞きしておきたいと思います。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 ケース・バイ・ケースになるかと思います。我々のほうで、やはり公共性の高い道路に面したところの山林等につきまして、そういったお話をさせていただいた経緯もございます。逆に、町に寄附するよというふうな山林の価値につきまして、もうそういう状況なのかなというところもあるかと思います。また、人によりましては、やはり高齢の方という形で、後継者の方はいらっしゃっても、なかなか作業に入ってくれないというふうなところ、まちまちなのかなとは思ってございます。ただ、基本的には事業を入れる中では、これは最終的には県と地主さんとの協定の中で、5年間お願いをしたいというのが大前提の中でお話ししている話でございますので、こちらとしては引き続き適正な管理をお願いするしかないのかなということで考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 河井委員。

○河井勝久委員 用地を持っている人の高齢化というのが一番問題だろうと思いますし、もう一つは材木の利用価値というのが今ほとんどないわけです。そういう中で、これから先をどういう形で、今一時的には刈り込みをしたけれども、その後の利用をどうするのかということの指導というのは、何か考える方法はないのかどうか、そこら辺をお聞きしておきたいと思います。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 この里山・平地林再生事業につきましては、これは県の自動車税の1台500円当たりを財源として県単独でやっているものでございます。今年度で終わるかなというふうな県の見込みでもございましたけれども、来年度要望というもの

が今実際に来ている状況でございます。そういった中で、今度制度新たに森林環境譲与税等々が財源として町のほうに入ってくるものがございます。そういったものの利活用の中につきましても、今町内の中で里山のフィールドとして活動している団体等々と、これからそういったものも含めまして、林業、里山をどういうふうに管理していくのか、またそういう団体がこういったものを望んでいるのかということをお話をさせていただいた機会もございました。そういったところもあわせまして、これからそういったところをどういうふうな形でどこまで管理ができるのか、そういう団体等々も含めましてご検討させていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 1点だけ、99ページの農業次世代人材投資資金、いい事業だというふうに私は評価しております。そして、この2人が今これを使用して就農していると。志賀地区で1名、吉田地区で1名ということも存じ上げております。実際にこのお二人がどんな作物をつくって、どのように売り上げが上がって、生計が立つまでのような形の中で、1人150万円いただいているから、それは足されて生活しているのだと思うのですが、どのような状況であるかということをちょっと教えてください。

○森 一人委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 農業次世代人材投資資金につきましてお答えさせていただきます。

現在この制度を活用している2名の農家さんということですが、2名とも小川町の自然農業と言っていいと思うのですが、研修をされてきた方です。お一人の方が1年間、もう一人の方が2年間、たしか住み込みで2年間研修をされた方です。お二人とも小川町ではなかなか土地がないということで、近くの嵐山町ということで、自然農法でやりたいという形で就農された方で、農地等の紹介をさせていただいたものです。

まず最初に、農産物直売所のほうを私ども紹介をしたのですが、直売所は出しませんという、もうそういうような意向を持っております。小川町の有機グループでヤオコーさんに売り場を持っておりまして、みどりが丘店、小川店、嵐山店、あとはつきのわ店、こちら4カ所を持っておりますので、そちらでグループの皆さんと一緒にやりたいのだと。ただ、フォローアップ事業等は使いたいので、それは大丈夫ですと、

認定新規就農者ですので、使っていただけますという形で、制度は使いながらご自分で販売しているというようなことです。半年に1度収支の報告が町のほうに届きます。どこまでお答えしていいのかわからないのですが、かなり厳しいと私どもは考えておりまして、5年間切れた段階で、専業は今のままでは厳しいと私どもも承知をしております。

以上になります。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 今安藤副課長から結構細かなご説明がありましたけれども、金子さんのところで勉強してきたとか、私も聞いています。就農してからの指導は町でやっているのでしょうか、それから東松山農林振興センターにお願いしているのでしょうか。自然農法でやったり、有機農法でやっているものですから、余り人の話も聞かないようなところもあって、どのような指導方法をされているのかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森 一人委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 お答えさせていただきます。

私ども町と県の農林振興センターのほうもお顔を合わせたことというのはあります。ただ、実際この近隣に小川町で研修してきた先輩がたくさんおりまして、その方たちとコミュニケーションはかなり密に持って、畑も見に来ていただいたりとかというのをしておりますので、そういうこともあってなかなか手が出しづらいといえますか、先輩のネットワークというのは私が見てもかなりあるのかなというふうに考えておりますので、そのような形で指導を受けていると、そのような形で認識しております。

以上になります。

○森 一人委員長 大野委員。

○大野敏行委員 大分厳しい状況です、はっきり申し上げて。私も有機農業をやっているので、のらぼう菜を一緒につくらないかと声かけたりもしているのですが、今年もうできませんと、私少しアルバイトに出ますというような声も聞こえたりしているので、そこら辺のところをしっかりと、やっぱりある程度のところまでフォローしてあげることも必要かなと。こういう金を使って、嵐山町で就農していこうという動きで一生懸命やられているわけですから、仲間がいても、仲間はなかなか面倒見

合いっこしませんから。やっぱりそれは公の機関で少しフォローアップしてあげることが大事であると思うのですけれども、その点だけ1回お聞きします。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 昨年もこの方、人材投資の補助金を使っている方は2名でございますけれども、嵐山町につきましても、今そういう自然農法、そういった農家の方々がふえつつございます。昨年行政のほうで、そういった方々にこちらのほうに来ていただきまして、座談会のほうも数回させていただきました。どうしても情報が偏りがちになってまいりますので、やはりグループはグループの方々、また町内ではどういった方々がいらっしゃるか、また他県にネットワークを持って販売されている方もいらっしゃいますので、我々としてはそういう自然農法のものをやっぱり付加価値をつけて少しでも高く売れるところに売っていただくというのも一つ方法かなと思います。そういった中で、また事あるごとに、他の方々も含めまして座談会等もやって、情報をお渡しができればなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 確認ということになるのですけれども、100ページのラベンダーに係るところの工事請負です。5,249万円ほどかかりました。これは、全てこのところは地元業者ということで理解をしておいてよろしいでしょうか。

そしてもう一つ、ちょっと戻ってしまって恐縮ですけれども、手芸施設の2,277万円という経費についても、この業者さんは地元業者なんでしょうか。その点だけちょっと確認させてください。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 こちらにつきましては、町の姿勢といたしまして、町内業者でできる工事については町内業者に出していくというところでございますので、千年の苑事業につきましては、こちらに列記してある業者、これは全て町内業者でございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑がないようですので、農政課に関する部分の質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

---

再 開 午後 2時09分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 103ページの子育て高齢者応援リフォーム補助金ですけれども、町内業者……

〔「まちづくりですね」と言う人あり〕

○川口浩史委員 わかりました。

104ページの一番上の地域商業等活力創出推進委員会、50万円昨年度から減っているのですけれども、何とかこの金額で、補助金でやれたという、遅滞なくやれたという理解でよろしいのでしょうか。

それから、104ページの中ほどのオオタカの繁殖期モニタリング云々ですけれども、この結果はどうだったのか伺いたいと思います。

それから、その下の企業奨励金なのですけれども、今回どういう会社がこの4件に入ったのか伺いたいと思います。それは、どういうことを企業がしたのか伺いたいと思います。

それと、その下の花見台拡張地区事業推進補助金、これはどこに補助金を出しているのか伺いたいと思います。

○森 一人委員長 4点になります。

中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、ご質問の地域商業等活力創出推進委員会に対する150万円の件でお答えします。

こちらは、29年度200万円ということで、50万円ほど減額ということになっており

ますが、対象事業としては200万円のときに駅前のボックスショップ、貸しボックスですね、そちらのほうを対象としておりました。また、朝市、朝市につきましても広告宣伝等でこの補助金を使っておりました。30年度は、この2事業を発展的に取りやめまして、この補助金は使わないということで30年度は発進いたしました。ボックスショップに関しましては、民間の企業さんが、現実と言うと赤とんぼさんというショップなのですが、民間で運営するというので、この補助金を使わずに独自で、自力で運営することになりました。また、朝市につきましても毎月行っておりますチラシ、新聞折り込みのチラシで広報しておりましたが、広報紙に掲載したり、また来場者に次の開催案内をするなどして広報活動を切りかえました。それによりまして、この補助金を使わずに運営しております。

また、そのほかに新規事業といたしまして、駅前中心市街地に定められた駅西のエリアの中に、しかも空き店舗を活用した、リフォーム等で資金がかかりますが、中心市街地のエリアの中で空き店舗を活用して開業した業者に対しまして、改修費の2分の1、50万円を限度として補助するという仕組みづくりをいたしました。具体的に申しますと、駅前食堂さんが今回該当になりまして、そちらの駅前食堂さんに50万円の補助を出しました。おおむね30年度はこんな事業で、この地域商業等活力創出推進委員会の補助金は使われております。

以上です。

○森 一人委員長 小輪瀬室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、オオタカの調査の関係、あと企業奨励金、あと花見台の推進補助金につきましては、私から説明のほうをさせていただきます。

まず、オオタカの調査なのですけれども、県のみどり自然課におきましてオオタカ等保護指針というものを持っております。この保護指針の中で営巣の調査というものを実施しております。この営巣の調査の結果が、花見台拡張エリアの近くに巣の跡、もしくは営巣があるかもしれないという結果が出ておまして、それに基づきまして、その保護指針の中で2年度にわたる営巣期の調査をなさいと求められております。その調査、29年度に一度実施をしております。結果につきましては、営巣は確認されないという状況でした。その2カ年目の調査として、平成30年度におきましても調査のほうを実施しております。調査結果におきましては、開発区域から600メートル離

れた位置に営巣のほうが確認をされております。ただ、開発区域から400メートル以内ですと、最悪ですと開発を中止という内容にもなってくるのですけれども、それより離れているということで、一定の配慮を行えば開発ができるという内容になっております。このあたりも営巣を確認されたということで、県のみどり自然課のほうにアドバイスをいただきながら経過観察等行いまして、今事業を進めているという状況になっております。

続きまして、企業奨励金の関係なのですけれども、こちらにつきまして内容は企業誘致条例に基づく奨励金ということで、既存企業の規模拡大に対して増になった分の固定資産税相当額を奨励金として交付をするという内容になっております。4件ということなのですけれども、具体的な企業名につきましては、企業の事業用の固定資産税相当額ということもございますので、企業の事業用の秘密に該当する部分もあるという判断でございます。具体的な企業名につきましては、明らかにすることは差し控えたいということをお願いをしたいと思います。

花見台推進補助金の関係でございますが、こちらにつきましては花見台拡張事業の推進を図るための補助金でございます。交付先につきましては、花見台工業団地の工業会でございます。

内容につきましてちょっと触れさせていただければと思うのですが、花見台工業団地の拡張事業、開発区域の中に、賃貸借で民間の方から企業さんが駐車場として借りているというケースがございます。その中で、月決めのような契約形態でありまして、補償費がほとんど出ないというケースがございました。ただ、用地買収で土地を買収したので、駐車場はもう使えないよと、出て行ってほしいということでは、企業さんが事業活動をするのに困ってしまいますので、その部分を従前と同様に賃貸借契約に基づく駐車場を整備するための必要な農振の除外だとか農地転用、あとは実際駐車場として使用するための整備工事費に充てるという内容で補助金のほうを交付させていただいております。民間の土地を賃貸借契約に基づいて駐車場として使用するというので、町として一般会計で予算を直接ダイレクトに使って事業を行うということとはちょっと適当ではないという判断で、花見台工業会に補助金のほうを出ささせていただきまして、町でバックアップをしながら駐車場の整備を行ったという状況になっております。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 一番上の、これは何、駅前食堂に50万円を支給したと。それを入れて150万円だったということでもいいわけなのですか。そうすると、この地域商業等の関係で使われたのは、実質は100万円だったということなのですか。ちょっと確認です。

それから、オオタカの件なのですけれども、600メートル離れたところにはあったと。ただ、400メートル以内にはなかったということで、600メートル離れたというのは、どこの場所だかちょっと説明できますか。どの辺の場所だったか、ちょっと伺いたいと思います。

それで、400メートル以内にはなかったというのは、どうして600メートルがだめで400メートルがいいのかというのがちょっとよくわからないのですけれども、600メートルでいたということになると、たまたまいなかった、2年いなかったということで、それで判断をしていいのかというのがあるわけですが。

それと、県にも相談をしたということで、どこまでこれは中立性が保てるかと考えると、もとは県の工業団地です。それを進めるということで、本当に信頼性はあるのかと考えると、ないのではないかなと考えるのですけれども、ちょっと皆さんの意見伺いたいと思います。

企業奨励金なのですが、名前を聞いても答えないだろうなと思いながら、どこまで言うかなと思っていたのですけれども、やっぱり答えないわけです。町民のお金を使ってやるのですから、基本的には答えるべきだと思います。企業名を出しますよということで、それが嫌だったら企業側がもらうのを断ればいいのです。私はそう思います。それは、ちょっと皆さんと意見が違うでしょうけれども。

それで、この企業はちょっと具体的にどういうことをしたのか、お話しできる範囲でいいですから、それでは伺いたいと思います。昨年製造業だとか、化学製造メーカーだとかというのに、ここまでは答えているわけです。ちょっとそういう範囲で伺いたいと思います。

花見台の拡張地区の補助金なのですけれども、なるほどと思って。ただ、金額が駐車場でこんなに高額になるのですか。山の中ですよ、今までは。ちょっと高過ぎないですかと思うのですけれども、どういう計算のもとに1,200万円からなるのか、何台分になっていたのか伺いたいと思います。

○森 一人委員長 中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、地域商業等活力創出推進委員会の補助金につきましてお答えいたします。

川口委員おっしゃるように、50万円が空き店舗対策、そのほかの100万円につきましては、従前からこの補助金を使って開催しております都幾川の桜堤で行われるさくらまつり、嵐山さくらまつりに関しまして、駅西から河川までの動線を飾りつけをしているということで、駅のにぎわい創出ということでさくらまつりに使われております。また、そのほか駅西のロータリーに花壇がございますが、そちらのほうの花壇の植栽等、除草作業等に使用させていただいております。

以上です。

○森 一人委員長 小輪瀬室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、オオタカの件なのですけれども、600メートル離れた位置に営巣があったというこの場所なのですけれども、実はオオタカの巣とひなというのは、何というのでしょうか、とられてしまう可能性があるものだという話も聞いております。具体的にこの場所というのはちょっと控えさせていただきたいのですけれども、滑川町地内ということだけ申し上げてご理解いただければと思います。

あと、信頼性の部分なのですけれども、開発を進めるに当たってもろもろ条件をクリアしなくてはいけないという課題があるのですが、事オオタカについては、みどり自然課のオオタカの保護指針、これに基づいて進めていくということで、この指針に基づいて適切に対応して進めてきたという経緯でございます。

あと、奨励金の関係なのですけれども、企業名につきましては控えさせていただきたいということには変わらないのですが、内容につきましてはそれぞれ工場、もしくは倉庫の増築に対して奨励金のほうを交付させていただいております。

推進補助金の金額、高いのではないかというご指摘なのですけれども、先ほどの説明の中で、もともとこの代替の駐車場が農地だったものですから、非常に勾配もあったということで、農地の除外の申請から始まりまして、それから農地転用、それから整備工事費ということで、あと駐車場を2カ所に分けてつくっているのですけれども、台数につきましては1カ所が29台、2カ所目が38台、合計67台分の駐車場を今回新たに代替として設けております。高低差もあったというところで、進入路をつくったり、あとは転落防止用の柵を設けたり、いろいろ手間もかかった工事ございました。結

果、金額としてはこのような状況になったということでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

〔「奨励金、化学製造メーカーとか食品製造だとか、そこも答えられないか」と言う人あり〕

○森 一人委員長 室長、そこはお答えできますか。お願いします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 業種なのですけれども、食品に関する製造業が1社、あとは化学に関する製造業が1社、あとは遊戯機関連の製造業が1社。以上でございます。

〔「1社ですか。では3社しかない」と言う人あり〕

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 1社が2件該当しておりまして、合計4件という内訳になっております。

○森 一人委員長 では、もう一度いいですか、その部分だけ。

〔「食品が2件だとかならないと、4件にならないから」と言う人あり〕

○森 一人委員長 小輪瀬室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 すみません。失礼いたしました。

内訳の細かい部分なのですけれども、食品関係のメーカーが2件です。化学に関するメーカーが1件、遊戯機関連のメーカーが1件、合計で4件という内訳になっております。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 105ページなのですけれども、消防施設の点検業務が引かれているのですけれども、これ企業支援課で引くべきものなのですか。消費者行政の上の部分、これ課が違うのではないですか。どういう内容での業務なのですか、これ。

○森 一人委員長 消防施設の点検業務委託だと思います。

中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、こちらは地域活力創出拠点の管理事業の中で、嵐山町ステーションプラザ嵐なびの施設の消防の設備の点検を年2

回やっております、そちらの委託料となっております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 質問させていただきますけれども、105ページですけれども、消費者行政の推進事業がありまして、その中で今は東松山のセンターのほうへの負担ということでお金のほうは支払っているようですけれども、こちらにつきましては、話せる範囲内で結構ですけれども、どのような内容で、件数的にはどのくらいの方たちの相談、消費者の相談があるのでしょうか、それが1点です。

それから、その下段ですけれども、ふるさと歩道の関係で看板の設置等がされているわけですが、場所とかどのようなものを、報償費ですけれども、設置をしながら、設置等と書いてありますので、報償費ということになりますが、内容的にはどのようなものでしょうか、看板の設置もしたのでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 2点になります。

中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、消費者行政の関係でございます。消費者行政の相談につきましては、東松山消費生活センターのほうに委託しております。そちらの委託している町村は、東松山をはじめ、吉見、川島、滑川、そして嵐山となっております。嵐山町では、平成30年度に32件の相談がございました。その相談内容なのですが、さまざまありますが、主に買い物によるトラブルです。テレビショッピングですとか、そういった類、あとはモバイル、スマホなどを使って購入したもののトラブル、それと最近少し多いのですが、裁判所からの最終通告書なるはがきが届いております。そういったトラブルが相談で寄せられております。消費者相談については、件数は32件となっております。

それから、ふるさと歩道の関係でございます。ここにふるさと歩道案内板設置等報償ということで、埼玉県が過去に、もう20年くらい前なのですが、設置した看板を町でその管理を移譲したものが数件ございます。そちらのほう、民地に立てられている分の報償ということで予算があります。それと、この中で5万円なのですが、古里地区に町で植えた桜並木がございました。そちらのほう、古里の団体が年間2回ほど草刈

り等していただいております。そちらのほうの報償費となっております。

ふるさと歩道の設置場所でございます。具体的には、嵐山溪谷の入り口の交差点に設置しております。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 消費者の関係なのですけれども、32件の件数があったということですが、なかなか買い物にしても、スマホにしても、厳しい部分があって相談があり、大変なのだということに思いました。

それから、はがきの関係は、そっちこっちから来て非常にびっくりしたとか、困ったとかということで、警察のほうへすぐ連絡をとったとか、そういうようなお話等も聞いておりますけれども、対策としては件数を受ただけで、指導というか、こんなふうにというか、何かのそういう方法は東松山消費者センターのほうではとっているのですか、あるいは町のほうは何か対応策があるのですか。やはり松山のほうへ全面的にお願いをしているだけですか。

以上です。

○森 一人委員長 中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 お答えいたします。

不審なはがきにつきましては、かなりの件数がございます、嵐山町の企業支援課の窓口にもたびたびそのはがきを持っていらっしゃる方もいます。東松山の消費生活センターのほうから、管内のセンター内に委託している市町村には指導というかありまして、こういったはがきに対しては、まず無視してくれと、もらったほうから連絡はしないでくれということで、特に具体的な相談のほうに回さなくても、その場で不安のないように相談に応じてくれということで、かなりの数もこちらの嵐山町の窓口のほうで対応しております。その後、その対応以降、トラブルに遭ったという報告は受けてございません。また、東松山市のセンターのほうからもその後の発展的な問題にはなっていないということで報告を受けております。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑はないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結い

たします。

暫時休憩いたします。再開時間を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時38分

---

再 開 午後 2時48分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 112ページの橋りょう改修事業なのですが、この道路構造物点検の一括発注に関する年次協定書、これをこうして結んだほうが良いという理由をちょっと伺いたいと思います。

それから、工事請負費で橋りょう修繕工事、金平橋、この1カ所で312カ所のボルト落下防止キャップを設置したということなのですか。このボルト落下防止をつけたのは、この橋に何か問題あったのですか、それともほかにあつてここにつけようということにしたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、水位表示板、これ視察というか、行ったわけですけども、避難などの値になる確認を、本当に時間で、分でもう水位が上がってくることもあると思うのです。そういう場合の確認方法をどういうふうにするのか伺いたいと思います。

それから、次のページの東西連絡路のエレベーターの落雷。落雷があつたのですか。それでこういう修繕をしたということで、いつ落雷があつて、避雷針はあそこはついていないのですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森 一人委員長 4点になります。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課副課長 答弁させていただきます。

112ページの橋りょう点検ですが、埼玉県さんのほうで一括発注の仕組みをつくっていただきまして、町のほうでは人材の不足とか技術不足により、道路公社さんに一括点検のほうをやらせていただいております。

続きまして、橋りょうの修繕工事につきましてですが、ボルトの312個につきましては、この金平橋1橋についてボルト312個ついております。そのボルトの修繕なのですが、平成28年度のときに橋りょう点検を行いまして、第三者被害が起きる可能性があるという形でⅢ判定になっておりまして、このボルトがおくれ破壊を起こす可能性がありまして、ボルトが落ちた場合に鉄道の上になりますので、鉄道に当たると第三者被害になりますので、Ⅲ判定になりまして、そのボルトのところにゴムのキャップをつけさせていただきまして、そのキャップ同士がつながって、もし1つ破壊をしても、下に落ちて第三者被害が起きないような形に修繕方法をさせていただいております。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、私のほうから水位表示板と落雷についてお答えさせていただきます。

水位表示板につきましては、これまでも、例えば精進橋につきましては水位が上がって、確認方法についてはいろいろ課題がございました。それまでは消防団の方々等が橋の上からのぞいて水位を確認するというふうなことになっておりまして、大変危険な状態もございました。そういうのを解消するために、今回目で見えてわかるようなものをつけさせていただいたというものでございます。時間で組んでというのはございますけれども、降水量とか、そういう調査もございますし、そういうデータも、もちろん川の情報で県の情報もございますし、あと降水量等の確認もできます。そういうのを総合的に勘案しながら、例えば、その雨量によりまして、1時間に1回行ったり、30分に1回行ったりというのかなと思います。きのう、きょうの台風におきましても、定期的に点検したところでございます。

また、113ページの東西連絡通路の落雷でございます。避雷針につきましては、ちょっと確認不足でございまして、申しわけないのですが、多分ないのかなというふうに考えておるところでございます。落雷につきましては、8月31日であって、すぐに修繕を行ったものでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか、道路構造の点検の発注と人材不足だということで、こういう発注でいいのかなと思うと、ほかの業者さんに数多く出すという形にならないと

思うのです。1者に大体集中してしまうのですか、こういう形になりますと。ちょっとそこを伺いたいと思います。

橋りょうの関係は、この1橋で312カ所のボルトだということで、このボルトが落下というのは現実にあるのですか。橋の点検というのは、定期的に行っているのだと思うのです。緩んでいけば、当然増し締めしなければならぬと思うのですけれども、点検そんなにできないのだよと。だから、もう先を読んで落下をしないように、こういうものをつけたほうがいいのかという、そういうことなのですか。それはちょっと違うのではないかなと思うのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

水位表示板の件なのですが、1時間とか、30分と言ったのかな。本当にテレビでも、どこの川ですか、10分、15分で人の背丈ほどふえてしまったというのが映像でありましたけれども、市野川にしろ、都幾川にしろ、そういうことがないとは言えないと思うのです。そういうときに、きちんと見に行くことができるのか。人材不足だと、人員が不足しているということです。表示板を設置しても、そこに見に行くことがきちんとできるのかどうかというのが非常に大事になってくるわけで、町民に注意喚起、あるいは避難をするようにということの中では、今の装置では見に行きまして皆さんに知らせるしかないわけですから、きちんとそれができるのかどうか伺いたいと思います。

それから、落雷の件なのですが、こういう形で落雷があったとなると、やっぱり今後のことも考えて避雷針というのは大事になってくる、つけることが大事になってくるのではないかなと思うのですけれども、どうですか。考え方だけちょっと伺えればと思います。

○森 一人委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課副課長 お答えのほうをさせていただきたいと思います。

橋りょう点検の関係ですが、埼玉県さんのほうから一括発注という形でご希望がありまして、埼玉県さんのほうから埼玉県道路公社さんと一括発注しなさいよという形で指導がありまして、そのところで埼玉県中の市町村の一括発注を希望されている橋りょうを全部集めさせていただいて、埼玉県道路公社さんのほうで入札をさせて、発注のほうをしております。

続きまして、橋りょうの修繕のほうですが、橋りょう自体にはふぐあいというか、今の橋りょう自体は健全な橋りょうになっております。それで、ボルトについてなのですが、F11Tというボルトが使っておりまして、今使われているボルトがおくれ破

壊を起こす可能性があるという形で指導されておりまして、今現在壊れているだとか、緩んでいるというボルトというのは一本もありません。おくれ破壊を起こす可能性があるので、壊れた場合について第三者被害を起こさないようにという形で、キャップをさせていただいております。

以上です。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、水位計と落雷につきましてお答えさせていただきたいと思います。

水位計につきましても、1時間とか、10分とか、15分とか、場合によってでございますので、毎回毎回見るということではなくて、ケース・バイ・ケースで、必要な場合によっては見るかなと思います。ただ、これにつきましても万全という形ではうちのほうも思っていませんので、調べてみて、なるべくわかりやすいような表示ということをつけさせていただきました。これをもってすれば、全てできるというふうには思ってませんので、それを参考にしながら避難勧告を早目に出したり、避難をしていただく時間を早めていただくとか、そういう部分の一助になるようなものをつけさせていただいたという認識でございます。これがあるから安心とか、そういうものではなくて、あくまでも避難の一助となるように考えたものでございます。

東西連絡通路の落雷の件でございます。これにつきましては、落雷による被害がございました。また、こちらは町のほうで保険に入っておりますので、被害につきましては保険のほうで対応させていただきました。もちろん避雷針をつけるのも大事ですけれども、保険の対応もできますので、そういうのを総合的に考えながら、費用対効果を考えながらやっていければいいかなというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 2点ほどお聞きします。

最初に、110ページの生活道路の整備事業なのですけれども、大蔵の256号と257号の件が載ってます。ここは随分かかったのですけれども、もう完全にこれで終了なのでしょうか。

それと、その下に物件補償費があるのですが、何の物件補償費だったか教えてください。

それと、前のページの109ページなのですが、一番上に委託料がありまして、路面状況の路面性状調査及び舗装維持修繕計画策定業務委託ということで載っております。この前、課に行ってお聞きをしましたが、ここの関係のものをどんな調査結果だったか教えてください。

○森 一人委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課副課長 答弁させていただきます。

110ページの生活道路になりますが、大蔵につきましてはこれで全て終了になります。

その次の補償につきましては、この道路を広げるに当たりまして土地を買収させていただいた関係で、そこの立ち木だとか工作物、壁ですね、あと移転雑費等になります。

続きまして、109ページの路面性状につきましては、全部で44路線の舗装のほうの調査をさせていただきました。それで、これもⅠ、Ⅱ、Ⅲの判定の基準があるのですが、Ⅰの健全な舗装については全体の66.3%、保持段階という形のⅡの判定なのですが、それにつきましては20.2%、続きましてⅢ判定のもう修繕が必要だよというところにつきましては13.5%になります。

以上になります。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 大蔵のほうの256号、257号については終わったということで、物件補償費についても金額は高額だったのですが、立ち木、構築物が大きなウエートを占めるのかなと、そんなふうに理解しましたが、それでよろしいのであれば結構です。

それと、109ページの路面の状況なのですけれども、Ⅲの13.5%が早期に改修したほうが良いということだというふうに理解しました。それで、その中にセンターライン等も含まれているのではないかなというふうに思うのですが、事故を誘発するセンターライン、非常に重要なのですが、非常に見えづらい、見えづらいどころか全然消えてしまっているようなところを優先的にやっていただかないと困るというふうに思うのですが、所見の見解を教えてください。

○森 一人委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課副課長 大蔵につきましては、これで終わりになってます。

大変申しわけありません。物件補償なのですが、電柱等の移設もございました。

続きまして、路面の修繕であります。路面のほうにつきましては、判定の基準がひび割れが多いところにつきましてはの判定基準になります。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにつきまして、Ⅲの修繕段階につきましては、ひび割れ率が一応40%以上のところについては修繕が必要だよという判定が出ております。ラインにつきましては、この中の対象には入っていないのですが、ラインのほうにつきましても、今後危険な箇所等ありますので、そこら辺は使用の頻度だとか、そういうのを考慮しながら、一応ラインのほうも引かせていただければと思っております。

以上です。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 路面調査ですから、センターラインもあわせて見ているわけですよね。ほかに見たところがあるのですと言えば、そちらを見るのですが、私はてっきりここで見ているのかなというふうに思ったものですから、そういう聞き方をしたのですけれども、路面状況ですから当然そのようなものも入って、見て総合的に判断をして修繕をなさっているということだというふうに思うのですけれども、計画的にセンターラインもそういうところに入っているわけですよね。どこの調査だかちょっとよくわからないですけれども。

○森 一人委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課副課長 お答えさせていただきます。

修繕のほうの舗装の点検ですが、舗装の点検の要領という形で点検のほうはさせていただいております。全体にカメラ等を使いまして現状を見てはおります。判定につきましては、先ほどご説明させていただいておるとおり、ひび割れでやっていますので、補修の対象となるところについては、40%以上のところが補修の対象にはなってしまいますが、路面の標示につきましても、今後危ないところにつきましては引かせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○森 一人委員長 答弁漏れですか。

〔「路面状況の中でセンターライン等も見ているんですよねと聞いているんで」と言う人

あり]

○森 一人委員長 センターラインというものもこの調査にはしっかりと含まれているかということが答弁漏れだそうです。

お答えください。

○久保雄一まちづくり整備課副課長 すみません。舗装点検要領の中には、路面の標示については含まれておりません。

「[じゃ、ほかでやっているということ]と言

う人あり]

○久保雄一まちづくり整備課副課長 はい。

○森 一人委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 115ページの武蔵嵐山駅西口の整備事業でございます。繰越明許ということになってきていますけれども、私がちょっと確認しておきたいのは、まず496万8,000円というふうな金額で計上されている駅前広場の物件調査の業務委託、これは22の補償補填になってくるところの駅西地区の物件補償費の6,958万円の中に相当してくるものなのかどうか。それとも、また別なものの委託であるということなのかどうか、その確認が1つ。

それから、駅西土地購入費が1億220万円ということで、次年度へ繰り越しではありますけれども、上がっているわけです。これは、面積的にはどれほどになるのかということと、地権者は何人になっているか。それから、下の駅西地区物件補償費の6,958万円の対象となった人数といいますか、件数というのでしょうか、それを回答いただければありがたいですけれども。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅西整備事業の物件補償の繰り越しでございますけれども、これにつきましては委員さんご指摘のとおり、その下の駅西物件調査費に関する物件調査の事業でございます。

土地購入費でございますけれども、あくまでも予算ベースでございますけれども、1,459平米ということで、この金額を上げさせていただいているものでございます。物件補償の地権者につきましては、3名でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 これは、今度令和元年に繰越明許になっているわけですが、一応この間全協で説明いただいているので、ここの分まではほぼ進んだと、決算なので、恐縮ですが、進んだというように、きょうの時点ではそういう答弁いただけるのでしょうか。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

今暫時交渉中でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 交渉中のことなので、なかなかこれ以上のことは、ちょっと聞くことも控えなくてはいけないかもしれませんが、一番の難点になっている部分というのはどういうことなのですか。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 交渉中でございますので、申しわけありませんが、ちょっと答弁については控えさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 例えば都市計画道路の立ち木がありますよね、立ち木の剪定。それから、B&Gの前の道路の除草というか、路肩の掃除だとかいうのも含めて、1路線で年間何回手が入るのですか。

○森 一人委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課副課長 お答えさせていただきます。

都市計画道路とかB&Gの幹線道路につきましての植栽だとかの剪定なのですが、シルバーさんと一応契約はさせていただいて、最低でも年1回なり、隔年では刈らせていただいています。あとは、ケース・バイ・ケースで、見えづらいよとか要望が上がってききましたら、随時シルバーさんにお問い合わせするなり、職員で切りに行くなり、対応はさせていただいております。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 都市計画道路なんかは、あそこは歩道が狭いから、歩道を使っていると、自転車の人というのは通れない、枝が張っていると通れないような状況にもなるし、B&Gの幹線道路なんかは子どもの通学路で、シルバーの人も大変だなと思って通るときは見るのですけれども、なかなか手が入らないなという面もあるかなと。草の伸びのほうが早いかなという感じがするので、大変な面もあるかなというふうには思うのですけれども、大体町道でそういう形で除草なりなんかをするということになると、年1回ぐらいしか手が入らないのですか。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

場所によっては、1回しか手が入らないというところもございますし、頻繁に使うので、2回というところもございます。ご要望いただいたら、PTAさんとか通学路とかにつきましても、緊急の場合は職員のほうで刈らせていただいて、安全確保を図っているところがございますので、いろいろ予算もございますので、職員でやったり、できることであればシルバーさんがやったりと、臨機応変というか、ケース・バイ・ケースで安全の確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 職員がやるというのも大変だなとは思っているのですけれども、それはシルバーに年に2回発注するとかというのが予算的にできないということなのですか。それとも、ああいう仕事だから、大変な部分もあるのでしょうか、人材を確保するというのが大変なのですか、どちらなのですか。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

予算も人も大変だというふう聞いてます。特にシルバーさんは、草刈りの方の人数が減ってきて、緊急対応等は難しいというふう聞いておりますし、もちろん町の予算もございまして、両方難しいかなと考えておるところでございますので、ケースによっては職員が行って刈らせていただいて、緊急対応を行っているということでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、1点になるかわかりませんが、111ページなのですが、道路照明の関係がありまして、管理のあれですか、修繕というのが61万9,000円ほどあるのです。これは、内容的にはどのようなことなのでしょう。

それと、次のページになりますけれども、今度は同じ道路照明の設置の関係ですけれども、こちらにつきましては細かく事業内容等は書いてありますが、この中で区のほうの要望ということになると思うのですけれども、要望は全部かなえられたのでしょうか。

○森 一人委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課副課長 お答えさせていただきます。

111ページの道路照明灯の修繕であります。修繕につきましては球切れですとか、そういうものにつきましては修繕の費用になります。

続きまして、111ページの設置の業務につきましては、区長要望の設置費用になります。30年度につきましては、全部の要望どおり設置が行われております。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、修繕の関係ですけれども、こちらになりますと球切れというような回答がありましたが、こちらにつきましては何力所ぐらいなのか。

次の照明の設置工事の関係で、要望どおり全部できたということですから、よかったなというふうに思ってます。まだまだ暗いところがあって危険だというふうな声も聞いておりますので、できたのでよかったなというふうに思いました。

それと、ちょっと戻って、兼務するかもわかりませんが、球切れということになると、今LEDの関係にほとんど切りかえているということですが、修繕でこれだけの費用が球切れの関係、そのほかにもあるのかわかりませんが、そういう答弁でしたけれども、まだまだこういうふうにLEDには全部がなっていないという考え方でよろしいですか。それと、何%ぐらいというか、どの程度ぐらいのLED化していないのでしょうか。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの修繕でございますけれども、平成30年度は15件の修繕を行わせていただきました。また、区の要望については、先ほど言いましたとおり、設置は要望どおりさせていただきます。ただ、場所によっては余りにも近過ぎたり、その要望が草木が生えているので、新しいところにつけてくださいとか、草木を切れば問題ないようなところもございますので、そういうものについてはケース・バイ・ケースというか、場所を見ながら、ここはちょっと申しわけございませんというのがあります。ただ、平成30年度は全て要望に応えさせていただいたところでございます。

なお、LEDにつきましては、今現在80%の設置率でございまして、20%はLED化しておりません。それにつきましては、順次していくことも必要ですけれども、球切れ等がございましたら、早急に修理するために修繕料というのを計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、LED化が80%ぐらいまでは終わっているということですが、今後、今後というのはうまくないか。

○森 一人委員長 今後はだめです。

○松本美子委員 では、30年度の中での計画というようなものはありましたか。全部LED化していきたいけれども、これまでしかできなかったと、そういうようなことは。ちょっと聞き方があれかな。

○森 一人委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 町としましては、やっぱり全てのLED化というのが目標でございますけれども、ただ物によってはLED化しても大きい等々がございまして、今回100、200以下はリースでやらせていただきまして、もっと大きいものもございまして、水銀灯もございまして。なかなか場所によってはできないものもございまして、全てはできないのですけれども、極力LED化していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑はないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○森 一人委員長 以上で本日の日程は全て終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時20分)

## 決算審査特別委員会

9月10日（火）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番 吉本 秀二 委員	2番 大野 敏行 委員
3番 長島 邦夫 委員	4番 青柳 賢治 委員
5番 吉場 道雄 委員	6番 河井 勝久 委員
7番 川口 浩史 委員	8番 清水 正之 委員
9番 松本 美子 委員	10番 安藤 欣男 委員
11番 渋谷 登美子 委員	12番 森 一人 委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

佐久間 孝光 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	菅原 浩行
主席 主査	新井 浩二

---

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副	町 長
青 木	務	参事兼総務課長
山 岸	堅 護	地域支援課長
村 田	朗	税 務 課 長
高 橋	喜代美	町 民 課 長（戸籍・住民担当副課長兼）
前 田	宗 利	子育て支援課長
近 藤	久 代	健康いきいき課長
山 下	次 男	長寿生きがい課長
内 田	恒 雄	環 境 課 長
柳 下	和 之	技 監
杉 田	哲 男	農 政 課 長（農業委員会事務局長兼）

藤	永	政	昭	企業支援課長
伊	藤	恵	一郎	まちづくり整備課長
山	下	隆	志	上下水道課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
金	子	美	都	教育委員会事務局教育総務担当次長
溝	上	智	恵子	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
西	川	光	治	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
平		博	之	教育委員会事務局学校給食センター所長
田	中	恵	子	教育委員会事務局嵐山幼稚園長
清	水	聡	行	教育委員会事務局生涯学習担当次長
植	木		弘	教育委員会事務局交流センター所長
川	上		力	教育委員会事務局交流センター副所長
田	畑		修	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長
堀	江	國	明	代表監査委員
島	山	美	幸	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○森 一人委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

---

◎諸般の報告

○森 一人委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を始めます。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○森 一人委員長 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に、まちづくり整備課に関する部分までの質疑が終了いたしております。

本日は、教育委員会事務局に関する部分の質疑から行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の123ページの奨学資金貸付委員会の件からなのですが、貸付は何件、この年度あったのか。

それから、返済について今の時代というか、仕事には今はつきやすいのかなとは思うのですが、つけていない方からの返済というのをされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから次のページというか、さわやか相談員の件を含めてなのですが、いじめや長期欠席というのは確認されているのか伺いたいと思います。

それから、このさわやか相談員の関係でどんな相談がこの年度は持ち込まれている

のか伺いたいと思います。

それから125ページ、次のページですけれども、検定受験料補助事業、これ昨年聞いたときには5人が欠席していたということなのですから、30年度何人欠席したのか、理由も合わせて伺いたいと思います、いけばね。

それから、その下の学習支援教室事業なのですが、小4、中1の壁を改善とか克服と書いてあったのかな、広報に書いてありましたよね。先月号の、この改善されたり克服されたりということがこの事業で言えているのかね。言えているのであれば、その根拠をちょっと伺いたいと思います。

それから、共同学校事務がこの年度からですよ、これにはいいことだけ書いてあるわけですから、いいことだけで終わったのかちょっと伺いたいと思います。

それから、学力テストの件なのですから、この学力テストの対策として過去問を、あるいは予想問もやったのかな。そういうことはしっかりやって、昨年やっているというのですけれども、今回もしっかりやっているということなのですか。

以上、伺いたいと思います。

○森 一人委員長 6件になります。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目であります奨学資金の貸し付けでございます。30年度の貸し付け、新規に関しましては2件でございます。また、30年度の既に貸し付けされています貸し付け決定者は合計35名でございます。

次に、3点目でございます。検定に関しましてお答えをさせていただきます。検定に関しまして、日本語検定と英語検定ございまして、委員おっしゃいます日本語検定に関しては、合計7名の欠席でございました。体調不良ということで、学校からは報告を受けております。この方々に関しても親御さんの、保護者の同意書というものを受験に当たってはいただいております、欠席者全員に関して同意書はいただいている状態でございます。

また、欠席に関しましては、この日ということで受験日が準会場として決まっておりますので、その日に体調不良であっても、ほかの日に振りかえることができません。そういったことで欠席という扱いでございます。

4点目でございます。学習支援教室の関係でございます。9歳の壁と言われる時期

でありまして、具体的なものから抽象的なことへ学習内容も大幅に変わるところでございまして、学習支援教室に関しては、まず小学校3年生、4年生ということで、学習の基礎学力の向上のほかに家庭学習の定着ということを目標としておりまして、まず決まったときに勉強をするという習慣づけも一つの意義と考えております。そういったものを毎週行わせていただいた結果、最後にアンケートを受講者、保護者に関してとらせていただいておりますが、その中でも小学校3年生、4年生、特に学校での授業がまたわかりやすくなった、学校で手を挙げることができたということで、アンケートにも多くの子どもたちが回答しております。そういったことも含めまして、効果が徐々にではありますが、得られているのではないかと考えているところでございます。

5点目でございます。共同学校事務室でございますが、平成30年度に設置をさせていただきました。各学校に県費で配置がされています事務職員が今まではやはり単独で相談することも研修するということが数が少なかったのですが、各学校が一丸となって共通理解、それから情報の共有を行うことによって学校の運営にも携わる影響を及ぼすことができていると考えております。1つに、学校のさまざまな集計シートですとか、要録等もありますので、そういったものの統一化、様式の統一化も図ることができております。活動の内容が全国紙、新聞にも、メディアにも取り上げられることがございまして、昨年度に関しては本当に全国各地から視察においでいただくことがございました。

委員おっしゃいます、いいこと悪いことで大変先進的な事例ということでごらんいただく、視察に来ていただくのは大変ありがたいこととございました。ただ、件数が、ほぼ4カ月ぐらいに十数回ということになりまして、日々の業務というものも、もちろん説明員ですとか、総意工夫をしながら対応をさせていただいておりましたが、やはり視察件数が多いことは喜ばしいことである反面、なかなか本来の時間がとりにくくなってしまったということもございまして、今後もさまざまな創意工夫も凝らしてまいりますので、また視察等もお受けをさせていただきたいと事務職員も学校も考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 西川指導主事。

○西川光治教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、さわやか相談員に關す

ることで、お答えをさせていただきます。

さわやか相談員につきましては、現在2名の者に活用をいただいておりますけれども、その内訳といたしましては、小学校のほうでは延べ人数ですけれども32件、中学校のほうですが、延べ人数で341件の相談がございました。

その内訳としましては、一番多いもので友人関係に関するもの、続いて学業に関するもの、そしてなかなか学校に通えない子もおりますので、そういった不登校に関するもの、そういった内容の相談が多くなっております。

いじめや長期欠席につきましては、昨年度小学校のほうでは8件、中学校のほうでは3件の報告がございました。

このうち昨年度のうちで解消しているものが小学校8件のうち6件、中学校3件のうち2件は既に解消済みでございます。

以上となっております。

続いて、長欠に関してでございます。いわゆる不登校でございますが、昨年度、小学校のほうでは5名、中学校のほうでは17名となっております。

以上でございます。

○森 一人委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 6つ目の学力テストの対策につきまして、お答えさせていただきます。

全国、それから埼玉県での学力テストに関しましては、日々の授業の充実はもちろんのこと、それに加えてコバトン問題集等々のテスト対策に特化した学習を盛り込んでおります。授業の後半部分の活用の時間で練習問題、個人の能力に合ったレベルのシートで学習を進めていきましたり、または業前、朝自習の時間ですとか、あるいは家庭学習、長期休業中の宿題等々で対応をしております。

以上でございます。

○森 一人委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 1点目のご質問に関しまして答弁漏れがございましたので、追加をさせていただきます。

奨学資金の返還の猶予者ということでございましたが、当初の返還計画では返還がなされませんで、事情により長期の返還ということで再度返還計画を見直しをして、月々定額で納めていただいている方が3名、30年度末にはいらっしまいました。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 奨学金の関係なのですが、貸し付けのほうでは2件で計35人ということで、これは申請をした人全員2人が受けられたということなのですか、何人かいた中で2人だけ対象になったということなのですか。

それから、この返済なのですけれども、私が心配しているのは、ちょっと申しましたように、仕事がないのに返済だけ求めるということが起きているわけです。嵐山町の奨学資金もそうなっているのかというところを確認したいのですけれども、それはどうなのでしょう。

計画を見直したと、これどういう事情の方かというのはちょっとわからないのですけれども、仕事をされていなくて収入がないので、教育委員会のほうで見直しをして、少し延ばしたという、そういう見方もできますけれども、そういうことなのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

それから、さわやか相談員の関係なのですけれども、いじめが小学生の場合8件あって6件を解消、中学生は3件あって2件解消と、長期欠席、不登校、これは解決はゼロということで理解していいのですか、小学5人、中学17人ということで。このうち、さわやか相談員に相談しているというのは何人かいるのか伺いたいと思います。

それで、これだけ、もし、このほかにも友人関係、学業であるわけですから、この2人で現実足りるのか、足りるとするのは……。

〔「対応可能か」と言う人あり〕

○川口浩史委員 うん、そうだね、対応可能なのか。対応し切れないのではないのかと思うのですけれども、ちょっと確認したいと思いますので。

それから、検定受験料の関係なのですが、体調不良で7人が休みと、本当に体調不良であれば、それはもうもちろんだめですけれども、わからないですよ、本当かどうかというのは。本当は風邪を引いていて風邪声であったとか、何か確認がされているのかどうか伺えればと思います。

あとはあれで、総括でやりますからいいです。

○森 一人委員長 大きく3点になります。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

奨学資金についてでございます。申請時は3人の方が申請をなされました。申請の時期がまだ受験の決定、合否が確実にわかっていない時期でございまして、最終的にお一人の方は進学のほうがご希望どおりにいかなかったということで申請を取り下げたおいででございましたので、本来申請の2分の2が確定、決定ということでございました。

また、お仕事がないのに返済をとということもお話いただきましたが、学校ご卒業後、お仕事につかれまして、その後しばらくしておやめになってというような方でございます。また、返済に関しましては、家族でご相談をされた結果、月々に返していきますというお話をいただき、返済計画を見直しをさせていただいたものでございます。

次に、3点目の検定でございますが、欠席の理由を体調不良ということで学校から報告を受けておりますので、それが風邪なのか感染症なのかというような細かいところまでは確認をとっておりませんが、学校からの体調不良欠席ということで連絡をいただいているところでございます。

○森 一人委員長 西川指導主事。

○西川光治教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

まず、不登校についてでございますが、昨年度の結果を先ほどお伝えしましたが、実は今年度も1学期の間の人数のところは小まめに学校と連携をとって連絡を取り合っておりますが、昨年から変わった子どもがふえているということはございませんで、1名転校生がございましたが、前の学校でも不登校であった子が嵐山町のほうに転校してきて、そのまま不登校でいるという子が1人ございます。

あとは小学校の数が減っているところは、卒業して中学校にスライドして、また中学校3年生だった子が卒業してというところの数の変動はございます。

さわやか相談員2名で足りているのかということにつきましては、このほかにもスクールソーシャルワーカーを1週間のうちで県費で2日、町費で2日、学校のほうに出向いております。また、スクールパートナーですとか、スクールカウンセラー、今年度はスクールカウンセラーにつきましては、県のほうで小学校にも全校配置ということで町内5校の小中学校にスクールカウンセラーも配置されております。

また、小川町にあります広域適応指導教室にもお世話になっていたり、今年度から福祉のほうで立ち上げていただきました子ども家庭支援センターのほうにもうまく連携をして、いろんなところに協力支援をいただきながら取り組んでいるところでござ

います。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 決算書のほうの歳入の部分で23ページにバスの使用料の未納が出てきているのですが、これは納めてもらえなかったということなのですか。何か原因があったのですか。それが1点です。

それから、同じく決算書のほうの小学校費の繰越明許をこれちょっと調べていなかったんで申しわけないのですけれども、工事請負費の繰越明許というのは、具体的にはどういう内容だったのですか。

それから、奨学資金の貸付状況で1件書類不備ということなのですか。書類が整っていなかったというような話があったのですけれども、今奨学資金の申請というのは非常に大変なのです。連帯保証人をつけたりなんかしなくてはならないので、そういう点での申請が整わなかったということなのですか。

以上です。

○森 一人委員長 3点になります。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の幼稚園バスの未納でございます。この未納に関しては、お一人2カ月分ということでございます。急遽転出をされまして、精算がなされなかったものでございます。転出先には、当然、納付書あるいはお手紙、督促等を申し上げているところでございますが、未納でございました。

2点目でございますが、繰越明許の関係でございます。こちらに関しては、国の1次補正ということでございまして、臨時特別交付金に該当するものでございます。小中学校の特別教室の空調設備の設置工事、そしてそれにかかわる設計ということでございまして、こちらの国の1次補正でございましたので、申請自体が31年の1月でございました。そのこともありまして、繰越明許ということで31年度に繰り越しをさせていただきますのでございます。特別教室の空調設備の設置でございます。

小学校3校につきましては、1校当たり2部屋、中学校2校に関しては1校当たり3部屋ということで設置を進めさせていただくものでございます。

3点目でございますが、奨学資金の申請の取り下げに関しましては、ご本人の希望されている進学がなされなかったということでございまして、書類自体の不備ではなく、進学に関するものでございます。進学希望に関するものでの取り下げということではございません。

以上でございます。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 空調は小中学校とも全教室に入ったのですか。

○森 一人委員長 1点になります。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

小中学校、普通教室に関しては、既に整備をさせていただいております、100%の設置でございました。特別教室と申し上げまして、理科室、家庭科室、調理室、被服室、技術室、そういった特別教室に関しては設置をさせていただいているところが音楽室とコンピュータールームになりまして、今申し上げました家庭科室等に関しては、設置がなされていないものでございました。

小学校に関しては、1校当たり2部屋ということで理科室と家庭科室に設置、中学校に関しては理科室と学校によりますが調理室あるいは被服室、技術室ということでございまして、学校によって菅谷中学校と玉ノ岡中学校は設置する場所が異なることではございます。ただ、こちら今回臨時特別交付金ということで設置をさせていただきます台数でございますが、全ての特別教室ではございません。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質疑させていただきます。

124ページの下段のほうですが、発達障害の早期支援対策事業ということですが、巡回の関係なのですが、こちら1人で対応をしているという報償費がありますけれども、どのような内容でどのくらいの頻度で巡回をしながらなさっているのでしょうか。

それと125ページになりますけれども、いじめ問題の対策事業ということですが、こちらはさわやか相談のほうと少し関連性が出てくるのかなというふうには思

いますけれども、内容的には全校にはどのぐらいのいじめがあり、小学校あるいは中学校というふうになってくると思います。また、いじめの内容につきましてはどのようなものが、重立ったもので結構ですけれども、あったでしょうか。

それと139ページになりますけれども、これは前回も聞いていますけれども、中学生の社会体験チャレンジ事業ということで社会へ参画していくということはいろんなことの子どもたちの成長にもつながり、よろしいことだなというふうに私も思っております。そういった中で中学生の関係ですけれども、どのようなところに、例えば会社とか保育所とかいろいろ、病院とか何かいろんなところに多分行っていらっしゃると思っておりますけれども、全校の方が、対象児童が全部そういうものには参加をなさっているのかということをお尋ねさせていただきます。

それから、最後ですみません、もう一点になりますけれども、148ページになると思うのですが、スポーツ施設の関係ですが、こちらにつきましては、健康維持ということでは特にまだ必要な場所だというふうにも考えています。そういった中で、都幾マレットゴルフの草刈りの関係、あるいは廣野のが今度新たにできていますから、そちらの草刈りの関係、こちらにつきましては、会員数はどのくらいいて、あるいは利用はどのような形で何か、月平均でも構いませんけれども、こちらを利用なさっている方たちが楽しんでいらっしゃるのでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 1つ目の巡回支援につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町発達障害等早期支援対策事業ということで、年間1回当たり3.5時間を1こまといたしまして、年間20こま巡回をさせていただいております。幼稚園、小学校、中学校ということで各園、校ともに年間2回から3回の巡回を行っております。その中では、特に配慮を要する児童生徒につきまして、事前の情報をもとに各教室等の活動を参観をいたしまして、発達に課題のある児童生徒につきまして早期に対応するための方策を考えておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 西川指導主事。

○西川光治教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、いじめにかかわるとこ

ろで報告させていただきます。

先ほどもお答えしましたが、小学校の8件、中学校の3件というところで、いじめの内容についてでございますが、冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言うようなところで、小学校では7件の報告がございました。中学校のほうでは2件でございました。嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをしたり、されたりというところで、小学校のほうで1件上がっております。仲間外れであるとか、集団による無視ですとか、そういったところで中学校のほうで1件上がっております。

以上でございます。

○森 一人委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 中学生の社会体験チャレンジについてお答えをさせていただきます。

菅谷中学校では、中学校1年生、玉ノ岡中学校では中学校2年生を対象といたしまして、対象学年の全員がこのチャレンジを活動するというところでございます。主な職業体験先でございますが、福祉等に関しては嵐山郷さん、らんざん苑さん、社会福祉協議会等がございます。また、サービス業といたしましては、コンビニエンスストア、あるいはヤオコーバイパス店さん、ベイシア嵐山店さん、石油、ガソリンスタンドさん、そのほかに嵐山カントリークラブさん等、数多くの場所でございます。そして、公共施設、学校等ということでございまして、役場、図書館、学校、保育園、幼稚園等でございます。

菅谷中学校に関しては、全部で20カ所の受け入れをいただいております。玉ノ岡中学校に関しては19カ所に受け入れをいただいております、それぞれの時期に社会体験で勉強をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 清水次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 マレットゴルフ場についてお答えさせていただきます。

町内につきましては、現在都幾マレットゴルフということで、都幾川河川敷と廣野マレットゴルフ場ということで関越沿いに2カ所ございます。いずれもこの施設に関しては、その地区のほうで管理をお願いしているということで、町のほうで報償費として各12万、都幾マレットゴルフ愛好会と嵐山マレットゴルフクラブということでお

支払いさせていただいております。

利用状況ということでございましたけれども、その管理も含めてその会にお願いしていますので、町としては特に把握はしてございません。ただ、都幾マレットゴルフにつきましては、今年の5月の町民ヘルシースポーツの日ということで会場にさせていただきましたけれども、そのときは、私がお会場にいたときに、利用者の中では毎日来ているという方もいらっしゃいますし、こちらで使用中に皆野町のほうから定期的というのですか、このコースがいいということでご利用いただいているということもお話を伺っております。

そのときもたまたま皆野町の方が4名ぐらいでしたか、利用するというので、こちらでちょっと大会をしていましたので、ちょっとお待ちいただいて、その後ご利用いただくということで、都幾マレットゴルフ場については、町外、町内問わず多くの方が利用しているというふうに思っております。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 巡回の関係なのですけれども、いろいろ細かく、各学校のほうに通い、年に2～3回ぐらいはということで対応していると、参観しながら子供の体調、対応を見ているというようなお言葉でございましたけれども、こういった子どもさんもし見えたとき、そういうときにはどのように、その子どもさんに対して、先生を通してなのでしょうか、保護者でしょうか、どんなふうな対応策をとっているのでしょうか。

それから、いじめの問題なのですけれども、冷やかしたとか、恥ずかしいこととか、いろんな無視されるとかいろんなことは常日ごろ起きているかなというふうに思っておりますけれども、ネットの関係だとか携帯とかそういったようなことは起きていないのでしょうかと私伺ったと思ったのですけれども、答弁漏れか、私が質問するのがし損なったのかわかりませんが、もしお話をさせていただいたら、ご回答いただければというふうに思います。

それから、中学生の体験チャレンジでございますけれども、そちらにつきましては、もちろん各児童に希望をとってのことだと思っておりますけれども、それがほぼ希望のところ体験に皆さんそれぞれチャレンジしに行けるということでしょうか、それと何日間ぐらい子ども、児童は行っていらっしゃるのでしょうか。

それから、マレットゴルフの関係なのですけれども、そうしますと管理とか整備とかいろんなものについては、それぞれの廣野のマレットゴルフ場、それから都幾のマレットゴルフですか、そちらのほうには地区とかいろんな管理の方たちに草刈りの関係等でお金のほうが報償費として出されているということで、そうしますとあちらを使うときに、その申し込みの関係につきましても、こちらの方たちがどなたかが先に立っている人がいらっしゃいまして、受け付け状態をなさっているというような解釈でよろしいですか。

以上です。

○森 一人委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 1つ目の質問についてお答えさせていただきます。

巡回支援の中で配慮が必要な幼児、児童、生徒、特に支援が必要というふうに認められる場合には、町の就学支援委員会等にかけることとなります。また、その会議にかける前の段階としては発達の障害、発達に関する障害がある場合には、先天的なものと、あとは後天的な環境によるものということで、要因はさまざまでございます。そういったところをきちんと見きわめるためにも、場合によっては医療機関につなぐ、発達検査等々の勧め、そういったことを含めて保護者の方と話し合いをさせていただくこととなります。

いずれにしても、その子どもにとってどういったところで学ぶのが最善かということをおもが話し合ひまして、保護者の方と合意形成をしながら進めていくこととなります。

以上でございます。

○森 一人委員長 西川指導主事。

○西川光治教育委員会事務局教育総務担当指導主事 いじめの分類の中でのインターネットですとか、SNS等によるものがあるのかどうかということなのですけれども、いじめや不登校の原因の中に仲間外れですとか友人関係のことが入っております。そのさらに詳細の内訳としての携帯電話やSNSによるというふうな聞き取りをしておりませんで、その現状は、今のところは把握できておりません。

しかし、学校の中での子供たちへの指導の一環の中で、ICTですとか、ネット利用についてのことについて触れて学習をしたり、当然いじめやそういったところの学

習の中では、携帯電話の利用の仕方について教師のほうから子供たちに指導する場面も行っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

中学生の社会体験チャレンジでございます。日にち的には、基本は3日間でございます。また、希望どおりかどうかということでございますが、受け入れをいただく事業所さんの関係もございまして、例えば2人なら大丈夫、あるいは4人でも大丈夫ということでございます。そういったことを事前に学校との打ち合わせをした結果、希望の人数、受け入れていただける人数というものが定まります。

そちらに生徒が希望どおりでない場合も当然でございます。人数の関係でございます。ただし、希望どおりでなかった体験をすることによって新たな職種を知る、あるいはお仕事を知るといってもこれは学習の一つでございますので、希望どおりでなくてもいろいろな活動、勉強を通してということを見せていただいているところでございます。

○森 一人委員長 清水次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 マレットゴルフ場の申し込みについてということで回答をさせていただきます。

大変申しわけないのですが、廣野につきましてはちょっと承知はしていないのですが、都幾マレットゴルフについては愛好家の方がほぼ毎日のように会場にいて、受け付けをしているということを確認しております。

以上です。

○森 一人委員長 松本委員。

○松本美子委員 巡回支援の関係はわかりましたので、結構です。

いじめの関係ですけれども、現実的にいじめ等がこんなふうは何件かずつですか、小中あるわけですけれども、解決しているのもあるということですが、そういった中で今把握はないということですが、携帯関係は学校のほうへ持ち込みというようなことが禁止されたりなんかしているというところで把握がなされていないのか、あるいは把握はしなくてもこういうことは起きていなくて無視されるとか、あるいは恥ずかしいこととか、嫌がらせとか、そういうようなことはいじめのみだというふうに学校

側では感じているというか、受けとめているというか、そういうことなのでしょう。その辺をもう少し細かく、すみません、教えていただければというふうに思います。

それでは、チャレンジのほうの関係ですけれども、相手方があるわけですから、こちらの希望どおりにはいかないということももちろんあるかと思えます。ですけれども、今答弁のような形の考え方ももちろんあるわけです。そういった中では、児童が気持ちよくそこで頑張っただけで体験をし、いろんなことを学んできているというふうな受け取り方でよろしかったかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 2点になります。

西川指導主事。

○西川光治教育委員会事務局教育総務担当指導主事 携帯電話につきましては、学校の中でのアンケートで、所持率についてはアンケート調査の中で把握をしております。

ちょっと今は手元に資料がなくて、所持率のほうがわからないのでありますが、所持率については、アンケートを行っております。また、その中による携帯電話によるトラブルについては、今後また調査をかけていかななくてはいけないのかなというところではありますが、現在のところではちょっと把握していないところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 携帯電話についてお話をさせていただきますけれども、全国の都道府県の中では、教育委員会によりまして携帯電話の学校への持ち込みを可にしたところもあるということでございますけれども、嵐山町の教育委員会管内は、小中学校の校長を含めて、1学期末に話し合いを持ちまして、原則学校への持ち込みは禁止、ただし遠距離で通学しているお子さんもいらっしゃいますので、そういう場合には校長に申し出て、学校に来たら、校長に預かってもらうという形で対応していこうということで、小学校3校、中学校2校で共通理解を図ったところでございます。

おとしですか、文教厚生委員の皆さん方から、小中一貫で取り組んでいるのに、小中で多少の違いがあるということもありましたけれども、これ、あくまでも今までも遠距離のお子さんで1人になってしまう子については、学校に持ってきた段階で預かるということで、持ち込み可にした場合は、非常に高価なものなので、なくなってしまう危険性があります。ですから、その点を含めてそういう対応をさせていただ

ています。

町内にあります大妻嵐山中学・高等学校は、体育祭の際には、朝来た段階で全員の携帯電話を学級担任が預かっていました。ですので、本町の場合はそこまではとてもいきませんし、持ってきていいよとなると、みんな持ちなさいというふうにも捉えられかねませんので、携帯電話については今までお話し申し上げたように、原則学校への持ち込みは禁止ということでやっています。

また、松本委員さんからお話がありましたけれども、SNSを使ったいろいろな書き込みというものは、現実はあるというふうには考えていますけれども、子供たちのほうから話が増えて、余り大きくなならないうちに解決しているというような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 社会体験チャレンジについてお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、希望どおりでなくても新たな学びというものが生まれております。また、チャレンジの体験後は、各生徒がそれぞれの学んだことを発表し合う場もございます。そういったところで、事業所の名称だけではわかり得なかった内容というのも相互に学び直す機会もございます。情報交換等をさせていただいておりまして、子供たちにも十分な効果が得られていると考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 説明書の38ページなのですが、幼稚園の預かり保育参加料、これ前年より少し増額になっています。それで、回数等もあるので、お預かりする子供さんたちもふえているということなのでしょうけれども、主にさくら教室ですので、そこに預けていらっしゃる保護者のほうからのいろんなお声が上がっていると思うのです。そういったようなものについてはどのように把握したり、それについてまた説明をさせていただいたりするのか。それが1点です。

それと125ページなのですが、小中学校の適正規模検討委員会の運営事業で、これ去年と同額で31年の2月には答申が出ました。それで、回数は12回ということでは

たけれども、この回数の中で十分な検討がなされたというように担当課としては認識していらっしゃるかどうかです。

その2点についてお尋ねします。

○森 一人委員長 田中嵐山幼稚園長。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 それでは、ただいまの預かり保育の件についてお答えいたします。

嵐山幼稚園では、預かり保育を実施しておりまして、少ないときは15名から7名、そして20名以上預かっておりますが、こちらにつきましてはそれぞれ家庭の事情等でございます。

嵐山町では、預かり保育料が大変安いというふうに感じております。ほか同じ比企地区内でも400円等を取っているところがあり、嵐山町は1日100円でございます。この点は、やはり嵐山町の皆様のご理解のおかげだと思えます。

それから、先ほどご質問がございました、その意見をどうかということに関しましては、私の園の説明会の折、または帰りがけ等いろいろな意見があった場合のみは、私のところへきちんと相談に来たり、また担任にも相談がございました。今預かり保育に関しましては、本当に預かってもらって大変ありがたいというご意見をいただいているところでございます。

それから、さくら教室のことについて出ましたけれども、議会でも3年保育等のお話が出ているかと思いますが、まだ幼稚園に入っていないお子さんを本日も10時から11時半までさくら教室として行っております。こちらは、来年度嵐山幼稚園に入る希望のあるお子さんが来ておりまして、幼稚園のいろんな環境を保護者の方が理解し、そしてまた園児もなれるということで大変有効でございます。

議員さんにもお越しいただいたこともございまして、このさくら教室があることにより、嵐山幼稚園にスムーズに入園するということができるというふうに効果があると思っております。

きちんとお答えになっておりませんが、そういった預かり保育、そしてさくら教室が大変有効であるということを報告させていただきます。

○森 一人委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 小中学校の適正規模等検討委員会についてお答えをさせていただきます。

平成29年8月に委員会を設置以降、ほぼ毎月開催の全15回という委員会を経て答申をいただきました。31年の2月でございます。委員会では、現在の嵐山町の教育環境の実態、将来の児童生徒数の減少見込みについて、また学校通学路の視察も行っていただきました。そして、近隣であります滑川町の月の輪小学校、それから嵐山町の私立である大妻中学校さんにも先進的な学校の視察も行わせていただいたところでございます。

委員会で、将来の嵐山町の子供たちにとって、よりよい教育環境はどうあるべきかということをごさまざまな観点から委員の皆様方に検討いただいた上での答申をいただいたと考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、幼稚園の関係ですけれども、その30年の決算の中にも、いわゆる幼稚園に行く前のさくら教室とは別の子供さんたちもお預かりしているというような理解をしておいてよろしいのですか。その辺がちょっと、さくら教室はあくまでも3歳児がさくら教室に行くわけでしょう。そのさくら教室に行っている子どもたちもかなりの人数に30年はなっているのではないかと思うのですけれども、その辺の人数等はどうかのですか。

それともう一つあります。それとあと小中学校の適正規模の検討委員会ですけれども、そうすると、ある程度、あらゆる角度、検討し得るような角度から検討が重ねられてきたという形で担当課は認識しているのかどうかということ、それについてお答えいただきたい。

○森 一人委員長 田中嵐山幼稚園長。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 さくら教室の件でございますが、昨年度は40人に満たない状況での教室の段階でした。その中で、その後、さくら教室に参加しなかったけれども入園したということで、本年度参加者プラスほかからということで44名が年少園児ということで入園しております。また、参考までに、今年度は本日の時点で43名ほど、昨年よりも大変多いさくら教室の人数で行っているところでございます。預かりを行っているのは年少、年長の園児に限ってでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

委員会でもかなり広範囲な内容についての議論がなされておりました。そういったことで、近い将来であります嵐山町の学校、ふるさと嵐山の、嵐山町全体としての財産としての考え方ということで議論をしていただいておりますので、さまざまな角度から検討いただいた答申でございました。

以上でございます。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 ちょっと幼稚園の先生が答えられた中で、年少とおっしゃったですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○青柳賢治委員 ということは、3歳児に満たない子供たちも行っているという解釈なのですか、その預かり保育料という中に入っている、保育料は。そのところがちょっとわからなかったのですけれども。

○森 一人委員長 田中嵐山幼稚園長。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 大変失礼をいたしました。申しわけございません。私の説明が足りず、申しわけございません。

3歳児までありますと、年少、年中、年長となりますが、嵐山幼稚園では4歳児を年少と呼んでおります。そして、年中という言葉がなく、5歳児が年長でございます。預かり保育は4歳児、5歳児の年少、そして年中という言葉がないので年長、この2学年が預かり保育。そして、入園者でございます。さくら教室は、まだ未就ということで、3歳児でございます。

私の説明不足で申しわけございませんでした。失礼いたしました。

○森 一人委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人委員長 質疑がないようですので、教育委員会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開時間を10時5分といたします。

休 憩 午前 9時54分

---

再 開 午前10時04分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

全課局に関する質疑並びに平成30年度決算事業現地調査を終了しております。

これより歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑につきましては、5名の方から届け出をいただいております。

初めに第12番、渋谷登美子委員、次に第8番、川口浩史委員、次に第9番、清水正之委員、次に第4番、青柳賢治委員、最後に第1番、吉本秀二委員の順で行います。

それでは、渋谷登美子委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、1つ目として、稼ぐ町として30年度の評価をどのように捉えるか。特に花見台工業団地の進捗と、それから川島地区工業団地の進捗と、それから千年の苑事業についてどのように捉えているか伺います。

2番目ですけれども、このごろいろいろなところで太陽光発電に関して問題が出てきていて、日高市ではもう条例も制定していますが、太陽光発電設置による固定資産税の増はどのくらいになったのか。それから、10キロワット以上の太陽光発電所数はどの程度ふえているのか、地域環境への影響を伺います。

3つ目として、子ども・子育て支援計画のニーズ調査についてなのですが、平成31年にニーズ調査を終えて一応まとめたという形でこの令和元年6月に公表されています。私が見ている感じでは、嵐山町の父母が抱えている子育て支援の問題を十分に把握していない調査と考えています。社会調査は、設問の立て方によってある程度欲しい内容が誘導できる、これは常識的な一つの課題なのです。この嵐山町のニーズ調査からどのような課題を把握できたというふうに考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

4番目です。埼玉中部資源循環組合についてですけれども、まず最初に、平成30年度末の基金残高、組合全体と嵐山町負担分という形と、あと総務費と人件費を加えたもの、組合全体と嵐山町負担分。そして、平成30年度末の事業費総額、組合全体と嵐山町負担分について伺います。

それから、これまで国と県の補助金の交付をいただいて事業を進めているわけですが、交付基金事業名と、そして交付額と、その全体費用の比率、そして嵐山町でどうなっているのか伺います。

次に、監査委員に対してです。埼玉中部資源循環組合は、結果として解散の方向に向かっています。私は、埼玉中部資源循環組合に関しては土地購入と、それから事業

計画が進む前に何としてもやめなくてはならないという形で嵐山町議会でもいろいろな発言をしてきましたが、それが結果として全く役に立たず、そして監査委員にもそのことについて住民監査請求という形で、これは何としても止めなくてはならないという形で求めましたけれども、結果として、違法性はないという判断になりました。違法性は組合事業の違法性と、組合からの負担金を求められた請求額の支出について違法性があるわけですが、嵐山町の負担金請求をするに当たっては、その組合の違法性があるから、違法であるので、嵐山町の負担金支出は問題があるので、返還せよという形でつついているわけですが、支出というのは違法性は必ず大もとの違法性と払う側の違法性とは承継されるわけですが、その点について監査委員としては組合の違法性については判断を避けて、嵐山町の違法性、嵐山町は組合からの請求があったものについて支出しているの、何ら違法性はないという形で、監査委員としての判断を避けたわけですが、その理由を伺います。

これは、本来ならば監査請求の段階で止まっていれば、この1年間という無駄な支出はなかったわけです。去年の9月段階で請求しているわけですから、11月の段階でこの問題が明らかになっていたらこの31年度の支出はなかったというふうに考えますので、改めてその理由を伺います。これは、解散に向かったのは、吉見町ほか、ほかの市町村との附帯施設の運営費の問題が平行線になっているから解散というふうな形の表向きの理由でやっていますけれども、そうではない深い問題がありますので、その点についても私はそのときに違法性についてちゃんと意見しているわけですから、その監査委員としての判断を避けた理由を、繰り返しになりますけれども、伺います。

5番目です。嵐山町の事業の中で非常に大きな問題が昨年起こりました。パワーハラスメントということがありましたけれども、全体的に、総論的に人権をどのように捉えて事業を進めてきたか伺います。

このハラスメントに関しては、嵐山町議会では、あらゆるではないけれども、ハラスメントをやめさせる意見書というのを議会に出しています。それにもかかわらず、ハラスメントが嵐山町で起こっているということは人権をどう考えているかということにつながってくると思うのです。とかく人権といえば部落解放同盟の人権のみ1本に絞られています。あらゆる総体としての人権をどのように考えていくのか、いっているのか伺いたいと思います。

次に、6番目です。補助金適正化委員会のあり方について伺います。補助金は、時代に沿った事業の判断が必要だと思えます。提案型事業のものなどはとてもよかったなと思っているのですが、相変わらず既得権に基づいた補助金のあり方というものはずっと続いていて、それについては判断がされていない状況があります。どのような視点で補助金適正化委員会はこの嵐山町の補助金について判断を行っているのか、いたのかということをお伺いします。

以上です。

○森 一人委員長 それでは、順次答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、1番のまず花見台工業団地の進捗についてからお答えさせていただきます。

花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業の平成30年度の評価を含めての進捗でございますが、平成30年度には予定していた都市計画手続、代替地の調整、用地買収、詳細設計、環境調査、立地企業の募集を実施しており、順調に進捗しております。なお、現在は埋蔵文化財の発掘調査を9月末完了予定で実施しており、立ち木の伐採、土地計画法や森林法に基づく開発協議のための打ち合わせをあわせて実施しております。今後は、これらを含め必要な調整を行った上で造成工事に着手してまいります。

続きまして、川島地区工業団地の進捗につきましてお答えさせていただきます。

川島地区につきましては、産業団地整備に向けた権利調査、道路、上下水、排水を含む基本計画の作成、そして農地の課題を解決するための資料作成を柱とした業務委託を実施しております。あわせて、農地の課題を解決するために県関係部署との打ち合わせを実施している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、稼ぐ力、町としての30年度の評価、千年の苑事業につきましてお答えさせていただきます。

千年の苑事業につきましては、平成28年度より着手し、プレオープンに際してメディアや旅行者等への内覧会を実施したことによりテレビや新聞などに取り上げていただいたことで、プレオープン期間中に約7万7,000人の来場がありました。

まつり開催による買い物等の経済効果として約7,600万円を試算してございます。

また、苑整備に関しましては、30年度決算での地元業者への工事等の発注により約1億円の資金が町内へ流れております。

嵐山町総合戦略では、令和3年の入場者数10万人、経済効果1億6,100万円を目標としており、さらに目標に向けて推進してまいります。経済効果を上げるためには、町外より町に見えていただいた方にイベント会場内を含めた地元の商店に寄って買い物などをしていただく仕掛けづくりが重要と考えてございます。

また、今後の課題といたしまして、イベント開催に伴う会場周辺や幹線道路の交通渋滞などへの対策やイベント会場への出店を含めた商業の活性化などが課題として挙げられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 続いて、村田税務課長。

○村田 朗税務課長 私のほうから2項目め、太陽光発電設置による固定資産税の増及び10キロワット以上の太陽光発電所数につきましてお答えさせていただきます。

最初に、太陽光発電設置による固定資産税につきましては、平成30年度で2,254万2,179円です。

次に、10キロワット以上の太陽光発電所数に関しましては、償却資産の申告内容から集計した結果、設置している所有者数は62人、件数では101件となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 続きまして、私のほうから太陽光発電の設置による地域環境への影響につきましてお答えをさせていただきます。

太陽光発電設備の設置に伴いまして一般的に言われる地域環境への影響でございますが、まず景観への影響、それからパワーコンディショナーからの放熱や騒音による影響、そして太陽光パネルからの反射光や周辺の熱環境への影響、さらに特に大規模な事業におきましては土砂流出や濁水の発生、動植物の生息生育環境の悪化等の影響、こういったものが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、3の子ども子育て支援事業計画のニーズ調査についてお答えさせていただきます。

今回の調査は、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める教育、保育提供区域ごとに量の見込みの算定を行う基礎となる調査であります。第1期、平成27年から平成31年度の5年間の事業計画を策定のとくに国から示された調査票のイメージを基本におおむね同様な内容で、第2期、令和2年度から令和6年度の事業計画の策定のために調査を実施したものでございます。この調査により、これからの嵐山町の教育と保育のニーズ量を試算し、推計するものとなります。

特に前回の調査と比較をしますと、フルタイムで就労している世帯がふえております。また、幼稚園や保育所などを利用している児童がふえております。あと認可保育所を利用する児童がふえております。また、放課後児童クラブ、学童保育室ですが、を利用する児童もふえております。以上のような状況が読み取ることができました。

この結果から、今後の課題として、引き続き保育の提供体制の確保や、今後は学童保育室の提供体制についても検討が必要であろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 続いて、4問目ですね。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、4番の埼玉中部資源循環組合のまず平成30年度末の基金残高でございます。

財政調整基金、それから施設整備基金合わせまして8億6,291万589円でございます。そして、嵐山町負担分でございますが、負担割合6.6%として計算しますと、30年度末が5,695万2,000円でございます。

続いて、総務費プラス人件費でございます。組合全体で4億1,140万9,489円でございます。そして、嵐山町の負担分としましては、先ほどと同様6.6%で計算しますと、2,715万3,025円でございます。

次に、平成30年度末の事業費の総額でございます。事業費としましては、歳出総額の中の事業費の総額としての数字でございます。組合全体で11億3,102万1,456円。同じく6.6%で計算した嵐山町負担分として746万4,741円でございます。

次に、これまでの国、県の負担金、交付金の事業名及び交付額及び交付対象率でございます。国の交付金としまして、循環型社会形成推進交付金を平成28年度、平成29年度、それから平成30年度とそれぞれいただいております。平成28年度が、交付額が1,197万7,000円でございます。それから、29年度でございますが、交付額が1,944万

8,000円でございます。さらに、平成30年度が115万3,000円でございます。そして、県の補助金でございます。平成27年度に循環型社会づくり推進事業費補助金として205万2,000円をいただいております。補助率は2分の1でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 では、監査委員より、堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 それでは、お答えいたします。

平成30年10月31日に監査結果を公表いたしました。監査対象事項としましては、平成29年度埼玉中部資源循環組合負担金第4期分の支出、平成30年度分の負担分の支出及び支出予定が、違法または不当な財務会計行為に当たるか否かを対象といたしました。

監査委員の判断によりますと、先ほど委員からお話がありました埼玉中部環境保全組合、これは埼玉中部まで今対象となっている組合が同じ名前ですので、割愛をちょっとさせていただいて、今回対象にしたのは資源循環組合です。委員が監査請求の中で出していた環境保全組合、これとは全く別な組合である資源循環組合についての違法性等、当たるかどうかを対象にいたしました。

そこで、資源循環組合は、埼玉県知事の許可により適法に設立された一部事務組合であると。その構成員である嵐山町は、組合規約に定められたとおり負担金を支払わなければならないこととなります。当該負担金については、組合議会の承認を得て決定したものであり、町の会計上の支払い手続を含め一連の行為には違法または不当な財務会計行為と認められるものではなかったものであります。

そういうことで、この環境保全組合というのは住民との和解契約をなさっているようですけども、これとは別人格の組合についての監査請求であるがため、この辺に関して違法性は全くないという判断をいたしました。また、その旨文書で公表しておりますので、委員がおっしゃる判断を避けているということは非常に心外です。そういうことで、ひとつご理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○森 一人委員長 5問目になります。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 人権について総体的にどのように考えていっているかということでご質問いただきました。ご答弁をさせていただきます。

国連では、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であるとする世界人権宣言が採択されております。我が国においては、日本国憲法において、思想、表現の自由などの自由権、生存権、参政権など、こういった基本的人権が保障されております。生存権とは、国民が人間らしく生きるために必要な諸条件を国家に要求する権利ということでございます。こういったことから、人権は人間が人間として生きていく上で非常に重要な権利と考えております。

○森 一人委員長 最後になります。安藤副町長。

○安藤 實副町長 どのような視点で適正化委員会は開かれているのか、いうことでございますけれども、平成30年度の場合、適正化委員会は2度開催をいたしました。

1つは、新年度の予算編成を前にした時期でございます。これにつきましては、30年度の予算が使用目的、内容などが公益性に照らして適正かどうか、それを視点に審査を行いました。

もう一回は、提案型補助金の申請を受けての時期でございます。5月でございました。これにつきましては、提案型補助金の要綱が定められておりまして、その中の団体の適格性、それから補助事業に公益性があるか、経費は要綱に定められているものかどうか、これらを視点に審査を実施いたしました。

以上であります。

○森 一人委員長 どうぞ、渋谷委員。

○渋谷登美子委員 花見台工業団地の進捗なのですが、花見台工業団地に関しては、30年度だったと思うのですがパブリックコメントを出していますよね。県にも町にも出していて、そのところで、まず切り土量、盛り土量の問題というのを提案している人が2人いたと思います。

それから、もう一つ、生態系の問題で、これは生態系保護協会の会員の方が、この状況では生態系を失うという形で意見を出していると思うのですが、それについてはこの前視察に行きましたけれども、全く考慮されていないということがわかったのですけれども、この切り土、盛り土に関しては、非常に大きな量ですよね。これについては、ずっと情報公開請求で埼玉県のほうには出していたのですけれども、そのことがまずブラックな状況になっておりまして、わからない。これ切り土、盛り土量については確定して、そして事業者が確定したから、これはオーダー型の工業団地をつくるということでしたよね。オーダーされたものがどのようなものかわからないのです

けれども、あれだけの切り土量をするには相当の土砂の流出というものがあるはずなのです。本来ならば、土砂を持っていかないという形で、切り土のものを花見台工業団地内の中で、その場の中でやるということになっていたのですが、結果として川島地区に持っていくという形になったと思うのですけれども、こういった点について切り土量、盛り土量は総論として30年度の計画の中でどうなったのか。そして、事業者というのはもう決定したわけですよ、あれだけの造成工事が始まったということで。パブリックコメントで出された意見というのは、どこに生かされていたのか伺いたいと思います。

その次、川島地区ですけれども、川島地区に関しては農地の課題があるということですが、具体的にはどのような農地の課題があって、造成工事はどのような形で30年度決定していったのか。農地の課題が解決しないと造成には行かないと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

次に、千年の苑事業に関してなのですが、平成30年度で町内業者に1億円の事業を行ったということわかるのですけれども、経済効果7,600万円というのは、どのような形の計算式でこれが出てきたのか伺いたいと思います。

太陽光発電設置によるものというのは、101件も10キロワット以上のものがあるということで、嵐山町ではこれはなかなか出てこないと思うのですけれども、大体この発電所の中でどのくらい発電量があるのか伺いたいと思います。

それから、地域環境への影響ですけれども、これ私が一番気になっているのは、太陽光パネルの反射とかそういうことではなく、造成工事が余りに状況が悪いなというふうな形で考えているのですが、それについて住民の方からの申し入れとか、そういったものはどのように30年度は行われてきたのか。そして、それに対して嵐山町としてはこの造成工事に対しての指導というものはどのように行われてきているのか、伺いたいと思います。今もそうですけれども、志賀1区のところの造成工事は余りに状況が悪いなと思って見えています。これは31年度になるのかもしれませんが、実際には開発許可みたいなのが出てくるのは30年度なのだろうなと思うのですが、どのような形で造成工事が行われてきているのか伺いたいと思います。

子育て支援計画のニーズ調査についてです。令和2年から6年の子育て支援の具体的なものを出すためにこのニーズ量を把握したということです。ところが、私がいつも子ども・子育て支援会議に出お母さん方と話をしますと、町立幼稚園3年保育に

については意見を出すけれども、町長が、その方向がないからこの意見は取り上げられないといって必ずそれは却下されるというふうな形でいって、ほかのものの代替案みたいな形でそれが進んでいるのだけれどもというふうな形になっているのですけれども、このニーズ調査では、明らかにそういったものは出ていないですよ。保育の質というものも考えられていなくて、量と質とあると思うのです、子育て支援にかかっては。その量の問題だけを把握していて、質の問題は考えていかないというのが国の求める支援計画のニーズ調査の大もとなのでしょうか。

学童保育に関しても、今後の課題ということでしたけれども、この前からの答弁を聞いておりますと、学童保育は家の中で子供を安全に、部屋の中で安全に見ていればよいわけで、外で子供たちが遊ぶといったことは前提にして考えていないのだなということがよくわかったのですが、このニーズ調査の中で、保育の質というものをどのように考えてきたのか伺いたと思います。そして、具体的に令和2年から6年までの子育て支援計画のニーズ調査、これから始まっていくと思うのですけれども、この量でどのような量を考えていくのか。これについては、とにかく問題があり過ぎるなと思っていて、私は嵐山町の独自の問題というのがこのニーズ調査の中で反映されていない、ニーズ調査で求めているために、結果として嵐山町の問題、子ども・子育て支援計画の問題は解決していかない方向に行くなと思っているのですが、その点について伺いたと思います。

埼玉中部資源循環組合のことですけれども、それですと監査委員の監査の結果なのですが、そうすると、この監査というものは、私は全体として把握として、それで埼玉中部環境保全組合と埼玉中部資源循環組合は異なる問題なのでというのは、新井保美さんから町長が言われてきて、それを反映しているものなので、必ずしも弁護士が言ったということではないということが最近わかってきましたのでね。

それで、この問題について、単に監査委員は支出の問題だけを問題にしているのか、それともその人々たちの人格権を否定するようなそういった判断をしているのかということは、私は地方自治体の監査であるならば基本的な問題であると考えますので、その点について、心外ではなくとても重要な問題で、これまでのこともそうですけれども、夕張にしてもそうですけれども、そういった問題があるときに、人格権を否定するような視点を持って判断してよいのかどうか、その点について伺いたと思います。

次に、総論的に人権についてどのように進めてきたかということで、確かに総論的なお答えをいただきました。また、見事な総論的な問題だなと思うのですが、例えば嵐山町では人権教育は十分に進めています、その人権教育の中では、ヘイトの問題、ハラスメントの問題、男女不平等の問題、そして児童虐待の問題、そういったものを総論的に、国際的な問題ではなくて、嵐山町の自治体としてどのようにかわってきたか、平成30年度どのようにかわってきたか伺いたいと思います。

私は、人権教育に関しては同和の問題だけが大きく取り上げていて、その他の部分は非常に、嵐山町全体の住民のものではあるけれども、ほかの部分はとても少ないのではないかなというふうに考えていますので、その点について伺います。

次に、補助金適正化委員会の問題ですけれども、平成30年度は新年度の予算編成で公益性に照らしたものでどうかということでチェックをしていると。提案型事業については、要綱に照らして提案型のものがその要綱に合ったものであるかどうかについてチェックしているということでした。

私が一番問題にしていますのは、部落解放同盟嵐山支部ですけれども、これはほかのものに比べて、5番目の質問と同じですけれども、人権問題に対して、このあらゆる補助金の中でも、人権の中でこれが際立って嵐山町の予算の中では大き過ぎる。公益性についても、平均的に衡量を考えなくてはいけないと思うのですが、提案型事業ですと、今回は6万3,000円とか6万5,000円ですよ、1団体。そして、平成30年度については、部落解放同盟嵐山支部は40万円でしたか。そういったことで見ますと、余りに今の問題、特に部落問題解消法か何かができるからでさえもこれだけの予算を使っていることに関して、この公益性をそれに対してどのように判断しているのか、伺いたいと思います。

○森 一人委員長 では、順次答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、まず最初に花見台関係のほうから答弁のほうをさせていただきます。

まず、花見台の事業区域でございますけれども、まず切り盛り、そういったものにつきましての造成計画、それにつきましては埼玉県の林地開発許可の技術基準、そういったものに基づきまして安全性を確保した計画というのをさせていただいております。

また、この生態系、そういったものにつきましても、開発面積というのが今回20ヘクタールを超えておりませんので、環境アセスメントというのは必要ないということにはなるのですが、一応その配慮をするために企業局のほうでは独自に環境アセスメントに準じた調査というのを平成30年度に実施をさせていただいております。

その調査結果といたしましては、動物、植物の分野で昆虫のヒメクサキリ、ヤマトフキバッタ、植物でシュンランについて保全措置が求められるような結果となったという調査結果でございました。この保全措置につきましては、今年の4月に、移植による保全措置のほうは実施させていただいております。

また、イノシシについては、開発区域内で、またはその周辺で、足跡ですとか掘り返し、体すり跡が確認されましたが、これにつきましては、法的にはそういった基準というのがないので、保護の対象外というのでしょうか、そういった形になっているということで、特に対応というのは現在はない状況でございます。

また、川島地区につきましては、農地の課題ということで、これも農業振興地域という網が農地にかけている区域でございまして、この地域のほうの網を外さないと開発関係ができないということがございまして、この手続をするための業務発注というのを今しているところなのですが、こちらのほうでちょっと時間が手続上かかるかなというふうに思っております。こちらの農振地域の除外、この辺の手続が終わりましたら、実際には造成の工事のほうを進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから千年の苑の経済効果につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど質問で答弁させていただきましたけれども、総合戦略の中で、K P Iということで令和3年度の目標を上げさせていただきました。

それらを試算する根拠といたしまして、入場者数にかかります、来ていただいた方が飲み物であったり物販、食事、そういったものを地域でしていただける金額、そういったものを試算をさせていただいております。

平成30年度につきましては、約7万7,000人の方が見えたということで、お子さん等々お金を使う方が85%程度ということで見込みさせていただきまして、その85を掛

けた数字につきまして、飲み物、物販につきましては約半分の方が買い物であったり、そういったものをしていただけるだろうということで見込みをさせていただきました、飲み物等につきましては130円を試算をいたしまして428万円、また物販につきましては大体2,000円程度のものの買い物ではないかということで7,100万円程度、またイベント会場での模擬店等の出店の売り上げがございましたので、それが約150万円程度、そういったものを見込みまして約7,600万円ということで試算をさせていただいてございます。

以上です。

○森 一人委員長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 私のほうから太陽光発電の関係、最初のご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、償却資産の申告につきましては、要件が10キロワット以上の設備を持った個人、法人の方が申告が必要になってまいります。

先ほど件数で101件ということで申し上げましたが、この101件の中身なのですけれども、101の設備ではなくて、その中で償却資産の申告の資産名称が、例えば太陽光発電設備あるいは太陽光発電設備のパネル増設あるいはフェンス等外構工事、そういったものを含めて101件ということになっております。所有者数は、最初に申し上げました62人ということになります。

また、発電量の関係は、把握してございません。

以上です。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、太陽光パネルの設置造成工事に伴います住民からの申し入れ等の対応について、まずお答えさせていただきたいと思います。

平成30年度中におきましては、実際の造成工事ということに対しての申し入れ等はございませんで、その計画段階での住民の方からのさまざまな問い合わせであったりそういったものがございました。それに対しては、事業者にも町としても接する機会がございます。そういった場を通じまして、こういったお話があるということも伝えさせていただくということになると思います。

基本的には、町は法にのっとって事業を行っていただく、それからガイドラインに規定しております遵守事項、そういったものを守っていただいて適正な事業を行って

いただくというようなことを事業者に伝えながら、周辺住民の理解を得ながらそれを行っていただくような形でお話をさせていただくというような進め方をしております。今後もそういった形になろうかと思えます。

また、造成工事等での不安等に対する状況に対する指導でございますが、30年度中は現実そういったことはなかったのですが、現実今起きている、今進んでいる事業もございます。やり方としましては、林地開発等の許可を得ている事業が中心になると思いますが、許可権者のほうから指導等は行っていただくような形になろうかと思えますが、町、地元にいる我々としてしましては、そういった事業の進捗状況はある程度定期的に見ながら、こういった状況ですということとその許可権者のほうには町を通じて報告しながら対応していただくような、そんな形になろうかと思えます。

以上でございます。

○森 一人委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私の方から、ニーズ調査の件についてお答えさせていただきます。

あくまでこのニーズ調査につきましては、国から示されました調査票に基づきまして教育、保育のニーズ量を試算して推計するという調査でございます。

先ほど渋谷委員から町立保育園のニーズはどのようなかということでございますけれども、このニーズ調査の中ではどうやって把握するかということでございますけれども、基本的には保護者の方の就労状況を聞いております。その就労状況によって、国で定められた算式をもとにニーズを出すということをやっております。

また、このニーズ調査によって何をということですが、一番の国の大きな問題は待機児童の解消ということでございます。そこがございまして、平成27年のときにその計画をつくるというときに正確なニーズの把握と、そしてそのニーズに対してどう提供するか、そういうところを重点にこのニーズ調査は行われているということでございます。

質につきましても、その平成27年の大きな改革のときに、保育士数ですとか設備基準、そういったものを国から示されまして、嵐山町でもさまざまなそういった保育の条例ですとか学童の条例ですとか、そういったものも整備をさせていただきました。そういったものによりまして、質の確保については国のそういった指針のもとに質を確保していくというふうに思っております。

ただ、学童につきまして、外遊びが、ということでございましたけれども、当然遊びにつきましては室内の遊びもありますし、外遊びもございます。なので、外遊びが必要ないということではないと思っています。当然学童の、この後川口委員さんの質問の中にもありますけれども、外遊び、室内遊び、両方がある遊びもありますので、基本的にはその遊びの中でこういったものがというのがありますけれども、それにつきましてはこのニーズ調査の中ではありませんけれども、当然国の指針の中では学童保育室のガイドラインですとか、そういったものの中には入っていますので、そういうのを参考に当然安全性に留意をして行うというふうに考えております。

以上です。

○森 一人委員長 続きまして、4問目の再質ですね、堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 お答えします。

渋谷委員はちょっと勘違いしているところがあると思いますけれども、私は嵐山町の代表監査委員です。比企地区を見る必要性は全くありませんし、ましてや吉見のことに関しても見る必要がありませんし、夕張のことを言われても全くわかりません。そもそも人権とはどなたの人権なのでしょう。

〔「人格権だよ」と言う人あり〕

○堀江國明代表監査委員 人格権とはどなたの人格権でしょうか。いずれにしても、私は吉見町の人格権、人権、わかりませんけれども、それを対象にして守るとか、そういうような守備範囲を持っておりません。したがって、嵐山町に関しての監査だけをすることを職務としていると認識しております。なおかつ今回出た問題は、資源循環組合の存在と支出、そしてそれに対する支出が違法かどうかと、こういうものに対しての監査請求でしたので、人格か人権かわかりませんが、それに関して一切文面にも出ておりませんし、その辺のところは私のところはお答えしようがありません。

以上です。

○森 一人委員長 続きまして、5問目になります。山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 人権教育に関して、ヘイト、ハラスメント、児童虐待などこういったことに関して、30年度こういった取り組みをしてきたかということでご質問をいただきました。

差別のない明るい社会をつくるということで、そういったことを目的に人権につい

て取り組んでいるわけですが、このことを実現していく上では、人の意識というのが根底にあるのかと思います。そういったことを踏まえますと、啓蒙啓発ということが一つの重要な要素になるかと思います。

その上で、平成30年度行った研修を申し上げますと、災害防災と共同参画ということで研修を行っております。また、DVに関しては、30年度ではございませんが、29年度にDV被害者支援ということで講演を行っております。ただ、こちらは職員対象ということでございます。

ほかにハラスメントに関しましても、私の記憶する範囲なのですが、最近30年度か31年度かはっきりしないのですが、職員対象とした研修が行われたように記憶しております。

また、啓蒙啓発だけではなくて、例えば児童虐待、こういったことに関しては、実際起こり得ることございまして、こういったことに関しては福祉、保育、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携し、子供の人権が尊重され、保護されるような環境をつくっていくということで、それぞれの事業担当課においてこういった取り組みを行っているということになるかと思えます。

○森 一人委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 私のほうからは、部落解放同盟嵐山支部の公益性についてお答えをいたします。

この団体は、部落差別の解消のために活動している団体でございます。その公益性でございますが、平成28年に部落差別解消法が成立をいたしました。この背景には、インターネットによるデマですとか偏見、そういったものが悪質化していると、こういった背景を捉えて、国ではこの部落差別、今なお存在をしているのだというふうなことを認定いたしました。このことは、憲法に照らして解消すべき重要な課題である。それから、教育、啓発の必要性、これが法に明記をされました。こういったことから、部落差別の解消のために活動している団体は、その活動が公益性があると、このように判断をしております。

以上です。

○森 一人委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 花見台工業団地の問題なのですが、あれだけのものをやっても県の技術指針に適合しているから安全性はあるということでした。安全性というのは、

どういふふうにして考えるかなのですが、私も造成工事の土木工事のほうもちらちらと見まして、そして広島などでもやっぱり造成工事は行われて、それで多分広島県の安全基準に合っていたのにもかかわらず土砂災害が起きたわけですよ。私は、あのやり方というのは非常に問題があるなと思っていて、そして今の県の基準で安全性をやっていて、実際の土量というのはどれだけ切り出されて、どこに持っていったのか、持っていく予定であったのか伺いたいと思うのです。

いろんなことが出ていましたけれども、どう考えてもあれだけの造成工事をして、そして予定を立てて、しかももう業者が2社決まったわけですよ。やっているという事は、あれは、オーダー方式でつくるということでしたから。

それで、そのオーダーで2社できるのだらうなというのはわかったのですけれども、それについて県が安全性を確保しているというふうには担保できるようなものはどこにあるのか伺いたいと思います。今まで造成工事をしていながら、多分どこのところにも県の基準があって、それで適合しているから済ませているというのが現実でしたけれども、今の現状の中で、これで土砂災害などが起きている、洪水も、気候変動もすごく大きくなってきている中で、それを担保できるだけの県の技術指針があるというふうには嵐山町が言えるだけのものがあるのかどうか。

そして、稼ぐ町としての30年度の評価ですけれども、これだけのお金を使っていて、税金を使っていて、嵐山町ではどの程度、稼ぐ町としての、とらぬタヌキの皮算用ですけれども、どの程度稼ぐ町として捉えているのか。結果として、土砂災害等が起きたとして、それに対しての災害の部分はないというふうには踏まえてやっているからこれだけのことができると思うのですが。

もう既に花見台工業団地に関しては、最初の造成をする段階でこら辺が限度というふうな形で言われてあの形になっていますよね。それを拡張していくだけのものがあつたわけですから、それだけやっていきいたいというふうなものがあつたわけですから、将来にわたって土砂災害が起きないという技術指針があつてやっているわけで、それを町長はそこのところではどの程度の責任を担保しているのか。今現在終わってしまったら、町長の時代が終わってしまったら、次にはもう責任は持たないという状況になっていますから、それについてはどのように考えていくのか伺いたいと思います。

だから、稼ぐ町としてどういふふうな形で、実際の税金の使い方と自分たちが使つたものとの、これから得るものとの衡量をどう考えているかということです。

それから、川島地区です。川島地区に関しましては農業振興地域という形でしたけれども、あそこは何で農業振興地域なのかよくわからないのですけれども、実際に農業を行っているわけではない。

ですけれども、私は花見台工業団地の土を持っていくというふうに聞いていたのですが、それはその段階ではないということなのかどうか、平成30年度の計画段階ではないということなのかどうか伺いたいと思います。

千年の苑事業ですけれども、各方が、7万7,000人のうち85%の方が2,000円の買い物をするというふうな形で計算されているわけですが、2,000円の買い物をするだけのものが嵐山町にあるというふうな考え方について伺いたいと思います。

それから、太陽光発電のことなのですが、これは太陽光発電、市町村の境界、境界を狙って立てているというふうな、大きいものを立てていくというふうな見方ができている。太陽光発電に関しての問題を考えるグループの中では、市町村の境界、境界を狙ってつくっている、そういうふうに思っていますし、私も町内を見ていると大体そういうところに大きいものが立てられているなというふうな感じなのですが、30年度どのような形でそれができていて、市町村の境界、境界であるために、うまく町村の対応ができないということがあるわけなのですが、それについては嵐山町でそのようなことはなかったのかどうか伺います。

4番目です。組合に違法性があつたら、組合に違法性があるということで監査請求をしています。組合の違法性は、嵐山町の公金支出の違法性に承継する。これは、当たり前のことです。そのことを、嵐山町のことだけをやっていけばよいというのでは、嵐山町は監査しても意味はないですよ。嵐山町だけが支出が適切であつたら、ほかのところも支出が違法なことをしていても、嵐山町さえがよければよいというふうな形で監査が行われるのであるのならば、嵐山町というか、全体でどこの市町村も、そうですよね、全体の問題等を把握することはできない、そうではないですか。そうすると、監査としての、監査を嵐山町が置いておく意味というのですか、余り役に立たないという形になるのですが。その点については、嵐山町の監査だけをやっていけばいい、支出のことだけを、違法かどうかをやっていけばいいという形だと、全体的な違法性についてはチェックすることができない。今の嵐山町の議会もそうですけれども、こういった問題をチェックするところは、最後にあるのは監査委員だったのです。それができなかつた。そして、結果として何とか今年度解消になっていく方向だった

から大きな金額を出さなくてもよくなってきたわけですけれども、その点についての将来的なビジョンもありながら監査をするべきではないかと思いますが、その点について伺います。

それから、人権のことについてです。全体的に人権については進めてきていました。ですけれども、私が気になっているのは、嵐山町ではハラスメント行為があったというふうに職員から申し入れというのですか、相談があった。だけれども、その段階で対応できていなかったことが大きな問題に発展してきていた。だから、総論的に人権というものを嵐山町では無視しながらも、部落解放同盟の人権だけは非常に大きく取り上げてきたということではないですか。

私は、人権ということをやるときには必ず住民の人権、それから地域の人権、それから職員の人権も考えなくてはいけなかったのだけれども、それについては余り考慮していなかったということが問題の原因ではないかと思っているのですが、その点について伺います。

次、6番目です。部落差別解消法があって、そして部落差別解消法については全ての、今、国はそういうふうな形で進んでいるから、なぜこれが部落解放同盟嵐山支部にそういった形でまた補助金を出さなくてはいけないかということなのです。既に事業は行っている。よくやっていると思いますよ、嵐山町は人権教育に関して、それからいろいろなところでやっている。だけれども、そのことに関して特定の団体にこういった形をするのではなく、広く広げていくという形で人権の部落差別解消法に進んでいけばよいものを、なぜ特定の団体に旅費とかそういったものを出して、研修費とかを出してやっていかななくてはいけないか。ここのところの問題なのです。これが、公平性、公益性に合っていないくて、特定の団体だけを補助していくということの問題が大きいので、補助金適正化委員会でもこのことについては全く話し合われていないですよ、恐らく。話し合われていなくて、自分たちがつくった要綱があって、その要綱に適正かどうかだけを判断して公益性があるという判断をしています。では、今の時代に合った補助金適正化委員会のあり方としてどうなのかということをお伺いします。

○森 一人委員長 ここで、暫時休憩をいたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時14分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3回目の答弁からです。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、答弁のほうさせていただきます。

まず、花見台造成工事関係、安全性のお話かと思えます。これにつきましては、実施しているのが県の企業局のほうで全て実施、そういったものは手続上もしておりますので、当然県の企業局のほうでも法的なもの、または開発の技術的な基準とかそういったものは全てクリアをした上で造成計画をして、施工しているはずでございます。

また、こちらのほうで聞いているのは、例えばのり面だとかそういった勾配につきましても基準以上に緩やかな配慮をしているということも聞いておりますので、今現在ある基準以上に配慮はされた計画をしているというふうに聞いておりますので、安全かどうかと言われますと、最近では土砂災害かなり多く確かに起こっておりますので、その辺は安全というふうには言えるかどうかはわかりませんが、ただ県のほうでは技術的な基準、そういったものを全部クリアをして、それ以上に配慮して計画のほうもしている、そういったことでございますので、ご配慮いただければと思います。

また事業費、そういったものに関しましては、例えば今現在ありました花見台の工業団地、これについては、聞いた話でございますが、町の持ち出しというのは約30億円ぐらい負担をしているという話を聞いたことがあります。今回拡張地区につきましては調査業務委託系、その辺がちょっと町の負担がありまして、金額にすると4,000万ちょいぐらい今負担はしているのですが、そういった以前の花見台の工業団地の計画のときに比べますと、企業局のほうで結構お金のほうは出して、今回拡張のほうは携わっていただいているというふうに聞いておりますので、そういった意味でもそんなにお金のほうがかからずに、町の負担をかけずに工業団地のほうが整備されて、その後、税収が期待できるという形になると思いますので、町にとっては悪くない話なのかなというふうには思っております。

また、土のうの関係でございます。土量につきましては、花見台、搬出は約10万立方メートルぐらいだと聞いております。10万立米ですね、そのぐらいと聞いております。これにつきましては、渋谷委員さんがおっしゃっていたように、当初川島地区の、

そこで造成を必要となりますので、ちょうどそこに持っていけばいいのではないかと  
いうようなお話で検討はしていたのですが、先ほど言いましたように農振の除外、そ  
ういったものの手続に少し時間がどうしても、最短でもやっぱりかかってしまうとい  
うことで、ちょっと造成の工事に日程的にもう間に合わないというところもありまし  
て、まず花見台の残土につきましては、企業局のほうで川島とは違うところを探して  
土砂の搬出はしますということになっております。

ただ、今現在、どこの搬出するかというところはちょっとまだ確認はできておりま  
せんけれども、川島のほうに持っていくということは、今現在では予定等はなくなり  
ました。

逆に、川島のほうは花見台の残土入れるのかということもあったと思うのですが、  
川島地区につきましては、現地で見させていただくとわかりますように大分低い場所で  
ございますので、土量もかなり入れての造成工事が必要かなというふうには今思ってい  
ます。この辺の土量につきましては、今調査業務委託を発注している中である程度計  
画が進みますと土量もどのぐらい入るかというのが具体的な数字が出てくると思うの  
ですが、現在はちょっとまだ詳しい数字というのは出ておりません。ただ、こちらの  
ほうもかなりの土量が入るといのは想定されますので、その土量を搬入するだけで  
もかなり事業費というのが、単純に計算すると、例えば10億円だとかそういった金額  
になりかねないというところもありまして、そんな事業費かけてちょっとやるのはと  
いうところもありまして、いろいろ相談の中ではUCRというところで無料で残土の  
ほうは入れていただけるというような打ち合わせのほうもできております。

そういった状況でございますので、川島地区まだ決定ではございませんけれども、  
最終的にはそのUCRを介して泥の搬入というのはしていければ、事業費もかからず  
に川島のほうも造成ある程度できていけるのかなというふうには考えておるとこ  
です。

以上でございます。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 先ほどの経済効果の中で2,000円が妥当かどうかということ  
でございます。

こちらにつきましては、約7万7,000人のお子さん、成人の方、いろいろな方がい  
らっしゃいますので、この数字に85%を掛けさせていただきまして、なおかつそのう

ちの半数の方が130円の飲み物であったり、2,000円程度の買い物であったり、食事であったり、そういったものをしていただけるだろうということで試算をさせていただいているものでございます。

以上です。

○森 一人委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、市町村境の太陽光発電設備の関係でございますが、昨年度中は許可等の進めているような案件、こういったこの案件について近隣自治体と必要な情報については必要な限りにおいて共有しながら対応していくというようなことでございました。

基本的な考え方としましては、近隣、隣接の自治体も全てガイドラインを定めておりますので、内容的にはほぼ同様の内容でございます。そういったガイドラインの中身に沿った形、法については当然ですが、ガイドラインに定めた内容についてはきちんと遵守していただくような形で、共有すべき情報は共有しながら適切な事業を執行していただくというような考えが基本的というふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 では、4問目になります。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 お答えします。

大きなビジョン、そして全体的に考えたときにどうお考えですかというような質問だったと思いますけれども、全体的とはどういう意味なのかわかりませんが、比企全体のことにに関して私は所管していませんので、嵐山町のことのみの監査というふうに思います。

そして、もし今回の問題が吉見町に中心源があるとすれば、吉見町の代表監査委員にお話ししたらいかがでしょうか。そして、またそれでもだめであれば、埼玉県代表監査委員に上申したらいかがでしょうか。

以上です。

○森 一人委員長 5問目になります。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 1点目のハラスメント関係、相談関係のことについては、担当課ではございませんので、こちらについては直接お答えすることができません。

人権施策全体につきましては、第5次嵐山町総合振興計画あるいは嵐山町人権施策基本方針をもとに各種施策を行ってまいりたいと考えております。

○森 一人委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、嵐山支部の補助金でございますけれども。

この補助金につきましては、毎年度の適正化委員会でかなり検討、協議をしております。やはり補助金でございますので、できれば最少の経費で最大の効果と、これはもう当たり前の話なのです。したがって、いつも幾らが、既得権とかそういうことではなくて、同じ金額、いつまでも同じ金額が交付をされる、そういうことではなくて、今申し上げたような方針でいかに見直しをしていくか、あるいはいつまでこの補助金が必要なのか、そういったことも含めてこの補助金については今後も審査を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人委員長 それでは、次に、川口浩史委員の総括質疑です。どうぞ。

○川口浩史委員 第1点目に、学童保育は遊びを取り入れたものにすべきではないかという質問です。遊びを知らずに育った子供が豊かな情操を持った子供にはならないと思うからです。

2番目に、大腸菌が極端に多い川島川は30年度改善されたのか伺いたいと思います。

3番目に、小4、中1の壁は学習支援教室で克服できているのか改めて伺いたいと思います。これ、大腸菌については、嵐山町の環境がどの程度力を入れているかということですね。

3、4、5は、嵐山町の教育は健全な方向へ向かっているのだろうかということですね。

それで、4番目に、学力テストには何人中何人が臨んだのか、当日休みは何人か、理由はということ。

5番目に、学力向上推進委員会の設置は、本町の子どもの学力が低いから設置したのか。

そして、6番目に、リフォーム補助金の町内外の事業所の状況を伺いたいと思います。

○森 一人委員長 それでは、順次答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから1番目の質問に対してお答えさせていただきます。

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや基本的な生活に関すること等、生活全般にかかわることが行われております。その中でも、遊びは自発的、自主的に行われるもので、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が強化される他にかえがたい不可欠な活動であります。

このように、遊びは放課後児童クラブの運営の中で位置づけられたものであります。町内の放課後児童クラブ、学童保育室は、学校の敷地内に設置されておりますので、室内の遊び以外にも学校の校庭をお借りして室外での遊びも行われております。室外の遊びについては室内の遊びに比べ行動範囲も広く、危険もふえます。そのため十分な安全が確保されない場合には室外での遊びについては制限が必要であると考えております。

このため、遊びについては安全性の面を第一に考え、学童保育士の状況により対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 続きまして、山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは2につきまして、川島川、管理をしているという関係面でお答えをさせていただきます。

平成30年度に環境課から提供いただきました川島川流入点の大腸菌群数のバイオ数値につきましては、基準値5,000に対しまして49万から3万3,000、単位につきましてはMPNパーミリリットルという値の報告を受けております。平成27年度に都市下水道自体の水質調査を行い、翌年度には公共下水道への未接続世帯の洗い出しを行うなど、原因となる区域の絞り込みを行った状態であります。

今後は、根本的な問題の解決のため、下水道への切りかえの継続的な推進、それとあわせまして排水路自体の定期的な清掃を行うことが必要であるとした計画づくりを行うなど状態の改善に向けた現地対策に着手をする予定でございます。

環境面での力の入れ方、考え方でございますけれども、これにつきましては、担当部署といたしましては、公共下水道への切りかえによって環境面に貢献ができるという考えのもと行っているものでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 続きまして、永島教育長。

○永島宣幸教育長 それでは、3番から5番まで私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、質問項目3についてでございますけれども、学習支援教室は、小学校3年生、4年生については基礎学力の向上と家庭学習習慣の定着を目指して実施しております。10歳の壁、9歳の壁と言われる時期でもありまして、学校で学習することも具体的な事象から抽象的な事柄へと学習内容も変わるときであり、学習支援教室はその克服に役立っているものと考えております。具体的には、割合の勉強が入りましたり、分数の計算が入りましたり、四則計算、足す、引く、掛ける、割るのまざった計算が入りましたりするところがございます。

また、中学生に対しましては、進路指導、進路対策の一環として、中学校3年生を対象として実施しており、参加していた生徒たちはそれぞれが思い描いた希望の高校に進学している状況でございます。

中1の壁、いわゆる中1ギャップにつきましては、小中連携、一貫教育として、中学校の教員が小学校に出向き授業等を行うなどの事業も実施しており、子供たちもスムーズに中学校生活に順応しているものと考えているところでございます。

続きまして、質問項目4につきましてお答えいたします。学力テストとは、全国学力・学習状況調査であると考えます。全国学力・学習状況調査の対象者は、小学校6年生と中学校3年生です。教科に関する調査として、昨年度は、小学校では国語、算数、理科、中学校も同様に国語、数学、理科で実施をされました。また、あわせて学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問の調査も行われました。本町では、小学校6年生131人中126人が受験、中学校3年生129人中127人が受験しました。

ご質問でございます当日休みは何人かというご質問でございましたけれども、本調査は対象者から特別支援学級、知的障害者を除くという規定がございまして、特別支援学級、本町には視覚障害、自閉情緒がございます。したがって、自閉情緒、視覚障害の子は検査を受けますけれども、知的障害の子供たちは検査から除かれているところでございまして、小学校5人につきましては、長期欠席が1、特別支援学級が2、体調不良等が2の5人でございます。中学校につきましては、未受験者2人でございまして、長期欠席2名でございます。

続きまして、質問項目5についてお答えを申し上げます。

学力向上推進委員会の設置についてでございますけれども、埼玉県では平成17年度、2005年度から教育に関する3つの達成目標を掲げ、学力、規律ある態度、体力に関する教育の充実に取り組んでまいりました。それに伴いまして、県内ほとんどの学校が、多少の名前の違いはありますけれども、学力向上推進委員会、規律ある態度委員会、体力向上推進委員会の3つの委員会を設置し、知・徳・体の教育充実に取り組んでまいりました。

また、本町の子どもは学力が低いから設置したのかとのお話もございましたが、本町の子どもたちの学力に関しましては、各学校の先生方を中心とした取り組みの成果もあり、決して低い状況ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 最後に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、平成30年度の子育て高齢者応援リフォーム補助金につきましてお答えさせていただきます。

平成30年度の補助金の実績は5件、75万5,000円となっております。うち町内業者を利用した方の実績は4件でございます。

以上、答弁させていただきます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 学童保育の遊びの件なのですが、この前、河井委員さんが質問したときから思うと、随分いい答弁になってきたなというふうに思うのです。

ただ、安全第一だと、安全第一で、これが優先されるわけですよね。もちろん安全第一は当たり前のことですけれども、安全第一が当たり前ではなくて、これを口実にして室内遊びに集中させていると、そういう状況なのでしょう。嵐山の今、シダックスがやっているのは。これで、いい大人になるのかと、どういう子ども観を持って担当課はやっているのかと私は疑います。あの河井委員さんの答弁聞いて。私の質問にも、前そういう答弁あった。問題だなと思ったのですが、改めて聞いて思いました。

それで、やはり子どもを伸び伸び遊ばせてやるという、町長ね、嵐山町の子どもは、ほかは遊ばせていなくてもうちは遊ばせてやるのだと、そういう気概ないのですか。それを、民間委託で人が足りないでやらせているからこんなことになっているのです。これでいい大人なんか育つわけないです。安全確保は当たり前ですけれども、今まで

だってそれでやってきているわけでしょう。今まで程度のことのできなくてどうするのですか。私はそう思います。本当に、これはちょっと怒りも感じていまして、いろんな経験を、体験をして、そして人格も完成するのではないのですか。安全第一は当たり前です。今までそれで、その上で遊ばせてやるのだと、そういう答弁ができないのですか。ちょっともう一回伺います。

大腸菌に関しては、昨年と上限はそんなに変わらないですね、49万。昨年一番高いときに54万でしたから、若干減ったといえば減りましたけれどもね。でも、基準値が5,000でしょう。それから思うと、やはりここはまだまだ高いなというのを思います。これ、原因はきちんと突き止めているのか伺いたいと思います。

昨年は手紙を出したということで、その効果はあったということなのですか、上限で5万減ったというのが。どういうふうに見ているのか、ちょっとそれも伺いたいのと、きちんと原因を突き止めているのかどうか。清掃云々と言ったけれども、原因がわかった上での清掃をしていくということなのですか、伺いたいと思います。

3番以降なのですけれども、小4、9歳、10歳の壁、中1の壁ということで、効果はあったのだということで教育長から答弁ありました。

そうなのかなと思いますけれども、もしこれが効果があるのだとしたら、では来ない子どもはどうするのですかと。教育長として、あるいは教育委員会として、ほかの子どもは全部克服できているのですか。ここに来ている子だけ克服したということでもいいのですか、それはまずいのではないですか。こういう公平性に全くなっていない、官製の塾というのは本当に問題があると私は思います。お答え伺いたいと思います。

学力テストなのですけれども、なるほど、小学生で体調不良で2人が休んだと。中学生はいなかったということで、まだそんなにひどい状況ではないのかなということでは思いました。

これは、初めにも聞きましたときに、過去問をやらせて、そして結果をそこで出して、よくできたと、これで皆さんは喜んでいるわけです。子どもたちがそれで勉強になったというふうに思っているところに、私は問題があると思います。そんなところから、勉強のできない子を休ませてやろうと、あした来なくていいと、そういうのが過去あったわけですけれども、この体調不良という子どもが、私はちょっと気になります。本当に体調不良だったのか。この子は勉強はどうなのですか、そんなにできる

子ではなかったのですかね、この休んだという子は。ちょっとお答えできるならお聞きしたいと思います。

学力向上推進委員会の件なのですが、嵐山町ではさほど低い状況ではないということでありましたので、これ県のほうが、教育長おっしゃっているように、県のほうでこういうものをつくっているということであるわけですね。私は、やめていいと思うのですけれども、そんなに力入れないでやっていけばいいと思います。これは答弁いいです。

リフォームの件なのですが、なるほど、5件のうち4件が町内業者だったのか。これはちょっと、今までからだ、去年は町外が5件で町内が2件ということでしたので、同じような傾向になっているのかなと思ったのですが、30年度についてはよかったなというふうに思います。

ただ、町民の税金を使って町外の事業者を育成するというのは、本当に理にかなっているのかなと思うと、もうそろそろこれも改正の時期に来ているのではないかなと思うのです。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○森 一人委員長 それでは、答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 遊びの件についてお答えをさせていただきます。

何度も答弁をさせていただいておりますけれども、安全性の面を第一に考えているところでございまして、外遊びがないということではございません。当然指導員さんの数ですとかそういったもので、嵐山町の場合は、20名以上の場合は3人の指導員がつかなければいけないということで設備基準つくってございます。ですので、もし室内と室外と分かれた場合に、こういった指導員さんの数を配置するかというのもございますので。ですので、そういった面で安全性を確保されるということであれば、当然室外の遊びも問題ないと思っています。

今の現状で、当然室外の遊びもやっております。ただ高学年、低学年、遊び方も違いますので、そういった面もございますので、安全性の面を考慮してということでお話をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、2点目につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、原因のほうが特定できたのかというお話でございます。こちらにつきましては、既に27年度の独自の水質調査によりまして、各地点ごとに上流に向かって追跡調査を行っております。この結果を見ますと、地点ごとにその濃度が異なってまいります。そういったものを見ますと、原因としては問題となるこちらの大腸菌群数でございますので、この群数に関しましては自然界に存在するバクテリア等も群数としてカウントがされます。いろんなことを総合しますと、排水路内に滞留している部分で自然に増殖をしているという部分が大きく考えられます。こういった部分を取り除く必要があろうかと思えます。そういった部分を考慮しますと、どうしても一度清掃をかけて原因菌を除去するということが必要になってくるかと思われまふ。恐らくそれをしない限りはずっとこの数値が、季節によって、そして管路内の温度にも影響されますので、増殖と減少を繰り返すだろうという判断をしております。

それと2点目の手紙を出して効果があったのかというふうな内容でございます。これに関しましては、昨年度からだったと思えますけれども、未接続世帯を中心に下水道への接続に関するアンケート調査を個別で送付しております。回答が返ってくるわけでございますけれども、こういった公共下水道に関するお知らせが恐らく効果があるのかと思えます。一度家主の方、忘れてしまった部分もあろうかと思えますけれども、公共下水道に対する意識をもう一度持っていただくということが起きたのかと思えますけれども、切りかえが、やはり手紙を出したお宅に関しては数件出てくると。直後から問い合わせがあるということが起きております。

したがいまして、今後も毎年定期的にこういった啓発を含めて切りかえの推進を図りながらやっていこうというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 3番と4番につきまして、永島教育長。

○永島宣幸教育長 それでは、3番と4番についてお答えを申し上げます。

学習支援教室でございますけれども、該当の小学校3年生、小学校4年生、中学校3年生の全家庭に案内のほうを出させていただいております。学習支援教室は、対象となる全員を参加させることが公平だというふうには考えていません。ご家庭の中には必要ないという方もいらっしゃるし、また既にもう塾に行っている、ほかの習い事をしているのでこれは必要ない、参加しないという方もいらっしゃいます。今参加の希望をされている方につきましては全員参加の方向で対応させていただいていま

すので、対象となる者全員をとすることは特に今考えていません。

それから、4番の学力テストにはということで、勉強のできない子が休んだのかというよりも休ませたのかということかなと思うのですけれども、現在そういうことはありません。ですので、休んだ子が学力的にどういう子なのかということは調べてもいません。今は、公平公正ということもありますから、学校の置かれた状況を把握したいので、勉強が苦手な子を休ませてまでいい成績をとれとかということは全くありません。

また、子どもたちなのですけれども、私も夏休みのボランティアに参加をして子どもたちと勉強を一緒にやりましたけれども、やっぱりできないよりできるほうがうれしいのです。それを教えてあげて、少しでも自信をつけられればほかのことに広がるかなという部分もありますので、そういうところも含めて進めていますので、その学習支援教室と学力テストについても同じように、苦手な部分を少しでも克服できるように使えば一番いいかなというふうに考えているところでございますので、だめだったからどうこうということは全くありません。

以上でございます。

○森 一人委員長 6番目です。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、子育て高齢者応援リフォーム補助金につきましてお答えさせていただきます。

そもそもこの補助金につきましては、子育て世帯及び高齢者の住宅改善を促進し、安全で快適に生活できる環境を創出するというものでございまして、それに加えてリフォーム業者の育成を図るということで、町内業者につきましては25%アップということで補助要綱を定めさせていただいておるところでございます。よって、主眼としては子育て世帯及び高齢者の方の住宅改善ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、補助金の改正につきましては、こちらも平成27年に策定し、今年、令和元年度で5年たっておりますので、当然見直しは必要かなと考えておりまして、まだその見直しの内容については検討中でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 学童の件なのですが、安全が第一で、それが確保できなければそれはもう外遊びはできないのだという、そういうことですよ。指導員の数が20人に3人、これが確保できなければ外遊びはできないのだよと、そういうことですよ。そのまま放置しているわけでしょう。3人以下で、これはもうしようがないのだよということで。それでいい子どもが育つのかということをお前は聞いているのです。そういう考えを持って子育て支援課、それを担当しているのですかと、そんな担当ではしようがないではないですか。子どもたちに伸び伸びと遊んでもらおうと、豊かな情操を持って大人になってもらおうと、そういう考えがないのかということをお前は何をやっているのだということをお怒りしているわけですよ。指導員の数が足らなかったら、それを当然ふやすようにしなければだめです。そして、外遊びを十分やらせる。ほかの町が子どもが遊んでないのだよといたら、嵐山の子だけは遊ばせてやるのだよと、そういう気概を持って担当課長としてやるべきです。町長が言うこと聞かないのだよといたら、私に言ってください。町長、そんなことで了解しているのですか。子どもたちの遊びが十分できていないような状況を、これしようがないのだよということで、させてやるなんていう考えはないのですか。ちょっと2人に伺いたいです。

大腸菌についてはなるほど、ちょっともう少し様子見なくてはと思いますので、またこれは次の機会に聞いていきたいと思っております。

学習支援教室、全員が来なくてもいいのだよということで、そういう答弁があったわけですけども、そうすると、来ていない子どもたちは全員が9歳、10歳の壁を克服していると、中1の壁は克服しているのだよと、そういう考えのもとに来なくても別にいいんだという考えを教育長が持っている、そういうことでもいいのですかね。ちょっとこれ、それが違うのだよと、対策打たなければならないのではないのですか。これが克服できていない子どもが一人でもいるなんていう状況があるのだよと、きちんと対策打たなければならないのではないのですか。お考えを伺いたいと思っております。

学力テストなのですけども、これで結局県や市町村の順位が出て、高位になれば喜んでいいるということで、子どもたちには何も身にもつかない、急に過去問をやらされて、覚えたかで、本番の試験をやるという、そういう形ですよ。こんなので、本当に身になんかついてはいません。

私は前から言っているのですけども、先生はどの子がわからないか、この子が何がわからないのかというのは、ほかのテストでもうわかっています。そこに力を入れ

られるような教育体制をとっていかない限り、本当の学力なんてつかないです。そうではないですか。こういうものを国がやっていて、町長もこれ結構なことでしょうということで進めているから教育長もやっているのかもしれませんが、余りこんなには力入れないでやったほうがいいです。そんな順番なんか気にすることはない、市町村の順番なんかは。本当の学力をつけるようなことをやっていくべきだというふうに思います。お考えがあったら伺いたいと思います。

○森 一人委員長 では、順次答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 遊びの件なのですけれども、先ほどお話をしましたが、嵐山町の規定だと、その学童保育室20人に対して3人以上というのがありますけれども、当然外遊びをやる場合には20人全部が行くわけではないので、5人だったり10人だったり、遊びというのは当然子どもの自発的な、自主的なものによって、きょう何がしたいという話になって、それを指導員さんにお話をして、その人数であれば指導員の数もいるので外遊びしましょう、そういったようなことで各学童の状況によって遊びを指導しているということでございますので、画一的に20人中20人全員が行くということでは、いろんな遊びをする方、お子さんいらっしゃいます。室内で遊びたいというお子さんもいますし、そういった子どもさんの自主性を生かした遊びをして、その中でいろんな能力を身につける。その指導をするのが指導員さんと思っておりますので、各学童のその状況によって行っていただきたいというところでございます。

○川口浩史委員 だから、安全確保ができないから外遊びはさせないのでしょうか。そう答えたではないか。それはできないのではない、させるようにしているのですか、それを私は聞いているのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 いいえ、私のところに答えていないから。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 そういうことで聞いているのですよ。

○森 一人委員長 答弁漏れということなのですか。

○川口浩史委員 そうです。

○森 一人委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2人が答弁しろということですので、お話をさせていただきますけれ

ども、学童保育の保育環境状況というのはどうであったかということ、ちょっと前を考えていただきたいのです。指導員が足りない、それでどうするということが一番の出発点だったと思うのです。それで、今回の改正があってこういうことになってきたわけです。ですから、安全確保といたしますけれども、安全が今確保するの第一でやっているのだということですから、前のときには指導員が不足をしているわけです。そういう状況を何としても早く解消したい、嵐山町の保育環境をどうにか少しでもレベルアップをしたいということで、今回のこういうことに、急いで、皆さんは賛成していただいていたわけですから。

ですので、なぜこういうことになったのかということ、ちょっと前のことですので、思い出していただくとありがたいなというふうに思います。

○森 一人委員長 続きまして、3番につきまして、永島教育長。

○永島宣幸教育長 3番、4番ですけれども、まず3番についてお答えを申し上げます。

学習支援教室に通っている子どもは9歳、10歳の壁を克服できて、通っていない子どもはどう対応するのかということですが、学校の教職員は学習支援教室に通っている通っていないと関係ないです。全てが子どもたちにとって、3年生、4年生は一人一人、5年生、6年生、そして中学校へ進学できるように進めていますし、各学校の先生方の助けになればということも含めて学習支援教室をやっているわけですので、この学習支援教室に通っていない子どもが取り残されるということは考えておりません。

それから、学力テストについてですが、全国学力・学習状況調査等の結果は成績には反映しません。では、何のためにやるかといいますと、これは全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、さらに分析する中で、今後の国の教育施策について検証していく、またさらには教育の改善サイクルを立てていくということです。いろんな人事的な施策も含めて国が検証する上での基礎となるものがございますので、それに埼玉県としても協力しているという状況でございます。

また、先ほどからいろいろお話いただいておりますけれども、私はできないよりできるほうが良いと思っています。いろんなことですね、勉強だけではありませんけれども、いろんなことができないよりできるほうが良い。それに対して教職員が手助けができるのが一番良いというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 ここで暫時休憩といたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 正 午

---

再 開 午後 1時24分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、内田環境課長より、渋谷委員に対する答弁の訂正がございますので、内田環境課長、どうぞ。

○内田恒雄環境課長 お時間いただきまして、ありがとうございます。

先ほど渋谷委員の質問の4番、埼玉中部資源循環組合の平成30年度末の事業費総額の質問に対する答弁の中で、私のほうから嵐山町負担金分を746万4,741円と答弁させていただきましたが、こちらのほう誤りでございます。正しくは7,464万7,416円ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いたします。

○森 一人委員長 それでは、次に清水正之委員の総括質疑からです。どうぞ。

○清水正之委員 最初に審議の中で聞き忘れた部分があるので、それをお聞きしたいのですが、決算書の43ページ、雑入の部分での未収金が発生しているのですけれども、それをちょっと最初にお聞きをしたいのです。

よく町は予算がなかなかないのだということで、なかなか要望も通らないかなというのが多くて、ひょっとすると財政の範囲内で財源を見つけていかないと、なかなか難しいのかなというふうに思うのです。今度の決算書の中で、町が未収金を発生しているというのが1件出てきたわけです。そういう面では、契約を取り交わしておきながら未収金を発生しているということでは、契約の内容がどういうふうになっていたのかなと。金額的には幾らでもないのに、今年納めてもらうというふうな話を審議の中ではしていたのですけれども、あるいは納めてもらった部分が発生しているのかなというふうには思うのです。

未収金そのものについては3万6,000円程度ですから、金額的にはわずかな金額なのですが、相手が会社だということですから、相手が個人ではないので、未収金が発生すること自体がおかしな話だなというふうに思うのですけれども、1件が万事ではないのですけれども、予算がないといいながら、こういう未収金が発生しているというのは大きな問題かなというふうに思うのです。

この契約内容、個人だとすると、例えば税の関係があるとすると、延滞金もつくわけだし、1年間も請求もしなかったのかなというふうに思うと、非常におかしな話だなというふうには思うのです。この契約の内容がどういうふうになっているのか、いつ納入を、いつまでにするように契約を結んだのか、請求はおくれてきた部分についての請求、いつまで納めてくれという請求をしなかったのかどうか、対応はどうだったのかお聞きしたいというふうに思うのです。

それから、もう一つ、予算の範囲内で、財政の範囲内で作るという点では、支出の部分で不用額がかなり、100万単位の不用額が出てきていて、審議の中でも、年間で不用額が出ているから全部だめだということではないとは思っています。年間の支出が予定されている部分で、最終的に不用額が出てしまうということもあり得ることで、不用額イコールだめということではないのですけれども、それにしても、不用額が目につく部分が多いなというふうに思うのです。

財政の範囲内で財源をつくるという点では、不用額については、直近の議会で補正をしていくということが一番つくりやすいかなというふうに思うのですけれども、そういう指導というのはしているのですか。多分各課の中では、誰が差し引きをするという担当は、暗黙の中では決まっているのだろうなというふうには思うのですけれども、そういう指導の中で財源をつくり出すという分だという指導というのはされているのでしょうか。そこをお聞きしたいというふうに思いますが。

○森 一人委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、44ページの雑入の関係でございます。こちらに雑入で44万1,678円と金額、収入未済ということで計上がされておるところでございます。この内容でございますが、学童保育室の電気料でございます。これは指定管理者から納入されるものというものでございます。今回収入未済となった経緯でございますが、指定管理者は、出納整理期間内に支払いの手続きをとっていただいたということでございますが、出納整理期間のぎりぎり最後のほうということもございまして、振り込んだ金融機関から町の指定金融機関の口座に入金があるまで、日数がかかってしまったと、そのため出納整理期間を過ぎてしまい、収入未済となった、このような経緯でございます。

続きまして、今委員さんのほうでお話をされました土地賃貸料の関係でございます。

総務課の質疑の中でご質問いただきまして、ご答弁をさせていただいておりますが、今回の件につきましては、総務課のほうで収納状況の確認を怠ったことによりまして、出納整理期間内に納めていただけなかったと、大変申しわけなく思っておりますのでございます。

こちらにつきましては、平成23年から賃貸借のほうを開始をしております、契約につきましては、5年ごと更新をしておりますというものでございます。平成30年度分の賃貸料でございますが、平成31年の2月の末、2月の26日付で、町から契約の相手方に対して納入について通知をさせていただいております。このときの設定をいたしました納入期限でございますが、3月の29日の金曜日と、3月末という形で設定をさせていただき、通知を行ったというものでございます。

当方といたしましては、通知を送り、本来であれば、その収納状況について、しっかり確認をすべきであったというところでございますが、それが行われなかったというものでございます。大変申しわけございません。

続きまして、不用額の関係でございます。不用額の対応につきましては、補正予算編成を行うわけでございますが、編成方針をその都度、各課に対して総務課から示しております。その中では、事業の完了等によって執行が見込めない予算、こういったものについては、減額補正をしていただくように通知を毎回させていただいております。そうしたことによりまして、限られた財源を適正に活用ができると。こうしたことに資するものというふうを考えまして、各課に対してはお願いしているというところでございます。

今回の決算、内容を見ますと、比較的大きな不用額として計上されているものの傾向としては、先ほど委員さんお話があったように、年度末まで執行してみないとわからない、例えば光熱水費であるとか、そういったものが比較的多く見受けられるかなというふうには思っております。

また、一番最後の補正予算が3月補正になるわけでございますが、この3月補正は、実際にはほぼ1月中には編成をさせていただくということもございます。この入力期限を過ぎた後に、例えば契約を行い額が確定すると、こういった事業もあろうというふうに思っております。こうしたものについては、どうしても不用額というような形で発生をしてしまうと、これはやむを得ないことではないかなというふうに思っています。

いずれといたしましても、先ほど委員さんがお話をされたように、限られた財源をしっかりと適切に使っていくのだと、こういった基本的な考え方については、これは毎年、毎年踏襲をしておるといところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 未収金が、相手方が学童保育の場合も、相手方が指定管理者の人だということでは、そんなに未収金が発生するような相手方ではないなというふうに思うのです。それはきちっと請求するというか、税の場合は延滞金までつけて分納までして納めてもらう方法を多分担当のほうではとっているのだと思うのですけれども、そういう部分を考えたら、そんなに苦勞をするような相手方ではないかと、未収金が発生するような相手方ではないわけで、今課長のほうも限られた財源の中で見つけるのだという形といいながら、こういうものが決算の中で出てくるといのは、大きな問題かなというふうには思うのです。そういう点では、きちっと集められる部分は集めるという方法をとっておかないと、金額的には幾らでもない金額、予算上では幾らでもないような金額でも、これは町の姿勢の問題としてまずいのではないかなというふうに思うのです。

それから、不用額についても限られた財源の中での不用額で、9月補正が2回目の補正というか、9月議会の補正が要望を実現する上では、半年間残された期間があるわけで、そこできちっと洗い直すというか、することによって住民要求の実現というのがより可能になるのかなというふうには感じるのです。

そういう点では、限られた財源の中での財政を見つけるという点では、そういう方法しか今なくなって、新しい財源を見つけるというのは大変な話で、とりあえず限られた財政の中での財源を見つけるという点では、手っ取り早い話かなというふうには思うのです。担当としては、洗い直すというのは大変な作業にはなるとは思うのですが、その辺を徹底していくことによって、住民要求がより実現してくる可能性が出てくるのかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、お答えをさせていただきます。

1点目の未収金の関係でございます。全く委員さんのおっしゃるとおりだなというふうにして、今伺っていたわけでございます。額の大小にかかわらず、やはりいた

だくべきものはしっかりいただいていくと。それに当たっては、各課必要な事務を怠ることのないようにしっかりとやっていくと。こうしたことを、今回のことを契機といたしまして、改めて各課のほうにはお願いをしまいたいというふうに考えておるところでございます。

また、不用額の関係でございますが、ただいま9月議会というような話をいただきました。町では、さまざまな事業を行っている中で、いろんな事業を早期着手をし、早期に完成をしていくと、こういったことを各課のほうにお願いをしておるわけでございます。四半期ごとに、毎月行われる課長会議の中でも執行計画、こういったものを各課から出していただき、情報の共有化を図っていると。そういったことを、早期発注、早期完成、こういったものを目指しておるところではございます。

しかしながら、先ほども3月補正が大体1月にとのお話をさせていただきました。9月補正も、かなり早い段階から編成のほうを始めるというようなこともございます。今回9月の補正の中でも契約差金と減額したというものは本当にわずかなものだったというふうに記憶をしております。そうした意味から見ても、現実問題といたしまして、9月の補正の中で、事業費を確定をさせて減額をしていき、ほかの事業に振りかえていくと、こうしたことはなかなか厳しい面があるとは思ってはいます。ただ、そういった中であっても、やはり基本的な考え方というのは、今委員さんがおっしゃられたような形だというふうに考えてございます。そういったことについては、基本的な考え方として努めていきたいというふうに思っております。

また、不用額が繰越金にあらわれて、実質収支というような形で決算行われるわけでございます。一つの見方といたしまして、実質収支比率と、こういった数値があるわけでございますが、こちらについては、実質収支比率の標準財政規模に対する割合、こういったもので、その内容を図っているというものでございます。一般的には、この実質収支比率がおおむね3%から5%範囲が適切だろうと。だろうというのは、見る方によって見解が恐らく違うのだと思うのですが、一つの資料を見ますと3から5が適切でしょうと、こういった見解があるわけでございます。こうしたことを見ますと、嵐山町の30年度の実質収支比率は4.8%ということでございますので、決してこの実質収支の額自体が、町の規模からして、大き過ぎるだとか、あるいは逆に小さ過ぎるだとか、そういったことではなくて、適切な範囲内におさまってはいるのだと、こういった見方も、財政担当としてはさせていただきますところではございます。

す。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 未収金の問題では、町は新しい財源をつくるという点で、占用条例なんかもつくりながらこうやってきたわけで、延滞金みたいなものはつかないのでしょうか。こういうことが起こらないような、これ金額が少ないから、これ町の姿勢になってくるかなとは思うのですけれども、注意してもらえればいいかなというふうに思います。

それから、不用額については、出たからだめだということではなくて、やはり洗い直す部分があれば洗い直して、住民要望の実現のために努力していく。全体では、全部だめということではなくて、1億1,000万ぐらいの不用額が出ているわけです、町の中で。それが全部使える金額だとは思わないですけれども、しかし住民要望を実現するという観点では、洗い直すところはきちっと洗い直す、住民要求にしっかり応えていくという姿勢が大切なのだろうなというふうには思います。

以上ですが。

○森 一人委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えしたいと思います。

今の不用額の関係でございしますが、いかにこういったものを適切に執行していくかというのは、予算の編成時点からやはり適切に行っていくべきだというふうに思っています。原課とすれば、真に必要な額を要求すると、見積もってくると。それに対して、財政は、それをしっかり見定めていくと、こうしたことを町の中でしっかり行うということをしていくことによって、適切な予算の執行、財源の必要なところへの適正な配分、こういったものが徹底ができるのではないかなというふうには思っています。

いろんなところで申し上げているわけですが、大変財源的にはなかなか難しい部分があります。そういった中で、いかに適切にやっていくか、十分ですね、研究といえればあれですが、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 続きまして、青柳賢治委員の総括質疑になります。どうぞ。

○青柳賢治委員 それでは、総括質問をさせていただきます。

平成30年の岩澤町長の施政方針の中には4つのものがございました。その中で、1点目としては、日本一の教育のまちづくりをするという中であって、人口減少、それから少子化への対応が、各種事業が実施されました。これの行政効果と課題というようなことについてお尋ねしていきたいと思います。

1つは、嵐山町の町立小中学校適正規模等検討委員会の答申において、これをどのように受けとめられているのかということです。

それから、子育て世代包括支援センターが明るい建物が、健康増進センター内にできました。これも今後なすべきこと、やっていかななくてはならない支援というものがあると思いますけれども、その点のことです。それから、あとは待機児童の解消に向けて努力するということがあったわけですが、これはどのような取り組みをされてきたのかということでございます。

2点目は、先ほど渋谷委員さんも稼ぐ力ということで申し上げましたけれども、私もこの稼ぐ力の産業振興でございます。この効果についてお尋ねしておきたいと思います。

ラベンダー園もプレオープンが無事に終わって、そこまでにいろいろな経済的な投資、いろんな補助金があった中で行われました。これの経済効果、そしてご苦労された点ということについてお尋ねしておきたいと思います。

それから、企業誘致事業でございますけれども、こちらについてはその効果、そして、誘致事業を進めてきている段階の中で、改善すべきような点があったのかどうかということです。

それから、3つ目でございますけれども、にぎわいの町、そして、活力を発信していくというような3点目がございましたけれども、これについては、そういった状況になったと言える町になってきたのかどうかということです。これは、嵐なびの効果、それから課題と、それは上と下にもございますけれども、これについてお尋ねしておきたいと思います。

さらには、駅前の西口の整備事業でございます。繰越明許になっておりますけれども、これについても、いろいろな難しい課題はあるのでしょうかけれども、やはりこの辺についても町が方向性を決めて進んできているわけです。議会の議決もいただいて進んでいるわけですので、その辺の突破力ということです。そういったことも、肝心なことではないかということで、以上、3点をお尋ねさせていただきます。

○森 一人委員長 それでは、順次答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 それでは、質問項目1のうちの嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会の答申につきまして、お答えをさせていただきます。

嵐山町教育委員会では、平成29年8月23日に嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会に対しまして、1、小中学校の適正規模に関する事、2、小中学校の適正配置に関する事につきまして諮問をいたしました。その後15回の委員会を経まして、平成31年2月12日に答申をいただきました。その間、検討委員の皆様には、町内全ての小中学校、全小中学校区の通学路、北部ですと、古里、勝田、吉田等、馬内まで入らせていただいたところがございます。南部地区に関しましては、遠山から大蔵、將軍沢等、大行院の周りもずっと車等がございますけれども、見させていただいたところがございます。実際に現地に行って委員の皆様にごらんいただきますとともに、近代的な施設、設備を備えている近隣であります滑川町立月の輪小学校、滑川中学校、そして町内にあります大妻嵐山中学校・高等学校も実際に視察し、各学校からご説明をいただいたところがございます。

嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会では、将来の嵐山町の子どもたちにとってよりよい教育を提供するためにどのような施設設備、どのような規模の学校をどこにいつつくるのがよいのかを中心に話し合いが進められてまいりました。その最終的な検討結果がまとめられたものが答申でございます。

この答申をいただけたことによりまして、町教育委員会としての方針を決定するための検討に取りかかることができ、本年7月30日、嵐山町立学校適正規模等基本計画素案を策定することができました。今後、本基本計画素案の住民説明、またパブリックコメント等を行い、基本計画を決定したいと考えているところがございます。

課題といたしましては、具体的な新校設立に向けての各種委員会の立ち上げや、国、県への財政支援の要請等があると考えているところがございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 続きまして、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから子育て世代包括支援センターのできる事、やるべき事、及び待機児童の解消に向けた取り組みの努力についてお答えしたいと思います。

子育て世代包括支援センターには、妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立って一貫性、整合性のある支援が実現されることが期待されております。また、センターは、各地域の強みや特性に応じて柔軟に運営されるべきものであり、各市町村の創意工夫が求められているところではあります。

子育て世代包括支援センターの設置の望ましい手段としては、全ての支援を一つの機関に集約して提供することは困難ではありますが、センターが、妊産婦等に助言したり、関係機関を連絡調整したりすることにより妊産婦、乳幼児とが切れ目なく必要な支援を受けられるようにすること。センターにおいて直接妊産婦等の相談を行うほか、各関係機関が把握している情報を集約し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握すること。各関係機関には、担当外の支援ニーズを含め、妊産婦、乳幼児等の情報を包括的に把握するよう要請し、担当外支援ニーズが把握された場合には、センターを通じて他の関係機関の必要な支援につなげることが可能になること。センターによる関係機関の連絡調整の結果、各機関の間で相互に顔の見える関係が構築され、各機関の支援内容を相互に理解することにより、センターを経由しなくても、各機関の有機的な連携が可能となる。

以上のように、センターの運営による包括的な支援を通じて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善、向上や胎児、乳幼児にとって良好な生育環境の実現、維持を図ることが求められております。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、待機児童の解消に向けた取り組みについてでございますが、嵐山町では、平成27年度に初めて待機児童が出て以来、現在までに保育所の定員増や小規模保育施設の新設、事業所内保育施設への地域枠の設定などにより、合計で36人の定員増を図りました。また、保育士の人材確保対策として、保育士の宿舍借り上げ費用に対する助成制度も実施をしているところでございます。今後も引き続き待機児童の解消に向け努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 続きまして、2番になります。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、2、稼ぐ力の産業振興の効果につきまして、ラベンダー園のプレオープンまでの経済効果や苦労についてにつきましてお答えさせてい

たきます。

千年の苑事業につきましては、平成28年度より着手し、プレオープンでの来場者が、地元での食事や買い物などの効果、園整備に関する地元業者への工事やイベントに係る業務などがあり、プレオープンのまつりでの開催による買い物等の効果といたしまして7,600万円を試算しております。

千年の苑ラベンダー園の整備に関しまして、30年度決算で地元業者への工事等の発注により約1億円の支出があり、資金が町内へ流れております。28年度にいたしましては、決算1,723万円のうち1,247万円、また29年度決算につきましては事業費5,026万1,000円のうち、4,561万7,000円が地元の業者のほうに流れている状況でございます。

嵐山町総合戦略の令和3年の入場者数10万人、経済効果1億6,100万円の目標に向け、さらに推進してまいります。経済効果をさらに上げるためには、イベント会場内を含めた地元の商店によって、買い物などをさせていただく仕掛けづくりが重要と考えております。嵐山町総合戦略の中での目的であります多くの人を呼び込むこと、体験教室の実施や農産物等の販売額の向上、雇用の拡大を図るため推進してまいります。

今後の課題といたしましては、イベント会場付近での交通渋滞対策、また駅や遠い箇所の駐車場から会場までのアクセスの確保や、イベント会場内での物販品の開発や出展者の確保、イベント経費である警備体制やスタッフの配置等の経費及び圃場管理費などの維持経費の抑制が課題であります。

以上、答弁とさせていただきます。

- 森 一人委員長 続きまして、企業誘致事業の効果につきまして、藤永企業支援課長。
- 藤永政昭企業支援課長 それでは、私のほうからは、企業誘致事業の効果と改善点につきましてお答えさせていただきます。

企業誘致事業の効果でございますが、大きく分けて2つあると考えております。まず、1つ目が税収でございます。花見台工業団地につきまして、固定資産税と法人町民税を合わせると年約5億円の税収がございます。工業団地の企業立地が始まり約20年間経過しておりますので、これまでに約100億円の収入が効果としてあったと考えております。

また、2つ目といたしましては、雇用関係でございます。ちょっとデータが古いのですが、平成25年11月に花見台工業団体工業会会員企業へのアンケートを実施しております。総従業員数が2,953人で、そのうち嵐山町在住の方が466人お

りました。新たな雇用が発生したり、大きな効果があると考えております。また、企業誘致事業を進めている中で、さまざまな業種の企業から、立地相談を受けておりますけれども、特に改善を求められた内容はないと考えております。

ただし、課題といたしましては、都市計画や農地に関する法律による規制により開発を進めるに当たり、必要な調整措置が多く発生してしまうという状況がございます。

続きまして、3項目めのにぎわいのまち、情報発信できるまちになったのか、嵐なびの効果と課題につきましてお答えをさせていただきます。

嵐なびにつきましては、昨年5月オープン以来、施設に関する要望をいただき改善してまいりました。改善した内容につきましては営業時間、商品の増、コーヒーの自動販売機の導入等でございます。このような改善をした結果、利用者数、物品の売り上げは昨年と比較して増加しております。また、1～2階に設置されている観光パンフレットや求人情報等の利用者も多くなっている状況で、効果があらわれているのかなというふうに考えております。

今後の課題といたしましては、イベントの開催、特産品の販売、商品開発等、そういったものを考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 続きまして、駅前の西口整備事業につきまして、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、3の駅前の西口整備事業についての突破力を聞くにつきまして、ご答弁させていただきます。内容について不備がございましたら、ご了承願いたいと思います。

武蔵嵐山駅西口における活性化につきましては、古くから総合振興計画に位置づけられ、土地区画整理事業を検討したり、中心市街地活性化基本計画を策定するなど、さまざまな対応をとっておりました。しかしながら、活性化の必要性の思いというのは同じかもしれませんが、なかなか関係者のご理解を得られず、一部以外については、活性化が進んでいないという状況であるというふうに考えているところでございます。

このたび嵐山町の玄関口の活力の復活を目標に都市再生整備計画を策定し、国の交付金を活用し、西口駅前広場整備をするに至ったところでございます。西口地区駅前

広場整備におきましては、アンケートによりますと、徒歩、自転車、自動車でも使いやすい駅前広場の整備が最も多く要望されております。それら総合的に鑑み、嵐山の武蔵の嵐山（あらしやま）にふさわしい景観、にぎわいにつながる整備、交通結節点機能の充実、防火防災機能の充実という4つの整備方針案を策定させていただき、整備することとさせていただいているところでございます。この事業により、利便性の向上はもちろん、一番は武蔵嵐山駅の出たときの風景が変わってくるというふうに思われるところでございます。嵐山町のイメージも変わるかなというふうに期待しているところでございます。

駅前広場の整備は、すぐに活性化につながるというのは難しいかもしれませんが、その最初の基盤づくりができるものと考えているところでございます。

皆様は嵐山町の玄関口と考えている駅前のイメージが変わる。これがこれからのまちづくりに必ず寄与するものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 青柳賢治委員。

○青柳賢治委員 まず、小中学校の適正規模の検討委員会の答申に対しての教育委員会の教育長からのご答弁ございました。

今、町もなかなか財政的にゆとりがないし、それから人的な面もなかなか厳しい状況だということにはありながら、今答申がされたその規模、それから配置というものが答申が出たことによって、教育委員会でも7月に素案というようなものができてきたと。そして、これからその素案に基づいて、住民説明会等当然もう財政的なことも含めて検討が必要になってくるわけですけれども、その進めていく今後の取り組み方というのは、今教育長が説明された今後の取り組みというのは、今説明されたとおりでよろしいのかどうかということです。その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、包括支援センターの子育て支援センターですけれども、これはかなり今細かく課長の説明ですと妊産婦、それからそこに新しく生まれてくる新生児とか、そういった面はかなり力を入れているわけです。それで、私が1つ思っているのは、今嵐山町の出生数というのは約80人前後です。やはり、そこにしっかりと手をかけてあげられるということが大事なことだろうと。実際に、あその場所を見たときも、ピンクの色で非常に希望に輝くような色、それから建物だったと思いますので、その

辺のところも、利用者目線に立ったやり方をやっていくということでございます。

ぜひともその辺で、嵐山でやっぱりしっかりと子育てができるという思いを、この地で育ててくれるお父さんやお母さんに対して与えられる子育て支援課であってほしいなと思いますので、その辺のところについて、もう一度、これ以外に何ができるかというようなことについてありましたら答弁いただきたい。

それと待機児童ですけれども、待機児童については、保育する36人の増があったということでございますけれども、30年の決算が終わる31年3月の時点ではどのような状況にあったのかという答弁いただきたいと思います。

それから、稼ぐ力についてはいろいろと10万人の、それからこれから先1億6,100万の経済効果を目指していくということで、これは私も地方創生資金がこの町内の中に1,723万円だったり、それから5,026万円だったり、これが町内の中に滞留しているということです。これは、やはり町民の皆さんにもしっかりと説明していかなくてはならないと私は思っています。

それで、いわゆるこの経済効果というのは、その事業所さんだけにとどまっていなわけです。そこから人件費もらって、給料もらったりしている、いろんなところに波及していくわけです。ですから、30年を1億円とすると今後の、今回の状況、この31年のことは、これからのことになってしまうのですけれども、やはり、自然と、いわゆる天候を相手にするものですから難しい問題がある。そんな中で、今後注意していかなくてはならないだろうなと思っている点はあると思うのです。その辺をお聞かせいただければと思います。

それから、企業誘致の効果と改善点でございますけれども、これは過去に約100億円の税収があったと。この企業誘致が今嵐山に求められるのは、やはりこれから先に、いろいろな財政的な負担が増大してくるということなのです。私は、その辺をやっぱり確かなものにしていくということは、これは持続可能であるまちづくりになってくるのであろうと思っています。

そういう意味で、雇用も、2,953人のうちの約25%ぐらいの雇用が行われていると。これは、力としては稼ぐ力というよりも、嵐山町の力がそれだけ上がっているということになってくるのだと思うのです。そういう意味で、ここのところの拡大、それから増収につなげていくという努力はやはり怠ってはならないわけですし、引き続きそういった努力が大事だろうと思います。そういう点に関しても、もう一度その辺のとこ

るもお話をしておいていただきたいと思います。

それから、その改善点という中で都市計画法、それから農地のことなどで非常に新しい調整の仕事がふえてくるというようなこともおっしゃっていましたが、その辺については、どのようないわゆる手だてをしていくことによって、そこを乗り越えていけるかというようなことは肝心なことなので、担当課としてその辺のところをどのように捉えているかということをお話ししていただきたいと思います。

それから、3点目の嵐なびの関係ですけれども、こちらについてはいろいろな改善点が、一般質問や何かにおいても出ているわけです。それで、実際やはりあそこを見てみると、駅の2階のほうは非常に利用している人が多いとか、この間も一般質問の答弁がありました。ただ、まだまだああいう状況でいいのかなという、私は31年の3月の話をしていることになりますので、まだまだやり足りないものがあるのではないかというふうに私は思っているところですが、それは具体的にどういうところが足りないといえば、やはりなかなか雇用の関係のアクセスなんかほとんどそこに週に何回かいるのに余り接触がないというような答弁もありましたでしょう。あれやっぱり自分のほうから進んでみて、やはりああいうところで、雇用の、何というか、聞いていますよというふうなことの、そういった部分がまだ足りないのではないかなと、私は思うので、もったいないと思うのです、あの辺は、役場の職員が行っているわけだから、そこをもう少しやっぱり活用していくとか、町民の皆さんにもっとサービスを与えてくるというような感じ、自分のほうから進んでくるというような感じ、それが求められているのではないかと思うのですけれども、その辺について答弁いただければありがたいです。

そして、最後の駅前のことになりますけれども、これも新規事業ということで、予算書の中にもう30年のときから出ているわけです。31年も同じような書き方になっている。やはり地権者との交渉というのが非常に難しい交渉になってくるということだと思っておりますけれども、この後にもさらに、これだけではなくて、今予定されているその土地の、いわゆる購入というのが出てくるのではないかというふうに思っているのですが、その辺については、担当課としてもやっぱり、ある程度議会で議決をされたのだという、そういう何というのか、しっかりとした根底のもとの上立った説明をしていくということ、これが求められていると思います。そういうことについては、まだやり足りないのではないかと、私は思っていますけれども、その辺について答弁

いただきたいと思えます。

○森 一人委員長 それでは、順次答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 それでは、嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会について、お話を申し上げます。

現段階から将来にわたってということが入ってしまいますけれども、お許しいただければと思えます。

現在の具体的なスケジュールの予定といたしましては令和7年、2025年に新校を統合して開設するという予定で計画を立てているところでございます。

その前に、今の菅谷中学校のところに新校を建設する予定でございますので、菅谷中学校の生徒が、一時的になりますけれども、令和5年、令和6年につきましては、玉ノ岡中学校に中学生を全部入れるという形で計画をしているところでございますので、令和5年には新しい中学校ができる予定です。仮にですけれども、今駅が、武蔵嵐山ですから、仮称ですけれども、武蔵嵐山中学校というふうにした場合には、最終的に令和7年には、武蔵嵐山小中学校という名前になります。これは、前もお話ししたと思うのですが、令和5年に中学校だけ統合して、小学校を分校にしますと校長がもう1名になってしまって、ここは分校という扱いになりますので、それはやらしてやっていくけれども、名前が2年で変わるけれども、それについては、県教委のほうはもう了解をしているところです。こういう状況でもいいということでございます。

それから、令和2年、来年からでございますけれども、各種委員会を立ち上げてやらなければいけないのは、制服ですとか、校名ですとか、校歌、校章、そういうものを含めて、新しい学校のいろいろなものを決めていかなければいけない場面で、今はこれからの学校というのは、当然のことながらバリフリーでありますし、また制服等についてもLGBTでありますし、トイレ等についても、そういう面での配慮をしなければいけませんので、そういうことも含めながら進めていく形になると思えます。

また、議会の中でもお話が出ましたけれども、スクールバスの面もありますが、スクールバスは、補助金を受けると、その学校の児童生徒、教職員しか乗れません。したがって、今教育委員会で考えているのは、補助金を受けないスクールバス、つまり地域のご高齢の方とか高校生とか大学生も乗れるようなスクールバスでやっていくほ

うが、地域の足となっていていいのではないかなというところも検討しているところがございます。いずれも駅まで行くようなスクールバスでいいのではないか。こちらからも駅、向こう北部方面から駅、南部方面からも駅に来るようなスクールバスでいいのではないかということで教育委員会では検討していますけれども、今後委員会の中でそれを進めていければいいかなと思います。

今後の県、国とのやりとりなのですけれども、既に県教委のほうには、中心になるのが市町村支援部小中学校人事課ということですので、小中学校人事課につきましても、嵐山町ではこういう素案を今考えていますということで、今後財務関係が予算関係ですので、財務のほうに行きまして、国とのやりとりができるような段取りはとってありまして、間もなく財務のほうに行く予定でございます。

また、人事関係は、小中学校人事課なのですけれども、統合した段階では、加配を措置していただけるというようなところ、人数を多目にしていただけるというような話はもうされています。

あと細かいところになりますけれども、その後は、令和7年には予定ですが、新しい学校ができていきますので、そこに3小学校含めて、5校が1校になっていくという形になります。

また、でき上がった段階なのですけれども、小中一貫校でいくのか、義務教育学校でいくのかというのは、まだ検討の余地があります。これもあくまで文部科学省とのやりとりで、予算的にどちらのほうが予算を多目にもらえるのかという部分もありますし、小中一貫校にして3年ぐらいたったら、最終的には義務教育学校に持つていくのがいいのかなという考えもありますので、その場合の補助金の額がどう違うのかということも含めて検討させていただければというふうに考えています。

あくまでも、これ今後の予定ですので、青柳委員さんがおっしゃられたことに沿っているかどうか、またもしありましたら言っていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人委員長 続いて、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから子育て世代包括支援センターの件と待機児童解消の件につきましてお答えしたいと思います。

青柳委員さんのほうからご指摘がありましたとおり、しっかり子育てができる嵐山町ということでございまして、今回の子育て世代包括支援センターの開設に伴いまし

て、増進センターを開所させていただきました。それで、2階の部分にですね、子育て広場です、子育て支援拠点として使えるようなフロアを設置をさせていただきましたので、こういったところで、妊産婦、乳幼児の健康面だけではなくて、子育て中のお母さん、保護者の方についても、そういった支援を総合的にできるようになるのではないかと考えております。さらに有効的な活用ができるようになるというふうに考えております。

続きましては、待機児童の件でございますけれども、数字的なものでございますが、平成26年の子ども・子育て支援事業計画のできる前の定員が225人ございました。それが平成30年につきましては、最終では261人の定員になってございます。そのほか認可保育所以外にも、認可外保育所としてまさにキッズランドという企業所内保育所も開設をしております。

以上、具体的な数字であります、以上でございます。

○森 一人委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、ラベンダー園の令和3年の目標に向けた対策ということでございます。

こちらにつきましては、まず町外から多くの方に来ていただくそれにつきましては、このラベンダー園のほうの維持管理、きれいな花を見ていただくということが一つの目標かと思えます。当然維持管理費の抑制はございますけれども、圃場等のラベンダー、非常にデリケートな植物でございますので、圃場のほうの維持管理、また改善、そういったものを先進地の事例、数少ないではございますけれども、情報収集しながら、適正に管理ができるような方法をまた模索してまいりたいというふうに考えてございます。

また、稼ぐ力というところでございます。当然来ていただいた方が直売所に寄っていただいたり、町内の飲食店、そういったものに寄っていただいて、買い物や食事をしていただく、そういうふうなこと、またイベントに関するスタッフ等の町内からの雇用、そういったものも進めまして、これからまた実施をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 企業誘致がなぜ今求められるのかという基本的な問題なのですけれ

ども、町長にまたご答弁いただければですけども、私が考えていることをまず申し上げさせていただきたいと思います。

将来、10年、20年を見据えたときに、この人口減少、少子高齢化の問題は、我が国の社会、自治体にとっては、避けては通れない大変重要な課題だというふうに思っております。この現象が進むと、社人研の予想では、生産年齢人口が大変減るわけなのです。そうしますと、税収減につながってくると。それから、高齢化が進むと、これは社会保障費が増大をします。そして、嵐山町が抱えているこのインフラですね。このインフラが維持補修に相当なお金がかかると、こういうことの見込まれております。この対策は待たないと、こういうことになるわけでございます。

そうしますと、いかに将来に向けて安定的な財源、あるいは若者を呼び戻す、若者を嵐山に定住させる働く場の確保等々を考えると、やはり企業誘致はどこの市町村もこれ真剣に取り組まなければならない問題だというふうに思います。企業局に行きますと、もう埼玉県中の市町村が足を運んでいるという状況です。

今年嵐山町が花見台の拡張をやっていますけれども、埼玉県内で4つ認められました。嵐山とすれば、この企業局による産業団地の拡張に成功したと、こういうふうにも捉えられると思います。

花見台の例が先ほど課長からもお話がございましたけれども、30億当時投資をしたと。そういう中で本当に花見台は、今かかっている経費は4,000万ということでございますから、小さな経費で大きな効果が期待できると。

ただ、この効果が実際税収等に結びついてくるのには、まだ5年ほどかかるわけなのです。そうしますと、今この税収で入ってくるものを我慢をして、将来の投資に回すのか、あるいは今の入ってきた税収を全て経費に回すのか、そこのところが、まさに自治体の選択でございまして、将来に向けての投資をやったところ、そこは将来に果実を得ることができるのであろうと。まさに今この政策の判断が、嵐山町の進めている政策判断には間違いはないのだらうというふうに私は考えております。

以上です。

○森 一人委員長 続きまして、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、企業誘致関係の法的な関係につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

法的な手だてといいますでしょうか、そういったものあるかどうか、そういったも

のをお聞きされたかなと思います。例えば今回事業予定をしております川島地区、これにつきましては、先ほど渋谷委員さんの質問の中で、農振地域の除外、そういったものの手続に期間がかかってしまうというようなお話をさせていただきました。これにつきましては、今年度に入りまして、県の関係機関と打ち合わせといたしますか、そういった形で行ってお話をしたところ、農振地域を除外するには、まず町で整備計画、農業・農用地域整備計画というものがございまして、まずこちらの見直しからやらないとだめですよというご指導をいただきました。これは、6月の補正でお願いをいたしまして、今農政課のほうでこの整備計画の見直しのほうの発注をしているところでございます。ここは、この見直しというものが、やはり相当期間かかるということで、来年度になってしまう見込みでございます。

これが、見直しのほうが終わらないと、農振除外の手続のほうも進まないという状況で、こういったところが、法的にいろいろ課題といたしますか、問題があるというように捉えておりまして、こういったものを今後なるべく期間がかからずにいろいろ企業誘致できるようにするには、また来年度中に総合振興計画、または都市計画マスタープラン、そういったものの見直しの期限になっております。こういったものも来年度中に見直しを予定しておりますが、そういった中でも土地利用の位置づけを、企業もしくは商業地、そういったものの誘致ができやすいような、そういった見直しのほうをちょっと検討を今していこうということで、関係各課とは話をしているところでございます。そういった手だてをしていけば、数年後には早目の企業誘致のほうのお話とか、そういったものもできるようになるのかなと。今の段階では、なかなか新たに嵐山町に入って、企業のほうを立地したいといっても、法的に少しやっぱり手続上期間がかかってしまう、そういうところで逃げられてしまうというところが多々あったようでございますので、こういったものが見直しのほうが終われば、今度はそういった誘致のほうも早くスムーズにできるようになるのかなというふうには思っているところでございます。

続きまして、嵐なびのほうの関係でございます。委員さんのほうでは、質問の中で、物足りないというようなお話かなと思います。担当課といたしましても今のままでいいというふうには、当然でございますけれども、思っておりませんで、1つとして、就労相談窓口、この辺のお話をされました。これは、一般質問でちょっと吉本議員さんのときにお話ししましたように、この辺がちょっと相談の件数というのは、確かに

現実としては少ない状況でございます。これに対しては、答弁でもちょっと述べさせていただいたようにPRを今後考えなければいけないなというところで、今担当のほうと話しているのは、広報紙のそういった、もう一度掲載するとか、そういったものはもちろんのことなのですけれども、2階のほうにもかなりの方が、企業のそういった情報紙、そういったものも持っていく方が多いと聞いておりますので、そういったところの脇に目立つように、ここでもそういった窓口やっていますよという周知をやるかという話を今しているところでございます。

そういった就労相談窓口ここでもやっていますよという、その辺の周知、ほかにもちょっと方法が何かあるかなとは思っていますので、それもちょうと考えてやっていければというふうに思っております。

また、現状で、課題として幾つか上げさせていただきましたけれども、今後できることをやっていって、なるべくにぎやかな、人が集まるようなところも考えていきたいなというふうに思っています。

また、今2階のフリースペースには、町の文化団体連合会さんの協力によりまして、絵画だとか書道、あとは写真、そういったものの展示をしていただいております。あの展示がまた雰囲気が大分華やかさといいますか、そういったものも出てきておりますので、そういったスペースの環境的なものも、何かいろいろまたそういった団体さんにご協力をいただきながら工夫をして、そういった場所を利用しやすいというか、行きたくなるような、そういった環境も整えるのも一つ考えていくようにはなるかなというふうには思っております。

また、駅前広場の整備も今後始まりますので、1階の部分、ここにつきましても、駅前広場どういった整備計画になるか、まだはっきりは決まっていないと思うのですが、そういったのも含めまして、広場と一体化して何とかにぎわうようなことができるようなことも今後は考えていければなというふうには思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、平成30年度から31年度に繰り越した事業が多くて、交渉等をやり残して、不足しているのではないかという点につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

確かに本事業につきましては、大変厳しい財政の中、議会の議決をいただいて予算

をいただいた事業であることで、本当に大きな事業であるということは大変認識しているところでございます。ただ、交渉する方のお話をいただきますと、さまざまな思いがあり、さまざまなことを考えていらっしゃるなと思います。もちろん町の事業として進めていかななくてはいけないのですけれども、相手の立場を尊重しながらご協力いただくというのが大前提かなというふうに考えておるところでございます。なるべく気持ちよくというか、気持ちよくはできないかもしれませんが、納得して協力していただけるよう対応を図っているところでございます。

以上でございます。

- 森 一人委員長 総括質疑の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時29分

---

再 開 午後 2時38分

- 森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治委員の3回目の質疑からです。どうぞ。

- 青柳賢治委員 先々の答弁までいろいろいただきまして、大変恐縮でございます。決算審査でございますけれども、やはり先々の改善点を含めたことも必要でございますので、お聞きしております。

それで、最後になりますけれども、子育て世代の包括支援センターもなしていくべきこととか、それから待機児童解消に向けた努力も十分されているという答弁いただきました。最後の適正規模検討委員会の答申になってくるのですけれども、やはり我々も議会の中で意見交換会をそういったテーマで持たせてもらったときにも、やっぱりかなりPTAの方も出てきました。最終的には、メリット、デメリットということをしつかりとやはり町民の皆さんに、それからまた伝えていかななくてはならないという意味もありますので、最後に、教育長にはメリット、デメリットというようなことをお答えいただきたいと思います。

それから、稼ぐ力の産業振興のほうですけれども、これは、先ほど副町長から答弁いただきましたけれども、やはり今我々がこの31年の3月の決算を審査するに当たっては、今どういう状況にこの町が置かれているかということが大事なのです。そんな中では、今使うのではなく、金がない、人がないという状況であるけれども、そこが

やはり求められているのだということを、我々もしっかりと町民に説明していく必要がある。そういう意味で、この部分が非常に、なかなか我々議会人とする、町民の皆さんに福利の向上を目指す立場としては言えない部分あるかもしれない。けれども、そこをしっかりと町の姿勢、町の方針、町の考え方というのを捉えて話していくことが必要なのです。それについて、町長から最終的に答弁いただければありがたいと思います。

それと嵐なび含めて、これからいろいろな、待っているのではなくて、やはり自分から動く、例えば時間帯だって何も9時から5時ではなくていいではないですか、少し時間をずらしてでも、人のいる時間帯に自分で動いていくとか、そんな組み立てをしていくとか、やっぱり機動力のあるような役場の動きというのは求められると思うのです。

そういうことは、この後あそこを活性化する委員会なんかもできていますから、しっかりとそういったものを生かしてもらって、令和元年にはもっとさらに輝いて立派だったという場所になってもらえればと思っています。

駅前もなかなか大変なことですけども、これもやはりやっていかななくてはならないことですから、ぜひ強力に総務経済の委員会報告もあります。そういったことも大事にさせていただきながらやっていただければ結構でございます。

私としては、今2点の答弁をいただいて終わりにさせていただきます。

○森 一人委員長 それでは、答弁を求めます。永島教育長。

○永島宣幸教育長 それでは、メリット、デメリットについてお答えを申し上げます。

この答申でございますけれども、答申には資料として幾つか載せてございまして、その中の資料8に、学校規模によるメリット、デメリット、中央教育審議会初等中等教育分科会、小中学校の設置運営のあり方に関する作業部会の資料を載せさせていただきました。これは、小規模化をすることによるメリット、デメリット、大規模化をすることによるメリット、デメリットというのがございまして、例えば学習面ですとか、生活面ですとか、学校運営、財政面というのがあります。本町の小中学校を一貫校でつくった場合に、それほど大きな学校にはならないのですけれども、一応今のところは四九、三十六学級規模の教室があれば何とかかなるのではないかと。四九、三十六といいますが、4学級並行ではなくて、特別支援学級もありますから、3学級と4学級が混ざったような状況になるかなというふうに考えています。ですから、余りそれ

ほど大きな学校ではないのですけれども、それぞれの小規模校のメリット、大規模校のメリット、デメリットというのを意識しながら、学校経営、学校運営に当たっていただけるように働きかけていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、お答えをさせていただきます。

今学校の関係の話を教育長のほうから話ありましたけれども、もう一つ私が報告を受けた中で一番関心があったのが今の状態で学校が、屋根が壊れた、といが壊れた、この窓が壊れたというような形で、今の状況のものをそういう形で直していく。それとこのところで思い切って、嵐山町の年間予算を超えるような形でやると。どっちが将来の町民に対して負担が少ないかというのを比べると、ここでやったほうがという教育委員会の報告がありました。私はそれにちょっと興味を持ったというか、そんな関心が高い感じがありました。

2番目の稼ぐ力、そして今どういう状況なのかというお話ございました。副町長のほうから細かく話をしていただいたとおりであるわけですけれども、一つ一つちょっとお話をさせていただきたいと思うのですけれども、稼ぐ力でこのラベンダー、それで、あそこの畑をということですが、私は町長にお世話になってから一番、もう毎回言っているわけですけれども、今私たちがご先祖からお預かりをしているこの嵐山町の土地、これ何としても次世代に引き渡したい。それには、あそこだけを思ってもらえばわかるのですけれども、ラベンダー場のところが草ぼうぼうでこんなふうになって、やっている畑もあるし、やっていない畑もある。そういう状況で、清水委員さんからも話ありましたけれども、稼ぐ力、もったいないような話がありましたけれども、あそこのところの固定資産税考えたら、俺あそこ要らねえよなんてことになった場合にはどうなるのだということになってしまうわけですが、あそこが圃場として次の世代に引き継ぐというようなことになれば当然そっちのほうの税収というものも考えられる。そういうような、あそこのところで、花を咲かせて稼ぐと同時に、あそこのその土地、嵐山町の圃場が次の世代に引き継ぐような形になれば、あそこのところも違った形で稼ぐ力になってくるのではないかと。

それから、企業の誘致効果で、これも課長のほうから答弁がありましたけれども、税収と雇用という話ありましたけれども、両方これ大切なことなのです、今の中では。

税収は副町長のほうから話もありましたし、ほかにもありましたけれども、課長のほうからもありました、50億、100億になりましたということ。

それから、もう一つ、今一番大切なのは、待機児童が出てしまって困っているわけですが、この雇用というのが嵐山町の何としても、今の力なのです。この雇用があるから、待機児童も残念だけれども出てしまっているわけですが、よそのことは言えないのですけれども、嵐山町から市部のほうに行った場合には、みんな保育園があいてきて、子ども、先生を数を少なくしていかなければというような状況にもなっている中で、嵐山町が待機児童が出てしまうというような状況、これは、雇用、これ切りないです。雇用があるということは、そここのところに人が来る。人が来れば、そここのところで企業活動が行われる、収入が上がる。こういうことになってきて、町の元気が上がる、こういうことになると思うのです。

それで、今の町も考えてもらいたいと思いますけれども、これ青柳委員さんもおっしゃいましたけれども、今出生率が80人という話です。それで、これ課長のほうからも答弁ありましたけれども、待機児童の体制に今まで36人ふえた、確保ができたという話がありました。年間36人ふえるわけですから、80人の中で36人ふえるのです。というと、どういうことになるのかということなのです。そういうような状況の中で、嵐山町全体でみんなが活気を持ってまちづくりに邁進をするという状況はどうしたらいいのかということになってきますと、お話があるような3年保育、あるいは待機児童の解消というようなこと、いろんなこと、それと国策でやっている教育の無償化というふうなことになってきて、これも渋谷委員からも話がありましたけれども、学校の小学校、中学校というのが今のままいくのか、あるいはもう大きく変わるのかというような話もありましたけれども、そういう状況というのを当然これ視野に入れていかなければいけないというようなことで、今どういう状況であるかというのは、こういう状況が全て含まれている状況の中で何を今する、こういうことだと思ふのです。

ですので、今金がなくてどうしようもないような状況であるわけで、私たちが一番このところでもう一度考えていかなければいけないのが、清水委員さんが今回の決算審議ですと終始言っていた、小さな金額でもという、このもったいない精神、そして財源をつくり出すというような話がありましたけれども、財源をつくり出す。これは、総務課長のほうからあった、やむを得ないものもあるし、だけれども、見直せばできるものもある、こういうものを職員全員がもう一回考え直して、そして議員

の皆さんとともに、お知恵をかしていただきながら、今どうすれば、どういう状況だ  
というのをもう一度しっかり考えていく、そんな時期かなというふうに思います。

大変いい質問をいただいて、答弁するのに苦勞するわけですが、大変今はそ  
ういう状況であるのかなと。ですから、余計大きく変わっていく曲がり角、このと  
ころで、それぞれが今の仕事をさせていただいていることにもう一度思いをいたしな  
がら、しっかり取り組んでいきたいと、自分ではそんなふうに思っております。

○森 一人委員長 続きまして、最後の総括質疑になります。吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、最後の総括質問ということで、私からさせていただきます。  
何かもう町長から答弁をもらったような感じで、またぶり返しのような質問になるか  
もしれませんが、よろしくお願いいたします。

清水委員からも厳しいご意見もあったわけですが、町の決算書を審議いたし  
ますと、税の徴収におきましては相当努力されて、全ての項目で徴収率が上がって  
いると。また、保育園の未済額も例年に比べて半分ぐらいにしてしまっているとい  
うふうなことで、財政困難な折、財源を確保するのに一生懸命になっておられるな  
というの、私もよく感じ取ることができました。

そんな中におきまして、きょうの質問の1は、人件費に対する町の考えでございま  
す。ここ3年間の歳出合計に対する構成比は、平成27年が16.6%、平成28年です  
か17.9%、30年度が18.7%と伸びてきております。しかし、10年を見ますと、21%で  
あったり、あるいは20%のときもありました。また、平成29年度の県下の町村を見  
ましても一番低いのが12.7%、一番高いのが22.4%と、平均は18.1%ということで、  
その年々で多少変化はあるのはやむを得ないことと思います。平成30年度の県下の  
町村の平均はわかりませんが、平成29年度の平均から見ても、そう懸念するよう  
な数字ではないと思います。

そうした中で、面積、人口等が割と嵐山とよく似ているというような町もあり  
ます。そういったところでちょっと比較してみますと、正職員は133人、臨時職員  
は84人、当町は、先日の答弁で、正職員が140人、臨時職員が93人という、  
そういった大きな差がないわけですが、平成29年度の決算の数字で見ると大  
変恐縮なのですが、平成30年がわからないものですから、人件費は9億6,555万  
8,000円、嵐山町は11億2,166万3,000円と、1億5,000万ぐらいの差がある  
わけなのです。嵐山町の平成30年度の現状について、どのように見ておられる  
のかなということで、1点目はお伺いし

たいと思います。

質問の2は、ふるさと納税に対する町の考えについてであります。町の財政は大変厳しいと、一般質問でも普通地方交付税はもっとふやせないか、研究はできないかというような質問をしましたがけれども、私が理解したのは、財源はある程度決まっております、いかに徴収できるか、いかに節約していけるか、あとは町民サービスをいかに低下させてしまうかというようなところに行き着くのだろうなと思います。

そのような財源状況の中で、ふるさと納税は目に見えて財源の確保につながるわけなのです。多くの自治体が期待を持ってこれに取り組んでいるわけですがけれども、成功している自治体と、苦しんでいる自治体に二分されているというような状況があります。嵐山町も平成30年度決算を見ましても、その苦しんでいる自治体に入っているのではないかと考えております。しかし、ふるさと納税制度は、町の財源どころか、財源減になっている状況だと思っております。そこで、平成30年度のふるさと納税で、町外にふるさと納税をした町民の数と、その額及び控除額がどのくらいだったのかお伺いしたいと思います。

質問の3は人口減少、少子化対策であります。さきに述べましたように、人口減少に対する少子化対策が最重要課題だと私は考えております。町も総合戦略で目標人口を定めています。しかし、目標人口を目指すのだという迫力が感じられないところもあるのです。町立幼稚園の3年養育の話になりますと、子どもの数が今後さらに減っていくのだということを口にされます。確かに昨年の出生数は80人でした。しかし、町の目標人口を参考に将来の出生数を計算してみますと、例えば令和22年ですけれども、これを人口が年少人口で見ますと1,280人なのです。これをゼロ歳から14歳で割りますと85になるわけなのです。そうしますと、年間85人出生していただかないと、この目標人口にならないわけなのです。ただ、この目標人口に対してどのくらい一生懸命到達させていくかという経過が大事なところなのです。

それで、社人研の目標でいきますと、これは極端にもう落ちてしましまして、85ではなくて68になってしまうのです。もうこうなると、先ほど町長からのお話があったとおりに、大変子どもの少ない数になっていって、保育園とか幼稚園とか、そういったものが余ってくるような状況になると思うのです。したがって、町のこの目標人口をどのように考えて対策を立てておられるのかというようなことをお伺いしたいと思います。

それと質問の4なのですけれども、地域福祉人材育成事業でございます。これにつきましては、要綱もできておまして、平成25年だったでしょうか、始まったのが、ちょっと今資料が見つからないのであれなのですけれども、それでこの事業で平成27年度に32万使っているのです。人員については私はわかりません。それで、基金の残高が1,885万7,000円余り、それから28年度が56万、それで育成事業のこのあれに手を挙げた人が14人ですか、それで48万使っているのです。29年度が13万円、3人でした。それから、30年度が31万で9人です。それぞれ67万とか、そういった金額で大した額ではないと思うのですけれども、基金もまだ1,700万今度の決算で見てもあるわけなのですけれども、これまでの育成人員を種別ごとにどのぐらい育成しているのか。この要綱には、こういった種目の職業に出しますよというものは、全部載っているわけなのですけれども、そういったものにどれだけこういった育成事業に手を挙げて基金を受けておられるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

以上、4点についてお願いします。

○森 一人委員長 それでは、順次答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは1点目と2点目につきましてお答えをさせていただきますというふうに存じます。

まず、1点目の人件費の関係でございます。平成30年度の現状をどのように見るかというようなご質問かというふうに思います。平成30年度の人件費でございますが、総額で申し上げますと約11億3,000万円ということでございまして、歳出総額に占める割合は18.7%ということでございました。この数値は、前年度と比較をいたしますと約1,300万円、構成比ですと0.8ポイント増加をしたという結果でございました。

この構成比で比較をするというのは、これは当然歳出合計の高によって大きく影響を受けると。30年度の決算の歳出総額については、前年度比約2億円減ということでございます。仮に前年度の歳出総額ということで計算をすれば、約18.1%ということでございまして、ほぼ大きくは変わりはないかなというふうに思っております。

これまで嵐山町で職員数等々いろんな取り組みをしてまいりました。先ほど委員さんのほうでも、過去こうだったというようなお話をいただきましたが、私のほうでちょっと今回ご質問をいただいた関係でちょっと見てみました。町では、職員数の適正化ということを進めておるわけでございますが、平成13年度に実は正職員が173人お

りました。30年度140人でございますので、約2割の正職員を削減し、人件費の抑制に努めてきたというような経緯でございます。

また、この間、歳出総額に占める人件費の割合が最も多かったのが、平成17年でございまして25.8%と、大変高い構成比でありました。これを30年度の決算と比較をいたしますと7.1ポイント下回るというようなこともございます。

ここ2、3年の傾向を見ますと、若干上昇みというのは数値から見てとれますが、決してその30年度の割合というものが極端に高いというような認識は持っておらないところでございます。また、29年度の決算で、郡内の内容を見てみますと、嵐山町ほぼ中位の値だと、嵐山町より高いところもございまして、低いところもあり、大体平均的な数値かなというふうに思っております。

続きまして、2点目のふるさと納税の関係でございます。ご質問としては、嵐山町民が町外に対してどのくらいふるさと納税を行ったかというようなご質問かというふうに思います。30年の内容を見ますと、人数にいたしますと302人、寄附をされた総額が約2,100万円でございます。これは、町民税の控除額で見ますと約1,000万円の控除額というような形になります。

ご案内のように、こうした町民税の控除額分については、交付税の算定上基準財政収入額で見るというようなことがございます。75%見られます。そうしたものを実際に町でいただいたふるさと納税、町外に出た分、こういったもの、あるいは返礼品に要した経費、こういったものを総合的に見ますと、総体で見ますと、約130万円がマイナスと。この決算については、ほぼ前年度と変わらない結果だと、このような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 続きまして、人口減少、少子化に対して、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番目の人口減少、少子化ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

今、社人研の話もございましたけれども、嵐山町の平成元年の4月1日、1万7,696、それから平成31年4月1日、1万7,951人、それでこれも議会の中でこの委員会でも話ありましたけれども、平成12年が一番多かったですよというのが1万9,544人という数字の動きでございます。

何が言いたいかといったら、平成元年と、平成の頭と平成のおしりが人数が同じな

のです。ですから、平成の間に、平成12年を頭にしてふえて減って、ちょうど昭和のおしりのところに今来たという状況でございます。

それで、この間に社人研が、それ人口減少がという話があったわけですが、昭和の終わりに来た状況であるわけで、人口減少が特別大変だというような状況ではないと思うのですが、1つ問題なのは、委員さんもおっしゃるように若い人の人口がないわけなのです。ですから、経済活動でいう、拡大再生産がうまくいかない状況がある。そうすると、これから長い間、人口がふえない状況が日本の国では起きてしまうのかなと、こういう中で、時々この人口ふえているよ、千葉の何とかという市はこれだけふえているよというようなところが、山の中の山陰のほうのところこういうところふえているよというのがありますけれども、その周りのところは減っているのです。ですから、そういうところを見ると、日本の人口を考えたときにはもうずっと減っていると、こういうことになるわけです。

それで、この中でどうするかというのは、今青柳委員さんにお話ししたような状況が、当面とすると働き場を確保して、そして住みやすい環境づくりをしていく、そして誰もがそうですけれども、子どもが一番かわいいわけですので、宝物ですから、こういう子育て環境をしっかりとつくっていく。それには、個々に助成金を出したり、いろんな形で個々にやるのも大変だと。いい政策だと思いますけれども、それ以上に教育環境、それから子育て環境全体をこういう形で整えていく、子育てしやすいなというような印象を持たれる、そういった環境づくりというものが必要ではないかと。それには、仕事があるところで、子育てはそういう状況であって、雇用はある、子育てはそういうところできる、環境はいいと。交通の便は埼玉ですから、ほかのところから比べたら優位性ももうあるわけで、特に嵐山町の場合には、鉄道も通っていますし、高速も通っていますしというような点を考えると、もうありがたいことが全部つながっているような状況だと思うのです。それで、その上にこのところの異常気象の連続であるわけですが、地盤もほかに比べていいよと、それからいろんな気象環境もほかに比べて埼玉はいいよと、特に嵐山はいいよというような状況というのは、ほかと比べると全くもうありがたい状況が全部続いているわけです。

そういう中であって、なかなか思いどおりの子どもがふえていかないということで、80人というふうな話になってしまうわけですが、そういう状況下の中であって、しかし地域の中でいろんな形で元気のあるところというのも見ると出てきてしまうの

です。大字ごとの平均年齢の表があるのですけれども、40代の平均年齢があるところというのが菅谷、川島、平沢、むさし台1、2、3、こここのところが45歳、44歳、45歳、平均年齢そういう状況です。そして、一番高いところ57歳、太郎丸、あるいは越畑57、もう越畑というのは、特殊な事情があるでしょうけれども、あと古里51歳、將軍沢53歳、遠山53歳、千手堂52歳、こういうのを見ていくと、やっぱり地域の中で区画整理ですとか、何かあったところというところには張りついているのかな。ですから、そういうところは見ても、40代、平均年齢でもう10歳以上違ってしまいうわけですから、そういう状況があると地域の元気度というの、やっぱり幾分違ってきてしまうのかなというふうな感じがするわけです。

ですので、子育てをしやすいような状況というのが1にも2にも必要だと思うのですけれども、そのほかに物理的な形のそういうような区画整理みたいな形、あるいはその道路ができたとかいうようなことというのは、こういうところに出てくるのかなというふうな感じがしております。

ですので、やっぱりいろんな形の多角的な形でのまちづくりというものも人口増というそちらのところを視野に、そういう事業をやっていく以外にないのかなと。全体的には冒頭言ったように、日本全国下がってきているわけですから、今取りっこの状況になっているわけですので、嵐山町も取りっこの中では負けないように、そして根本的に嵐山町は人口がふえるような体質というか、平均年齢も低くなるようなまちづくりというものができていくと、議員さんがおっしゃるような形の人口減少というのが抑えられるか。それと少子化対策についても同じような形で、子育て環境の整備、これが必要なのかなと、そんな感じがしております。

○森 一人委員長 続きまして、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 4番目の地域福祉人材育成事業についてお答えいたします。

地域福祉人材育成事業につきましては、平成26年度より実施をしております。職種別の助成の状況なのですけれども、平成26年度は介護福祉士が5人、介護職員初任者研修修了者が2人、准看護師が1人、介護支援専門員が1人となっております。

平成27年度は、介護福祉士が3人、介護職員初任者研修修了者が2人、介護支援専門員が2人。

平成28年度は、介護福祉士が5人、介護支援専門員が1人、看護師が1人、精神保

健福祉士が1人、介護職員初任者研修修了者が5人。

平成29年度は、介護福祉士が1人、介護職員初任者研修修了者が2人。

平成30年度は、介護福祉士が5人、介護職員実務者研修終了者が2人、社会福祉士が1人、理学療法士が1人という状況です。

以上でございます。

○森 一人委員長 吉本秀二委員。

○吉本秀二委員 それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の人件費に対する考え方ということでお尋ねいたしました。よく状況を細かく説明していただいてわかったところなのですけれども、これで人件費を抑止するための対策というのですか、そういうものはなされてきた。人員も減らさないで人件費を減らすというようなことで、研究をしてきたとか、対策を打ってきたとか、そういったものはあるかどうかお尋ねをいたします。

それと質問2についてですけれども、ふるさと納税については、マイナスになっている部分が130万円程度だということで、そう財源減にはなっていないということなのですけれども、私も今までに一般質問もさせていただいて、近隣自治体とコラボでやってはどうかというようなことも話してきました。これまでに、30年の結果が出ているわけですけれども、どのような取り組みをして、どのような努力をされているのか、その辺について説明をしていただきたいと思います。

それと3番目の人口減少、少子化対策についてですけれども、町長から説明受けまして、私もよく納得したところなのですけれども、この嵐山町の先ほどの令和22年の85人子どもが生まれた場合の保育園あるいは幼稚園にどのぐらい行けるのかというのをちょっと私、自分の試算で出してみたのですけれども、現在これはゼロ歳児が27.5%、1歳児が43%、2歳児が57.4%、3歳児が55.7%、4歳児が91.9%、5歳児が88.9%、こういうふうにそれぞれの子どもの総体数からいっている割合があるわけなのですけれども、これを85人ずつ割り振って、大まかなあれですけれども、割り振ってこのパーセントでやっていきますと、令和22年には零歳児が23人、1歳児が37人、2歳児が48人、3歳児が68人、4歳児が78人、5歳児が78人、3歳児につきましては、現在55.7%なのですけれども、それよりもふえるだろうと、無償化によってふえるだろうということで、80%で掛けてあるのですけれども、そういうふうなことで計算しますと就園、就所児は332人になるわけなのです、計算していきま

すと。

そうしますと定員が、実員が現在362人ですので、もし幼稚園がなくなった場合に、これは待機児童がかなり出てしまうというような計算になるわけなのです。これは、これから先の対策なので、決算の質問とはちょっとかけ離れてしまうのですけれども、先ほど取りっこに負けてはいけないというようなことで町長からお話あったのですけれども、確かに取りっこに負けちゃいけないような環境をつくっていかなくてはならない。すばらしいお話いただいたのですけれども、この幼稚園の3年養育、これはちょっと決算に重なって恐縮なのですけれども、そういうことが、やらないということで町で方針が出ているわけですけれども、やらない場合のデメリットというものはどのように考えておられるのか、これ話していただけるようでしたら話していただきたいと思います。

それと4番目の地域福祉人材育成事業の関係ですけれども、細かないろんな仕事の資格を取ったりしていただいているのだなというふうに思います。ただ、介護現場で介護人材が不足だと言われているわけなのですけれども、町としてどの程度嵐山町において、こういう介護に携わる人が足りないのだというようなものを試算なり出しておられるのかどうか、もしわかればそれについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人委員長 では、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、1点目と2点目につきましてお答えをさせていただきますというふうに存じます。

まず、1点目の人件費の関係でございます。人件費につきまして、町の場合には国の制度に準拠していると。これが大原則というふうに考えています。国で人事院勧告という形で、人事院から勧告をされて、それに基づき国家公務員が改定がなされると、その次に地方公務員も改定がなされると、こういった流れで来ております。

例えば手当であったり、期末勤勉手当の割合であったり、そのときの経済情勢等々、そういったものに依じて大きな変遷があるわけでございます。

給与自体の基本的な構造、これについてもたしか平成18年だったと思いますが、国で給与構造改革というものを行い、それを地方に対しても実施を求めてきて、そういったものについても、嵐山町についてはしかるべきに、的確に対処をしてきたという

ような経緯があります。また、手当についても、また昔の話をいたして恐縮ですが、今はなくなってしまった手当、調整手当という手当が、これはあったわけですが、今、それにかわるものとして、地域手当というものがあります。この地域手当については、嵐山町は支給対象外の地域なのです。郡内を見ても、お隣の滑川であったり、鳩山であったり、東松山市であったり、こうしたところは対象地域です。そういった部分では、大きなそういった団体とは格差があるのです。嵐山町はないですから、その分が低いというような状況があるわけです。

ご質問は、人員を減らさず、人件費を抑制してきたことがあるのかと、こういったお話でございしますが、先ほど来お話をさせていただいておるとおり、人事院勧告に準拠という形で行ってきたと。

一概に人件費を抑制する、では職員の給与を低く抑えればいいのかと、こういうことではないのだと思うのです。一つの指標として、ご案内のとおりラスパイレス指数というものがあります。これについては、嵐山町はここ数年、標準的な数値は100なのですが、それをずっと下回っています。これも郡内で見ても、今は下回っている団体は多分半分満たないくらいだと思います。どこは申し上げませんが、100を超えているところもあります。そういった中で、職員が職務に対する意欲をしっかりと持って、どうしたらやってもらえるのか。やっぱりそういったことを考える必要はあるのではないかと思います。

そういったことからして、嵐山町では人事評価制度というものを導入をし、それぞれの職員が目標を立てて、その目標をきちんと実行できました。上回る実績を残しました。ああよく頑張った。そういった職員については評価をする。給与の面でも少し上げると、こういった制度を導入することで、職員にモチベーションをきちんとしっかりと持っていただき、職務に精励をしていただく、やはりそういったことが大切だなというふうに思います。まして、嵐山町は決して多い職員数ではありません。そういった中で多くの事業を行っているわけですので、一人一人の職員にかなりの負担がかかっているものと思っています。でも、皆さん頑張ってください、何で頑張るのということだと思います。人事担当、財政担当とすれば、そういった部分はしっかりとフォローすることが必要だなというふうに思っています。

2点目のふるさと納税の関係でございしますが、ふるさと納税に関しては、これまで多くの議員の皆様方から一般質問等々でご質問をいただいております。

ご案内のとおり、このふるさと納税という制度は、制度発足当初と今の制度では大きく変わってきています。創設をされた当時の導入の目的等々が、少しさま変わりしてきてしまったと。ある一部の自治体では過剰な返礼品を設けて、かなりの財源をいただき、この制度自体の存続が危ぶまれるような状況もあったというふうに思っています。そうしたこともあって、先日大きく報道されましたが、紛争の処理委員会ですか、そういったもので「こういうのを出しました」と、そんな報道もされました。そうした中であって、嵐山町では本当に制度本来の意義、そういったものを重んじて、堅実に実行してきたというふうに思っています。

とはいうものの、やはり地域の資源を生かした返礼品をつくるだとか、あるいは最近行われている体験型の返礼品を設けて、嵐山町を知っていただき嵐山町においでをいただいて、そういったことを地域の活性化に結びつけていく、こういったことが必要だというのは、それは承知をしておるところでございます。そういった取り組みについて、一部体験型のものも設けておりますが、なかなかその実績として、正直なところ上がってこないというのはあります。担当課としても、返礼品については町単独でできることというのは少なく、事業所であるとか、関係する課であったりだとか、いろんなところのご理解だとかご協力をいただく必要があります。30年度についても、幾つかの事業者さんにご提案、ご相談させていただきました。相談はさせていただきましたが、なかなかこの制度上安定的に供給をするだとかいろんな問題があるというふうに思うのですが、そういった部分で実施をするまでには至らなかったというようなところが現実的なことでございます。

今後でございますが、この趣旨ですね、先ほど申し上げた本来この制度の持つ意義、趣旨、そういったものを尊重しながらどうしたら実現ができるのか。町の持つ資源を有効に活用し、適切に実施をし、より多くの方に町を応援していただくことができるのか。そういったことについて十分研究、検討してまいりたいというように考えてございます。

以上です。

○森 一人委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番目の人口減少の問題ですけれども、特に3歳児の教育というようなお話でございました。それで、これをやらないデメリットというお話でした。

それで、やらないというのと、今3歳児の教育が受けられないというのと、違うと

思うのですね。嵐山町の中では、毎回お話をさせていただいておりますけれども、玄関の前までお迎えに来てくれるような状況にあるわけです。教育委員会でも3歳の教育を受けたいという場合にはそういう案内をしている、これは課長答弁でもさせていただいているわけですが、そういうような状況があるわけです。ですので、どうしてもやりたいというようなことだとそういうところに行く。ですから、現状では嵐山町の公立の3歳教育は受けられないということですが、そうでない3歳教育は受けられるということでございますので、3歳児に限っては特別という考え方は持っていません。

そして、これからの少子化に対する考え方にもこれ言及するわけですが、3歳、要するに今一番基本に考えなければいけないのは年間80人になってしまったということなのです。それで、先ほどもあれしますように三十数名、保育所だけでそのような状況の、ふやしたというか、お願いをしたというか、保育園のほうで協力をしていただいた。町のほうに協力をしていただいた。それで、それだけ多いわけです。そして、それで今委員さんおっしゃったように何年には何人、何人というような話ありましたけれども、単純に考えて80人でこういった場合には、3年たつと3歳児ですから、そういうような状況が3歳、4歳、5歳、もう5年たつと80人に全部なってくるわけです。ということになってくると、どういう状況になってくるか。そうすると、保育園の待機児童というのはもちろん、なくなるわけですし、待機児童の逆が起きてしまう。そういうようなことになったときに、保育所というものはどういう状況になってくるのかというようなことになってくるわけです。

しかし、こここのところでその教育というものの動きというのが、幼児教育無償化ということで、国策で国が大きく方向を変えてきているわけですね。ですから、教育の状況というのが大きく変わってきたものというのを町が影響を受けないということはないと思いますので、当然のことですが、それらを視野に入れた形のものにこれからなっていくだろうということになってくると、その人口が大きく動いてくる。それと国策でそういうような状況が一つには多くある。そして、嵐山町の近未来というか、1年、2年、3年とたっていく中で、どういう状況になるかということになってくると、今の状況の中でも、その3歳児教育、それから保育所の全員待機児童なしでいけるような状況というのは、そんなに先に行かないで目標が達成できてしまうのではないかという感じがするのです。そういうふうになったときに、全体を見て、ど

ういう形にしたらいいのか。嵐山町の教育というもの、教育環境、子育て環境というものをどういうふうにしたらいいのかというのはもう、すぐすぐ考えていくような状況に今立たされているのではないかという感じがいたします。

ですから、来年の4月からは、3歳児は行いませんということですが、これが、そういう状況がいつまで続くのかということではなくて、大きく動いているというふうには考えております。

○森 一人委員長 続きまして、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、4番目の地域福祉人材育成事業の関係につきまして、ただいまの介護人材のほうの育成についての方針といたしまして、示しているかということのご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

介護保険制度につきましては、3年ごとの事業計画というものを策定をいたしまして、それに基づいていろいろな事業等を行っておるわけですが、その中で、サービスの見込み量等についてはいろいろ規定といたしまして、定めているわけなのですが、サービス提供する側の人材等についての定めたものというのは、今の事業計画の中には特にございませぬ。確かに今後また介護人材が不足、今もそうですけれども、そういうふうに言われているわけですので、そういった事業計画の中でも今後、第8期の計画につきましては来年策定の年になりますので、そういったことも、他の市町村についてもそういったことも盛り込んでいるのかどうか、そういったことも研究させていただきながら今後進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 3回目です。

吉本委員。

○吉本秀二委員 最初の質問1なのですけれども、これも決算ではないのですけれども、30年度の人件費を踏まえての話なのですが、来年度から会計年度が会計任用年度に変わることなのですね。これに変わると、人件費が、私も見て心配をしているのですけれども、いろんな名称の職種に組み込まれてパーセントも、一般職、非常勤は何%だとか、それから何ですかこれは、会計年度任用者が何%だとか、そういったものが総務省からいろいろ指示というのですかね、いろいろおりてきて、皆さんのほう

は大変忙しい思いをされていると思うのですけれども、こういったことが人件費にかかってくるかどうか。これも決算のあれで申しわけないのですけれども、それをちょっと非常に心配しております。ある程度固まってきたところで町のほうから説明があるとは思っているのですけれども、現在の段階でお話ししていただければ、お話を伺っておきたいと思えます。

それとふるさと納税、わかりました、よく。大変苦慮もされているし、難しい状況があるということがわかりましたのですけれども、これは質問ではなくて私の意見ですけれども、神岡ディレクターもいらっしゃるのですけれども、ああいう方に、こういったふるさと納税の何かいいアイデアを出していただけるようなことを考えていただけたらありがたいな。これはちょっと質問を離れていますから答弁は結構ですけれども、私はそのように思っておりますけれども、一つ検討をしていただければと思えます。

それと人口減少、少子化の対策ですけれども、よくわかりました。いろいろな動きによって考え方もあるよというような話でございましたので、そういったことを、いい方向にいけばいいなというふうに思っております。

それと4番目の地域福祉人材育成事業ですけれども、これはあるところで、こういった制度が続いているということがまだよくわかっていない。介護現場にいる方でも「そういう制度まだやっているんですか」というような話があったのですけれども、やはりこういういい制度をもう少し町民の方に広く知っていただいて、できればそういう介護人材を、資格を取っていただいてふやしていくというふうに頑張りたいなと思っておりますので、そのところをちょっとお話しいただければと思えます。

以上です。

○森 一人委員長 では、2点になります。

青木 参事兼総務課長。

○青木 参事兼総務課長 では、1点目の人件費につきましてお答えをさせていただきます。

今委員さんのほうで、来年度から新たな制度として会計年度任用職員、こういったものが始まりますと、そういったお話もいただきました。また、そういったものに加えて、先ほど人事院勧告のお話をさせていただきましたが、今、公務員の定年延長、こういったものも2年続けて勧告をされているわけでございます。今後いろんな制度

改正等々が行われると、そういったものも当然注視をしていかなければいけないというふうに思っています。

その中で、会計年度任用職員制度が始まることによって、これは待遇面が変わりますので、当然その人件費には影響があると。影響があるというのは、人件費はふえてくるものというふうに思っています。早い自治体では、どのくらいというような試算もしているわけでございます。おおむね1.3倍から1.5倍だとか、そんな試算をしているところもあるように伺っております。そういったことからすれば、当然負担はふえるというような形になるかと思えます。

ただ、今回の制度は、非常勤特別職の職を本当に限定をしたということ、あと臨時職員については基本的には会計年度に移りますよと。一部残るわけですが、待遇面をしっかりとしましょうよということとともに、待遇面がよくなれば仕事の面でも当然責任もやっぱり持たなければいけない。今以上にですね、持たなければいけないというふうに思います。当然今いる方をそのまま移行ということではなく、内容の精査をし、真に必要な職員についてやっぱり移行していくと。こういったことが必要だというふうに思っています。

これまで嵐山町では正職員以外にいろんな職の方にお勤めをいただいて、補完をしていただいてきているわけですが、こういった形というのは維持しつつ、町民サービスの向上、こういったものに努めていくと。こういった基本的な方針かなというふうには思っています。

以上です。

○森 一人委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと今の件に補足をさせていただきたいと思うのですけれども、今のままのやり方といいますか、方法ですとどうしても人はふえていくというふうに思うのです。それと人づくり政策で給料ももちろん、どんどん毎年か、変更があるたびに上がっていくでしょう。そういう中で、行政の中の仕事というのは減らないということになってくると、今の人数のままいっても委員さんおっしゃるように人件費というのはふえていってしまう。それで、これから先やっていけるのかということだと思っております。

それで、企業では何をやるかといったら、労働生産性を上げると。これっきりののですね。ですから、これを行政のほうで、何をどうやるかというのが、特に新聞な

んかにちょこちょこ出てくると思うのですけれども、窓口業務をどうするとか、何をどうすると。先日もちょっと課長会議でも話しましたけれども、さいたま市では、不動産の課税を行って調べたりするわけですから、上から飛んでパシャッと、こういうふうにやって、ぱっとやるともう何十人分の仕事がすぐできてしまうというような形のものの。

それから、これもお話ししましたけれども、横浜市では子どもの保育所への入所の状況というのを所得階層が違ふとか、どこの保育園がいいとか、こっちの地区がいいよ、あっち側地区がいいと、もういろいろ、横浜だからもうすごい数ですごい状況だと思うのですけれども、それをパシャッとやると、何十人分の。こういうことというの、すぐそこまでもう来ていると思うのですね。

ですから、そういうような状況に行かなければ労働生産性は上がらないわけですし、そういうふうなものというのはそこまで来ているので、やっぱりどこが、そういうものを視野に入れて、早く取り込めるか。それによって人件費を抑えていって、仕事がさらに進んでいくという方向がとれるのかな。それには大変初期投資というのがどうしてもかかってしまうので、金がねえところに持ってきて人もいないところに行き、そういうのをちょっと研究してみようといっても、非常に難しい状況なのだけれども、そういうものに何としても取り組んで、早く取り組んでいく者が勝ちになるかなと、そんな感じがしてます。

○森 一人委員長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 地域人材育成事業についてお答えいたします。

この事業の周知は広報紙や、あとチラシの窓口設置ということで周知していますが、なかなかやはり行き渡らない部分があると感じております。

引き続き、このあたりは、この周知に関しては強化をしていくとともに、実は今まで助成金を受けられた方の約半数弱が、施設に勤めていて、新たにまた資格を取ってスキルアップするというような方がいらっしゃいますので、今後は近隣の施設のほうにもこういう制度があるということを周知して、そこの職員の質の向上に努めていただけるといいかなと考えております。

以上です。

○森 一人委員長 以上で、総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人委員長 挙手多数。よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

◎散会の宣告

○森 一人委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時44分)

## 決算審査特別委員会

9月11日（水）午前9時00分開議

- 議題1 「認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 5 「認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について
- 6 「議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に  
ついて」の審査について

○出席委員（12名）

1番	吉本秀二	委員	2番	大野敏行	委員
3番	長島邦夫	委員	4番	青柳賢治	委員
5番	吉場道雄	委員	6番	河井勝久	委員
7番	川口浩史	委員	8番	清水正之	委員
9番	松本美子	委員	10番	安藤欣男	委員
11番	渋谷登美子	委員	12番	森一人	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

佐久間 孝 光 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	菅 原 浩 行
主 席 主 査	新 井 浩 二

---

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副 町	長
村 田	朗	税 務 課 長
馬 橋	透	税 務 課 課 税 担 当 副 課 長
岡 野	富 春	税 務 課 収 納 対 策 室 長
高 橋	喜 代 美	町 民 課 長（戸 籍 ・ 住 民 担 当 副 課 長 兼）
大 島	行 代	町 民 課 保 險 ・ 年 金 担 当 副 課 長
山 下	次 男	長 寿 生 き が い 課 長
藤 永	恵 子	長 寿 生 き が い 課 長 寿 生 き が い 担 当 副 課 長
簾 藤	久 史	長 寿 生 き が い 課 包 括 支 援 担 当 副 課 長
山 下	隆 志	上 下 水 道 課 長
深 澤	清 之	上 下 水 道 課 副 参 事

藤	原		実	上下水道課水道管理担当副課長
今	井	良	樹	上下水道課下水道担当副課長
永	島	宣	幸	教 育 長
堀	江	國	明	代表監査委員
畠	山	美	幸	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○森 一人委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 8時56分)

---

◎諸般の報告

○森 一人委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○森 一人委員長 認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 160ページの保険税の件なのですが、県が主体となって保険税の改正が行われたわけです。若干下がっているわけですが、これ下がっている階層と  
いうか、年収といたしますかでわかりますか、伺いたいと思います。

それから、162ページの不納欠損の件なのですが、一番上の15条の7、これ滞納3年で不納欠損にしたという数です。これはそんなに昨年と数字は違ってないので、大体このくらいのペースでは仕方ないのか、ちょっと担当課としてどう見ているのか。

それから、中の15条の7の5、これが昨年00だったわけです。これ無財産ですよ、出てきてしまったのか伺いたいと思います。

それから、168から保険給付費が出てくるわけですが、今までも病気の件については聞いておりますが、30年度の何か病気の多かった順をちょっと伺いたいと思

います。

それで、国保税と後期医療との比較をちょっとしたいので、74歳で夫婦で2人世帯で、年金200万円の年収だと、そういう家庭ではどのぐらいの保険税になるのか伺いたいと思います。

○森 一人委員長 以上4点になります。順次答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、国民健康保険税の下がっている世帯の階層ということなのですが、こちらにつきましては30年度の実数は出ておりませんが、30年度課税するとき、29年度と同条件で試算したのがありますので、そちらが参考になると思いますが、そちらの数字で言いますと、基礎所得額が100万円未満、こちらの世帯については多く下がるという、そのときに2,784世帯を比較しているのですが、その中で990人のところで所得100万円未満で多く下がっています。それから、金額がほとんど上がらない世帯、こちらも所得200万円未満、こちらの世帯がほとんど上がらないという数字が出ております。

以上です。

○森 一人委員長 岡野室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは不納欠損につきましてお答えをさせていただきます。

まず、15条の7の第4項のほうですけれども、これは委員さんおっしゃるとおり処分をして3年後に時効になるものでございますけれども、この件数と金額については、実際に調査をして、収入がないですとかそういった状況が確認できたもので、この件数、金額については担当課としては妥当であるかなというふうに考えております。

続きまして、5項のほうですけれども、これは実件数2件ということですが、1件は外国人の方で、もう帰国されてしましまして、回収の見込みがほぼないということで、即時で欠損をしたものです。

もう一件については、課税をしてから5年以上たったものについて、県税のほうの指導もございまして、既に処分停止をしていて、何年か後には欠損になるものでございますけれども、課税をして5年過ぎているものについては、本来5年で何もしなければ時効ということもございまして、そういった指導もございまして、その分を即時に欠損したものでございます。

以上です。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私から国民健康保険の保険給付費のうち病気の多かった順をお伝えいたします。

平成30年度中の医療費で分類ごとに見ますと、入院で多かったものが1位で新生物、医療費の21.6%、2番目が循環器系18.9%、筋骨格系9.5%が3位、4位が精神で9.3%、5位が消化器系で7%です。外来におきましては、1位が血液17.3%、2位が内分泌13.1%、3位が尿路性器12%、4位が新生物で10.2%、5位が循環器系で10%、少し少なくなりますが、6位で筋骨格系7.3%、7位が消化器系で5.5%になります。

そうしまして、主な病気ということでしたが、30年度中に10万点以上、医療費で100万円以上かかったものが199件ありました。そのうち、さらに狭めますと20万点以上が34件、もう少し絞り込みまして30万点以上になりますと13件となります。非常に高額なものとしましては、例えば大動脈瘤ですとか心臓の僧帽弁膜症不全ですとか、脳腫瘍ですとか、そういったものが大変高額な医療となっております。

以上です。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、74歳で2世帯の、年金年収が約200万円の世帯の国民健康保険税ですけれども、こちらのほうは約8万2,200円という形になっております。

以上です。

○森 一人委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

後期高齢者医療につきましての保険料につきましては7万8,600円となります。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。

保険税なのですけれども、そうすると200万円以下は、100万から200万円は大体横ばいと、100万円以下から下がっていると。そうすると200万円を超える年収のある方から上がっているという理解でよろしいのでしょうか。どの階層が一番上がっている

のか、もしわかったら伺いたいと思います。

それから不納欠損の件なのですが、一番上の表に収入未済がそのやっぱり予備群だというふうに見ていいのか伺いたいと思います。それで、この収入未済の特別徴収にマイナス2,000というのがあるのですけれども、これがどういう意味なのかわからないので、ちょっと伺いたいと思います。

それから、病気の件なのですが、がんとか循環器、筋骨格。生活習慣病というのはこの中でどれが入るのかな、筋骨格も入るのですか、ちょっと入るのか入らないのか。

今の検診がありますよね。この検診で、嵐山で病気になっている人の部分をカバーできているのか。検査し切れているのかどうか伺いたいと思います。

保険税と、後期で聞こうかと思ったのですけれども、もうここで答えていただきましたので、これはわかりました。ありがとうございました。

○森 一人委員長 3点になります。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私のほうから先に病気の関係を再度ご説明差し上げます。

筋骨格系でございますが、筋骨格系というのは主に関節症であったり、腰痛やその他関節炎等にかかわるものです。そして、生活習慣病ですけれども、それは糖尿病ですとか脂質異常症、高血圧や高尿酸血漿など生活習慣が発症原因に深く関与しているものでありまして、糖尿病ですと内分泌になります。あとは高血圧は循環器系ということになります。

そして、検診で病気になっている人をカバーできているのかということですが、国保団体連合会からの資料によりますと、検診受診者の入院、外来の関係で生活習慣病の総医療費になりますが、月当たりになろうかと思いますが、検診を受診している方につきましては一月当たり8,089円のところが、未受診者につきましては3万7,137円というデータが出ております。こういったものから考えますと、生活習慣病につきましては、検診を受けている方の医療費のほうが断然低いということで、検診の効果というのは出ているものと考えております。

以上です。

○森 一人委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透 税務課課税担当副課長 それでは、保険税の上がっている階層ということなのですけれども、すみません。先ほどお答えした平成29年度と同条件での比較なのですけれども、100万円以下のを990人と答えてしまったのですけれども、すみません、990世帯です。こちらのほうの比較なのですけれども、金額別にお答えしますと税額が同額または下がる世帯というのが2,784世帯中1,155世帯、それから年間3万円未満上がる世帯が1,137世帯ということで、半数世帯以上がほとんど上がらないという結果は出ております。上がる世帯なのですけれども、そちらにつきましては、やはり所得が300万円以上の世帯が多く含まれております。

以上です。すみません、それから162ページの収入未済額マイナス2,000円の意味なのですけれども、こちらにつきましてはその隣の還付未済額というのが2,000円同額入っているのですけれども、こちら相続放棄がありまして、還付を受け取らなかったケースでございます。

以上です。

○森 一人委員長 訂正ですか。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 1つ訂正をお願いいたします。

私が先ほど述べました検診受診者における金額でございますが、一月当たりとお答えさせていただきましたが、年額の誤りでございました。訂正させていただきます。

以上です。

○森 一人委員長 岡野室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうから収入未済につきましてお答えをさせていただきます。

その下の処分停止になるようなそういう方が今後もいらっしゃるのかということですが、この収入未済の中の方の金額に対しては今後も納付能力がある方については積極的に納付を促していきましますし、その辺の調査もして停止のほうもかけていきたいと思っておりますので、今の時点ではどのくらいとか、そういった金額については申しわけございませんが、お答えはできない状況です。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 1人当たりの医療費というのが、ちょっと計算が違っていたらあれなのですけれども、43万9,611円かな、になっているのですけれども、年間ですね、それで昨年度と比べると4万円ほど上がっている。年々、年々4万ぐらいずつというか、上がっているのですけれども、これはどういう状況なのか。

そして、嵐山町の医療費では埼玉県的位置づけとどのくらいになっているのかというのが2点目で、ゼロ歳から6歳というのが件数的には1,067件で、費用が1,161万798円なのですが、これも29年度と比べるとやっぱり医療費全体が上がっていて、これは健診を受けなかったという理由じゃないですね、ゼロ歳から6歳が上がったという理由は。ここのところがよくわからないので、その点どういうふうに分析しているのか。国保の場合は、社保と比べて健診等に行く人が比較的少ないというふうに考えたほうがよいのかどうか伺いたいと思います。

それともう一点なのですが、172ページだったのかな、疾病予防費というのの中で、らんらんポイント事業報償費で、これが12万3,000円なのですけれども、疾病予防で、多分これ歩くというやつだと思うのですけれども、参加者数というのはどのくらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私から1人当たり医療費につきましてお答えさせていただきます。

1人当たり医療費でございますが、渋谷委員さんが計算していただいた43万961円というのは、一般の費用額を国民健康保険加入者、最終の3月末現在の人数で割って出していただいた金額だと思います。1人当たり医療費ですけれども、現在国民健康保険の被保険者が年の当初と最後では大分人数が変わっておりますので、こういった1人当たり医療費を出すのに、国保団体連合会のほうでも年間の平均の被保険者数で割って出すようにしております。そういったことで、こちらのほうで計算しますと、平成30年度の1人当たり医療費が一般で41万9,859円になります。平成29年度は38万9,358円ですから、当然上がっております。そして、これは確かに年々上がっておるところなのですけれども、これはたまたまという分析がそれでできているのかということもございますが、平成30年度に大変高額な医療費が出ている件数が多くなっております。平成30年度は、先ほども1度お答えさせていただきましたが、10万点以上、100万円以上かかっている医療費が199件でしたが、平成29年度は169件でした。30件

ほど100万円以上かかる医療費のものがふえております。

そして、その中でも大変高額な医療がかかっているものがあるということをご何年かずっとお伝えしておるところですけれども、その中で、日本では皆保険制度で、誰でも皆何がしかの保険に入り、その中で保険料を納めることによって必要な医療はだれでも受けられるということになっておりますが、そういう中でたまたま嵐山の中に大変超高額な医療費の方がいらっしゃいまして、余りそういうことを表立って言うのもどうかとは思いますが、もしその方が嵐山町の国民健康保険にいなかった場合、1人当たり医療費がどのくらい違うかということになりますと、平成30年度は37万4,803円まで下がります。

ということで、その方がもちろんだうこうということではなく、必要な医療を給付しているわけですから、そのほかにも平成30年度は20万点以上の、1件が200万円以上のレセプトが34件ございました。そういう中は、やはり心臓ですとかがんです。そういったことで高額な医療費が出た件数が多かった年でもありました。ですので、そういったことで30年度も大きく上がってしまっているということもございます。

埼玉県との位置づけということでございますが、もともとの金額の40何万ということで見ますと、比企郡内ではやはり嵐山町は1人当たり医療費が1位になってしまいます。2番目がときがわで38万7,242円、3番目が川島町で38万303円、このくらいでしょうか。埼玉県の平均では、市町村平均が33万7,864円、町村平均で36万1,294円ということになります。

それと義務教育年代の上がっている理由ということですが、こういったことにつきましては小さいお子さん、義務教育のお子さんにつきましても、ご家庭で市販薬を飲むよりもお医者さんに行つて適切な処置を受けて早く治そうという意識が高まっているのではないかと思います。

続きまして、172ページのらんらんポイントの参加者でございますが、こちらは平成31年3月末での県のコバトン健康マイレージの参加者全員で460人。そのうち嵐山町独自のらんらんポイントに参加している方は191人でございます。そして、このらんらんポイントの事業の報償品が該当になりました方は1枚達成した方が170人、2枚達成した方は11人ございました。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 去年は税率を改正した年なのです。法定減免の人数をちょっと、減免も変わったわけで、法定減免の人数をそれぞれの減免率で教えてもらいたいと思うのですけれども。

それから、2点目に高額医療の問題なのですけれども、今かなり高い高額医療の人がいるというふうに話をされたのですけれども、高額医療を具体的に該当させるというのはレセプトを見て、町のほうで確認してから被保険者に通知をするという方法をとっているのではないかなというふうに思うのですけれども、そうすると医療機関との差で、最初の該当するまでに2、3カ月のタイムロスがあるのです。これは、私もここで2回入院したんであれなのですけれども、私のことを例に出して答えてもらっていいと思うのですけれども、病院に払うのはもう次の月に高額医療費も含めて病院に払う。町のほうから高額医療の請求が来るのだと、レセプトを見て確認をして払うということになると、2、3カ月後になってしまうのです。そのタイムロスというか、その間2カ月なり3カ月病院の支払いというのが、それこそ高額医療を含めて支払いをしなくてはならないので、その間がちょっと2カ月から3カ月なのですけれども、大変なのです。だから何とか措置を、その間の貸し付けだとかそういったものがないかなというふうに思うのです。

高額医療が出てしまえばそれが繰り返されますから大丈夫なのですけれども、出るまでの期間が、被保険者としては持ち出す分が多くなる期間かなというふうに思うのです。

それと高額医療の申請なのですけれども、これは代表というか、例えばうちの場合は親父の通帳に振り込まれるのです。そういう申請になっているのかどうかかわからないのですけれども、実際はそうではないのですけれども、そうすると通帳を切りかえなければならぬ。引き落としの手間がかかってしまって、被保険者であれば誰にでも支払いができるような方法というのはとれないのですか。

それから、3点目ですけれども、出生一時金が支払われていますけれども、これ特殊出生率というのが出ているのですか、出てなければいいのですけれども。

以上です。

○森 一人委員長 大きく3点になります。

馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、30年度に税率改正とともに変更しました

軽減の関係をお答えいたします。

まず、7割軽減の世帯ですけれども、世帯数662世帯、被保険者数が876人。5割軽減世帯が387世帯、694人。2割軽減世帯が386世帯、669人。合計しまして1,435世帯、2,239人でございます。

以上です。

○森 一人委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

高額医療の件につきましては、先ほど清水委員がおっしゃいましたとおり、病院でお支払いになってから戻ってくるまでほぼ3カ月近くのタイムラグがございます。これは、病院のほうから国保連のほうにレセプトが回りまして、そこで審査を受けて、またうちのほうに通知が来て、それで高額医療の請求を出させていただくという流れになっておりますので、どうしても国保連からこちらに回ってくるまでの間の期間というのが国保連のほうで審査する、またこちらのほうでもおかしいものがないかレセプト点検者のほうで審査するという期間が必要になってまいりますので、現状この期間を短くするというのは、全体的な制度上、非常に難しいものかなとは思われます。

高額の振り込みが世帯主様になってしまうということなのですが、これは大原則で、国保税は世帯主課税ということになっておりますので、世帯主様のところに振り込むというのが原則になっておりますが、お申し出をいただければ、口座のほうを柔軟に対応させていただきたいと思っております。ちょっとそういったことが広報不足で、ご理解いただいていないところもあったかと思うのですが、窓口でなり、来たときに、口座はこちらに振り込んでもらいたいと言っただけであれば対応はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○森 一人委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 失礼いたしました。

特殊出生率の件につきましては、平成30年度がちょっとわからないのですが、29年度が嵐山町1.07となります。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員、貸し付けとかそういうのはいいのですか、そういうシステムがないかどうかというのは、質問の中でありましたけれども、答えられるところ

があればあれですか、貸し付けとかそういう間の。

大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 失礼いたしました。お答えさせていただきます。

一応高額貸付基金というものが嵐山町にはございます。昨年度もちょっと1件ほどありましたけれども、現状今、限度額認定証というものが基本的には出ることが多いので、それ以上支払わなくて済むような形になって、全国的にはそういう流れになっております。

それでも、中には出せない方がいらっしゃいますので、そういった方については、なかなかちょっと難しいとは思うのですけれども、ご検討いただくことは可能と思われれます。

以上です。

○森 一人委員長 どうぞ、清水委員。

○清水正之委員 高額の支払いの関係なのですけれども、さっき言ったように2カ月から3カ月ぐらいの期間があるということなのですけれども、それを縮めるための方法として、病院の領収書とか、それを被保険者のほうから申請時に添付してするということはできないのでしょうか。

貸付制度があるということはいいとは思うのですけれども、やはりそのタイムロスなるべく短くしないと、高額に該当するような人というのは、支払いを2カ月、3カ月、それを使わなければならないということになると、本当にその部分、2カ月部分あるいは3カ月部分を高額も含めての病院への支払いになるので、その間が非常に大変なのです。だから、領収書を添付するのであれば次の月、その支払い期間がもっと短くなるかなというふうには思うのですけれども、そういう方法というのはとれるのですか。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

高額療養費につきまして、支払いが3カ月程度後になってしまうということで、早くできる方法ということですが、やはり保険給付でございますので、レセプトを確認してからその支給額が決まるということで、領収書の添付で支給額を決定することは難しいかと思えます。

入院する時期にも、例えば月末とかで限度額認定証の発行が間に合わないとかで高額の医療費をお支払いになり、支払いが難しいという方につきましては、高額療養費の貸付基金をご利用いただくですか、あとは病院さんのほうでも今では、限度額認定証の発行を若干待ってくださるとか、そういうこともあろうかと思しますので、限度額認定証をうまく利用していただきまして、限度額に至るまでの金額、多い方になると十何万ということになるかと思えますけれども、それにつきましては、現状ではレセプトが到着するまで待っていただくような状況かと思えますので、ご了承ください。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 領収書は、例えば日赤みたいな点数の入った領収書を発行する医療機関もあると思うのですが、点数が入っている領収書であれば、レセプトとそう変わらないかなというふうには思うのですが、その辺はどうなのですか。ただ一般的な領収書ではなくて、点数入りの、例えば日赤なんかはそういうふうな領収書を発行してくれるのですが、そういう領収書であれば、レセプトとそんなに変わらないのかなと、十分それで審査はできるのではないかなとは思いますが、いかがですか。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

確かに現在の領収書には、ある程度細分化された項目ごとに点数が入って、総点数の入っている領収書を発行している医療機関がほとんどだと思います。ですが、その領収書だけ見たのでは、診療内容もわかりませんので、大変申しわけございませんが、現状ではレセプト確認ができるまで高額療養費の支給決定はできないものと思っております。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。入れかえのみです。

休 憩 午前 9時38分

---

再 開 午前 9時39分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○森 一人委員長 認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 嵐山町の医療費の総額をまず伺います。

それと医療費の負担金が1割の人の人数と、今2割に変わったんだっけ、3割の人の人数を伺います。

○森 一人委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、負担割合の件数についてお答えいたします。

3割負担の方が153人、1割負担の方が2,553人となります。2割負担はございません。

以上です。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私のほうから医療費につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町後期高齢者医療の平成30年度医療給付の総額でございますが、19億6,056万5,925円でございます。被保険者数2,627人で割りますと、1人当たり医療費につきましては74万6,314円となります。

以上です。

○森 一人委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 同じようなことを伺うわけなのですが、疾病の傾向としてはどのような形になっているのか伺います。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、疾病の傾向についてお答えさせていただきます。

まず、件数別でいきますと一番多いものが循環器系、2番目が消化器系、3番目が筋骨格系及び結合組織の疾患、4番目が目及び附属器の疾患、5番目が内分泌、6番目が新生物でございます。

費用額の面でいきますと、1位が循環器系、2位が新生物、3位が消化器系、4位が筋骨格系及び結合組織の疾患、5位が損傷、その他の外因の影響、6位が精神及び行動の障害でございます。

件数及び費用額で、いずれも多いものが循環器系となっておりまして、循環器系というのは高血圧性疾患ですとか、虚血性心疾患のようなもののほかに高額な医療費がかかるものとしましてはクモ膜下出血ですとか、脳内出血のようなものがございます。

次に、新生物は、件数は6位でございますが、やはり費用額は大分かかりまして、2位ということになっております。

先ほどお伝えいたしました費用額で言う1番目から6番目までにつきましては、年間の費用額が1億円以上になっているものでございます。

以上です。

○森 一人委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 入院が長引くと退院を迫られるということがあるのですけれども、大体入院に、あっ、これ出てこないかな。入院の日数というのはどのぐらいになっているか、平均的に。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

入院につきましては、日数の全ての医療での総日数が3万5,856日になりますが、例えば新生物ですと総日数が2,890日になりますので。

〔何事か言う人あり〕

○高橋喜代美町民課長 はい、すみません。例えば新生物、いわゆるがんでございますが、総日数が2,890日ですが、それに対する件数が230件ですので、割りますと1レセプト当たりの日数は12日ほどになるかと思えます。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 後期も嵐山の医療費というのは多いほうに入るのですか、ちょっと順位がわかりましたら。

○森 一人委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

1人当たり医療費でございますが、先ほどお伝えしたとおり、嵐山町の1人当たり医療費は74万6,314円、そうしまして、埼玉県平均は77万3,273円。郡内におきまして一番高いところが、ときがわ町で84万3,959円、2番目が小川町で81万531円、3番目が川島町で79万5,685円、4番目が鳩山町で76万2,517円、5番目が滑川町で75万6,579円、そしてその次が6番目で嵐山町の74万6,314円になりまして、7番目が吉見町で74万205円となります。ですので、後期高齢者でいいますと、郡内でも6番目ですので、低いほうになるかと思えます。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか、先ほどの国保が高かったのですよね、これが後期になると低くなるという、何か同じような傾向になるのかなと思ったら、何かつかめていいますか、こういうことが言えるのではないかという原因が。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

具体的な事象でお答えすることは大変難しいと思っておりますが、国民健康保険の若い世代の方の中に、たまたまここ数年、がんですとか、そういうことが調べてみま

すと多かったということが言えます。そして、後期高齢になると75歳以上の方になると、ぐっと1人当たり費用額が減っているということで、これにつきましてはそれぞれの方の病気のかかりぐあいということになるかと思しますので、この年代になったら急に安くなった、低くなったということでの大きな原因が捉えられているわけではございません。申しわけございません。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 不納欠損が出ていないということは、長期未納者がいないという理解でいいわけですか。そういう面では、長期未納者に対する何か罰則みたいなものというのはあるのでしょうか。そうはいいながら、未納部分が残っているわけですが、全くの未納をなくすという面では、分納制度というものを活用していくというのが、罰則があるのだとすれば、そういう方法をとるということは非常に有効かなというふうに思うのですが、いかがですか。

○森 一人委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えさせていただきます。

平成30年度につきましては、不納欠損処分はゼロ件でございますので、ゼロ円です。ちなみに、昨年度は580円、1件ございましたが、今年度はありませんでした。

この収入未済につきましては、保険の性質上、ほとんどの理由が死亡ということになります。ですので、この死亡の手續にお支払いいただくとか、またお返しするとか、そういったことをすぐに手續していただける方もいらっしゃるかもしれませんが、なかなか窓口にお越しただけという理由でお支払いいただけない、送ってはいるのですが、お支払いいただけないまま持ち越してしまう。また、死亡の手續で納付書がちょっとなかなかほかのご家族の方でお支払いいただけないとかいった理由がございます。

還付の未済につきましては、ほとんどが死亡手續中のものがございます。ですので、窓口にお越しただいてすぐに手續していただければこの額もなくなるのですが、タイミングといったらちょっと申しわけないのですが、そういったもので計上されているような額だとこちらは把握しております。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 収納率が56%なのですけれども、保険証を交付できていないというか、保険証がもらえなかった人というのはいるのですか。

○森 一人委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

保険証については、全ての方に交付させていただいております。ただ、郵送で受け取りができないために戻ってきているものというものは、それはそれなり、10数件、20件弱前後ぐらいございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。再開時間を10時5分といたします。

休 憩 午前 9時54分

---

再 開 午前10時04分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○森 一人委員長 認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 介護サービスの利用の見方を見ていますと、居宅介護がふえていて、地域密着が減少で、施設介護も若干ふえていて、介護利用なしというのが減っているのです。総数はふえているのですけれども、介護サービスの利用の仕方が若干変わってきているのかなという傾向があると思うのですけれども、その点についてどのような認識なのか伺いたいと思うのです。

それともう一つ、65歳以上の介護保険の認定率、65歳から74歳と75歳以上で嵐山町、全国、県、そして比企郡の中での状況を伺いたいと思います。

それと202ページになると思うのですが、ちょっと違ったかな、地域支援事業の中で、総合支援事業の中で、これ全部で477万9,022円なののですけれども、移送支援サービス事業がその総合サービス事業の中で行えないというのはどういう理由なのか伺いたいと思うのです。

吉見町社協では、移送サービス事業を行っているのですけれども、嵐山町全体で移送支援サービス事業が行われていない理由というのを伺いたいと思います。

以上です。

もう一つ、30年で、介護給付費の中で1割負担の方と2割負担の方の人数を伺いたいと思います。

○森 一人委員長 4点になります。答弁を求めます。

藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、私から2番目のご質問と4番目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、2番目の65歳以上、75歳以上の方の認定率についてお答えいたします。嵐山町が14.7%、嵐山町の65歳以上75歳未満の方が3.6%、75歳以上の方が28%です。全国で全体の認定率が18.5%、65歳以上75歳未満が4.2%、75歳以上が32.8%です。埼玉県が全体で15.3%、65歳以上75歳未満が3.8%、75歳以上が28.6%です。

比企郡内ですけれども、まず滑川町が全体で12.5%、65歳以上75歳未満が3.8%、75歳以上が24.5%です。

続きまして、小川町、全体で15.7%、65歳以上75歳未満が3.5%、75歳以上が29.9%。  
ときがわ町が全体で15.2%、65歳以上75歳未満が3.0%、75歳以上が29.6%。  
吉見町が全体で13.2%、65歳以上75歳未満が3.2%、75歳以上が26.3%。  
川島町、全体で13.9%、65歳以上75歳未満が2.9%、75歳以上が29.7%。  
東秩父村が全体で16.2%、65歳以上75歳未満が5.5%、75歳以上が26.7%。  
鳩山町が全体で10.9%、65歳以上75歳未満が2.6%、75歳以上が22.3%。  
最後に、東松山市が全体で15.1%、65歳以上75歳未満が3.6%、75歳以上が29.2%。  
以上でございます。

続きまして、4番目の負担割合についてお答えいたします。

平成30年6月に判定をかけた方で、1割負担の方が751人、2割負担が32人、3割負担が16人、割合で申し上げますと、1割負担が約94%、2割負担が4%、3割負担が2%となっております。合計して799名です。

以上でございます。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうから2点ばかりにつきましてご説明させていただきます。

まず初めに、介護サービスの利用の仕方が変わってきているのかというようなご質問かというふうに思いますが、これにつきましては、特にそういったことはないのかなと思います。

先ほど大きな居宅介護サービスですとか、地域密着型サービスとか、施設介護サービスのことでお話いただきましたが、こういったサービスにつきましては、金額的には全てのサービスで29年度よりふえているような状況でございます。

それから、利用者人数で申しますと、こちらの主要な施策の188ページ、189ページちょっとごらんいただければと思うのですが、188ページの(6)のところに居宅介護のサービスの受給者数ということで、総数が平成30年度が465人で、29年度が438人ということで、こちらのほうも27人増加しております。

それから、地域密着型サービスにつきましては、こちらのほうは64人ということで、その前の年が88人で、こちらについては24人ばかりの減となっております。

それから、189ページの施設介護サービス受給者数なのですが、こちらは154人で、29年度の143人に比べますと11人の増加というようなことでございまして、やはり認

定者数のほうも188ページの一番上にありますが、認定者数のほうも841人ということで56人ふえているような状況でございます。

そういった中では、その利用の形態というのはそれほど変わってきていなくて、ただ先ほど未利用者数がふえているからというようなことだったと思います。確かに未利用者数については比較が198人、29年度が179人ということで19人ふえているのですけれども、こういった方たちについては、今までもそうだったと思うのですけれども、住宅改修を例えばするだけだとか、福祉用具の購入をするだけだとか、そういったことでの認定をとっておくというような方もいます。それから、家族介護をされていて、いざというときのために、サービスを使いたいといったときに使えるように認定だけはとっておいて、サービスは利用しないというような方もいらっしゃるかと思います。

それからあと、認定はとっているのですけれども、例えば入院等をしてしまったということで、入院をしてしまいますと医療のほうになりますので、介護は関係なくなりますので、そういったことで利用をされていないというようなことだと思っておりますので、それほど変化というのはないのかなというふうに思っております。

それから、次の移動支援といいましょうか、移送サービスが嵐山町で行われていない理由ということでございます。総合事業が28年度から始まりまして、吉見町は行っているのだけれどもということでしたが、確かに吉見町のほうは総合事業のほうも結構進んでおります。そういった総合事業が進んでいない市町村のほうは逆に多いということで、嵐山町もほかのサービスについては進んでいるほうなのですけれども、この移動支援サービスについてはなかなかできていないというような現状でございます。

それで、嵐山町のほうでも全然その辺について検討をしていないというわけではございませんで、生活支援・介護予防体制整備推進協議会というのを設立しまして、そちらのほうで総合事業のほうについていろいろ検討、推進等しているわけなのですけれども、そちらのほうでも検討をしまして、その中でまた移動支援の分科会というのもつくりまして、いろいろ先進地の視察等も行きまして検討しているのですけれども、なかなか実際には行けないと。それで、今わかばさんが廃止になってしまったというようなこともございます。それから嵐山病院の移転ですとか、ヤオコーさんがなくなってしまったというようなこともあって、確かにそういった移動支援の件については大変重要な問題になってきていますので、その辺について検討している。

例えば1つの今挙がっているものとしましては、嵐山病院さんですとか、介護施設

とか、あと企業の送迎用のバス等がございますけれども、そういったバスをそういった移動の支援に利用させてもらえないかどうか、そういったことも検討して、今アンケート等もとらせていただいて検討しているということでございます。

だから、なかなか難しい、この辺につきましては状況でございますが、検討を今しているということでご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 介護保険の認定率なのですけれども、いろいろばらつきがあるわけなのですが、この中で嵐山町では特に介護保険の認定率が平均的なのかなというふうな感じはするのですが、実際にどのようなことで介護保険の認定率が14.7%という形になってきていると思われるか伺いたいのと、それとひとり暮らしの方がいらっしゃると思うのですが、ひとり暮らしの方がやっぱりどうしても施設介護のほうに行かざるを得ないのかなと思うのですけれども、ひとり暮らしの方の介護保険の認定率というのは、認定率のどのくらいになっているのか。介護保険を利用される場合は、要支援1、2ぐらいだったら居宅介護でもいけるのかなと思うのですけれども、そうではない場合、どういうふうな形になっているのか、なっていたのか伺いたいと思います。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

嵐山町の介護認定率14.7%というところでございます。これが高いか低いかということでございます。こちらのほうの認定率を下げるための努力といたしましうか、上がらないための努力というのでしょうか、そういったことにつきましては、いろいろな介護予防の事業等を行っているということで、そうした介護を必要とする方がなるべくならないように。なったとしても平均寿命、それから健康寿命というのがございますけれども、そういったことで、健康寿命をなるべく延ばして、介護医療を必要とする期間を短くしようということで、いろんな努力をしているのですけれどもなかなか、ある程度やっぱり年をとってこられますと、どうしても年齢によるそういったものの必要性というのは、それについてはもうどうしようもないのかなと。ただ、若いうちのそういった介護、医療の必要性というものはできるだけ抑えていきたいなということで、いろんな介護予防の事業を展開をしているというところでございます。

それから、ひとり暮らしの方で介護保険の認定率等なのですけれども、特にひとり

暮らしとか何人かの世帯、そういったような出し方の認定率というのはちょっとしていないものですから、ひとり暮らしの方がどのくらいというのは、人数はひとり暮らしのほうはわかりますけれども、その中で介護保険をどのくらい使っているかという人数についての把握というのは出していないものから、先ほどのお答えにつきましてにはちょっと申し上げられないということで、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○森 一人委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 認定率でいきますと、高齢化率と関係なく、鳩山町はやっぱり低いですね。その状況というのは、私はなぜなのだろうかということを考えると、やっぱり移送サービスが非常に、移動が非常に細かに行けるということが一つの大きなものかなと思っているのですけれども、あと昨年までの答弁ですと、住んでいらっしゃる方の健康意識が違うのではないかという話でしたけれども、移動の自由というのはとても大切だと思うのですが、嵐山なんか移動の自由は割と弱いのかなというふうに思っているのですが、その点について伺います。あと今現在、ひとり暮らしの方はどのくらいいらっしゃるって、介護保険の中でひとり暮らしの方の認定をしていないと見守り事業と介護保険とは直接かかわっていないということになるのですか。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

近隣で鳩山町さんが認定率につきましては10.9%ということで、大変低いような状況でございます。それで、昨年もそういったご質問をいただいております。今年も、おとといたったでしょうか、ちょっと鳩山町さんのほうに電話して聞いてみたのです、何でこんなに低くいられるのというようなことで。そうしたら、やっぱり昨年と同じようなお答えで、あそこは鳩山ニュータウンさんのほうの人口が多いですから、そういったところの人たちが大変健康といたしまししょうか、そういった自分自身で興味といたしまししょうか、関心があって、何かをやりますとなるとすぐ平気で100人ぐらいの方が集まってくるというようなことで、やっぱりそういった方の、自分自身の意識が高くていろいろな事業等にも参加していただいているということがこの認定率低くなっている理由の一つなのだとということで、それ以外のことはな

かなか鳩山町さんでもちょっとわからないというお答えでしたので、また同じ答えになってしまうのですけれども、そういう状況でございました。

それから、ひとり暮らしの人数ということなのですけれども、こちらは健康いきいき課のほうで社会調査というのを毎年6月にやっているのですけれども、そちらのほうのデータということで、ひとり暮らしにつきましては678人でございます。30年度が661人ということで、17人ほどでしょうか、ふえているのですけれども、そちらのほうにつきましては、ですから、特にひとり暮らしだからどうのこうのということではなくて、こういったことで民生委員さんがこういうひとり暮らしの状況等把握をして、そういったことにかかわっていただいている、その中でそういった心配ですとか、この人についてはちょっとあれなのでというご相談といいましょうか、そういうのをこちらのほうにいただきますと、それからこちらの担当のほうでも、保活のほうで伺ったり、いろんな話を聞いたりして、そこからかかわっていくというようなことになりまして、ぜひこの人については介護保険を申請をしていったほうが良いなというようなことであればそういったことで申請をしてもらおうとか、ですからそこからのかわり合いになりますので、初めにひとり暮らしだからどうのこうのというようなかわり方というのはちょっとしていないものですから、大変申しわけございませんが、先ほどのお答えをさせていただいたということでございますので、ちょっとご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 細かいところですが、何点かお聞きをいたします。

最初に、やすらぎのトレーニングルームの指導者の業務委託の関係なのですけれども、1年間でこの金額が出ております。何人ぐらいの方が、指導者がやっていただいて、大体時間帯というのはどんなものなのか、また効果的なものをお聞きをしたいと思います。

次に、次のページ、204ページなのですけれども、おたすけサービスの運営費の補助が出ております。助けていただきたい方、助ける方、いろいろこのおたすけサービス複雑なわけですが、その運営費として出されているわけだというふうに思いますが、この補助金を出していることに対しての効果をお聞きしたいと思います。

次に、あと1点なのですけれども、205ページに徘徊高齢者の位置情報探索サービ

スの使用料ということで金額が出ておりますが、何人ぐらいの方が登録して、家族でそういう方がいる場合に登録なさっていて、使っているのだというふうに思いますけれども、何人ぐらいの方が利用しているのか、お聞きをできればというふうに思います。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、2点目と3点目についてお答えさせていただきます。すみません、失礼しました。

おたすけサービスですが、204ページのほうでは120万円という形になっております。それとは別に201ページのほうで、総合事業のほうで30万円、補助金のほうでおたすけサービス事業運営費補助金のほうで30万円で、合計150万円支出しております。委員さんおっしゃった120万円のほうは一般の分でございます、この内容ですが、社会福祉協議会のほうに委託のほうをしております、事業内容としては、庭のお手入れとか部屋のお掃除、家具の移動、ごみ捨てとかそういった、なかなかできないサービスのほうを利用させていただいております。

利用会員なのですが、男性が66名、女性が134名の合計200名で、サービスを提供していただく協力会員ですが、男性が32名、女性34名の66名です。利用件数としては、昨年度1年間で1,175件で、利用時間が1,665時間です。

利用内容は、先ほど申し上げたものが順番的に、一番多いのが庭の手入れで、2番目が部屋のお掃除、家具の移動、3番目がごみ捨て等となっております、最近はお年寄りがつえなんかで利用して歩く方が多いんで、ごみをまとめることはできるのですけれども、集積所までつえをついてなかなか運んでいくということができないというようなこともございまして、集積所までの運搬だけお願いしたいというようなサービスもふえておりまして、非常に助かっているということで声を聞いております。

続きまして、3点目の徘徊、205ページの徘徊高齢者位置情報探索サービスなのですが、GPSを利用したサービスになっております。昨年度の利用者は3名でございます。セコムのように委託をしております、徘徊する方は決まったバッグなんかを持ち歩くようなことが多いので、バッグとかそういうものに入れておいていただいて、実際徘徊してしまった場合にはそのGPSでもって探索をすることができます。

以上です。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうからはやすらぎトレーニンググループの関係につきましてお答えのほうをさせていただきます。

指導員さんのほうは何人かということなのでございますが、30年度につきましては1人だったと思いますが、それが実際は2人とか3人来ているのですけれども、それは交代でといいたいまいしょうか、そうなっていますので、1人体制で実施をしていたということでございます。

それで、このトレーニンググループにつきましては、健康いきいき課のほうの担当分といいたいまいしょうか、それと長寿生きがい課で担当している介護予防のほうでやっているというところで、長寿につきましては一応木曜日、金曜日分が長寿のほうでやっているというようなことでございます。木曜日については10時から4時まで、それから金曜日につきましては10時から7時まで、それで全103日間の実施をしたと、開所しました。

利用者につきましては、延べ人数といたしますと4,610の方が利用していただきまして、1日平均としますと45人の利用者があったということでございます。

以上でございます。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 何点かお聞きしますけれども、今最後に説明していただいたやすらぎの関係なのですけれども、健康いきいきとどのように分かれてやっているのかなというふうな感じも持ったところでございますけれども、木曜日、金曜日にはほぼ担当しているのだということでございますけれども、高齢者が、またはこの介護の関係で使うというふうなことになる、その指導員という方がやっぱり健康いきいきとちょっと違うような気がするのですけれども、お一人の方が全てに対応して、健康いきいきのほうも長寿の方もお一人の方が対応しているということなののでしょうか、ちょっとそこら辺がわからなかったものですから。

それとおたすけサービス、何年かもうたちますけれども、最初は戸惑ったような事業で、なかなか難しいのだという話を聞きましたですけれども、こういう数字を聞くと会員数も多くなるし、利用者も多くなるし、すき間的な仕事を、こんなこともやってもらえるのかなというふうなものもやっていただくように、非常に効果が出てきているなというふうに思います。

そういう状況において、私は商工会だと思ったのですけれども、これはあれですか、

社協だったですか、この120万円という数字が妥当なんでしょうか。やっぱりこれだけ会員数もふえたり、利用者もふえているとなると、確かにごみ出しだとか、ごく普通の、簡単なことですがけれども、そこまで歩いていくというのは大変な方もいらっしゃるでしょうから、さらに伸ばしていくには、人口はもちろん減少していますけれども、高齢者の部分はふえていくわけですから、その点をどのように課としてお考えなのかお聞きをします。

GPSについてはわかりましたので、結構です。

○森 一人委員長 2点です。山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、やすらぎのほうの関係でお答えをさせていただきます。

トレーナーさんにつきましては、1人の方がある程度毎日といいたいでしょうか。そういった方の休みだとかいろいろ勤務状態によってほかの方が来るときもあるのですが、1人では見ています。このトレーニングルームを使用していただくにつきましては、一番最初にそのトレーナーさんの指導を受けて、講習を受けていただかないとその後使えないということでございますので、初めに大体そのトレーナーさんがこういった方の状態ですとかいろいろ把握をして、それでこのメニューといいたいでしょうか、ある程度を決めていくということですので、それをしてしまうと、あとはその人の自由状況によっての使い時間とかとなりますので、特にその辺のところは問題ない。

ただ、人数が多くなるとその辺が問題になりますので、一遍に皆さんが使っているとですね。ですから、その辺の目が届くようにということで、今年からは全ての時間ではないのですが、2人体制といいたいでしょうか、そういったことをとらせていただいたということでございます。今年の予算をお願いするときに、和室をトレーニングルームに改修したりとかして、広く使えるようになるということもあって、今年度からは2人体制をとっていただくようなことで今はやらせていただいているところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、2点目のおたすけサービスについてお答えさせていただきます。

このおたすけサービスの仕組みなのですが、町からの委託は町の社会福祉協議会の

ほうに委託をしております。実際に利用する場合なのですが、利用を希望する方が社会福祉協議会のほうに連絡をいたしまして、コーディネーターさん1名雇用しておりますので、その方が実際に利用を希望している方のお年寄りのお宅にお伺いして、家の中とか見せていただきながら、どういった利用をしたいのかということ面接してお聞きします。そこで、例えばごみ捨てとか庭の掃除とか、そういうのをお願いしたい場合には実際に利用者さんは30分300円の利用券を購入します。そこで、社協のほうで実際にサービスを提供していただく支援員さんのほうにサポーターさんのほうに依頼をいたしまして、その支援員さんが実際に庭掃除とかした場合には、1時間掃除とかそういうのをすると利用券を2枚もらいます。その利用券もらった2枚を商工会の協力店舗がたくさんございますので、そこで利用していただくという形になっております。

さらに伸ばしていくためにはというお話、ご質問をいただきましたが、29年度と比較いたしまして、利用件数としては19件の増です。利用時間は1年間で43時間の増なので、ほぼ横ばいのような状況でございました。一昨年からもそんなには変わっていないので、ここ数年は利用件数、利用時間ともほぼ横ばいですし、さらに利用のほうでご希望がふえましたら、委託料なんかについても考えていかなければいけないと考えております。

以上です。

○森 一人委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 こちらのトレーニングルームのほうなのですけども、もちろん普通のスポーツジムと同じように器具をトレーナーさんが使い方と、またあなたにはこういうものが合っているでしょうと、一般の若い方であればそうそう問題はないのでしょうけれども、やっぱり年齢の増した方が利用するわけですから、私も今年の初めごろでしょうか、年度が変わるあたりのときに一応写真を撮りに行った経緯がありますが、随分前と違って最新式な器具が入ったなど、もうそれは今年度のことですから、また話して、そのこともちょっと今説明していただきましたですけども、やはりこれは、使い方を間違えると逆にマイナスの方向もあるなど、これだけ高度の器具があると。そんな感じを持ったものですからこの質問をしたわけです。今年は今年でそれなりに合わせて対応しているということでございますから、これで結構です。

それとおたすけサービスなのですけども、コーディネーターさんがやって、真ん

中に入っていて、新しい方、またその利用状況等を把握しながらやっている事業だというふうに思います。ですから、必要があればまた不足する分等々のあれは課のほうにも入ってくるでしょう。確かに伸ばしていく事業だというふうに思いますので、そこら辺は敏感に感じ取っていただければというふうな感じに思います。いかがなものでしょうか。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えさせていただきます。

このおたすけサービスがあって、高齢者の方等につきましては大変便利といいたいでしょうか、をしているというふうなこともお聞きしております。運営につきましても、社協のほうでやっていただいている、なかなか厳しい状況だというのもちよっとお聞きしているのですが、これは一応運営費の補助金ということで出しているものがございますから、いろいろほかのところとの兼ね合いとかいろいろな面がございます、一概にすぐ補助金をふやすだとかそういったことは言えないと思うので、予算の範囲内で補助のほうはしていかななくてはいけないというふうに思いますので、こういったことでこのサービスがどんどん使っていただけるようになれば大変ありがたいことなわけですけれども、今言いましたように、補助金につきましてはそのときといいたいでしょうかになって、また検討をするというふうなことにとなろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 191ページです。この保険給付費が昨年と比べて1億4,399万3,000円増額になりました。13.4%ということがございます。昨年場合は約9,000万円の増でした。1年間のうちにこれだけ増額になっているというのは、その次にある保険給付費のサービスを見るとわかるのですけれども、担当課としてはこれだけの増額になったという分析はどのようにされているのかということも1つ。

それとこのページの中でこれだけ、保険料も約2,400万円皆さん負担がふえているわけですけれども、基金の積立金が3,600万円できているということ。そして、累計で約2億2,226万5,000円あるというふうに今答弁がありました。この辺の基金の積立金をこれから先々、この会計保険制度を安定化させていくためにはなくてはならない

ものと思います。その辺のところをどのように担当課としては考えてこの基金積立金の計上をされているのか、その2点について。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

まず、保険給付費の伸びなのですけれども、確かに年々ふえております。一昨年から30年度についても13.4%の増ということでございます。ただ、この給付費だけ見て、これで多いとか少ないかではなくて、先ほど言いましたように保険料の関係も低く抑えられている。ということは、何ていうのでしょうか、サービスをまだ使っても大丈夫だといひましようか、ぐらいの、だから安く抑えられているということだと思っております。ある程度、いろいろな介護担当としましては、先ほど申し上げましたが、予防事業等を行っているわけですけれども、やっぱり高齢化率等も高くなってきて、自然とそういったものを必要としてくる方たちが多くなってくると、ある程度はふえていっても仕方がないのかな。では、その幅がどのくらいでおさまっていけるかなというのがあれだと思っております。さっき言ったように、平均寿命は延びています。健康寿命のほうも延びているのですけれども、その差というのがありますので、そういったことをなるべく縮めるといひましようか、そういう努力をうちのほうとしてはして、こちらの費用がふえないようにはしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、基金の積立金につきましては今2億2,000万円ほどですか、30年度末現在で2億2,000万円ほどあるわけなのですけれども、この介護保険制度でいうと、原則としては3年ごとに事業計画を作成していますが、その3年の中でそういったものを使い切るといひましようか、何か制度としてはあるらしいのです。ただ、そこで全部積立金を使ってしまうと、一気にその次になって今度は保険料をぱっと上げなくてはならないので、その辺のことも考えながらこの基金については使用していかなくてはいけないのかなと。

この7期の基金の取り崩しについては1億7,500万円を取り崩して、その給付といひましようか、あれに充てましようという計画になっているのです。昨年度、7期については30年度から始まっていますので、昨年度たしか2,900万円、今年が6,000万円の取り崩しの予定としていますので、まだ8,900万円ですか、1億7,500万ほどを見込んでいますので、31年度ではある程度基金を繰り入れてやってもまだ残が出る。それ

で、また新たな第8期の計画を策定していく。保険料につきましてはなかなか現状維持というのは難しいかと思えますけれども、その辺をなるべく上げないようにということで、利用のほうはしていきたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 ここは、よく嵐山町の場合はこれだけの基金が積み立てられているという状況は非常に担当課の努力を評価したいと思います。それで、何にしても1億4,300万円と保険給付費が1年のうちでふえてしまうということになってしまうと、2億2,000万円ぐらいあっても取り崩さなくてはならないということになりますよね。だから、今後もその、今基金は3年ごとに使い切っていくような形の説明がありましたけれども、1億4,000数百万円という金額の保険給付費が毎年ある程度増額になっていくのだというようなことを担当課として持つておかななくてはならないということになってくるのか、その辺はどうなのだろう、いわゆる増額になってくるべきものというのは、今回1億4,300万円だったのですけれども、このぐらいのふえ方が今後もあり得るとというのが担当課の考え方なのかな、その辺を聞いておきます。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

確かに29から30年度の伸びというのは結構大きなものがございました。担当課としてはそういったことが今後起きても大丈夫なように、予算等についても確保していかなくてはいけないのかな。今年の今までの状況を見ますと、それほど前年と変わらないぐらいの、今までの推移で来ていますので、やはり今年度の支出についてもこの額以上にはなるのかなということで推測をしていて、それがどこまで抑えられるといいんでしょうか、低くなるかというのが今後なのだとは思いますが、その辺についてはなかなか見通しが難しいのですけれども、担当課としましては、先ほども申し上げましたとおりなるべく、ただ介護保険のほう、必要な人には必要なだけといいいましょか、十分に使っていただいていた方がいいわけですが、そういった必要のないような状態といいいましょか、そういうようにしていきたいという努力は今後していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 やっぱりこの介護保険は、意外と「きたよ」ということで、金額を聞くと「このぐらいだ」とかといって「高いよ」というね、一般の納税者の声は聞きますよ。今のその説明が、ある程度介護保険に加入するときとかあるではないですか、65歳とかになったときの。そういった説明の中に織り込んでいくということも必要になってくるのではないかと。要は、1億4,300万円の保険給付費がふえましたと、30年の決算では。保険料のほうも約2,400万円ふえましたと。そのような数字をある程度、何歳になったから保険料を負担してくださいではなくて、そういったようなことの説明の中に、納税者に対して説明をするというようなことがあってもいいと思うのです。

私も介護保険のやつをもらったのだけれども、等級を見ただけで、そういうのはないのよね。そういうことを含めてその辺を今後の改善点にさせていただきたいと同時に、さっき鳩山の件がありましたけれども、ああいうことをさらに研究して、嵐山町の認定率が低くなるということは、これはこの1億4,300万円に即はね返るわけですからね、そういうことについてちょっと答弁いただきたいと思います。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

確かに保険料についての説明というのは、そのいただくときにそういったものはしていなかったのかなど。段階の幾らになりますよというのはお送りをしているのですが、ですから青柳委員おっしゃったとおりに、今後につきましては今の状況といいでしょうか、こういうふうなのにかかっていますよというような状況もお知らせといいでしょうか、そういうのも同封して入れていければいいかなというふうにご考えております。

それから、鳩山さんとかの例もございますので、鳩山さんとかにもいろいろお聞きしながら、どういう取り組みを細かい部分でしているかというようなことも参考にさせていただきながら、今後の介護予防に取り組んでいきたいなというふうにご考えております。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 187ページの中ほどの表の職権喪失と適用除外はどういうことになるのか伺いたいと思います。

それから、次のページの居宅介護受給者がふえていると、そういうのが影響して先ほどの保険給付が大幅にふえたのかなと思っていたのですが、そういう説明がなかったもので、居宅介護はふえていいというか、皆さんから見ると軽減のほうになると思いますが、施設もふえているわけです。だから、こういうのが影響しているのかなと思ったのですけれども、ちょっとそういうのの説明がなかったので、見方として保険料のふえたのと、あるのかないかぐらいでいいです。

それから、この(7)の地域密着型、これ認知症等の件です。これなぜ減ったのか、減る理由というのが私ちょっとわからないので、伺いたいと思います。

191ページの収納状況の中で、昨年、制度に納得していない人がいるのだと、収入未済で。そういう説明があったと思うのですけれども、やっぱりその方はこの年度も支払いはしていただけなかったということなのか。当然のことながら、介護保険は使っていないということなのでしょうか。

それから204ページ、201ページ、先ほどのおたすけサービスの補助金の件なのですが、これは何、一本にできないのですか、何か2つあるというのはわかりづらいというか、いろいろやっているのですよというのを見せたいような感じがしましたので。

以上です。

○森 一人委員長 順次答弁を求めます。

藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、私のほうから1番目と4番目のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、1番目のご質問の187ページの職権喪失と適用除外についてですけれども、職権喪失といいますのは、通知等をお送りしても戻ってきってしまう方がいらっしゃるしまして、実際に自宅のほうへ訪問してもいらっしゃる様子がないということで、しばらくの期間そういったことが続いている方につきましては、町民課のほうと連携をさせていただいて、そちらに住んでいる実態がないというふうに思われる方については、職権で資格を喪失をさせていただくという処理をさせていただいているものです。

それから、適用除外につきましては、嵐山町の嵐山郷さんという施設に入所されている方で、65歳以上になられた方の場合、こちらに入所されている方は、介護保険のほうは適用除外という扱いになるものですので、この除外の処理をさせていただい

ております。

以上でございます。

それから、4番目の昨年度、制度に納得ができないのでということで納めていただけなかった方がいるというお答えをさせていただいたかと思うのですけれども、そのうちのある方につきましては、ご家族が介護保険のサービスを利用されていらっしゃるにしまして、そのご家族のほうはその当時も介護保険料は納めていただいていたので、そういったことも考えていただけたのか、税務課と長寿生きがい課のほうで訪問させていただいて、制度のご説明をさせていただいたりもしてお考えいただいたのか、今年度については納めていただけるようになっております。

以上です。

○森 一人委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうから5番目のおたすけサービスを一本にできないかという点につきましてご説明させていただきます。

120万円が一般の方、30万円が総合事業という形になっておりますが、この点につきましては、おたすけの利用する割合というのが大体2割ぐらいの方が総合事業の方が、対象が利用しております。30万円の総合事業のほうに組み込みをいたしますと、国、県のほうから補助金のほうが入ってまいりますので、一般会計のほうを総合事業として30万円のほうを計上させていただいております。

以上です。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 では、私のほうからは、2番目、3番目の質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、居宅介護施設がふえたから保険給付費がふえたのかというようなご質問かと思いますが、これにつきましては、保険給付費のこの居宅介護サービスと、地域密着型サービスと、施設介護サービスというのが保険給付費の中の大きな割合を占めているものでございまして、これの増が給付費の増になっているということでございます。

それから、次の質問ですが、地域密着の人数が減った理由ということでよろしかったでしょうか。これにつきましては、この地域密着型サービスの内容としますと、今嵐山町のサービスを受けていらっしゃるのがグループホームの関係、それから小規模多機能居宅介護というサービス、それから通所介護というこの地域密着型サービスの

中のこの3つを受けている方がいらっしゃるのですが、その中で通所介護、デイサービスみたいな形で、そちらのほうの人数が24人減っておりまして、この24人の減というようなことになってございます。

ただ、人数は減っているのですけれども、給付費のほうはふえているのです、1,000万円ぐらいですか、ふえています。これ何でかなということ、私のほうもちょっと見てみたのですけれども、恐らくですね、ちょっとはつきりしたことがわからないのですが、デイサービスとかの関係ですので、人数が減っているのですけれども、内容ですね、ですから1件という値が1カ月での利用という形で1件になりますから、その中で、例えば週1回行っていたものが週2回、3回とか、こういうふうな形でいくと、件数は減るけれども、金額がふえてくるというようなことが考えられるのかなということ、この増になっているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。居宅を担当課としては進めているわけですよね。そういう面では、居宅がふえているというのは、施設よりはありがたいということで、今までもそういうことで言ってきていますので、そういう点で、施設がふえているというのは、この辺では保険料の大幅増になっているという、見方としてはそういうことが言えるということなのですか、ちょっとお考えを伺いたいと思います。それしかないと思うのですけれども。

191ページの収入未済の件なのですが、そうですか、ご理解いただいて納付してくれたという方がいたということで。

そうすると、この収入未済、昨年とそんなに変わっていないのです、金額が。なかなか生活が厳しいので、お支払いできないという状況があるから納付がされないという、そういう理解でよろしいのですか。

それからおたすけなのですが、この120万円を、それでは201ページのほうにまとめてしまえば、こちらで交付金が来ると言ったんだっけ、国からの助成金があれば、こちらにまとめてしまえばいいかなと思うのですけれども、それはちょっとまずいわけなのですか。

○森 一人委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

保険給付費の伸びが、施設がふえているからかということなのですからけれども、施設も当然ふえているのですけれども、居宅介護サービスもふえていますし、地域密着型サービスもふえている、全体的にふえているから増になっている。だから、施設だけということではないのです。居宅介護サービスがふえて施設が減れば、それはありがたいといいたいまいしょうか、そういったことでいいのですけれども、そういうことではなくて、全体的にふえていて、ふえているということでご理解いただければというふうに思います。

それから、あとおたすけサービスの補助金の関係でございませけれども、これを一本にということなのですからけれども、これは今まで一本にしていたのです。そうしたところ、先ほど言いましたように総合事業のほうでは、そのかかったものについては補助がいただけると。それで、その中に総合事業に関係ない人までがそのサービスを受けていて、それまで含まれているのはまずいですよねというようなことで県からご指導いただいて、渡して分けたわけなのです。ですから、一緒にするということはまずいといいたいまいしょうか、今のところ考えていませんということでご理解いただければというふうに思います。

○森 一人委員長 藤永副課長。

○藤永恵子 長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 私の方から2番目のご質問の収入未済についてお答えをさせていただきます。

収入未済額が昨年度と余り変わりが無いということですが、ページが191ページになりますけれども、普通徴収の現年度分が収入未済額が207万4,560円です。昨年度が260万2,200円でしたので、さほど変わりはないのですが、なるべく納付のほうで未納になっていらっしゃる方等からのご相談があった場合には、その方の状況をよくお話を伺いまして、分納でも、少しずつでも納めていただければそのようにこちらでも対応させていただきたいということで、税務課のほうとも連携をさせていただいて、丁寧に対応しているところであります。今後も未納の方についてもそのように対応を続けていければと考えております。

以上でございませ。

〔「生活が厳しいので、支払いができないというところの」と言う人あり〕

○森 一人委員長 生活が厳しいからというところの支払いができないのだという、そ

ういう現状はあるのかというところを把握していますか。

はい、どうぞ。藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 失礼いたしました。

そうですね、理由につきましてはさまざまなのですが、やはり生活のほうが大変な状況でという方もいらっしゃいますので、その場合には少し収入のほうをめどがついたときで、少しずつでも納めていただければというふうにご案内をしましたり、あとは健康いきいき課のほうの制度のほうにご案内できるような状況の方がおりましたらそちらのほうにもお話をつないだりはさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時19分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○森 一人委員長 認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 老朽管の調査ですけれども、特に志賀2区の場合の老朽度というのは大きいと思うのですが、それを伺います。

○森 一人委員長 今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えします。

志賀2区の団地内につきましては、一般的に下水道管の耐用年数50年とは言われていますが、それに近い年数がたっておりますので、今後団地内の管路の調査をして、管の更生等をしていく必要があります。

以上です。

○森 一人委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 若干補足をさせていただきます。

志賀2区の下水道管渠に関しましては、過去に既に調査がしてございまして、そのデータをもとに、今後は志賀2区以外の公共下水道も含めまして、計画自体を補助がいただける計画をつくって、その計画の中に志賀2区も組み込む形で老朽管に対しては整備を今考えているところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 215ページの下水道事業受益者負担金なのですが、これ昨年も聞いているわけなのですが、収入未済額が799万5,000円で、収入済みが55万円と、もう10年分できかないものが収入未済で出ているわけですね。私も初めは気がつかなかったのだけれども、これ異常な数字だなと思うのです。この収入未済は、計画的に回収しているのか伺いたいと思います。

それから、その下の下水道使用料の不納欠損なのですが、昨年見ますと16万4,000円と、今年は21万円が不納欠損ということで、収入未済は昨年、現年で980万円、今年が1,200万円とちょっとふえているわけです。こういう全体的にふえてしまっているという傾向を、ちょっと取り組みとともにどういうことが言えるのか伺いたいと思います。

ます。

それから、先ほどの質問は不明水のことだったのかな、そうではないのかな、221ページの市野川流域下水道維持管理負担金、これ不明水がと言っているのですか。不明水も入っているということなのですか。不明水は、現年度どのくらいの金額になるのか伺いたいと思います。

それから、ちょっと私の認識がなくて、川袋橋の水質調査を一般質問でしたときに、検討させてくれという答弁だったわけですが、これは水質調査は明らかにできないということでおっしゃっているのですか、環境のときにもちょっと質問しますが、再度伺いたいと思います。

○森 一人委員長 4点になります。順次答弁を求めます。

今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 一番初めの受益者負担金の件でございますが、こちらが、受益者負担金については、収入未済額がご指摘のとおり799万5,630円と現状に至っているのですが、昨年の段階でもお答えさせていただきましたように、未納になっている部分の精査をしまして、結果的には、来年度から公営企業会計も始まりますので、中を見ますと、実質時効で徴収ができないというのがほとんどになっています、実情。

それで、今現在、今年の3月にもまだ時効を迎えていない方のところにお伺いしまして徴収事務は進めているところでございます。それで、30年度の実績につきましては、こちらの滞納繰り越し分の16万1,280円、こちら22件分で、人数としては7人の方から受益者負担金をいただいているものでございます。

引き続き、今年度も今のところ6人の方から継続をして受益者負担金を徴収しているところでございます。今後につきましても、できる限り時効を迎えていない方につきましても、徴収に回って努力していく方向でございます。

続きまして、下水道使用料につきましては、不納欠損分が今年度21万194円ということでございまして、件数でいうとこちら34件になっております。34件の内訳につきましては、6件分が死亡ということで徴収ができない。残り28件につきましては、転居先不明で徴収ができなくなっています。人数でいいますと9名の方になっておりまして、1名の方が死亡で取れない。あと8名の方が、先ほどお話ししました28件分の転居先不明で徴収できないということから、30年度不納欠損をさせていただいており

ます。

それと3番目の不明水でございますが、不明水につきましては30年度、10万8,598立方の不明水がありまして、不明水率につきましては6.68%でございます。有収水に対する不明水の割合は7.2%ということになっています。それで、金額に当てはめますと944万8,026円という数字になっております。

私のほうからは以上です。

○森 一人委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 私のほうから、4点目に関しましてお答えをさせていただきます。

川袋橋の水質というお話でございました。この水質、下水の関係の水質調査、水質検査に関しましては、工業団地内の特定事業場及び県の流域管への流入点において採水をして、水質調査を行っております。

この川袋橋に関しましては、特に今でも調査は行っていない状態でございます。恐らくその下流に当たります流入点での現在の水質が参考になろうかと思えます。現状では、以前の議員さんからお話いただいて確認をしましたところ、水質の資料に関しましては、窓口で閲覧は可能というふうなことでございます。既に用意はさせていただいておりますので、ご都合のいいときにおいでいただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 215ページの受益者負担金の収入未済の件なのですが、そうするとほとんどが徴収できないと、時効でね。金額的なところはわかりますか、この799万5,000円から、もしわかったら伺いたいと思えます。

使用料のほうですけれども、収入未済が昨年よりふえているわけですけれども、原因として何か考えられることがあるのか、伺いたいと思えます。

水質の件で、220ページの下から2番目の表に、事業場排水等水質分析調査委託、そして特定事業場10カ所、流入下水道6カ所、課長がおっしゃったのはこのことなのですか、これとは別なのですか。この水質がわかって、このことなのか。これは水質の調査結果を見ることはできるのか、伺いたいと思えます。

○森 一人委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから2点目の水質の関係につきましてお

答えをさせていただきます。

委員さんおっしゃるように、この業務によって調査をしております。先ほど申し上げました合流点が、この川袋橋の直近の下流に当たりますので、恐らくその事案が起きる以前の水質等も確認できるかと思っておりますので、合流点での調査データが参考になるかと思われますという内容でお話しをさせていただきました。調査の業務に関しましては、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○森 一人委員長 今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 それでは、私のほうから受益者負担金と使用料の関係をお答えさせていただきます。

まず、受益者負担金のほうの収入未済額の内訳なのですが、ちょっと金額のほうはまだ分類していないのでお答えできないのですが、内容的には、平成6年の第1負担区から、それと平成23年度から賦課しました川島地区の負担金につきまして、合計額がここに書いてある収入未済額になるわけなのですが、若干精査したところ、今までの累計にちょっと差が、そごがありますので、そこをもう一回チェックした上で不納欠損という処理を今後していくということになると思います。

続きまして、使用料なのですが、使用料につきましては、上水の使用料が基準になりまして、下水道使用料を徴収させていただいていますので、上水担当のほうに業務委託という形で、上水と下水を一緒に徴収していただいているところでございまして、収入未済額がふえているのはうっかりして口座に入っていないとか、あとは収入が低下してお支払いがちょっと厳しいという方もあって、若干ふえていることもあるのかとは思いますが。ただ、その収入未済額の増減につきましては、その時期、時期によって変わってきますんで、確たる理由はちょっとわかりませんが、推測ではそういうような理由になってくるかと思えます。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。入れかえのみです。

休 憩 午前11時34分

---

再 開 午前11時35分

○森 一人委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○森 一人委員長 認定第6号 平成30年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 老朽管の全体の布設替え率というのはどのくらいになっているのかということと、耐震化率の進捗を伺います。

それと382ページなのですが、危機管理マニュアル策定業務委託という日本水工設計さんをお願いして実際にできたと思うのですが、危機管理マニュアルで、嵐山町の水道に関してどのようなことが課題になっているのか伺いたいと思います。

○森 一人委員長 2点になります。

深澤副参事。

○深澤清之上下水道課副参事 それでは、私のほうから老朽管の状況と耐震化、それから危機管理についてお答えいたします。

まず、老朽管なのですけれども、法定耐用年数40年以上を経過する管については3.2キロ、これ内径50ミリ以上という集計でありますので、50ミリ以下についてはちょっと不特定なところがございまして、申しわけありません、水道管の延長が総延長で179キロ、そのうち40年以上経過する管については3.2キロ、比率で申しますと1.8%ということでございます。

耐震化率なのですけれども、耐震管率というようなことでお答えを申し上げたいと思います。内径50ミリ以上の配水耐震管、やはり総トータル179キロメートル、耐震管である水道管の延長が22.7キロメートルで12.7%、昨年よりも0.1%の増加ということになっております。

それから、危機管理についてでございますけれども、私ども水道事業に従事する者にとりますと、需要者に対しまして安全でおいしい水道水を安定的に供給すること、生活のための水の確保が求められているところでございまして、給水に支障を及ぼすようなリスクを想定して、このリスクを回避、低減するような危機管理対策が必要なために、この危機管理につきましては、厚生労働省の危機管理対策関係のマニュアル等で申しますと、10項目ぐらいな項目があったかとも思うのですけれども、特にこの中で、全てのものを、10項目全部でなくて、地震と風水害について検討をしまいいりました。

そこで検討して、特に地震につきましては、一番脅威と申しますと深谷断層による想定される地震最大震度6.7、この地震による水道管推定被害85カ所というような試算が出ております。また、これ85カ所の破断等が起きると、町全体の断水というようなことになってしまうわけなのですけれども、応急給水実施体制をしっかりとしておくとなりますと、給水車両が1日当たり5台必要ということと、応急復旧人員については、日当たり40人ほど必要とされているところが想定内容として出てきているわけなのですけれども、町内ではこれだけの被害対応は困難ということにもなるために、応援事業体の協力を得ながら対策を講じていくというような考え方になっております。

また、風水害におきましては町内の大型、特に台風等によった場合に、水道施設への倒木等により水道施設が機能しないおそれがある。地震発生時と同様に応急給水体制をとる必要があるということになっております。やはり町内では対応困難というときには、応援自治体の協力を得ながら応急体制をとっていくというようなことで考え

ているところでございます。

以上です。

○森 一人委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、先ほどよくわからなかったのですけれども、40年以上の50ミリ以上の管が3.2キロメートルあって、それについてはまだ全く対応していないということなのか、それともその中の1.8%を対応したということなのか、ちょっとよくわからなかったのですけれども、その点、伺います。

あと被害対応については、これは全体的に、嵐山町の配水管を布設替えするという形では、地震と風水害には対応は困難というふうに考えていいということなのでしょうか。

○森 一人委員長 2点になります。

○深澤清之上下水道課副参事 お答えいたします。

40年以上経過している水道管が3.2キロメートルある。これは、現状でまだ修繕されていないそのままの状態の管が3.2キロあって、全体では178キロありますと、比率で1.8%になります。

それから耐震管なのですけれども、現状では179キロのうち22.7キロ耐震管にいたしました。耐震管率が12.7%になりますというような状況になっております。

失礼しました。耐震管の布設替えなのですけれども、現状といたしますと、年間に進んでいるのが距離で言うと200メートルとか、何キロというふうな整備ができていないところが実情です。これをさらに延ばしていくとなるとどういうふうなことをやっていかななくてはいけないか、もちろん技術的な職員の増強ということもあるのですけれども、そのほかデザインビルド、DBとか民間の協力を得たような仕事のやり方、今浄化槽等を大分広く整備されてきているのですけれども、PFI、そういったもので民間活力をフルに利用していかないと、今の現状ではとても耐震管の延長の延び方というのは非常に少ない延び方にしかなくなっていかないという状況にあります。

以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 代表監査委員のほうにお聞きしたいのですけれども、監査報告書の中で、監査意見書の中で、水道料金そのものは安価であることが住みよい町をつくる重

要な点なのだというふうに指摘をしているのですけれども、嵐山町の水道会計が、純利益が1億1,000万円出ているわけです。この金額というのは、1件当たりになると年間1,858円、高いというふうに思うのですけれども、どういう感想をお持ちですか。

○森 一人委員長 堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 それでは、お答えします。

決算書の369ページでは、当期純利益が、委員さんおっしゃるように1億1,800万円ほど出ております。これは損益であって、お金の動きではないわけです。お金の動き、やっぱりお金がないと資金が回りませんので、それを見るのが同決算書の384ページ、キャッシュフロー計算書と言われているものですが、今私が最初に申し上げました当期純利益、それがこのキャッシュフロー計算書の一番最初に出てまいります。それが同金額約1億1,800万円が出ております。この金額が、利益が出ているから、要するに住民の負担がその分だけ多くなっているのではないかとのご指摘だと思われましても、この金額があつてこそ、下から3番目に資金増加（減少）額1億3,249万4,712円という今年度だけのキャッシュの増加が1億3,200万円ほどあるわけです。

要するに、この利益が出ていないと、この資金増加額1億3,200万円ほどの金額が出てきません。また、この金額がないと、実はもう委員もご承知かと思ひますが、嵐山町水道事業経営戦略の中で、10年ものと40年もの計画が出ていまして、毎年管路の事業費だけでも1億1,000万円、高いところでは2億2,000万円毎年かかります。ましてや、平成で申し上げますと平成35年、36年では、35年は新浄水場5億4,000万円ほどかかります。平成36年では8億1,000万円ほど浄水場をつくるためにかかります。

したがって、毎年1億から2億ぐらいのキャッシュの増加がないと管路の事業が進まない。したがって、利益がこの半分になってしまうと。そうすると、住民の負担は当然半額になるでしょうけれども、この半分がなくなったことによって起債をしていかないとやっていけないと。そういう意味で、私は監査報告では安定供給、これは皆さん、住民の方にどういう状況があつても安定的に水を供給できる体制をつくるのが安定供給というふうに思っていますので、これだけ事業費で今後かかることが予想されている中で、当期純利益は適正であろうということで結論を出した次第でございます。

以上です。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 ということは1億1,000万円の純利益はそんなに多くないということなのかなというふうに聞いたのですけれども、未処分利益剰余金、次の議案にも影響するのですけれども、未処分利益剰余金が1億4,000万円、その大半が純利益と。それを減債積立金と建設改良積立金に回すのだというのが次の議案になるのですけれども、4条予算でこの部分を使っていくことになるのだと思うのですけれども、現在の企業債残高というか年度末の企業債残高、それから減債積立金の累計額、建設改良積立金については840万円回すわけですけれども、これ累計でどのくらいになるのですか。

これは、内部留保みたいな形になっていて、決算書の中ではなかなか見えてこないのですけれども、同時に損益勘定留保資金についてもお聞きしたいというふうに思うのですが。

○森 一人委員長 藤原副課長。

○藤原 実上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

積立金として減債積立金の残高が1億2,770万円、建設改良積立金の金額はゼロ円でございます。合計が積立金として1億2,770万円、そのほかとして未処分利益剰余金1億4,852万7,261円、損益勘定留保資金9億7,961万6,181円、引当金が3億7,940万8,777円ございまして、これから当期未処分利益の中に、既に4条で充当してしまった分2,990万円、それと長期前受金戻入というのは現金を伴わない利益でございますので、こちらのほうも差し引きをさせていただきまして、事業全体として使用可能な資金としては15億2,611万7,018円となっております。

以上でございます。

○森 一人委員長 清水委員。

○清水正之委員 企業債残高は幾らなのでしょうか。

それから、今の話ですと建設改良積立金がないということになりますと、来年の工事というのはできなくなってしまうというふうに思うのですが、少なくとも4条予算でいろんな工事については建設改良積立金を使ったり、損益留保資金を使ったりして今まで工事をしてきたかと思うのですけれども、その積立金がなくなってしまうということなのですか。何か内部留保というか、積立金の資金そのものが非常に少ないと

いうふうを感じたのですけれども、減債積立金しかないのですか、建設改良積立金はないのですか。建設改良積立金や損益勘定留保資金そのものは、水道会計の中には積み立てられてはいないということなのですか。

○森 一人委員長 藤原副課長。

○藤原 実上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

決算書の371ページをごらんいただきたいと思います。その中に利益剰余金という項目がございまして、この中に減債積立金、一番下のところの当年度末残高、建設改良積立金、当年度末残高ということで、こちらの建設改良積立金はゼロという形になっておりますけれども、こちらのほうは、毎年度、毎年度当期純利益のほうから積み立てられる金額のみ積み立ててきたわけでございますけれども、こちらのほうは、今年度は以前充当させていただいた金額プラス回せる、前年度に積み立てできる金額が19万円しかございませんでしたので、ゼロ円となっておりますけれども、先ほども申し上げたこの建設改良積立金がなくても損益勘定留保資金の部分で補うと、そういった形で4条予算の建設改良費のほうは賄えますので、その辺の資金繰りのご心配はないという形になっております。

それと企業債の年度末残高でございますけれども、決算書の389ページをごらんいただきたいと思います。389ページ上段の企業債明細書というのがございます。こちらの中で、真ん中辺に未償還残高という項目があると思うのですけれども、未償還残高の一番下の計のところに金額が書いてございますけれども、1億6,229万718円、こちらが平成30年度年度末の企業債残高となっております。

以上でございます。

○森 一人委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 367ページの一番上、資本的収入の決算額がゼロになっているのですけれども、これちょっと私調べる時間がなかったので、これ補正したのですか、確認です。

それから、369ページに不納欠損、損益修正損、ちょっと内容を伺いたいと思います。

それと先ほど去年は、純利益が9,000万円、今年が1億1,800万円と、しかも配水量は減っていて。どうして減っていて利益が上がったのか伺いたいと思います。

それとちょっと代表監査委員に伺いたいのですが、先ほど管路の整備などに今後お金がかかってくるということで、それを見込むと1億円程度の利益ではもうあって当然というか、そんな言い方で、それは何、現金で払うというお考えのことでおっしゃったわけで、そのような感じで受けたのですけれども、当然何億もするような事業を、私は現金で払うというのはおかしいことだと思うのです。今嵐山町に住んでいる人だけが負担という考え方はおかしいと思うのです。これから住まれる方、生まれる方、先ほど40年ぐらいの耐用年数だということですから、今年生まれた方ももう40歳になるわけで、立派に働けるわけですから、そういう方も負担していくべきが公共の施設だと思うのです。ですから、1億円はちょっと多くなっているのではないかなと思うのですけれども、ちょっと認識どうなのかということ。

○森 一人委員長 途中でございますが、暫時休憩をとりたいと思います。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時01分

---

再 開 午後 1時24分

○森 一人委員長 若干時間的に早いですが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

1回目の質疑の答弁からになります。

藤原副課長。

○藤原 実上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず1点目、367ページの資本的収入の決算額がゼロということで、こちらが補正があったのかどうかということもあわせてお答えをいたします。

こちらのほうは、科目設定のために、当初予算から負担金ということで1,000円上げさせていただきました。その後、主に負担金というのは、最近ですと消火栓の設置工事負担金が増える項目になっておるのですけれども、それが30年度はございませんでしたので、そのままゼロということで決算をさせていただいた状況でございます。

それと2番目に369ページ、過年度損益修正損の内容についてということでお答えいたします。平成30年度の不納欠損の主なもの、平成24年度の水道料金の未収分にかかっているのですけれども、このうちの破産が1者ございまして、こちらのほうは既に固定資産のほうの破産債権のほうに載っておりましたので、こちらと合わせまし

で合計25万8,780円、平成30年度は不納欠損させていただきました。

内容につきましては、居所不明分が14名、死亡が3名、先ほどご説明した破産が1名ということで、合計18名、53件、25万8,780円という内容でございます。

続きまして、3番目の当期純利益が上がっている理由ということでございますけれども、こちらのほうは確かに収益のほうも前年度に比べて下がっておりますけれども、同時に費用のほうも大分下がっておりまして、主に費用の面では人件費が約700万円ほど、修繕費が1,500万円ほど、それと会計基準の変更で、平成26年度から変わっておりますけれども、そちらの会計基準の変更に伴いまして退職給付引当金というのを毎年その当時、要退職給付額が7,700万円ほどございまして、それを4年に分けて計上させておりましたけれども、それがなくなったということで、その分が約2,000万円ほどございましたので、その分費用が減ったということで当期純利益もその分上昇したという内容でございます。

私のほうからは以上でございます。

○森 一人委員長 堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 それでは、お答えします。

私の説明が少しくまなかったのかわかりませんが、決算書の384ページ、キャッシュフロー計算書は、最初に委員さんおっしゃった損益計算書の中の当期純利益が出発しています。その金額が、このページの下から3番目の資金増加（減少）額1億3,249万4,712円と。要するに、このキャッシュフロー計算書というのは、利益はこのように出ているけれども、これがお金としてどの程度、どういう理由でふえたか減ったかというのをこの過程の中でマイナスが減った要因です、プラス表示はふえた要因です。それが原因で1億1,800万円の利益がキャッシュレベルでは1億3,200万円になりましたと、こういうことを表現しているわけです。この1億3,200万円は間違いなくキャッシュ増加ということになります。翌年は、細かく言いますと1億5,400万円ほどの投資があるわけです。投資はどこで表現されるかということ、この384ページの大きい2番の投資活動によるキャッシュフローというところがございますね。ここに、来年は幾つかばらけるかわからないけれども、1億5,400万円がここに支出として出るわけです。

そうすると、事前に今年度で、ちょっと足りませんが、1億3,200万円確保しておかないと、来年その投資に対する原資が確保できないと。できないということ

はどうなるかという起債に頼らざるを得ない。あるいは、今後の安定供給をするために今ストックは持っていますけれども、それを使ってしまうと、今耐用年数に応じていろいろこういうふうにやっという計画をつくっているようではけれども、不測の事態のときに全く対応できない状況になっては困るので、ストックもある程度考えているはずで。嵐山町の水道課の人たちはかなり優秀です。この辺をよく理解して、すごい計画を立てているなということで、私は決算審査のときに驚いたぐらいです。

回答になるかわかりませんが、そういうことですので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○森 一人委員長 川口委員。

○川口浩史委員 367ページの決算額ゼロ、資本的収入の。そうですか、大体1,000円という科目設定自体がちょっと驚きだったのですけれども、それ修正しないでやっまっていいのかなと思ったのですが、これ別に法的には問題ないということなのか、ちょっとそこを確認しておきたいと思います。

それから、損益の関係ですが、ちょっと金額がよくわからなくて、ここに出ている不納欠損が23万6,695円ということですよ。ところが、25万円とかという数字が出てきたり、50万円とか数字をおっしゃられたりして、実際は50万円台の不納欠損があるのだということをおっしゃったわけなのですかね。ちょっとそれを伺いたと思います。

それで、なるほどこの純利益が上がった理由というのは、人件費や修繕や会計基準の関係だということで、ああ、そういうことだったのかと。それで、有収率が平成28年は95%台あったのが29、30と93%台に落ちているわけです。これ、量で見ると17万立方メートルが地面に流れてしまったということですよ。95%台に回復すればもっと利益が上がるのだらうなと思ったのですけれども、それは見方として正しいのかどうか伺いたと思います。

それから、代表監査委員がおっしゃるのは、そういうふうに見るわけですか、なるほどね。ただ、どうなのでしょうね、9,000万円台でここ数年そんな感じがしていたのですけれども、8,000万円台、9,000万円台が多かったと思うのですが、それでも何とか健全な会計は維持できるというふうにはお考えできるのかどうか。いや、1億円

ないとだめなのだというふうになるのか、ちょっと確認なのですけれども。

○森 一人委員長 答弁を求めます。

藤原副課長。

○藤原 実上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、1番目の資本的収入で1,000円を補正しなくて法的に問題ないかというご質問でございますけれども、確かに法的には問題はございませんけれども、なかったということが明らかであれば、これは補正したほうがよかったということもございますので、これからはきちっと補正をさせていただきたいと思えます。

それと2番目の貸倒引当金、過年度損益修正損のときに25万7,800円、過年度損益修正損に計上しているのが23万3,000円ということで、その差額のご説明ですけれども、決算書の372ページをごらんいただきたいと思えます。

372ページに平成30年度嵐山町水道事業貸借対照表というのがございまして、その資産の部、1固定資産の中に(3)、投資その他の資産ということで、こちらのほうが8,400円、貸倒引当金はマイナス8,400円ということで計上させていただいていますけれども、こちらのほうは主に倒産とか、そういったとても回収の見込みが薄いというものを主にここに計上させてもらうわけですけれども、昨年度2万2,085円を含んだ金額をここに計上させていただいていたのですけれども、30年度に不納欠損を執行するに当たってこの残高を取り崩しさせていただいて、それで合計25万8,780円という合計額になるということでございまして、同じくこの372ページの2流動資産、上から3行目の(2)、未収金の下に貸倒引当金ウロコの89万1,480円というのを計上させてもらっていますけれども、こちらのほうは未収金全体に対して、このぐらいの貸し倒れがあるだろうという率を掛けさせていただいて算出させていただいた額になりまして、その金額が貸倒引当金ということで、こういう数字を計上させていただいておりますので、あくまでこれは予想の数値ということで計上をさせていただいています。この中から、実際に居所不明だったり、死亡なされたり、破産された方に対して、平成30年度は25万8,780円生じたので、この金額を投資その他の資産で計上させていただいているほかに23万3,000何がしの金額を過年度損益修正損で計上させていただいて、それで処理をしたと、そういう内容になっておるところでございます。

○森 一人委員長 不明水を改善できればもう少しこう、95%に回復すれば利益が上がるのではないかという、その見解はと。

深澤副参事。

○深澤清之上下水道課副参事 有収水量、現状で93、これが95に上がってくれば利益は上がってくるかということになれば、もちろんお金になる水量が上がってくるということになりますので、当然95という大台を超えていくぐらいのほうがいいわけなのですけれども、現実老朽管の更新等がなかなかできていない状況の中では、厳しいところがあるなど。

地上に出てきてくれる漏水であれば、すぐにでも直さなくてはいけないということで、夜中でも何でも常時施設の担当とすると、電話なんかも対応できるように持っているところなのですが、現実的にはこのあたりの本管にかかわるようなところで古いようなところについては、逐次更新していかなければ、このあたりの数値を高めていくことはなかなか難しいというふうに感じておりますので、老朽管等の更新につきましては、さらに新しい手法を講じてでも伸ばしていきたいというふうには感じておりますので、そのあたりをご了解いただければと思います。

以上です。

○森 一人委員長 堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 お答えします。

来年は1億5,400万円の投資があります。次の年は2億円ちょっとです。その次は1億1,000万円、そのまた次は2億円台の先ほど申し上げた投資があるわけです。それで、今年も1億3,200万円のキャッシュ増加で、来年1億5,400万円の投資に対しては少し足りません。足りないからどうするかといたら、もちろん起債もできますけれども、今嵐山町の水道ではストック、お金のストックですね、これが15億円あるわけです。

したがって、川口委員の質問にお答えするのは、要するにこれが8,000万円の利益になってしまったとか、7,000万円になってしまったということになると、投資に当然全然足りませんから、このストックを取り崩していかなくてはならないということになります。

それがもし不測の事態がさらに別に起きたとき、それこそ銀行がすぐ金を貸してくれるのかといたらすぐに貸してくれませんから、やっぱりこのストックを重視しなくてはならないと、不測の事態の対応するストックも必要だし。

したがって、やっぱりこの1億何千万円のこの投資に見合う利益は、前の年に出し

ていくのが安全な供給体制をつくれるだろうと、水道課の人たちがそう判断したのだと私は理解し、決算審査でもそのように理解したつもりであります。

回答になったかわかりませんが、そういうことです。以上です。

○森 一人委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○森 一人委員長 続きまして、議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人委員長 討論を終結いたします。

これより議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

◎閉会の宣告

○森 一人委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案 6 件並びに議案第47号の審査は全て終了いたしました。

4 日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れさまでした。

また、堀江代表監査委員、畠山監査委員、岩澤町長をはじめとする町理事者の皆様には、大変ご多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1 時 4 4 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

委員長